

平成 21 年

## 第 2 回大津町議会定例会会議録

開 会 平成 21 年 3 月 10 日

閉 会 平成 21 年 3 月 24 日

大 津 町 議 会

## 平成 2 1 年第 2 回大津町議会定例会 会期日程

月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	日 程	備 考
3 月 10 日	火	午前 10 時	本会議	開会、提案理由説明	
3 月 11 日	水	午前 10 時	本会議	先議承認第 1 号及び議案第 1 号から議案第 1 0 号まで質疑、討論、表決・議案第 1 1 号から議案第 2 7 号まで質疑、委員会付託	本会議終了後、 全員協議会
3 月 12 日	木	午前 10 時	委員会	各常任委員会	
3 月 13 日	金		休 会	議案等検討	一般質問締切日 各中学校卒業式
3 月 14 日	土		休 会	議案等検討	
3 月 15 日	日		休 会	議案等検討	
3 月 16 日	月	午前 10 時	委員会	各常任委員会	午前 9 時議運 一般質問順番等
3 月 17 日	火	午前 10 時	委員会	各常任委員会	
3 月 18 日	水	午前 10 時	委員会	各常任委員会	
3 月 19 日	木	午前 10 時	本会議	一般質問	
3 月 20 日	金		休 会	議案等整理	春分の日
3 月 21 日	土		休 会	議案等整理	
3 月 22 日	日		休 会	議案等整理	
3 月 23 日	月	午前 10 時	本会議	一般質問	
3 月 24 日	火	午後 2 時	本会議	委員長報告、質疑、討論、 表決、閉会	各小学校卒業式
会 期				1 5 日 間	

本 会 議

提 案 理 由 説 明

## 諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 議会行事報告
- 平成20年12月例月出納検査の結果について
- 平成21年1月例月出納検査の結果について
- 平成21年2月例月出納検査の結果について

# 平成21年第2回大津町議会定例会会議録

平成21年第2回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第1日)

平成21年3月10日(火曜日)

	1 番 金 田 俊 二	2 番 府 内 隆 博	3 番 吉 永 弘 則
	4 番 源 川 貞 夫	5 番 鈴 木 ムツヨ	6 番 大 塚 龍 一 郎
	7 番 新 開 則 明	8 番 月 尾 純一朗	9 番 坂 本 典 光
出席議員	10 番 石 原 大 成	11 番 手 嶋 靖 隆	12 番 永 田 和 彦
	13 番 松 永 幸 久	14 番 宇 野 光 廣	15 番 荒 木 俊 彦
	16 番 大 田 黒 英 生		
欠 席 議 員			
職務のため出席した事務局職員	局 長 松 岡 勇 次		
	書 記 大 隈 寿 美 代		
地方自治法第121条の規定より説明のため出席した者の職氏名	町 長 家 入 勲	総務部総務課長 兼ねて地域安全係長	桐 原 則 雄
	副 町 長 宇 野 博 明	企画部企画課長 兼ねて財政係長	木 村 誠
	総 務 部 長 首 藤 誠 治	総 務 部 長 藤 本 聖 二	
	企 画 部 長 徳 永 保 則	総務課行政係長	
	会 計 管 理 者 兼 ね て 会 計 課 長 西 村 和 正	教 育 長 宮 崎 廣 行	
	福 祉 部 長 松 永 高 春	教 育 部 長 大 塚 武 年	
	土 木 部 長 伊 東 貢	農 業 委 員 会 事 務 局 長 服 部 次 子	
	土 木 部 長 併 任 工 業 用 水 道 課 長 中 山 誠 也		
	経 済 部 長 西 本 昇 二		
	子 育 て 支 援 課 長 大 塚 武 年		

## 会 議 に 付 し た 事 件

承認第1号	専決処分を報告し承認を求めることについて (平成20年度大津町一般会計補正予算(第5号))
議案第1号	大津町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について
議案第2号	平成20年度大津町一般会計補正予算(第6号)について
議案第3号	平成20年度大津町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
議案第4号	平成20年度大津町老人保健特別会計補正予算(第2号)について
議案第5号	平成20年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計補正予算(第1号)について
議案第6号	平成20年度大津町公共下水道特別会計補正予算(第4号)について
議案第7号	平成20年度大津町介護保険特別会計補正予算(第3号)について
議案第8号	平成20年度大津町農業集落排水特別会計補正予算(第3号)について
議案第9号	平成20年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
議案第10号	平成20年度工業用水道事業会計補正予算(第2号)について
議案第11号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
議案第12号	大津町特別用途地区建築条例の制定について
議案第13号	大津町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
議案第14号	大津町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
議案第15号	大津町介護保険条例の一部を改正する条例について
議案第16号	大津町廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例について
議案第17号	大津町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について
議案第18号	町道の路線認定について
議案第19号	平成21年度大津町一般会計予算について
議案第20号	平成21年度大津町国民健康保険特別会計予算について
議案第21号	平成21年度大津町老人保健特別会計予算について
議案第22号	平成21年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計予算について
議案第23号	平成21年度大津町公共下水道特別会計予算について
議案第24号	平成21年度大津町介護保険特別会計予算について
議案第25号	平成21年度大津町農業集落排水特別会計予算について

議案第26号 議案第27号	平成21年度大津町後期高齢者医療特別会計予算について 平成21年度工業用水道事業会計予算について
------------------	-----------------------------------------------------

議 事 日 程 (第 1 号) 平成 2 1 年 3 月 1 0 日 (火) 午前 10 時 開会  
開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 承認第 1 号 専決処分を報告し承認を求めることについて  
(平成 2 0 年度大津町一般会計補正予算 (第 5 号))
- 日程第 5 議案第 1 号 大津町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について
- 日程第 6 議案第 2 号 平成 2 0 年度大津町一般会計補正予算 (第 6 号) について
- 日程第 7 議案第 3 号 平成 2 0 年度大津町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)  
について
- 日程第 8 議案第 4 号 平成 2 0 年度大津町老人保健特別会計補正予算 (第 2 号) に  
ついて
- 日程第 9 議案第 5 号 平成 2 0 年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託  
特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 1 0 議案第 6 号 平成 2 0 年度大津町公共下水道特別会計補正予算 (第 4 号)  
について
- 日程第 1 1 議案第 7 号 平成 2 0 年度大津町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) に  
ついて
- 日程第 1 2 議案第 8 号 平成 2 0 年度大津町農業集落排水特別会計補正予算 (第 3 号)  
について
- 日程第 1 3 議案第 9 号 平成 2 0 年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1  
号) について
- 日程第 1 4 議案第 1 0 号 平成 2 0 年度大津町工業用水道事業会計補正予算 (第 2 号)  
について
- 日程第 1 5 議案第 1 1 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整  
理に関する条例の制定について
- 日程第 1 6 議案第 1 2 号 大津町特別用途地区建築条例の制定について
- 日程第 1 7 議案第 1 3 号 大津町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 8 議案第 1 4 号 大津町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条  
例について
- 日程第 1 9 議案第 1 5 号 大津町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 0 議案第 1 6 号 大津町廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一  
部を改正する条例について



- 日程第 2 1 議案第 1 7 号 大津町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 2 議案第 1 8 号 町道の路線認定について
- 日程第 2 3 議案第 1 9 号 平成 2 1 年度大津町一般会計予算について
- 日程第 2 4 議案第 2 0 号 平成 2 1 年度大津町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 2 5 議案第 2 1 号 平成 2 1 年度大津町老人保健特別会計予算について
- 日程第 2 6 議案第 2 2 号 平成 2 1 年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計予算について
- 日程第 2 7 議案第 2 3 号 平成 2 1 年度大津町公共下水道特別会計予算について
- 日程第 2 8 議案第 2 4 号 平成 2 1 年度大津町介護保険特別会計予算について
- 日程第 2 9 議案第 2 5 号 平成 2 1 年度大津町農業集落排水特別会計予算について
- 日程第 3 0 議案第 2 6 号 平成 2 1 年度大津町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 3 1 議案第 2 7 号 平成 2 1 年度大津町工業用水道事業会計予算について
- 一括上程、提案理由の説明

午前 1 0 時 0 0 分 開会

開議

○議 長（大田黒英生君） おはようございます。ただいまから、平成 2 1 年第 2 回大津町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

開会に先立ちまして、去る 2 月 1 9 日、熊本市で開催された熊本県町村議会議長会定期総会において、全国町村議会議長会により、自治功労者として表彰されました荒木俊彦君に対して、ただいまから表彰の伝達を行います。荒木俊彦君、演壇の前にお進みください。

表彰状。熊本県大津町、荒木俊彦殿。あなたは、町村議会議員として多年にわたり地域の振興発展に寄与されたその発展は誠に顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。平成 2 1 年 2 月 6 日。全国町村議会議長会会長 原 伸一。

〔表彰状伝達〕

#### 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議 長（大田黒英生君） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 1 2 0 条の規定によって、吉永弘則君、源川貞夫君を指名します。

#### 日程第 2 会期の決定

○議長（大田黒英生君） 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

まず、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長松永幸久君。

○議会運営委員長（松永幸久君） おはようございます。

ただいまから議会運営委員会における審議の経過と結果についてご報告いたします。

当委員会は3月3日の午後2時から委員会A室におきまして、議会運営委員全員出席の下に、また大田黒議長に出席を願い、平成21年第2回大津町定例会についてを審議をいたしました。

まず、町長提出議案について執行部から説明を求め、その後、請願・陳情の取り扱いについて協議をいたしました。

また、議事日程、会期日程、その他議会運営全般について協議をいたしました。

なお、町長提出議案について、承認第1号から議案第10号までの11議案については先に議決すべき案件でありますので、11日の本会議において質疑、討論の後、表決することに決しました。

一般質問については、本日の町長の施政方針を聞いた後、13日の午後5時までの提出といたしました。したがって、16日の午前9時から議会運営委員会を開催し、一般質問の順番等を決することにいたしました。

会期日程については、議席に配付のとおり、本日から3月の24日までの15日間に決しました。

なお、最終日に人事案件及び契約案件が追加提案される予定です。

以上、大田黒議長に答申をいたしました。

これで、議会運営委員会委員長報告を終わります。議員各位のご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの答申並びに議席に配付しました会期日程（案）のとおり、本日から3月24日までの15日間にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月24日までの15日間に決定しました。

### 日程第3 諸般の報告

○議長（大田黒英生君） 日程第3 諸般の報告をします。

本日の議事日程並びに報告内容については、議席に配付のとおりです。

### 日程第4 承認第1号から日程第31 議案第27号まで一括上程 提案理由の説明

○議長（大田黒英生君） 日程第4、承認第1号、専決処分を報告し承認を求めることについてから、

日程第31、議案第27号、平成21年度大津町工業用水道事業会計予算についてまでの28件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 皆さん、おはようございます。今回の定例会に提出しております議案の説明に先立ちまして、町政の基本姿勢について所信の一端を述べさせていただきます。私は、昨年11月の町長選挙におきまして、議会をはじめ町民の方々の支援を受け、再選させていただき、引き続き町長の重責を担うことになり、非常に身の引き締まる思いでございます。この場をお借りしまして厚くお礼を申し上げます。

私は、1期4年間、偉大なる諸先輩方のご努力で築かれた「宝の山」大津町を掘り起こし、町議会、町民の皆さんとともにまちづくりを進めていこうと決意し、町長就任以来、町民主体のまちづくりという基本的考え方にに基づき、町政を担わせていただいたところです。

まず、「大津町のさらなる発展のための計画づくり」として、「町民主体のまちづくり」の考えから住民アンケートの実施、校区懇談会、職員を各行政区へ動員しての情報提供などを通して、町民の皆さんからご意見をお伺いしてきました。その後、町の10年間のまちづくりの基本方針となります「大津町振興総合計画」を策定させていただき、また、行財政改革の基本方針となります「大津町行財政改革大綱」を策定したところです。さらに昨年に、これらの大津町の目指すべき姿や、それを達成するための基本理念など、町民、議会、行政が共有する基本ルールであります「大津町まちづくり基本条例」を策定させていただいたところです。

幸いにして、その間人口も増加を続け3万人を突破し、企業の業績の好調もあり4年連続普通交付税不交付団体になるなど、まさしく名実ともに「元気な大津町」を議員各位や住民の皆さんとともに作り上げることができましたことに深く感謝を申し上げます。

しかし今、世界の経済状況は一変し、百年に一度の世界経済不況といわれており、先行きが不透明な状況であります。また、雇用情勢の悪化が懸念される中、雇用の確保と新たな雇用の創出を図るため緊急雇用対策本部を設置し、緊急雇用対策総合相談窓口を開設したところです。関係部・課の連携をしっかりと取りながら、全力で緊急雇用対策に取り組んでまいります。

このような厳しいときこそ皆さん方の知恵と力をお借りしながら、ともに考え、ともに行動をし、この難局を乗り切っていかなければならないと考えています。今こそ住民の皆さんの力が、これまで以上に必要なときであると思っております。

今後も行政の効率化にしっかりと取り組むとともに、健全財政に努め、長期的な財政計画に基づき、まちづくり交付金事業などの推進に努めてまいりたいと考えております。

それでは、1期4年間の取り組みと、2期目に当たっての町政全般の運営に関する基本的な考え方を申し上げ、町議会をはじめ町民の皆さんのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

第1は、「町民主体のまちづくり」についてでございます。これからの大津町のまちづくりのために、町民、議会、行政の役割と責任を明確にし、情報を共有し、そのルールとして「大津町まちづくり基本条例」を昨年9月に制定させていただきました。今後は、この条例を礎に、それぞれの役割の中で

「誰もが住みよく、誇りのもてる町」の実現を目指します。さらに、行政区ごとに職員を地区担当職員として配置しておりますので、情報を住民の皆さん方にしっかりと伝え、住民の皆さん方と話し合いを進めてまいりたいと思います。

また、今年度に、人づくりまちづくり事業として「大津まちおこし大学」を開校したところでありまして、まちを愛し、まちを大切に思う、地域のリーダーを育成していきたいと思っています。

さらに、地域通貨「水水」の取り組みを進め、町内におけるボランティア活動や環境美化活動、地域でのささえあい運動など、地域づくりへの参加を活発にしていかなければならないと考えています。

今、厳しい時代だからこそ、住民の皆さん方としっかりと手を取り合いながら知恵を出し合いながら、まちづくりを進めていくことが今まで以上に必要になっていきいていると思います。

これからも、住民の皆さんが力を十分発揮できますようにお手伝いさせていただき、町民一人ひとりが、本当の意味で住みよいと思えるまちづくりを目指します。

第2は、「農工商併進の活力あるまちづくり」についてでございます。農業を取り巻く状況は非常に厳しい状況ですが、まず農業の担い手を育て、農業所得の向上を図ることが大切であると考えています。そのために農業経営基盤の整備や環境整備が必要であり、それが経営効果を高めることにつながると考えています。むらづくり交付金事業や北部畑総事業に取り組み、農道、水路などの環境整備を行っているところであります。

迫井手地区圃場整備については、現在、埋蔵文化財発掘調査を進めており、その後、工事着手に入ることとしており、受益農家の方々と十分話し合い、省力化や生産性の向上を図り、特産品のブランド化につなげていきたいと思っています。さらに、矢護川地区の基盤整備事業についても、受益者の方々と相談をしながら推進をしていきたいと考えています。

今後とも、関係機関と十分に連携を取りながら農家の経営安定に努めてまいります。

企業誘致につきましては大津南部工業団地が長年の懸案でありましたが、完売し、企業が立地することができました。

また、本田技研工業株式会社熊本製作所には、国内の二輪車生産を集約し、世界のマザー工場としての役割が大いに期待されているところであり、本田技研南通りから国道325号への4車線化を進めています。しかし、突然の世界経済恐慌に見舞われ世界経済が低迷しておりますが、一日も早い経済回復を切に願っているところです。

そのような中、町におきましては企業誘致パートナー制度を定め、企業立地動向についての情報交換などを行い、また平成21年度から雇用対策としまして、町民の方を対象にした企業等への就職斡旋に取り組むこととしております。やはり、企業誘致に力を入れることがさまざまな相乗効果を生み、農工商併進のまちづくりにつながるものと考えており、今後も引き続き積極的に企業誘致を推進してまいりたいと考えています。

商店街につきましては、中央バス停周辺に、今後まちづくり交流センター整備を計画しており、その整備内容につきましては、住民の皆さん方としっかりと時間をかけて話し合いを進めていかななくてはならないと思っています。

旧街道沿い、上井手沿いには宿場町としての歴史があったことなどから、まちなみを歩いていて、光た風・音を感じて五感が癒されるような整備をしていきたいと考えています。さらに、肥後大津駅を、阿蘇くまもと空港の玄関口として位置づけるとともに、九州新幹線開業に向けて阿蘇観光ルートの入口としての機能強化を図ってまいります。

第3は、「少子高齢化社会に活力あるまちづくり」についてでございます。少子化につきましては、核家族化、夫婦共働き世帯が増加傾向にあり、今後も安心して子どもを産み、育てる環境づくりの支援をしていきたいと考えています。また、地域福祉計画につきましては、森地区をはじめ5地区においてモデル事業として取り組んでいただいているところでありまして、高齢者を地域で支え、ともに助け合えることができるような地域社会づくりを目指しております。

今後、3年間の活動を検証して策定した大津町地域福祉計画及び地域福祉活動計画を基に、地域福祉がそれぞれの地域に広がるように推進してまいりたいと思います。

さらに、地域包括支援センターを核として、総合的な相談と福祉情報の発信にしっかりと取り組んでまいります。

第4は、「子育ての町日本一のまちづくり」についてでございます。次世代を担っていく、町の宝である子どもたちを心身とともに健やかに、しっかりと育てていかなければならないと考えています。保育所施設整備補助金を通して定員の増を行うなどの環境整備により、保育所待機児童の解消に努めているところです。また、私立幼稚園に対する入園料補助制度を設け、乳幼児医療費補助についても小学6年生まで対象を拡大したところです。さらに、インフルエンザ予防接種の補助制度を平成21年度から3歳以上のすべての町民に対し、対象を拡大することとしています。保育園における延長保育、一時保育、休日保育など、さまざまな子育て支援施策を行っているところであります。今後も、保護者の経済的負担の軽減のみならず、身体、心理的負担の軽減を図るための支援を推進してまいります。

また、アルコール工場跡地の建物を改修し子育て支援関連の拠点として、安心して子どもを産み、育てることができるよう「子育てのまち大津」に向けて取り組むとともに、後期次世代育成支援行動計画を策定することとしております。

さらに、各学校に学習支援指導員及び特別支援指導員を配置するとともに、昨年度から大津中学校敷地内に教育支援センターを設置し、児童生徒や先生たちのさまざまな悩みに対応しながら、安心して子どもたちが学校で勉強できるよう体制を整えるとともに、子どもたちの学力向上に取り組んでまいります。

また、大津小学校の過大規模校解消のため、大津小学校の分離校の建設を進めてまいります。

第5は、「安心・安全に暮らせるまちづくり」についてでございます。身近な道路整備につきましては、側溝整備などを順次、計画的に整備を進めてまいったところです。また、永年の懸案でありました都市計画道路「駅前楽善線」に取りかかり、町の南北道路整備と駅周辺の整備を進めています。さらに、肥後大津駅周辺整備計画についての内容検討を進め、将来のまちづくりを見据えた肥後大津駅周辺整備計画のビジョンを策定することとしています。また、大津町の公共交通についての課題に総

合的に取り組むために基本方針を定め、地域公共交通総合連携計画を策定します。

防犯につきましては、小・中学校に防犯カメラを年次計画で整備をしており、子どもたちの学校生活の安全確保に取り組むとともに、役場に青色灯パトロールカーを配置し、ボランティアの方の協力で町内の防犯パトロールを実施しているところです。平成21年度には、肥後大津駅前に駅前パトロールセンターを設置し、地域づくりや防犯活動の拠点とした活動を行っていきます。

また、防犯行政無線の機器の更新に伴い、大規模災害時にも対応できるよう、双方向の通信ができるデジタル機器への更新を今年から3年間かけて整備することとしています。さらに、大規模災害時の広域的避難場所としてアルコール工場跡地の利活用を考えているところです。

第6は、「美しい自然環境を守るまちづくり」についてでございます。地下水の涵養のために水田の水張りや「環境の森」・「広葉樹の森」に植樹を実施しており、また、再生資源集団回収助成対象額を増額し、ごみの減量化と分別の徹底を図り、資源循環型社会の構築に努めているところです。

本田技研工業株式会社熊本製作所敷地内に、太陽電池の製造・販売を手掛けるホンダソルテックが立地をし、一般住宅向け商品の販売や公共・産業用太陽電池の販売を始め、またクリーンエネルギー利用を積極的に推進するために平成19年度から太陽光発電システム補助制度を新たに設け、引き続き地球温暖化対策に努めているところです。今後も、引き続き大津町の美しく素晴らしい自然環境を守り、次世代に継承できるような施策を推進いたします。

第7は、「人を大切に作るまちづくり」についてでございます。21世紀は、「人権の世紀」といわれています。人権啓発福祉センターを核として護川校区をモデルに人権啓発推進委員を配置し、人と人との豊かな関係を築き、助け合いとふれあいを大切にしようとする「人権のまちづくり」を進めているところでございます。

障害のある人や高齢者、男女などの個性や能力を認め合い、すべての人が等しくその能力を発揮できる機会を確保するとともに、一人ひとりの人権が尊重され、みんなが心豊かに暮らせる「人を大切に作るまちづくり」に努めてまいります。

第8は、「地域文化・スポーツの振興」についてでございます。平成19年度から地域づくり活動支援事業の取り組みを始めたところですが、それぞれの地域における活動において地域のつながりができ、さらに、ふるさと意識の高まりができてきたものと感じております。また、まちづくり交付金事業を利用し、文化ホールや昭和園テニスコートなどの改修整備を行ったところであり、施設の利用者も増加し、文化の振興や健康づくりにもつながるものと考えています。

平成21年度には、大津地区公民館分館の移転新築工事を行い、地域交流施設として整備することとしています。総合運動公園、総合体育館の利用促進も図り、健康づくりにつなげていきたいと考えています。すべての世代が、地域づくりやスポーツを通して、生きがいがづくりや健康づくりができる体制づくりに努めてまいります。

以上、町政全般の運営に関する基本的な考え方について、1期4年間の取組状況と今後のまちづくりにおける私の考えの一端を申し上げましたが、今までの右肩上がりの経済状況から大きく変わり、これからは非常に厳しい状況が待ち構えております。

そういうときだからこそ、みんなで力を合わせて創意工夫をしていくことが求められています。

私も、今一度初心に戻り「人と自然にやさしい 心かよいあう まちづくり」のために、そして大津町に住んでおられる方をはじめ大津町で働いておられる方など、すべての人たちが「来てよかった、住んでよか町」と思えるまちづくりのために、全力をあげて取り組んでまいります。町議会をはじめ町民の皆さんのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

続きまして、現在の我が国の財政及び大津町の財政の概要につきまして述べさせていただきます。

世界の金融市場が経済危機に陥っており、その景気後退を受けて外需面に加え国内需要も停滞し、国の当初予算編成時における我が国の経済見通しについては、平成21年度の国内総生産の実質成長率は0%、名目成長率で0.1%程度になるものと見込まれているところです。

先に内閣府が発表した2008年10月から12月期の実質国内総生産で、前年比3.3%減、年率換算で12.7%減となっており、世界の金融情勢の悪化によっては景気の下降局面がさらに厳しく、また、長くなる恐れがあるものと思われまます。

我が大津町においては、昨年度までは企業の業績の好調などにより、税収も大津町始まって以来の62億円を超え、4年連続普通交付税の不交付団体となり、多様な住民ニーズに応えるために、子育て支援や教育環境の整備、安心・安全に暮らせるまちづくりのため、各種施策の充実に取り組むとともに、財政調整基金や公共施設整備基金への積み立てを行ってきたところです。

しかし、先ほど申し上げましたように、国際金融情勢の悪化により企業の業績不振が予想されているところです。大津町においては、税収が法人町民税に頼るところが大きく、今後、法人町民税の大幅な減収が見込まれ、厳しい財政運営が強いられるものと考えられます。

基金の状況については、平成20年度末において51億円を確保する見込みでございますが、法人町民税の減収に伴います町税の減少への対応につきましては普通交付税の交付もございますが、財源不足についての対応として財政調整基金の活用をさせていただきたいと考えているところでございます。そのため、平成21年度末の基金につきましては30億円となる見込みであります。

また、現在進めておりますまちづくり交付金事業につきましては、まちづくり交付金事業計画において事業の一般財源相当分につきましては、既に公共施設整備基金へ積み立てをさせていただいておるところでありまして、経済の変動に伴う財政計画の見直しなどを行い、まちづくり交付金事業への公共施設整備基金の活用をさせていただきながら事業の推進をしてまいりたいと考えております。

一方、地方債残高につきましては、平成21年度末で102億7千800万円の見込みでありまして、5年前の平成16年度末には106億6千700万円でしたので3億8千900万円減少しております。

しかし、昨年と比較しますと、まちづくり交付金事業の取り組みによる起債によりまして、やや地方債残高が増加しておりますが、長期的財政計画の中で基金の有効な活用を行いながら、引き続き健全財政に努めてまいりたいと考えております。また、財政状況の指標であります健全化判断比率・資金不足比率ともに、大津町においては類似団体と比較しても現時点では健全な数値であります。今後の数値の推移にも十分注意を払いながら、さらに行政の効率化に努めるとともに、限られた財源の

中で優先順位をつけながら、大津町の目指すまちづくりのためにしっかりと取り組んでまいりたいと考えています。

続きまして、予算関係の提案理由の説明を申し上げます。承認第1号、専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成20年度大津町一般会計補正予算（第5号））につきまして、今回の補正は「第1表 繰越明許費」に伴うものでございます。

承認第1号につきましては、地方自治法第218条第1項の規定による議決事件ですが、急施を要しましたので同法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるとでございます。

議案第1号、あれは21年度予算の説明後にいたします。

次に、議案第2号からご説明を申し上げますと、平成20年度大津町一般会計補正予算（第6号）についてから、議案第10号、平成20年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第2号）についてまでの9議案の各会計の補正予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

主なものとして定額給付金給付事業に係るものでございまして、その他、歳入では事業等の執行残等による財源の組み替えを行い、歳出では各事業の確定に伴う補正でございます。

平成20年度の一般会計補正予算案及び各特別会計並びに事業会計を合わせて、補正予算額として歳入歳出総額から5億9千982万6千円の減額を補正するものであり、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めものです。

次に、議案第19号、平成21年度大津町一般会計予算についてから、議案第27号、平成21年度大津町工業用水道事業会計予算についてまでの9議案の平成21年度各会計予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回提案しております予算の総額は176億4千991万9千円で、前年度比3.2%減となっております。そのうち一般会計は110億1千747万2千円で、平成20年度予算に対し3.5%増となっております。

一般会計の主な財源は、町税40億7千120万円、構成比37%、繰入金16億9千222万8千円、構成比率15.4%、国・県支出金18億5千788万1千円、構成比率16.8%、町債11億6千70万2千円、構成比率10.5%などです。このほか、手元に一般会計予算等の概要を配付いたしておりますのでご覧いただきたいと思います。

平成21年度の一般会計予算案110億1千747万2千円、各特別会計予算案及び事業会計予算案66億3千244万7千円を地方自治法96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求めものです。

続きまして、そのほかの案件につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号、大津町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についてですが、国において介護従事者の処遇改善のための緊急特別対策が実施されることに伴い、条例を制定しようとするものです。

次に、議案第11号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございますが、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例を整理す



るために条例を制定するものです。

次に、議案第12号、大津町特別用途地区建築条例の制定についてですが、建築基準法に基づき特別用途地区内における建築制限のため条例を制定するものです。

次に、議案第13号、大津町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてですが、統計法の改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第14号、大津町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてですが、特殊勤務手当の一部を廃止することに伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第15号、大津町介護保険条例の一部を改正する条例についてですが、第4期大津町介護保険事業計画を策定するに当たり、介護保険料額を第3期の額から変更することに伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第16号、大津町廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例についてですが、特定家庭用機器再商品化法施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第17号、大津町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例についてですが、錦野地区農業集落排水処理施設の完成に伴い、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、条例の一部を改正しようとするものです。

議案第1号及び議案第11号から議案第17号までは条例の制定並びに一部改正ですので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものです。

次に、議案第18号、町道の路線認定についてですが、美咲野地区の1工区から第5工区までの開発完了に伴い、町道として認定しようとするものです。議案第18号は町道の認定であり、町道の認定については道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものです。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、ご承認ご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。なお、所管部長をして、それぞれ詳細説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。

これで、施政方針及び提案理由の説明を終わります。どうもありがとうございました。

**○議長（大田黒英生君）** 提案理由の説明が終わりました。

この際、念のため申し上げます。各部長の説明は、承認第1号から議案第10号まで、議案第11号から議案第18号まで、議案第19号から議案第27号までに分けて説明を求めます。

企画部長徳永保則君。

**○企画部長（徳永保則君）** おはようございます。承認第1号、専決処分を報告し、承認を求めることについて。別冊の平成20年度大津町一般会計補正予算書（第5号）お願いいたしたいと思っております。一番薄いやつになるだろうと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、補正予算書の1ページをお願いいたしたいと思っております。第1条で、繰越明許費について翌年度に繰り越して使用することができる経費を「第1表 繰越明許費」のとおりとしております。

2ページをお願いいたします。補正の内容につきましては、まちづくり交付金事業に伴う町道本田技研325号線道路改良工事の1億2千万円でございます。平成20年度の計画では、325号線の

交差点協議を踏まえて工期を約5ヶ月見まして、10月着工で年度内完了を予定しておりましたが、相続関係ほか3件の用地取得の難航及び高盛土区間の調査設計の結果、地盤が軟弱であることが判明し、この軟弱層の沈下を進行させて落ち着かせるため数ヶ月の先行盛土が必要となりましたので、工期を延長せざるを得なくなりました。

そこで、残事業費及びまちづくり交付金事業の執行上急施を要したため、平成21年1月19日付で専決処分した予算を報告し、議会の承認を願うものでございます。325号入口から420メートルの工事区間になっております。

以上、よろしくお願いいたいと思います。

続きまして、議案第2号、平成20年度大津町一般会計補正予算（第6号）についてご説明いたします。今回の補正につきましては、定額給付金給付事業関連4億8千519万2千円、子育て応援特別手当関連1千845万2千円に伴うものと、及び企業業績に伴う法人町民税の減額、まちづくり交付金事業の20年度事業確定による減額と、企業誘致に関連します基金繰入金の減額、その他各種事業の事業実績確定に伴います不用額の減額等が主な内容となっております。

まず、1ページをお願いいたします。第1条で、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億2千727万円を減額し、予算の総額を122億759万8千円とするものでございます。前年度同期比約9.56%の伸びになっております。第2条で、継続費を「第2表 継続費補正」のとおりといたしております。第3条で、繰越明許費を「第3表 繰越明許費補正」のとおりといたしております。第4条で、地方債の補正を「第4表 地方債補正」のとおりといたしております。

7ページをお願いいたします。第2表 継続費補正は、防災行政無線整備事業について、各年度事業を記載のとおりといたしております。

8ページをお願いいたします。第3表 繰越明許費補正。款2総務費及び款3民生費では、定額給付金事業及び子育て応援特別手当に係る翌年度への繰越分を、それぞれ計上いたしております。款8項2の下町門出線道路改良事業は、国道57号線沿いのジャスコから南側の下町門出線の用地が地権者の相続関係で難航しており、工事の年度内完了が困難になったため21年度に繰り越すものでございます。

9ページをお願いいたします。第4表 地方債補正。追加といたしまして、むらづくり交付金事業及び一般単独事業債について、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を記載のとおりといたしております。補助裏の75%の充当率でございます。

10ページをお願いいたします。変更としまして、各事業の確定に伴い、次のとおり変更するものでございます。2の町道整備事業は2千310万円を減額しまして、9千530万円とするものでございます。3、県道負担金は100万円を減額しまして4千270万円とするものでございます。5、まちづくり交付金事業は4億7千460万円減額しまして7億8千180万円とするものです。6、消防施設整備事業債は6千640万円を減額しまして1千180万円とするものです。7、一般公共事業債は360万円減額しまして4千10万円とするものでございます。各事業の起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同様になります。

では、歳出の方から説明させていただきます。32ページをお願いいたします。款1、項1、目1 議会費の減額補正は不用額の分でございます。

33ページをお願いいたします。目1 一般管理費は増額補正になっておりますけども、人件費等の減額は確定に伴うもので、節3 職員手当等の退職手当等まで増額になっております。プラス3名で7名分の特別負担金で増になっております。節4 共済費の減につきましては、非常勤職員共済負担金で実績見込みでの減額になります。

34ページをお願いいたします。節8 報償費の行政区協力員謝礼につきましては、世帯数の増加に伴うものでございます。

35ページをお願いします。目2 人事秘書費の減額につきましては、節13 委託料で職員健康診断の委託料の人間ドックの定額化に伴う減額でございます。

次に、36ページをお願いいたします。目5 財産管理費の減額の主なものは、節15の工事請負費で庁舎の議場改修工事、空調機改修等の残額になります。

37ページから38ページをお願いいたします。目6 企画費の減額につきましては、地域公共交通会議関連の費用が主なもので3回を2回分にしております。

目7 電子計算費でございます。38ページでございますけども、主に委託契約事業等の確定に伴うそれぞれの減額になっております。

続きまして、41ページから42ページをお願いいたします。目11 地域づくり推進費につきましては、地域づくり推進事業及び人づくりまちづくり事業の確定見込みによる減額でございます。

43ページをお願いいたします。目12 諸費、生活路線維持費補助金は、地方バス運行の利用者の減に伴うバス関係会社の運行経費補助金の増額になっております。産交バスが9系統、九州産交系統が4系統になっております。目13 財政調整等基金費につきましては1億5千万円を積み立てるものでございます。目16 定額給付金事業費は、定額給付金給付事務費関連及び定額給付金給付事業に伴うものです。

まず、概要について別紙説明資料をお願いいたしたいと思っております。薄い2枚のやつでございます。

1ページの方をお開き願いたいと思っております。別紙説明資料の定額給付金給付事業関係、子育て応援特別手当関係の別冊になります。まず、目的につきましては、景気後退下での住民の不安に対処するため住民への生活支援を行うとともに、あわせて住民に広く給付することにより地域の経済対策に資することを目的として実施するものであります。

実施主体は、町になります。経費につきましては、全額国が補助するものでございます。全額の国の補助費関係では事業費が2兆395億1千300万円、事務費が1兆9千570億円、事務費が825億1千300万円となっております。給付対象者につきましては、平成21年2月1日の基準日におきまして住民基本台帳に記録されている者、外国人登録原票に登録されている者ということになっております。

申請受給者につきましては、世帯主が基本になっております。給付額につきましては、1人につき1万2千円、ただし65歳以上及び18歳以下の者につきましては2万円。申請につきましては、郵

送、窓口申請方式を行うことにしております。申請書の発送を3月下旬に行い、受付開始を4月1日から予定いたしております。申請期限は6ヶ月、10月1日までとなります。

2ページをお願いいたします。大津町の給付金概要でございます。18歳以下が外人登録も含めまして6千358人、65歳以上の方が同じく5千842人の1万2千200人になります。この分で2億4千400万円。その以外の方々も外人登録も含めまして1万8千479人、1万2千円掛けまして2億2千174万8千円という形で、定額給付金全体としまして4億6千574万8千円となります。

では、予算書に戻りまして43ページをお願いいたします。一番下の目16定額給付金事業費でございます。節3職員手当、節7賃金等につきましては、職員の土曜日、日曜日に各地域の公民館等を巡回しまして実施する受付業務や勤務時間外手当及び臨時職員賃金を計上させていただいております。

次の44ページをお願いいたします。節11は申請書用紙及び封筒代などです。節12では、申請書の郵送代を往復分計上させていただいております。節13は電算システムの改修委託料ですが、子育て応援特別手当に係るものを一緒に取り組ませていただいております。節19は、給付金を計上いたしております。総額、事務費として1千944万4千円の合計4億8千519万2千円を計上いたしております。

次、48ページをお願いいたします。目3町長選挙費及び49ページ、目4町議会議員一般選挙につきましては、選挙費の確定に伴うそれぞれの減額でございます。

52ページをお願いいたします。款3、項1、目1社会福祉総務費ですが、次の53ページです。節28国民健康保健特別会計繰出金につきましては、給付費等の実績見込みによる減額で、介護保険特別会計繰出金は給付費の伸びによるものと報酬改定等の介護保険システム改修に伴う増額分でございます。目2障害者福祉費、節13委託料につきましては、地域活動支援センター事業の未実施による減額でございます。節19地域活動支援センター事業負担金につきましては、菊池圏域の事業確定に伴う減額でございます。節20扶助費の補正につきましては、それぞれの事業の利用実績の見込みによるものでございます。

54ページをお願いいたします。目3後期高齢者医療費、後期高齢者医療電算システム開発委託は、保険料軽減措置等のシステム開発分で全額補助になります。節28後期高齢者医療特別会計繰出金は、実績見込みによる減額です。目4老人福祉費、節8報償費は、それぞれの実績確定に伴う減額でございます。

55ページをお願いいたします。目7老人ホーム費では、節13委託料で次の56ページになります。調理業務委託の入札残が主なものでございます。

58ページをお願いいたします。目9人権教育啓発費の中で、節19の補助金で町人権・同和教育推進協議会補助金、及び2、就学前人権・同和教育研究会補助金の減額は実績見込みに伴う減額でございます。目10人権啓発福祉センター運営費につきましては実績見込みによる減額です。

61ページをお願いいたします。目1児童福祉総務費、節13委託料は実績見込みによる減額と、

子育てサポート事業委託は利用者数の増加に伴うものでございます。

62ページをお願いいたします。目2児童措置費の節20は、それぞれの児童手当の対象児童の実績見込みによる増減に伴う補正でございます。当初4万627人を見込みましたが、実績に伴って962人増加の4万1千589人となっております。

63ページをお願いいたします。目5保育所運営費につきましては、私立保育所の実績見込みによる増額となっております。

64ページをお願いいたします。目7まちづくり交付金事業は入札残になります。目8、新目でございます。子育て応援特別手当費は、事務費関連及び事業費でございます。

概要につきましては、先ほどの定額給付金同様、別紙説明資料をお願いしたいと思います。別紙説明資料の3ページをお願いしたいと思います。概要は3ページのとおりでございますけども、子育て応援特別手当は、平成20年10月30日に決定されました生活対策の一環として多子世帯の幼児教育期、小学校就学前3年間の負担に配慮する観点から、平成20年度限りの措置として第2子以降の子ども1人につき3万6千円の子育て応援特別手当を支給するもので、実施主体は町となります。

支給対象となる子どもは、平成20年度において平成14年4月2日から平成17年4月1日までの間の生まれで、平成20年3月末において3歳から5歳の子どもさんであります。そして、第2子以降である児童が対象となっております。支給対象児童1人につき3万6千円、支給先としては対象となる子どもの属する世帯主で、各世帯主による申請に基づき支給することになります。

大津町では、子育て応援特別手当として480人の3万6千円、1千728万円及び事務費として117万4千円を計上いたしております。手続き等については、先ほどの定額給付金事業と一緒に取り組むこととしておりますが、申請の内容がかなり複雑ですので、基本的には子育て支援課の窓口で直接対応させていただくことにしております。

4ページにつきましては、内容のパンフレットになります。

では、予算書に戻りまして64ページをお願いいたします。目8子育て応援特別手当費でございます。節3は、事務処理のための職員の時間外勤務手当でございます。節11は、封筒、申請書関係用紙のものでございます。節12は、振込手数料、決定通知書等の郵送料でございます。節14は、添付書類の確認用のコピー借上料でございます。節19につきましては、1人当て3万6千円の480人分の特別手当交付金でございます。事務費との合計で1千845万4千円の事業費を計上させていただいております。

65ページをお願いいたします。目1保健衛生総務費、節13委託料は妊婦健診、乳児精密健診委託は、実績見込みの補正となっております。目2予防費、節13委託料の増額は、BCGの個別接種化、麻疹、風疹対象者の拡大、日本脳炎接種者の増加によるものでございます。

66ページをお願いいたします。目4健康増進費は、各種健診委託等の実績による減額補正が主なものでございます。

67ページをお願いいたします。目6老人医療費は、次の68ページ、節28老人保健特別会計繰出金で医療給付費等の実績見込みにより一般会計繰出金を減額するものであります。目7子ども医療

費扶助費につきましては、インフルエンザ等の診療件数の増大により増額補正を計上いたしております。目8 合併処理費の節1 9、1、合併浄化処理槽設置補助金は設置数の実績見込みによるものでございます。

6 9ページをお願いいたします。款4、項2、目1 清掃総務費の節1 1 需用費の減額につきましては、指定ごみ袋の購入減に伴うものでございます。節1 9、1、環境保全組合負担金につきましてはごみ負担金の確定によるもので、補助金の4 し尿運搬補助金は実績見込みによるそれぞれの減額となっております。

7 0ページをお願いいたします。目1 農業委員会費、節1 9、1、耕作放棄地解消緊急対策事業補助金の増額につきましては反当たり基本額3 万円で2 4 アール分、それと加算額1 万円がありますのが4 万円になりまして7 3 アール分の実績によるもので、1 回のみでの交付となっております。これは全額補助になります。

目3 農業振興費の減額につきましては次の7 1 ページ、節1 9 補助金でそれぞれの事業実績に基づく減額となっております。目6 水田地域営農体制整備支援事業補助金は、引水、上陣内、中陣内のコンバイン導入の分になります。

7 3 ページをお願いいたします。目8 農地費につきましては、大菊地区の事業におきまして節1 2 役務費、節1 7 公有財産購入費は農道の一路線において地元協議ができなかったため減額し、翌年度調整するものであります。節1 5 工事請負費につきましては、農道集落道につきまして工法変更等の必要が生じたために増額するものでございます。節1 9 は、それぞれ事業確定に伴う減額が主なもので、次の7 4 ページ、8、農業用施設資源保全事業地域協議会負担金の減額は営農活動支援に関するものでございます。目9 圃場整備費では、北部地区畑総事業等の事業確定に伴うものが主なものでございます。

7 6、7 7 ページをお願いいたします。目1 3、一番下の方になります。農道管理費につきましては、南部工業団地農道整備事業の事業実績によるものでございます。

7 8 ページをお願いいたします。目2 林業振興費、節1 3 委託料につきましては、実績及び入札残に伴う減額で、節1 9、1、地域活動支援交付金についても実績に伴う減額です。

7 9 ページです。目2 商工業振興費、節1 9 補助金につきましては、ともに実績見込みに伴う減額及び補助の増額分でございます。2、店舗改装等利子補給につきましては5 件分の実績による減額で、5、活きいき商店街事業補助金は、家賃支援、改修支援、商店街活性化事業の補助金で、今年度までの補助になります。

8 1 ページをお願いいたします。目4 企業誘致推進費の減額は実績によるものでございますが、主なものは節1 9 の1、工場等振興奨励補助金で、その内訳は固定資産税不均一課税分が8 社で8 0 1 万1 千1 0 0 円の増額になります。また、取得固定資産費補助金が設備投資の減に伴う2 社分で1 千9 8 0 万7 千円の減額となり、奨励補助金総額で1 千1 7 9 万6 千円の減額となっております。また、2、企業連絡協議会助成金の減額につきましては、予定した事業の中止に係る事業の確定分でございます。

82ページをお願いいたします。目3道路新設改良費につきましては、町道真木線ほか5路線の事業確定に伴う減額が主なものですが、次の83ページ、節19、1、県道負担金の増額につきましては、瀬田熊本線ほか8路線の県道工事の変更による増額分でございます。

84ページをお願いいたします。目2街路事業費、節19は県道負担金で西鶴中井迫線の事業確定に伴う減額でございます。

85ページをお願いします。目6まちづくり交付金事業費は、事業確定に伴います減額が主なものですが、節12役務費、登記手数料は、駅前楽善線ほか3路線、節13委託料は駅前楽善線ほか5路線の測量設計委託料の確定に伴う減額です。節15工事請負費につきましては、本田技研南通線ほか3路線、次の86ページ、節17公有財産購入費につきましては、駅前楽善線ほか4路線、節22補償補填及び賠償金につきましては、楽善線ほか3路線の事業費の確定見込みに伴う減額でございます。

続きまして、88ページをお願いいたします。目3消防施設費につきましては、防火水槽の上の原桜ヶ丘の方でございます。備品購入費につきましては、入札残になっております。

90ページをお願いいたします。目7まちづくり交付金事業費につきましては、今年度実施分の防災無線の整備事業の確定に伴う入札残でございます。款10、項1、目1の教育総務費の目2事務局費は実績見込みによる減額でございます。

94ページをお願いいたします。項2小学校費、目1学校管理費ですが、事業確定に伴う減額となっております。節8の報償は護川小学校に伴うものでございます。

次の95ページ、節13委託料は執行残になります。節15、節18は、それぞれ入札残です。

96ページをお願いいたします。目2教育振興費、節20扶助費につきましては、ともに認定者数の減による減額でございます。

98ページをお願いします。項3中学校費、目1学校管理費ですが、節13委託料、節18備品購入費の実績に伴う減額が主なものでございます。

99ページをお願いいたします。目2教育振興費、節20扶助費につきましては、ともに認定者数の減による減額となっております。

続きまして、100ページをお願いいたします。目1幼稚園費につきましては、下水道工事費関連の減額及び節19周辺補助金につきましては、実績による減額が主なものでございます。

102ページをお願いいたします。目2公民館費につきましては、事業費の実績に基づく減額でございます。

104ページをお願いいたします。目3生涯学習センター費につきましても、実績見込みによる減額となっております。

飛びまして、108ページをお願いいたします。目7図書館運営費につきましても、実績見込みによる減額です。

109ページでございます。目10まちづくり交付金事業につきましては、それぞれ公民館分館、文化ホール改修事業関係の入札残になります。

110ページをお願いいたします。款10、項6、目1保健体育総務費から飛びまして112ペー

ジの学校給食費関係でございますが、ともに実績に基づく減額ですが、給食センター関係で備品購入の残額が大きなものでございます。

続きまして、114ページから116ページの災害復旧費につきましては実績によるものでございます。116ページの款13予備費で財源を調整しております。

次に、歳入について説明いたします。14ページをお願いいたします。款1、項1町民税、目1個人は、実績により増額計上をさせていただいております。目2法人につきましては大幅な減額ですが、企業業績に伴う見込みで減額をいたしております。項2、目1固定資産税につきましては、実績見込みにより増額いたしております。

15ページです。町たばこ税につきましては、実績により増額をいたしております。

次のページ、16ページをお願いいたします。款12分担金及び負担金の目1総務費負担金につきましては、広域連合等の派遣職員分4人分の実績見込みにより増額です。目2民生費負担金、節1の公立保育所負担金の減額につきましては、所得階層の低下及び対象児童が2、3人目の該当者数が多かったためによるものです。節3は、事業確定に伴う補正でございます。

17ページをお願いいたします。款13、項1、目5土木使用料、運動公園使用料等は、利用者の増に伴うものでございます。目6教育使用料、節2幼稚園使用料につきましては、入園時者数の増加に伴うものです。節3、節4についても、利用者数の増加に伴うものでございます。

18ページをお願いいたします。項2手数料についても、それぞれ実績に基づいての補正でございます。

19ページです。項3、目1の証紙収入は、ごみ袋の売上減のための減額でございます。目1民生費国庫負担金、節1保育所負担金につきましては、実績による増額です。節2、節4は、事業確定に伴う補正になっております。

次、20ページをお願いいたします。目1民生費国庫補助金の節1次世代育成支援交付金は、額の確定に伴うものでございます。子育て応援特別手当交付金は、先ほども説明いたしましたとおり新規事業の分でございます。節2障害者福祉費補助金につきましては確定によるものです。節4は後期高齢者医療制度改正等に伴うものでございます。目2衛生費国庫補助金、節1の合併処理補助金、目3土木費国庫補助金、節2都市計画費補助金、次の21ページ、目4教育費国庫補助金、節1、節2、節3につきましては、事業確定に伴う減額ですが、増額分の都市計画費補助金につきましては地域住宅交付金で公営住宅改修分の交付決定に伴う増額であります。また、まちづくり交付金につきましては、平成20年度に予定を上回る額の交付があつているための増額になります。目5総務費国庫補助金4億8千519万1千円につきましては、定額給付金事業に関するものでございます。

22ページをお願いいたします。款15、項1民生費県負担金、節1保険基盤安定負担金は、国民健康保健及び後期高齢者医療の各基盤安定負担金の額の確定による減額でございます。節2私立保育所負担金につきましては実績による増額です。節3、節4についても、事業の確定に伴う補正になります。

23ページです。目3総務費県負担金は、ふるさと納税制度に基づく3件分の寄附金でございます。



目1 総務費県補助金につきましては、地方バス運行等特別対策補助金につきましては赤字幅の増に伴う増額になっております。目2 民生費県補助金、節1 社会福祉費補助金、ひとり親家庭等医療費補助金につきましては、実績に伴い減額です。節3 児童福祉費補助金、多子世帯子育て支援事業補助金につきましては確定に伴います。

次の24ページです。節6 障害者福祉費補助金につきましては、利用者見込みによる補正になっております。目3 衛生費県補助金の合併処理浄化槽設置補助金は実績によるもので、節3は健康増進事業の確定に伴うものでございます。目4 農林水産業費県補助金につきまして、各事業の確定に伴うものでございます。

25ページです。目8の緊急雇用創出事業交付金につきましては、臨時職員4名分の人件費に充当させていただいております。

26ページをお願いいたします。款15、項3は、確定によるそれぞれの委託金でございます。目1、節1の県民税徴収委託金は、見込みによる増額を計上させていただいております。

次に、28ページでございます。款16、項2、目1 不動産売払収入、節1 土地建物売払収入の減額は、法定外公共物1件分で購入を中止されたことに起因いたします。款18、項2、目3 大津町工場等振興奨励基金繰入金は、確定による減額でございます。

31ページをお願いいたします。款21 町債については、先ほど地方債補正のとおりで説明したものでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 説明が終わりました。休憩いたします。

11時30分から始めます。

午前11時18分 休憩

△

午前11時30分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

福祉部長松永高春君。

○福祉部長（松永高春君） 議案第1号、大津町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について説明いたします。

議案集の2ページ、それと説明資料は1ページです。今回の条例の制定については、国において介護従事者の処遇改善のための緊急特別対策が実施されることに伴い、条例を制定するものです。

条例の内容については説明資料集で説明いたしますので、資料集の1ページをお願いいたします。

条例の題名を「大津町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例」としております。第1条、設置の目的として町が条例を制定する趣旨を定めています。国は、介護従事者の処遇を改善するための臨時特例交付金を交付するとしています。介護従事者の処遇が大変厳しいと指摘される中で、処遇改善のために平成21年度から介護報酬改定を行う予定となっています。

しかし、介護報酬を改善することは介護保険料の上昇につながります。そこで、平成21年度及び

平成22年度の介護保険料の急激な上昇を抑制するため、今回の報酬改定に伴う必要な経費を交付することになりました。その交付金については基金を設置し、管理することが国から義務づけられているため基金条例を制定するものであります。

第2条、基金の額。基金として積み立てる額は大津町が交付を受ける介護従事者処遇改善臨時特例交付金の額とするとしています。

2ページをお願いします。第3条、管理として、基金として存在する現金の管理方法、第4条で運用益の処理、第5条で財政上必要があると認められた場合の繰替運用ができること。第6条処分については、第1号及び第2号に掲げる場合に限り処分することができるとしています。

4ページをお願いします。介護報酬改定による給付費増に伴う交付金算定のイメージを参照ください。第1号保険料負担金改定増分ですが、今回介護報酬が2.8%アップとなり、報酬改定による給付費高額介護サービス費の20%を第1号被保険者、65歳以上の介護保険料で賄うこととなります。その保険料負担分については、平成21年度は全額を国が負担し、平成22年度は半額を国が負担することとなります。なお、平成23年度は国の負担はありません。

5ページをお願いします。第7条は、規則への委任規定です。

附則の1で、この条例は交付の日から施行するとしています。特例交付金を平成20年度中に基金として造成することを義務づけているために条例の施行期日を公布の日としています。

附則の2、この条例の執行については、平成21年度から平成23年度の3年間の特例措置のため平成23年度末をもって廃止するものとし、その際、基金に残余額がある場合には国に返還することになることを規定しています。

以上、よろしく願いいたします。

続きまして、議案第3号、平成20年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。今回の補正は、医療費等の歳出見込み及び交付金等の額の確定に伴う補正が主なものです。

予算書の1ページをお願いします。第1条で、既定の歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ1億9千653万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億5千716万2千円とするものです。

歳入について、予算に関する説明書の9ページをお願いします。あわせて、概要書は40ページです。款1、項1国民健康保険税については、それぞれ収納見込額による補正です。

10ページをお願いします。款3、項1、目1療養給付費等負担金、目2共同事業負担金及び目3特定健康診査等負担金については、いずれも額の確定による減額補正です。款3、項2、目1財政調整交付金については、概算交付申請に伴う補正です。節1普通調整交付金の増額の要因は、普通調整交付金を算定する場合に特別調整交付金を控除することになっているため増額補正となっています。また、節2特別調整交付金の減額の要因については、後期高齢者医療制度の開始により老人保健の医療費が減額になったこと。また、65歳から74歳までの前期後期高齢者交付金に伴い、大幅な減額となっています。

11ページをお願いします。款4、項1、目1共同事業負担金及び目2特定健康審査等負担金については、額の確定による減額補正です。款4、項2、目1財政調整交付金については、国庫補助金と同様に概算交付申請に伴う減額補正です。款5、項1、目1療養給付費等交付金については、退職被保険者に係る医療費の歳出見込みに伴う減額補正です。

12ページをお願いします。款7、項1、目1共同事業交付金及び目2保険財政共同安定化事業交付金については、額の確定に伴う減額補正です。款9、項1、目1一般会計繰入金の中で、節1保険基盤安定繰入金については額の確定、節2職員給与費等繰入金及び節3助産費等繰入金については、歳出見込みによる減額補正です。

次に、歳出を説明します。13ページをお願いします。概要書は、41ページになります。款1、項1、目1一般管理費については、実績及び歳出見込みによる減額補正です。

14ページをお願いします。款1、項2、目1運営協議会費及び款1、項3、目1趣旨普及費については、歳出見込みによる減額補正です。款2、項1、目1一般被保険者療養給付費から15ページの款2、項2、目2退職被保険者等高額療養費まで、いずれも療養給付費等の見込みによる減額及び財源の組み替えの補正です。

16ページをお願いします。款2、項4、目1出産育児一時金については、出産見込みによる減額補正です。町の出生数は増加傾向にありますけれども、国保被保険者としては減少しております。款2、項5、目1葬祭給付費については、後期高齢者医療制度の施行に伴う減額補正です。

17ページをお願いします。款3、項1、目1後期高齢者支援金については、病床転換支援金分の額の確定に伴う増額補正です。款4、項1、目1前期後期高齢者納付金及び款5、項1、目1老人保健医療費拠出金については、財源の組み替えです。

18ページをお願いします。款7、項1、目1高額医療費共同事業医療費拠出金及び目3保険財政共同安定化事業拠出金については、額の確定に伴う補正です。

19ページをお願いします。款8、項1、目1特定健康診査等事業費の節13委託料の特定健診等委託については、当初健診者数を2千19人で計画していましたが受診者数が1千679人となり、減額補正するものです。動儀付支援が40人が49人、積極的支援が34人が7人、人間ドックが700人が650人となっております。款8、項2、目1保健衛生普及費については、それぞれ歳出見込みによる減額補正です。

20ページをお願いします。目2針灸施術費についても、執行見込みによる減額補正です。款11、項2、目2退職被保険者等保険税還付金は過年度に遡っての資格喪失が1件あり、還付金が生じたため補正するものです。款12の予備費については予算の調整を行っています。

以上、よろしくをお願いします。

議案第4号、平成20年度大津町老人保健特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。今回の補正は、平成20年度医療給付費等の事業実績に伴う補正を行っています。

予算書の1ページをお願いします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2千320万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億970万1千円とするものです。

歳入について説明書の7ページをお願いします。あわせて、概要書は43ページです。款1、項1、目1医療費交付金及び目2審査支払手数料交付金については、各健康保険が拠出しています社会保険診療報酬支払基金からの交付金で、変更交付申請に基づく交付額の見込みによる減額補正です。款2、項1、目1医療費負担金及び款3、項1、目1県負担金については、老人医療給付費等の国・県負担金の変更交付申請に基づく減額補正です。

次に、8ページをお願いします。款4、項1、目1一般会計繰入金につきましても、同様に交付金国庫負担金及び県負担金の歳入額の確定に伴う一般会計からの歳入額の減額補正です。款6、項3、目1第三者納付金については、交通事故等で保険を利用した場合の返還金で、納付済額による増額補正です。目2返還金については、医療機関の不適切な保険診療に伴うもので納付済額による増額補正です。

歳出について9ページをお願いします。概要書は44ページです。款1、項1、目1医療費給付費及び目2医療費支給費については、歳出見込みによる減額補正補正です。なお、減額の理由については、平成20年4月からの後期高齢者医療制度の施行に伴い、3月分のみの医療給付費等を最大限で計上していたためです。目3審査支払手数料は、財源の組み替えを行っております。

以上、よろしくお願いたします。

議案第7号、平成20年度大津町介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。

予算書の1ページをお願いします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1千245万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億6千353万3千円とするものです。

歳入について予算に関する説明書の7ページをお願いします。あわせて、概要書は46ページです。

款1、項1、目1、節1現年度分特別徴収保険料については、特別徴収者に係る保険料の収納見込みによる減額補正です。節2現年度分普通徴収保険料については、普通徴収者に係る保険料の収納見込みによる増額補正です。節3滞納繰越分普通徴収保険料については、徴収実績による増額補正です。款2、項1、目1手数料については、実績による補正です。

8ページをお願いします。款3、項1、目1介護給付費負担金については、介護給付費の実績による増額補正です。款3、項2、目1調整交付金については、介護給付費の実績による増額補正です。7.2%で計上しております。目3介護保険事業費補助金については、介護認定業務及び介護報酬改定に伴う電算システム改修に対する国補助金の増額補正です。目4介護従事者処遇改善臨時特別交付金は、平成21年度からの介護報酬改定2.8%に伴う保険料上昇に対する国庫補助金1千381万5千円を計上しています。

9ページをお願いします。款4、項1、目1介護給付費交付金については、社会保険診療報酬支払基金からの交付金31%で、介護給付費の増加による補正です。款5、項1、目1介護給付費負担金については県からの負担金、居宅分12.5%、施設分17.5%で介護給付費の増加による補正です。款6、項1、目1介護給付費繰入金については町負担分12.5%で、介護給付費の増加による補正です。目3その他、一般会計繰入金については、事務費に対する町から繰入金の増額補正です。これは

システム改修分です。

10ページをお願いします。款9、項2、目1雑入は、コピー代の増額補正です。款9、項3、目1介護予防サービス計画費収入については、地域包括支援センターでの介護予防サービス計画作成件数の実績見込みに伴う増額補正です。

次に、歳出について説明します。11ページをお願いします。あわせて、概要書は47ページです。

款1、項1、目1一般管理費、13委託料ですが、介護保険報酬改定のためのシステム改修に伴う増額補正です。款1、項3、目2認定調査費等については、介護認定審査支援システム改修に伴う増額補正です。

12ページをお願いします。款1、項4、目1計画策定等委員会費の13委託料については、額の確定による減額補正です。款2、項1、目1介護予防サービス等諸費については、要介護認定者の増加及び要介護度の上昇による介護給付費の増加による補正です。

13ページをお願いします。款2、項2、目1その他諸費及び款2、項3、目1高額介護サービス等費については、歳出見込みによる補正です。款3、項1、目1介護予防事業費の13委託料については、実績に伴う減額補正です。

14ページをお願いします。款3、項1、目2包括的支援事業費の2給料から4共済費までは職員の育児休業に伴うものです。11需用費の光熱費については、開設初年度で実績見込みによる減額しています。13委託料の介護予防プラン作成委託については直営で作成したため、実績により減額しています。また、介護報酬改定に伴うセンターの電算システム改修の補正を計上しています。18備品購入費は執行残です。款3、項1、目3任意事業費の13委託料については、利用実績増に伴う補正です。

15ページをお願いします。款4、項1、目2介護従事者処遇改善臨時特例基金については、平成20年度に交付される平成21年度からの介護報酬改定に伴う保険料上昇の激変緩和措置による交付金を基金に積み立てるものです。款6、項1、目2償還金は、平成19年度地域支援事業の額の確定に伴う返還金です。

16ページをお願いします。款7、項1、目1予備費については、介護給付費の財源に充てるため予算の調整を行っています。

以上、よろしく願いいたします。

議案第9号、平成20年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

予算書の1ページをお願いします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1千835万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2千396万5千円とするものです。今回の補正は、平成20年度の保険料収納見込み、県負担金広域連合受託事業収入の額の確定及び歳出の見込み等に伴うものです。

歳入について予算に関する説明書の7ページをお願いします。あわせて、概要書は50ページです。

款1、項1、目1特別徴収保険料については、均等割額4万6千700円、所得割率8.62%を基

に、広域連合において算定された大津町の後期高齢者医療被保険者の保険料の特別徴収対象者の割合を当初80%で見込んでいましたので、実績の収納見込みにより減額補正しております。目2普通徴収保険料についても、同様に普通徴収者の割合を20%で見込んでいましたので、実績の収納見込みにより増額補正しております。増減の主な理由として、年度途中における保険料の軽減措置及び納付方法が特別徴収から口座振替が可能となったためです。款4、項1、目1事務費繰入金及び目3保険事業等繰入金については、執行見込み額による減額補正です。目2保険基盤安定繰入金については、額の確定に伴う減額補正です。

8ページをお願いします。款6、項4、目1後期高齢者医療広域連合受託事業収入については、後期高齢者の健康診査の受託に対する広域連合からの委託料ですが、健診受診者の実績による減額補正です。当初707人を広域の方で見込んでおりましたけれども、実際は320人が実績でございます。

次に歳出を説明いたします。9ページをお願いします。款1、項1、目1一般管理費及び款1、項2、目1徴収費については、執行見込みによる減額補正です。

10ページをお願いします。款2、項1、目1後期高齢者医療広域連合納付金の1、被保険者保険料負担金は、町が徴収しました保険料を広域連合に納付するもので、広域連合において付加され額が確定しましたので減額補正するものです。また、2、基盤安定負担金については保険料軽減分を広域連合に納付するもので、額の確定による減額補正するものです。款3、項1、目1健康診査費については、健診受診者数の減に伴うもので、目2針灸施術費については執行見込みによる減額補正です。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 説明が終わりました。しばらく休憩します。午後は1時から始めます。

午前11時56分 休憩

△

午後 1時00分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、午後の会議を開きます。

経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） こんにちは。議案第5号です。平成20年度大津町外4ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計補正予算書（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、分収林契約に基づく間伐による収益分収金に伴うものが主なものです。特別会計補正予算書をお願いいたします。議案集8ページで、補正概要は44ページになります。

補正予算書の1ページをお願いします。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ601万2千円とするものでございます。

説明書の7ページをお願いします。歳入からご説明申し上げます。款1、項1、目1の財産収入、節1の財産収入は、熊本県と熊本県警察協会との分収林契約に基づく間伐に伴う収益分集割合による収益分収金でございます。

8ページをお願いいたします。歳出でございます。款1、項1、目1の一般管理費の節3の職員手当等から節16の原材料費までにつきましては、事業実績に伴う減額でございます。

9ページをお願いいたします。款2、項1、目1の予備費で追加補正の財源調整を行っております。  
以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 説明が終わりました。土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。

○土木部長併任工業用水道課長（中山誠也君） こんにちは。議案第6号、平成20年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第4号）について、ご説明申し上げます。補正予算の概要は45、46ページになります。あわせてご覧ください。今回の補正は、負担金の増額、使用料の減額、事業等の執行見込みに伴う減額及び公共下水道事業債の減額が主なものです。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億466万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ記載のとおり15億6千890万円とするものです。第2条、既定の継続費の変更は「第2表 継続費の補正」によるしております。第3条、地方債の追加及び変更は「第3表 地方債の補正」によるしております。

4ページをお願いいたします。第2表 継続費の補正ですが、浄化センターの最初沈殿池機械電気設備工事の事業費が入札により減額になったため、表に示しますように総額及び年割額を補正するものです。

5ページをお願いいたします。第3表 地方債の補正については、1、公共事業債は受益者負担金の増額及び事業費の執行見込みに伴い減額するものです。第2借換債は、平成20年9月に公営企業金融公庫から借り換える予定であった起債分が協議により歳入歳出を相殺したため減額するものです。これらに関する起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同じです。詳細につきましては、補正予算に関する説明書により説明いたします。

歳入から説明いたします。9ページをお願いいたします。款1、項1、目1負担金の増額は、主にアパート等の民間施設の建設が増加したことによるものです。款2、項1、目1使用料の減額は、主に中核工業団地の企業などの使用水量が経済状況の悪化に伴い大幅に減少したことによるものです。款7、項1、目1公共下水道事業債の減額は、先ほど地方債の補正で説明したとおりです。

次に、歳出を説明いたします。10ページをお願いいたします。款1、項1、目1総務管理費の減額につきましては、主に節27公課費が消費税の確定により減額になったこと、及び事務費等の執行見込みによるものです。

11ページをお願いいたします。目2事業費の減額につきましては、主に節13委託料が入札に伴い減額になったこと及び事務費等の執行見込みによるものです。

12ページをお願いいたします。目3維持管理費につきましては、浄化センター及びマンホールポンプ管理等の包括的民間委託の入札に伴い、節13委託料が減額するものが主なものです。

13ページをお願いいたします。款2、項1、目1元金につきましては、9月に借り換えした起債の償還を当初1年据置として考えて予算計上していましたが、据置期間がなく3月に元利償還が生じたため増額になったこと、及び先ほど地方債の補正で説明しましたように9月の借換債の繰上償還分が協議により、歳入歳出相殺により減額されたものです。目2利子につきましては、長期債利子の確定見込みにより減額するものです。

続きまして、議案第8号、平成20年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。補正予算の概要は48、49ページになります。今回の補正は、事業の確定見込みに伴う補正になります。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ111万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ記載のとおり7億2千234万円とするものです。詳細につきましては、補正予算に関する説明書により説明いたします。

歳入から説明いたします。7ページをお願いいたします。款1、項1、目1農業集落排水事業分担金の増額は、受益者分担金の実績見込みによるものです。款2、項2、目1使用料は、矢護川浄化センターへの接続利用が増加したことによる増額です。款3、項1、目1農林水産業費国庫補助金は、錦野地区の補助金の増加によるものです。

8ページをお願いいたします。款5、項1、目1一般会計繰入金は、人件費の確定に伴う減額です。款5、項2、目1基金繰入金は、分担金使用料及び補助金等の増額により繰入金を減額するものです。款7、項3、目1雑入は、消費税還付金の確定による増額です。

9ページをお願いいたします。款9、項1、目1利子及び配当金は、基金利子の額の確定によるものです。

次に、歳出を説明いたします。10ページをお願いいたします。款1、項1、目1総務管理費は、人件費等の確定による減額です。目2農業集落排水事業費につきましては、工場検査のため節9旅費の増額と事務費の執行見込みによる減額です。目3維持管理費につきましては、執行見込みによる事務費の減額と汚泥引抜量を増やすための増額です。

11ページをお願いいたします。目4農業集落排水事業基金費は、消費税還付金を基金に積み立てるものです。款2、項1、目1利子につきましては、長期債利子の確定見込みによるものです。

次に、議案第10号、平成20年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。補正予算の概要は、51、52ページになります。

予算書の1ページをお願いいたします。第2条で、収益的収入及び支出の補正については、既定の予定額に収入支出それぞれ594万1千円減額し、収入支出それぞれ6千411万2千円とするものです。

2ページをお願いいたします。第3条、資本的収入及び支出の補正については収入の補正はありませんが、資本的支出を3千558万円減額し662万円とするものです。詳細につきましては、説明書により説明いたします。

説明書の1ページをお願いいたします。収益的収入及び支出のうち収入では、款1、項1、目1給水収益を経済状況の悪化により中核工業団地企業の水道使用料が大幅に減少したため減額するものです。項2、目1受取利息の増額は、定期預金利子の増によるものです。

2ページをお願いいたします。支出につきましては、款1、項1、目1源水費の補正は、運転ポンプの電気料金の減と委託料の執行見込みによる減額、第4水源池建設を中止したことによる用地費補償費の減額です。目2配水及び給水費と目3総係費の補正は、事務費等の執行見込みによるもの及び



人件費の確定による減額です。項3、目1予備費で財源調整を行っております。

説明書の3ページをお願いいたします。資本的収入及び支出について、収入の補正はありません。支出につきましては、款1、項1、目1建設改良費及び目2委託料は、経済状況の悪化により企業の水道使用料の増加の見込みが不透明なため、当初予算で建設するようにしていた第4水源池の建設を中止し、事業を先送りしたことにより減額するものです。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 説明が終わりました。

次に、議案第11号から議案第18号までの説明を求めます。総務部長首藤誠治君。

○総務部長（首藤誠治君） 議案第11号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてご説明します。次は、議案集の方をお願いいたします。すみません、これになります。議案集の14ページ、15ページです。議案集の方は14、15ページになります。もう1つ説明資料がありますけども、説明資料の方を6ページでお願いしたいと思います。説明資料は別冊の6ページで横書きになります。議案集は14ページ、15ページからお願いします。

説明をさせていただきます。地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例を整理するために条例を制定するものです。今回、地方自治法の一部を改正する法律が施行されることにより、町の関係条例を整理します。

説明資料の方でご説明申し上げます。議員の報酬に関する規程の整備です。議員の報酬の支給方法等がその他の行政委員会、いわゆる審議会、委員会等の報酬の支給方法と異なっていることを明確にするため。つまり、議員につきましては報酬は月額、その他各種委員会、審議会の委員の皆様については日額出席日数ということになりますので、支給方法が異なっていることを今回明確にするために現行の規程から議員の報酬の規程に係るものを分離するとともに、今回議員の報酬の名称を「議員報酬」に改め、統一するものです。

これにより3本の関係条例を整理いたします。第1条の議会の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正です。題名及び条文中の報酬の文言を左の「議員報酬」に改めるものです。

次に、第2条は、特別職の職員等で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正です。第1条中、報酬の中で「議会議員を除く。」、これを削除するものです。特別職の職員等や非常勤の者の報酬、いわゆる委員会、審議会等の委員と議員報酬を分離するため、この文言を削除するものです。

次に、第3条は、大津町特別職報酬等審議会条例の一部改正です。第2条、諮問中「議会の議員の報酬」を左の「議員報酬」に、また、「当該報酬等」を「当該議員報酬等」に改めるものです。これについては文言の統一です。これにより、議会議員の報酬及び議会の報酬の文言を議員報酬に改め、各種の行政の委員会や審議会の委員の報酬と議員報酬を明確に区分するものです。附則として、この条例は公布の日から施行するといたしております。

次に、議案第13号、議案集の20ページと21ページをお願いいたします。説明資料につきましては、14ページになります。議案集の20ページと21ページ、説明資料の14ページをお願いいたします。

今回、統計法の全面改正に伴い、いわゆる新統計法が平成19年に成立し、平成21年4月1日から施行されることに伴い条例の一部改正をしようとするものです。今回、統計法及び統計法施行令の全部改正で文言の改正がありましたので、この法律を引用しています町の個人情報保護条例を法の法律番号や条文に合わせて一部を改正するものです。説明資料の法律第51条の1号、「統計法（昭和22年法律第18号第2条）」のところが「平成19年法律第53号」等に条文等が改められます。第2号では、「統計法第8条第1項の規定」を「統計法第24条第1項の規定により」ということで条文等の番号等が変わります。

それから今度は第1号の中で、2行目に「事業者母集団データベースに含まれる個人情報」というのが新たに加わっておりますが、この「母集団」というちょっと耳慣れない言葉でしたので、事業所母集団データベースというのは事業所に関する情報のいわゆる集合物であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものということで、単体の事業所の数字ではなくて幾つかの事業所の集合体の数字ということで「母集団データベース」という表現が使われております。附則で、この条例は平成21年4月1日から施行するとしてしております。

次に、議案第14号、22ページと23ページの議案集の方をお願いいたします。説明資料は15ページです。議案第14号、大津町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について。特殊勤務手当の一部を廃止することに伴い、条例の一部を改正するものです。

説明資料の方ですが、町ではこれまで職員の特殊勤務手当の見直しを行い、その手当を順次廃止してまいりました。今回は、下水道業務特殊勤務手当を廃止するものです。これは、土木部下水道課に勤務し、終末処理場業務に従事する職員に1人2千500円を支給しているもので、今回これを廃止いたします。現在、該当職員は1名です。

第2条、特殊勤務手当の種類第2号「下水道業務特殊勤務手当」を削除します。

次に第3条、支給の範囲第2項「下水道業務特殊勤務手当は、土木部下水道課に勤務し、終末処理場業務に従事する職員に支給する」を削除します。

次の第4条、手当の額の第2号の「下水道業務特殊勤務手当は、次により支給する。下水道業務特殊勤務手当、1人月額2千500円」を削除するものです。

附則で、この条例は平成21年4月1日から施行する。また、経過措置として、改正後の規定は21年4月1日以降の特殊勤務手当について適用し、同日前の勤務に係る特殊勤務手当については、なお従前の例によるとしております。

以上、よろしく申し上げます。

○議 長（大田黒英生君） 説明が終わりました。土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。

○土木部長併任工業用水道課長（中山誠也君） 議案第12号、大津町特別用途地区建築条例の制定について、ご説明申し上げます。議案集16ページ、説明資料集7ページをお開きください。

説明資料集に基づいて説明いたします。7ページについては、条例全般についての説明になります。

近年、大規模ショッピングセンターが都市の郊外部に立地することにより、都市中心部の衰退が顕著になる状況が発生してございました。このため、平成19年に都市計画法が改正され、大規模な集客

施設に係る立地制限が強化されたところです。即ち、下の表に示しますように1万平方メートルを超える店舗等は、近隣商業地域、商業地域、準工業地域のみで建設が認められるようになりました。

しかし、この大規模な集客施設は多数の人を広い地域から集めるため周辺の環境等に影響を及ぼすばかりでなく、広域的に交通渋滞など大きな影響を及ぼす恐れがあるため、原則として県では商業系の土地利用を行うことが都市計画上で位置づけされている区域などに施設を誘導するものとし、それ以外の区域については制限を行うこととして広域調整に関する方針を作成しております。

ただし、例外的な取扱いとして制限された区域に市町村が特に大規模な集客施設を誘導する場合は、その理由を明確にした上で建設可能な用途地域への変更等の適切な都市計画の手続きを経た場合のみ立地が可能としております。

大津町では、現在用途地域の変更手続きを進めており、既に町の都市計画審議会での了承を得ておりますが、この変更の目的は具体的な大規模集客施設の計画があるために行うものではありません。

このため、町では熊本県の大規模集客施設の広域調整に関する方針に基づき特別用途地区を定め、その地区内における大規模集客施設の規模を1万平方メートル以下と指定し、将来1万平方メートルを超える施設が立地される場合に、改めて広域調整を行う機会を確保するようにするものです。また、この規制の内容は地方公共団体の条例で定めることになっております。

次の7ページにつきましては、用語の説明を記載しております。

9ページから11ページまでは、条例の条文とその解説を記載しております。9ページをお願いいたします。第1条は、本条例の趣旨です。この条例は、建築基準法に基づき都市計画法に掲げる建築物を建築の制限に関する必要な事項を定めるとしており、この条例の根拠及び趣旨を明示しております。内容につきましては、先ほど説明したとおりです。

第2条が用語の定義、第3条は適用区域を示しており、12ページをお開きください。12ページに今回の特別用途地区の区域を示しております。文教地区と大規模集客施設制限地区を指定しているところです。第4条が、建築物の用途に関する制限等です。

10ページをお開きください。別表1に掲げるように、特別用途地区として大規模集客施設制限地区と文教地区を指定し、表の右欄に建築してはならない建築物を定めております。第5条が、既存建築物に対する制限の緩和ですが、この条例が施行される日までに既に制限を超えている建築物に対する適用除外及び増築、改築などの場合の緩和措置を定めております。

11ページをお願いいたします。第6条が委任で、この条例に定めるもののほか必要なものは町長が別に定めるとしております。第7条が罰則で、この条例に違反した場合に建築基準法の規定に基づき罰金を課すことができるとしております。

附則としまして施行期日を定めており、この条例は都市計画の決定の告示の日から施行するとしております。

13ページをお願いいたします。13ページにつきましては、特別用途地区指定後に1万平方メートルを超える大規模集客施設の申請が出てきたときの手続きの流れを示しているところです。

以上です。

続きまして、議案第16号、大津町廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。議案集の27ページ及び説明資料集の26ページをお願いいたします。

今回の改正は特定家庭用機器再商品化法、いわゆる家電リサイクル法の施行令の改正によって新たに対象機器が加わったため、条例の一部を改正しようとするものです。説明資料集に基づき説明いたします。

26ページをお願いいたします。第2条第8号中、電気洗濯機の次に「及び衣類乾燥機」を加えるものです。これは、洗濯乾燥機の普及により、今後、洗濯乾燥機の購入時に洗濯機と衣類乾燥機を同時に排出する場面の増加が見込まれることから対象となったものです。

27ページをお願いいたします。別表第4中、テレビジョン受信機について、従来のブラウン管テレビのほかに新たに「液晶テレビ及びプラズマテレビ」を追加するものです。また、電気洗濯機の後に「及び衣類乾燥機」を追加するものです。種目及び品目についても、家電リサイクル協会の区分に合わせて、新旧対照表をアンダーラインのように変更するものです。

議案集28ページをお願いいたします。附則として、この条例は平成21年4月1日から施行するとしております。

次に、議案第17号、大津町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について説明いたします。議案集の29ページ及び説明資料集の28ページをお願いいたします。

今回の改正は、錦野地区農業集落排水処理施設の完成に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。第2条、農業集落排水処理施設の名称として、表中の矢護川浄化センターの次に「錦野浄化センター」を加え、施設の位置を大津町大字錦野405番地と明示するものです。

議案集の30ページをお願いいたします。附則として、この条例は平成21年4月1日から施行するとしております。

続きまして、議案第18号、町道の路線認定について説明いたします。議案集の31ページ及び説明資料集の29ページをお願いいたします。平成9年3月から分譲が開始されました美咲野団地については、当初は計画のように販売が進まず、一時は東側部分の開発計画の変更も検討されておりました。最近、急激に住宅建設が進んでおり、また、今後小学校の建設も計画されており、さらにJR側も東側の粗造成の敷地部分について引き続き開発継続の意思を示しております。このため、町では現在開発行為の完了が終わっている部分の道路について、今回町道に認定しようとするものです。

説明資料集29ページをご覧ください。図面に示しますように、路線番号331-1、路線名美咲野中央線から、路線番号331-35、路線名美咲野34号線までの35路線について、一括して町道に認定しようとするもので、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものです。なお、起点及び終点については、いずれも大字美咲野になります。

道路の幅員につきましては、最も広い美咲野中央線が15メートル、ほかの路線につきましては5メートルから9メートルになります。延長につきましては、35路線合計で約9千500メートルになります。また、今後東側の造成が行われ販売が行われていく段階で順次、新たに町道認定をお願い

することになります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 説明が終わりました。福祉部長松永高春君。

○福祉部長（松永高春君） 議案第15号、大津町介護保険条例の一部を改正する条例について説明いたします。議案集の24ページ、それと説明資料は17ページです。今回の条例改正は、第4期大津町介護保険事業計画を策定するにあたり、介護保険料額を第3期の額から変更することに伴い、条例の一部を改正するものです。

条例の改正の内容については、説明資料集で説明いたしますので17ページをお願いします。介護保険料についてですが、保険料の基準額は事業運営期間ごとに算定しています。「法第129条とは」の3ですが、保険料率は市町村介護保険事業計画に定める介護給付等対象サービスの見込み量等について算定した保険給付に要する費用の予想額等に照らし、概ね3年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならないと規定されています。

事業運営期間ですが、今回第4期、平成21年度から平成23年度ということで事前に配付してあります介護保険事業計画を策定しております。皆さんのお手元に配付しております「第4期大津町老人保健福祉計画及び介護保険事業計画」を配付させていただいております。

すみません、資料飛びますが24ページをお願いします。資料集の24ページです。介護保険事業計画書の中で平成21年から平成23年度、第4期の介護保険料額に関することについて要約しましたので説明いたします。

最初に、平成18年度から平成20年度第3期の動向ですが、この3年間では給付額の大幅な伸びがあります。平成18年度の給付実績額は約13億5千700万円でした。19年度は、約14億6千700万円と約8%の伸びでした。平成20年度の給付費総額は約16億2千300万円を予想しており、19年度と比較して約10.6%の伸びを予想しております。その要因としては、（1）認定者数の大幅増加により在宅サービスについては、訪問介護、それから通所介護、通所リハビリテーションの利用が大幅に増加していること。（2）施設サービスについては、老人保健施設の利用が増加していることなどです。

次に、平成21年度から平成23年度、第4期の給付額見込みと介護保険料ですが、今後も給付額の大幅な伸びが見込まれます。このことは、介護保険料額の上昇につながります。給付費総額を基に国の算定式に従い介護保険料額が算定されますが、第4期の月額基準額は4千800円と算定され、第3期の月額基準額4千100円と比較して700円高い額となります。

介護保険料額の上昇の要因と影響額について、下の表で整理しております。①サービス利用料の増加分274円ですが、（1）地域密着型サービスの本格稼働、（2）認知症対応通所介護の整備、（3）認定者数の増加による在宅サービス利用増、（4）高額医療、高額介護合算制度新設等の給付増です。

②介護報酬の引き上げ126円ですが、介護従事者処遇賃金が大変厳しいことが指摘される中で、国は改善のために介護報酬の2.8%アップを定めたことによる介護保険料額の上昇です。

③第1号被保険者負担率の上昇237円ですが、第3期での負担は給付率の19%だったのが、第

4期では1%負担増えます20%になります。

④所得段階の負担割合の弾力化164円ですが、第4段階該当者のうち本人の所得額が低い場合の負担軽減を図るため、収入、所得額の多い方に負担を求めるためです。

⑤所得段階の第7段階の設定マイナス38円ですが、現役並所得者に負担増を求めることにより低所得者の負担軽減を図ります。

⑥国からの特例交付金マイナス63円ですが、介護従事者処遇改善による介護報酬2.8%アップに対して、平成21年度は全額、平成22年度は半額を国が負担するため保険料負担の軽減となります。

それでは、資料戻っていただいて18ページをお願いします。第2条、保険料率の開設ですが、第4期事業運営期間の保険料基準額を年間5万7千600円、月額4千800円とし、所得段階第1段階を2万8千800円、第2段階を同額の2万8千800円、第3段階を4万3千200円、第4段階を5万7千600円、第5段階を7万2千円、第6段階を8万6千400円として、新たに第7段階を設け10万800円としました。

現役並所得者に対する第7段階を設定することにより保険料の大幅な上昇を抑え、中間低所得者の負担を軽減しました。第7段階該当者数は約172名と見込んでおります。第7段階を新たに設けたことにより、介護保険法施行令第39条の特別の基準による保険料率の算定に基づき、第2項及び第3項を追加し、町が定める合計所得額を第5段階200万円、第6段階400万円と設定しました。

よって、保険料段階は全部で7段階になります。

20ページをお願いします。第2条において、保険料率を7段階とするため、適用法令を介護保険法施行令第38条から第39条に変更する必要があり、改正するものであります。附則の第1条施行期日で、この条例は平成21年4月1日から施行する。また、第2条、平成21年度から平成23年度までにおける保険料率の特例については、これまでの介護保険料は市町村民税世帯非課税者について第2段階、第3段階と2つに分かれていましたが、本人が市町村民税非課税で同一世帯に市町村民税課税者がいる場合は第4段階の1つだけでした。

そこで、国は本人が低所得者の場合に保険料の負担を緩和するため、この4段階についても第2段階と第3段階の収入基準に従って2つに分ける特例を設定しました。具体的には、第4段階は年額5万7千600円ですが、前年の公的年金等の収入金額及び合計所得金額の合計額が80万円以下の場合、特例として年額4万8千960円（第4段階の85%の額）となります。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（大田黒英生君） 説明が終わりました。しばらく休憩いたします。午後2時から再開いたします。

午後1時49分 休憩

△

午後2時00分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第19号から議案第27号までの説明を求めます。企画部長徳永保則君。

○企画部長（徳永保則君） 議案第19号、平成21年度大津町一般会計予算についてご説明を申し上げます。21年度予算書をお願いいたしたいと思います。

平成21年度大津町一般会計予算書の1ページをお開き願いたいと思います。第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110億1千747万2千円と定めております。対前年比3億6千906万5千円の3.5%の増となっております。第2条で、債務負担行為を「第2表 債務負担行為」のとおりといたしております。第3条で、地方債を「第3表 地方債」のとおりといたしております。第4条で、一時借入金の限度額を定めております。

8ページをお願いいたします。第2表 債務負担行為ですが、それぞれ事項、期間、限度額を定めております。まず、一番上からです。駅前パトロールセンターの借上につきましては、肥後大津駅前にパトロールセンターを設置しようとするもので、安全・安心なまちづくり拠点としてのプレハブのリースをお願いするものでございます。固定資産課税土地評価業務委託につきましては、平成24年度の固定資産の評価変えに向けた作業に伴うものでございます。老人ホーム調理業務委託につきましては、調理業務につきまして4月1日からの業務ですので、予め契約をするために債務負担行為をさせていただくものでございます。日本語ラインプリンター借上につきましては、各種納付書等の印刷のための大型プリンターの更新に伴うものでございます。農業土木積算システム借上につきましては、農業土木工事関係の設計用データシステムの更新に伴うものでございます。

9ページです。第3表 地方債で、それぞれの起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めております。1、臨時財政対策債につきましては、交付税の財源不足を補填するもので国の地方財政計画に基づき増額となっております。2、町道整備事業は、町道小林竹迫線ほか町道の整備に伴うものでございます。3、県道負担金は、県道西鶴中井迫線2千560万円、その他の県道分としまして2千300万円を計上いたしております。4、町営住宅整備事業は、あけぼの団地駐車場整備事業、立石団地の改善工事分でございます。5、まちづくり交付金事業は、国庫補助残の75%の充当です。6、消防施設整備事業債は、防災行政無線整備関係で5千420万円、防火水槽2基及び小型動力ポンプ5台で1千250万円です。7、一般公共事業債につきましては、迫井手圃場整備事業などの県営事業関係でございます。8、村づくり交付金事業は、補助残の75%の充当率でございます。

では、歳出の方から説明させていただきます。45ページからお願いいたします。款1、項1、目1の議会費は、対前年度減額分は議員定数が18名から16名になり、その分の報酬、費用弁償の減額になります。新たに、備品として議会広報用のカメラ1台購入を計上させていただいております。

47から48ページをお願いいたします。款2、項1、目1一般管理費につきましては、職員の人件費関連、行政区嘱託員の報酬、職員欠員補充に伴います臨時職員雇用の賃金、広域連合管理費及び火葬場費などが主なものですが、増額分につきましては、報酬、給料、そして職員手当でありまして、そのうち退職手当が昨年より2千370万3千円の増となっております。

49ページです。節7賃金につきましては、育児休業等の欠員補充の臨時職員賃金でございます。

50ページをお願いします。節19負担金補助及び交付金につきましては菊池広域連合負担金、2、

熊本県職員派遣負担金が主なものでございます。次に、目2人事秘書費ですが、行革を進める中で限られた職員数で住民サービスの向上を図るために職員の資質を高めることが必要でありますので、職員研修を昨年に引き続き充実させております。8、報償費、次の51ページをお願いいたします。9、旅費の特別旅費、節19、次のページ6各種事務研修負担金をお願いしております。

52ページです。52ページ、目3財政管理費ですが、減額分につきましては昨年地方公営企業等金融機構出資金をお願いしたものでございます。次に、目5財産管理費につきましては、庁舎の維持管理費等及び需用費、町所有建物災害共済掛金、公用車購入費用3台分ですが、昨年度からの減額につきましては、庁舎機械室及び空調機改修工事設計委託、庁舎議場改修工事ほかになります。

56ページをお願いいたします。目6企画費では、節11需用費の印刷製本費は、主に毎月の広報おおづ1万1千部の印刷代です。

次の57ページ、節19、7、大津町地域公共交通会議負担金は、新規に交通体系の総合連携計画策定経費を計上させていただいております。一番下の目7電子計算費につきましては、電子計算機専用線の使用料、保守委託、修正委託等が主なものですが、次の58ページ、電子計算機の機器借上料等が主なものになっております。備品購入費の事務用パソコン等の購入で減になっております。

59ページ、60ページになります。目8交通安全対策費につきましては、カーブミラーの新設、建替、交通安全標識等を整備するものでございます。増額分につきましては、安全教育講習指導員負担金の増、減額につきましては交通指導員研修、安全協会支部及び女性部助成金の廃止によるものでございます。

61ページです。目9防犯対策費、節11需用費、光熱費は、町内の防犯灯、街灯の電気代、13委託料で同管理委託、次の62ページ、節15の工事請負費で設置費用を計上しております。新規事業といたしまして、大津駅前に設置しますパトロールセンター関連費用をあわせて計上させていただいております。

63ページです。目10男女共同参画推進費につきましては、懇話会開催経費、人と人との集い等の開催費用を計上いたしております。

64ページをお願いいたします。目11地域づくり推進費につきましては、まちおこし大学の人づくりまちづくり事業関連費用、地域づくり活動支援事業補助金を30地区分、環境美化活動などの町民ボランティア活動を促進するための地域通貨の実施に伴う換金のための経費を計上させていただいております。

65ページです。目12諸費、補助金の1、生活路線維持費補助金は、乗合バスの運行経費でございます。2、乗合タクシー運行補助費につきましては、利用者の増加及び地域の拡大に伴いまして168万円の増額を計上いたしております。これには桜ヶ丘バス廃止が伴っております。

66ページをお願いいたします。目13財政調整等基金費につきましては、繰越金の2分の1の積立と基金利子分でございます。目14行財政改革費につきましては、行革懇談会4回分の報酬、費用弁償等の計上になります。

67ページです。項2、目1税務総務費の5億1千221万3千円の増額の要因は、節23で過誤



納付還付金、誘致企業への企業実績等によります前年度、要するに20年度予定納税に伴う還付金が、そのうち5億3千100万円になります。自動車関連企業の還付金という形に加算金も含んで5億2千259万7千円になる見込みでございます。項2、目2の賦課徴収費ですが、次のページの節13委託料で住民税システム改修業務委託145万5千円が増額の主なものでございます。

69ページです。項3、目1戸籍住民基本台帳費の主なものは次のページ飛びまして71ページになります。71ページの戸籍総合システム機器借上料と同保守委託になります。

72ページをお願いいたします。項4、目1選挙管理委員会費、節13委託料、システム改修委託は国民投票に係る投票人名簿調整等システムの改修分でございます。

73ページから74ページをお願いいたします。目3衆議院議員総選挙費は、9月10日任期満了に伴います選挙執行のための選挙管理委員会関係委員の立会人、費用弁償、選挙事務従事者等の職員手当などの必要経費を計上させていただいております。

飛びまして76ページでございます。76ページ、目2各種統計調査費につきましては、今年度は5年ごとの農林業センサス調査になっており、その調査員報酬が主なものでございます。

77ページです。項6、目1監査委員費は、監査委員の報酬、費用弁償、担当職員の人件費等でございます。

79ページをお願いいたします。款3、項1、目1社会福祉総務費は、次の80ページ、節13の災害時要援護者システム改修業務委託、ふるさと雇用対策事業委託料として、障害者福祉施設等の支援員等の就業支援対策費用、節19の民生児童委員活動費補助金、社協補助金、81ページの節28繰出金で国保特別会計、介護保険特別会計のそれぞれの繰出金が主なものでございます。特に、介護保険繰出金が対前年4千601万5千円の増となっております。目2障害者福祉費でございますけども、障害福祉計画に基づきまして各種事業の施策の展開を図りますが、83ページになります。節20の扶助費で介護給付費、訓練等給付費等の各種障害者福祉サービス事業の利用料を増額計上させていただいております。対前年度970万円の伸びとなっております。目3後期高齢者医療費につきましては、平成20年度からスタートしました後期高齢者保健事業の後期高齢者医療広域連合負担金及び後期高齢者医療特別会計の繰出金を計上いたしております。

次に、一番下の目4老人福祉費ですが、次の84ページをお願いいたします。節13委託料で老人保護措置委託は、環境上の理由により在宅生活が困難な65歳以上の方を町外の養護老人ホーム等で措置をする費用です。生きがい対応型デイサービス事業運営委託につきましては、一人暮らしの高齢者等の健康づくりや心身機能の維持向上を努めるための経費です。

次の85ページ、節20扶助費の高齢者外出支援事業は利用者の増のため増額を計上させていただいております。前年比の減額につきましては、総合体育館にあります高齢者筋力トレーニング機器リースの期間満了によるものでございます。目5老人福祉センター費につきましては、節13委託料で老人福祉センター指定管理委託料が主なものでございます。

87ページをお願いいたします。目7老人ホーム費につきましては運営管理費用ですが、対前年比減額分につきましては職員の1名減に伴う人件費の減額が主なものでございます。

89ページをお願いいたします。節15工事請負費で、老朽化に伴います給水ポンプ取替工事ほかを計上いたしております。目8人権対策費につきましては、主に職員の人件費、部落差別等撤廃、人権擁護審議会委員の報酬、次の90ページ、費用弁償、団体活動費助成等となっております。

91ページです。目9人権教育啓発費につきましては、人権教育啓発を推進していくための非常勤職員の報酬、人権教育についての研修会、学習会の開催、交流支援事業で小・中・高生の交流学習会等を実施するのが主なものでございます。

92ページから94ページです。目10人権啓発福祉センター運営費につきましては、隣保館及び児童館の維持管理、各種講座や交流事業の開催経費、非常勤職員の報酬、職員の人件費が主なものでございます。

95ページをお願いいたします。一番下の方になります。目1児童福祉総務費は、次のページ96ページ、節13委託料の地域子育て支援拠点事業委託につきましては、白川、杉水、新しくできました大津いちご保育園、NPOみんなのうち、NPOアポリに委託するものでございます。

97ページの上から3行目の延長保育促進事業委託は、いちご保育園の委託費を増額しております。節15工事請負費、18備品購入費は、護川小学校のプレハブ空教室を学童保育施設に改築するため、関連費用835万6千円を計上いたしております。10月の開所予定で30人規模を考えております。

98ページをお願いいたします。節19負担金補助及び交付金の補助金、1、社会福祉施設整備補助金は、平川にあります一字保育園の改築に伴うものでございます。2、放課後児童健全育成事業補助金は学童保育運営クラブの助成金です。

99ページをお願いいたします。目2児童措置費は、20年度実績見込みからの計上になります。

99から102ページにかけてでございます。目3、一番下で大津保育園費につきましては、園児112名に係る保育所運営のための職員10名及び非常勤職員19名の人件費等ですが、保護者の支援のため延長保育を8時まで実施することといたしました。その関連費用として194万円を増額計上いたしております。

また、自動体外式除細動器購入費を101ページの節18で計上させていただいております。前年比の減額につきましては、人件費の1名減及び備品購入費等になります。

102ページをお願いいたします。目5保育所運営費につきましては、いちご保育園の開設に伴います児童数の増加のため約1億円の増額となっております。目6学童保育施設運営費につきましては、大津小、室小の学童保育施設についての指定管理委託料ほかでございます。

103ページです。目7子育て・健診センター費は、まちづくり交付金事業で昨年取得しましたアルコール工場跡地の建物を改修し、10月開所予定で子育て・健診センターをつくりませんが、その関係の維持管理費用でございます。

104ページをお願いいたします。目8まちづくり交付金事業費は、子育て健康広場設計委託、子育て・健診センターの建物改築工事、解体撤去工事費を計上させていただいております。

105ページです。款4、項1、目1保健衛生総務費の増額につきましては職員増に係るものと、次のページ106ページ、節13委託料で妊婦健診、乳児精密健診委託で、妊婦健診について今年度

から回数を5回から14回に増やすことに伴う増額が主なものでございます。

107ページです。目2予防費につきましては、節13委託料で予防接種委託を実績に基づき計上していますが、特に今年度からインフルエンザ等において小学校から64歳までを追加し、全住民を対象に実施しますので大幅な増額となっております。

108ページです。目3環境衛生費の増額につきましては、次のページ109ページ、節19に矢護川地区簡易水道組合負担金で、これは町職員派遣に関するものでございます。

次の110ページお願いいたします。110ページの1の住宅用太陽光発電システム設置補助金は30件分を計上いたしております。今年度から国の方の施策によりまして、国分として7万円の補助がくるようになっております。ただし、町の方では従来の限度額30万円と地元企業さんに対する補助も含めまして40万円を設定いたしております。目4健康増進費ですが、節12の委託料で個人の健診通知案内を嘱託員配付から郵送に切り替えた分で増額になっております。全体事業費の減につきましては、次のページ111ページ、節13委託料で実績に基づき各種健診委託についての減額になります。

目6老人医療費は、次のページ112ページです。節28繰出金の老人保健特別会計繰出金が主なものでございますが、20年度からの後期高齢者医療制度がスタートに伴って20年3月請求分が残りましたが、21年度はなくなり大幅な減額となっております。目7子ども医療費ですが、子育てを充実させるため小学校6年生までに枠を拡大し実施させていただいておりますが、昨年度医療費等の実績に基づいて増額を計上させていただいております。

目8合併処理費につきましては、次の113ページ、節19の上の方です。1、合併処理浄化槽設置補助金は、5人槽9基、7人槽20基分の合計29基分を計上させていただいております。3分の1補助になります。項2、目1清掃総務費につきましては、前年比の増額の原因は次の114ページです。節13の廃食油回収バイオディーゼル燃料製造事業委託は、ふるさと雇用で2名分、節19の1、菊池環境保全組合負担金が包括管理委託分の修理費の増に伴うものです。また、3、菊池広域連合負担金し尿分で被膜交換等の修繕により、それぞれ増額になっております。補助金の4、し尿運搬補助金は、下水道普及などの実績に基づき前年比減額を計上させていただいております。

115ページです。款5、項1、目1労働諸費につきましては新目でございますが、雇用創出のための支援対策関連費用といたしまして、雇用相談員賃金、講習会講師謝礼、活性化事業等及び消費者意識調査委託料等を計上させていただいております。

116ページをお願いいたします。目1の農業委員会費では、非常勤職員1名が増になっております。

117ページです。目2農業総務費につきましては、次の118ページです。節13委託料で地元農産物消費拡大促進事業、JA大津中央支所に2人委託するものです。及び、水田湛水事業事務委託、これ大菊土地改良区に事業委託するものですから、それを新規に計上させていただいております。目3農業振興費につきましては、前年度農業指導費を包含させていただいております。

119ページ、節14で市民農園の土地賃借料は権利に関するもので21年7月以降31年6月末

日まで10年分を一括して払うもので2名分を計上させていただいております。

120ページをお願いいたします。節19の1、一番上になります。水田地域営農体制整備支援事業補助金は新規のものでございまして、集落営農組織がコンバイン等を導入することに対する町の補助金でございます。7の飼料・燃油価格高騰緊急対策資金利子補給につきましては、経営維持のための資金借入農家に対する権利負担を軽減するもので、貸付実行日から3年以内の利子助成を行うもので、18事業体分を計上させていただいております。目4畜産業費につきましては、次の121ページ、補助金の1、畜産振興対策事業補助金が主なものでございます。目5農業構造改善事業費につきましては、次のページ122ページになります。節15工事請負費で総合交流ターミナル施設改修工事が主なもので、今年度は源泉ポンプのメンテナンス、濾過器の取替等を実施するものであります。次に、目6農地費につきましては、大菊土地改良区、玉岡井手地区土地改良事業補助金、上井手地区新農業水利システム保全整備事業負担金、村づくり交付金事業工事費が主なものでございます。

123ページの節19、1、上井手地区新農業水利システム保全整備事業負担金、2、下井手地区新農業水利システム保全整備事業負担金は、各水路等の土水路等の未整備区間を改修し、あわせまして用排水路の遠隔管理システムの導入、ゲートの連動化を図るため、平成20年度から26年度にかけて実施される大津、菊陽町での事業になります。

124ページをお願いいたします。6、農業用施設資源保全事業地域協議会負担金は、昨年を引き続き25共同活動組織及び8営農活動組織の農地保全活動及び営農活動を実施するものでございます。一番下の欄、補助金6につきましては玉岡井手の護岸を整備することで通水障害をなくし、農業の生産性の向上と農業経営の安定を図るため、22年度まで総事業費1億6千400万円で実施するものでございます。

125から127ページになります。目7圃場整備費は、県営畑総事業北部地区の道路舗装工事3千657メートル、畑灌及び台帳作成、換地処分、また、県営事業迫井手地区は区画整理を14ヘクタールと換地業務が主なものでございます。事業費は5千545万円を見込んでおります。また、新規事業としまして矢護川地区の圃場整備事業着手のための関連予算を900万円計上させていただいております。

飛びまして、129ページになります。129ページ、目10につきましては農業集落排水特別会計繰出金を計上させていただいております。目11農道管理費の前年比減額につきましては、南部工業団地農道整備事業の完了に係るものでございます。

130ページをお願いいたします。節19補助金の1、土地改良事業補助金は地元地区が行う農道等の改良に助成するものでございます。

132ページをお願いいたします。項2、目2林業振興費ですが、次の133ページで節13委託料の町有林保育事業委託が主なもので、下刈り約40ヘクタール、間伐33ヘクタールの委託費でございます。

134ページをお願いいたします。目3林道新設改良費の前年比減額につきましては、林道古庄線の舗装工事に伴うものでございます。

136ページをお願いします。目2商工業振興費につきましては、節19、1、商工会助成金、2、店舗改装等利子補給、新規で新商品開発のための調査研究や後継者育成のための講習会開催を支援する事業の6、がんばる商店街活性化支援事業補助金が主なものでございます。目3観光費の前年減額につきましては、ブラジル100周年及び姉妹都市締結40周年記念式典参加のための特別旅費等の減額になります。

138ページをお願いいたします。目4企業誘致推進費の減額の主なものは次のページになりますが、節19補助金、1、工場等振興奨励補助金で前年より1億3千584万5千円の減額になっております。目5まちづくり交付金事業は、節19補助金で明日の観光大津を創る会助成金及び大津町まちづくり推進協議会助成金が主なものでございます。

140ページをお願いいたします。款8、項1、目1土木総務費の対前年増は人件費関連になります。

141ページです。目2道路橋梁総務費は、人件費関連で減額になっております。

次の144ページになります。節13委託料で植樹帯の剪定等の管理業務委託、道路除草等の業務委託等が委託料ですが、前年比減額は工事請負費になります。目3道路新設改良費は、町道下町門出線ほか10路線の改良工事ほかと、県道改良工事費の県道負担金を計上させていただいております。

146ページです。項3、目1都市計画総務費ですが、新規に地域エネルギー策定委員会の費用及び節13委託料で地域エネルギー省エネルギービジョン策定事業事務委託として、新エネルギーの導入普及を図るためのビジョン策定費用600万円、JR肥後大津駅周辺整備計画検討を業務委託として、駅との交通結節点の位置づけのための現況と問題点の整理をするための費用900万円を計上いたしております。減額については、職員数1人減分と昨年度終了しました区画整理等の精算金分になります。

147ページです。目2街路事業につきましては、県道西鶴中井迫線の事業に伴うものでございます。一番下です。目3の公園緑地費で、次のページをお願いいたします。148ページです。148ページ、節13委託等で昭和園ほか26ヶ所の町立公園、14ヶ所のトイレ等の管理費が主なものでございます。前年比増については、箇所数の増加になっております。目4公共下水道費につきましては、公共下水道特別会計繰出金を計上させていただいております。

149ページから150ページになります。目6まちづくり交付金事業は、まちづくり交付金事業で実施する本田技研325号線、駅前楽善線など測量設計等委託、工事請負費、用地購入費、家屋、立木補償等が主なものでございます。

152ページをお願いいたします。目2住宅維持費の減額につきましては、立石団地の下水道受益者負担金が主になります。

154ページです。款9、項1、目1常備消防費につきましては、菊池広域連合消防本部負担金でございます。目2非常備消防費ですが、前年比減額につきましては、昨年、操法大会等が実施されましたことによる関連する経費でございます。

155ページです。目3消防費につきましては、その次のページに156ページになります。節1

5 工事請負費で防火水槽 2 基、節 1 8 備品購入費で小型動力ポンプ 5 台分を計上させていただいております。

1 5 7 ページです。目 5 災害対策費の増額につきましては、節 1 1 需用費の印刷製本費で防災マップ印刷費用を計上させていただいております。

1 5 9 ページです。目 7 まちづくり交付金事業は、年次計画により老朽化に伴う防災無線、行政無線整備工事を 3 ヶ年計画で行うものでございます。

次に、教育委員会関係でございます。1 6 0 ページをお願いいたします。款 1 0、項 1、目 2 事務局では、節 1 の報酬の学習支援 1 3 人及び特別支援のための非常勤職員 9 人、1 名増になっております。

次の 1 6 1 ページ、節 7 で緊急雇用対策事業としまして、幼稚園、小・中学校の環境整備作業員賃金及び次の 1 6 2 ページ、節 1 3 委託料でアスベスト調査項目の追加に伴う調査委託が主なものでございます。調査委託の実施校は、南、北、護川、大津、大中になっております。

1 6 3 ページです。目 3 教育支援センター費につきましては、昨年度開設されたものでございますが、今年度についても教育相談員 4 人、生徒サポート指導員 1 人を配置し、児童生徒及び保護者、教職員に対する相談、支援、指導等を充実強化するものでございます。

1 6 4 ページをお願いいたします。目 4 外国人講師招致事業では、中学校に外国人講師 2 人、小学校に外国語指導助手 1 人、公私立の保育園、幼稚園に外国語指導助手 1 人を配置し、幼児期からの外国語に親しむ環境をつくるなど、英語力の向上及び国際理解を推進させていただきます。

1 6 5 ページからお願いいたします。項 2、目 1 小学校費の学校管理費では、1 億 3 千 6 9 4 万 5 千円を計上しておりますが、主なものは非常勤職員の 1 2 名の報酬、次に 1 6 6 ページ、節 1 1 需用費は各小学校の消耗品、光熱水費、修繕等で 4 千 8 4 9 万 3 千円、節 1 3 委託料では東小の耐震補強設計、北小の改修工事設計、1 6 7 ページ、節 1 5 工事請負費で護川小学校体育館の床研磨塗装工事、次の 1 6 8 ページ、大津小学校音楽室エアコン設置工事、室小プールサイド補修工事等を計上させていただいております。また、節 1 8 備品購入費関係では、南、護川小に防犯カメラの設置、教職員パソコンにつきましては 1 9 台分を計上いたしております。前年比減額につきましては、修繕料及び燃料費になります。

1 6 9 ページをお願いいたします。目 2 教育振興費の節 2 0 の扶助費につきましては、対象児童の減に伴う減額になっております。

次に、1 7 0 ページです。目 3 学校建設費につきましては、新目になります。大津小が児童数の急増に伴い過大規模校となる見込みにより、その解消を図るため平成 2 5 年開校予定としまして分離校を建設するに当たり、建築基本設計業務委託、開発協議申請などの初年度経費として 3 千 3 4 1 万 8 千円を計上させていただいております。

1 7 1 ページです。項 3、目 1 中学校費の学校管理費では 6 千 6 9 0 万 1 千円を計上いたしておりますが、主なものは次のページ、1 7 2 ページです。節 1 1 需用費は、各中学校の消耗品費、光熱水費等です。

173ページ、節15工事請負費で天津中学校音楽室のエアコン設置工事214万2千円、北中プールシャッター補修工事109万円、次のページの174ページ、節18備品購入費といたしまして北中の楽器購入費及び教職員パソコン19台を購入したいと思います。前年比減額につきましては、職員1名減による人件費関連になります。

175ページです。目2教育振興費ですが、節20扶助費は対象生徒の増に伴う増額でございます。

176ページをお願いいたします。目1幼稚園費ですが、対前年減額は幼稚園の下水道工事に関するものでございます。

また、178ページ、節18備品購入費としまして自動体外式除細動器を新規購入することにいたしております。節19補助金の3、私立幼稚園入園料補助金につきましては、20年度実績から増額計上させていただいております。

次に、179ページをお願いいたします。目1社会教育総務費ですが、次の180ページをお願いいたします。節13で委託料の学校支援地域本部事業委託の195万5千円は新規事業のもので、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進することにより、教員や地域の大人が子どもと向き合う時間の増加、住民等の学習成果の活用機会の拡充及び地域の協力の活性化を図る事業で、護川小で実施されるもので100%補助になります。

181ページです。節19補助金の3、地域生涯学習施設等用地購入補助金は、天津5区の地区公民館用地補助でございます。次に、目2公民館費ですが、中央公民館及び分館の維持管理費及び公民館講座関連費用で184ページをお願いいたします。一番上の1、文化事業助成金が主なものですが、新規に天津地区公民館移転新築に伴います備品購入費、下水道負担金を計上させていただいております。次の目3生涯学習センター費につきましては、センターの維持管理費及び運営関連経費でございます。

185ページです。目4の文化振興費ですけれども、単年度大幅な増額になっておりますが次のページ187ページお願いします。187ページの節13委託料で迫井手地区の圃場整備に伴います埋蔵文化財の発掘調査費用及び次のページ188ページ、節19補助金の4、国指定文化財防災事業補助金、江藤家住宅の防災事業を実施するための予算を計上しております。次の目5町民交流施設運営費につきましては維持管理費等でございますが、従来の閉館時間を午後7時30分から午後10時まで延長したことによりまして、節13委託料の施設等業務委託費が増額になっております。また、修繕料につきましては、談話室等の壁紙補修費用を計上させていただいております。

189ページです。目6文化財学習センター費につきましては、雇用対策といたしまして文化財資料整理の作業員3名分の賃金を新たに計上させていただいております。目7図書館運営費ですが、図書館運営のための職員人件費と職員賃金と次の192ページになります。192ページ、一番上の方です。節18備品購入費の図書備品費1千701万6千円が主なものになります。目8矢護川コミュニティセンター費については管理運営費用でございます。

193ページです。目9野外活動等研修センター費の前年比減額につきましては、センターのミーティングルームでのふれあいサロンのためにエアコンを設置しましたものでございます。次に、目1

0まちづくり交付金事業でございますけれども、大津地区公民館分館工事費等で1億8千980万円、文化財説明板5基、それに標石1基を97万円で施工するものでございます。

194ページをお願いいたします。項6、目1保健体育総務費では、生涯スポーツ推進のための費用を計上させていただいておりますけれども、前年比減額につきましては人件費関連及びスポーツレクリエーション開催分の費用等でございます。

196ページをお願いいたします。目2体育施設費につきましては、総合体育館及び武道館の施設維持管理経費が主なものですが、今年度から施設利用者のさらなる利便性向上のために公民館とのネットワークを構築させていただきます。

次の197ページ、節13委託料は体育施設等業務委託は、運動公園等管理委託、総合体育館、各種管理委託等に係るものでございます。

198ページをお願いいたします。目3学校給食費ですが、前年比の大幅減額は職員減に伴う人件費の減額、蒸気配管改修工事及び備品のスチームコンベクションに伴うものでございます。

次、飛びまして204ページをお願いいたします。款12公債費につきましては、定時償還分10億6千244万5千円、次のページ、205ページで利子分2億319万8千円を計上させていただいております。それぞれ対前年減額となっております。款13予備費で5千896万2千円といたしております。

次に、歳入を説明いたします。13ページをお願いいたします。歳入です。まず、款1、項1町民税、目1個人町民税につきましては、税制改正による税源移譲に伴い一律10%となっておりますが、給与所得者の増加等により20年度実績により1億円増額で計上させていただいております。目2の法人分ですが、世界的な経済不況に伴いまして自動車関連企業、半導体関連企業を中心に大幅な減少となる見込みでございます。項2、目1固定資産税につきましては、土地の宅地化、企業の設備投資、新築家屋等の課税見込みにより1億4千万円の増額を計上させていただいております。

14ページをお願いいたします。項3軽自動車税、項4町たばこ税につきましては、実績に基づく伸びで計上させていただいております。

15ページです。項6入湯税につきましては、宿泊者の減少が予想されますので減額を計上させていただいております。款2、項1、目1道路財源の一般財源化に名称が変更されたものでございます。項2自動車重量譲与税、次のページ、項3地方道路譲与税、項4航空機燃料譲与税、続いて款3利子割交付金から18ページの款8自動車取得税交付金までは、いずれも20年度実績見込みにより推計して計上させていただいております。款9地方特例交付金は、児童手当の拡充分、児童取得控除に伴う減収補填分の交付でございます。

19ページです。項2、目1特別交付金につきましては、恒久減税廃止に伴う経過措置として、19年から今年度まで交付されるものであります。款10地方交付税につきましては、総額9億7千974万円としております。町税の減少を反映しまして、5年ぶりに普通交付税8億7千974万円を見込んでいます。特別交付税は普通交付税の交付を見込んでいますので、不交付による減額措置がなくなりますので1億円を計上させていただいております。款11交通安全対策特別交付金は、業績に



より計上させていただいております。

20ページです。款12分担金及び負担金、目1総務費負担金は、菊池広域連合職員派遣2名、後期高齢者医療広域連合職員派遣1名、熊本県職員派遣分1名、矢護川地区簡易水道組合職員派遣1名の負担金でございます。目2民生費負担金の節1児童福祉負担金は、主に保育料の保護者負担分ですが、いちご保育園の開所に伴い1千720万5千円の増額を計上させていただいております。節5障害者福祉費負担金のコミュニケーション支援事業負担金、障害者相談支援事業負担金は菊池圏域の他市町からの負担金でございます。

22ページをお願いいたします。款13、項1、目1土木使用料につきましては、運動公園使用料、住宅使用料等が主なものでございます。

24ページをお願いいたします。款13、項2、目1総務手数料は、各種証明手数料です。

25ページです。款13、項3、目1証紙収入のごみ収集運搬手数料は、ごみ袋等の売上を実績により計上させていただいております。

26ページです。款14、項1、目1民生費国庫負担金の節1、節3、節4は、それぞれの事業の2分の1の国庫負担金です。節2児童措置費負担金は、児童手当の国庫負担分です。対象児童は増加しております。

27ページです。項2、目2民生費国庫補助金、節1児童福祉補助金の次世代育成支援対策交付金は、子育て支援関係ソフト交付金2分の1補助でございます。次世代育成支援対策施設整備交付金につきましては、一字保育園の改築建設に対する交付金です。児童厚生施設等整備補助金は、護川小学校内の学童保育施設開設に伴う3分の1補助でございます。節2障害者福祉費補助金の地域生活支援事業補助金及び通所サービス利用促進事業補助金は、自立支援法施行に伴う2分の1補助です。目3衛生費国庫補助金の合併処理補助金は、29基分を国、県、町それぞれ3分の1となっております。目4農林水産業費国庫補助金は新規事業のもので、節1圃場整備費補助金は矢護川地区の事業で2分の1補助です。節2農地費補助金は、大菊土地改良区、玉岡井手土地改良事業の2分の1補助になります。目5土木費国庫補助金、節1の地域活力基盤創造交付金は、町道下町門出線歩道整備事業及び三吉原北出口入口の交差点改良事業の補助率55%分でございます。節2の地域住宅交付金につきましては、立石団地改修、あけぼの団地駐車場整備、手摺り設置、室住宅解体の整備補助金及び住宅家賃低廉化事業分でございます。まちづくり交付金は、土木費、総務費、教育費、商工費、民生費に、それぞれ充当させていただいております。

28ページをお願いいたします。目6教育費国庫補助金、節4社会教育補助金で、迫井手地区の埋蔵文化財調査分及び江藤家住宅の防災施設等補助金を計上させていただいております。

29ページです。款15、項1、目1民生費県負担金の保険基盤安定負担金は、国保税軽減分及び保険者支援分でございます。節2から節4までは、国庫負担金で説明した分の県負担金になります。

30ページをお願いいたします。項1、目3衛生費県負担金につきましては、予防接種被害に対しまして法に基づき療育年金、医療手当等を支給するもので4分の3になっております。項2、目1総務費県補助金の地方バス等運行特別対策補助金は、産交バス等の10系統分になります。目2民生費

県補助金、節1 社会福祉費補助金のひとり親家庭等医療費補助金は2分の1補助です。節3 児童福祉費補助金は、前年比1千312万円の増額で放課後児童健全育成事業以下、各種子育て関係補助金は3分の2補助となっております。放課後児童健全育成事業補助金が前年比より600万円の増額となっております。

31ページです。節6 障害者福祉費補助金の重度心身障害者医療費補助金につきましては、前年同額となっております。また、地域生活支援事業補助金は日中一時支援事業分で、利用者の増加により増額を計上させていただいております。目3 衛生費県補助金、節の乳幼児医療費補助金は、実績により増額です。節3 衛生費補助金の妊婦健康診査臨時特例交付金につきましては、健診回数の増加による分の助成で5回から14回に増加したもので、9回増加分の2分の1補助になります。9回増加分の2分の1です。

32ページをお願いいたします。目4 農林水産業費県補助金、節2 農業振興費補助金の水田地域営農体制整備支援事業補助金につきましては、集落営農組合がコンバイン等を導入する際のものでございます。節3 農地費補助金の農業農村総合整備事業、農業農村整備推進交付金は、村づくり交付金に関するものでございます。節5 林業費補助金の森林環境保全整備補助金につきましては、町有林の保育事業に充当させていただきます。目5 商工費県補助金は新しい目で、県の特別基金活用で実施する23年度までの3ヶ年間実施されるものでございます。ふるさと雇用再生特別基金事業、緊急地域雇用創出特別基金事業で、今年度分として雇用再生特別交付金2千47万円は、地域求職者を雇い入れて雇用機会の創出支援事業を行うために、農業費、土木費、福祉費に充当させていただきます。また、緊急雇用創出事業交付金1千667万3千円につきましては、非正規労働者、中高年齢者等の一時的雇用、就業機会の創出支援事業を実施するために、総務費、教育費、農業費、商工費に充当させていただきます。3ヶ年総額で、ふるさと雇用6千142万円、緊急雇用事業で2千931万円になります。県補助でございます。

35ページをお願いいたします。目6 教育費委託金、節2 埋蔵文化財調査委託金は、迫井手地区の埋蔵文化財調査分で99.5%補助になります。節3の教育費委託金は全額補助で、護川小で実施するものでございます。

36ページです。款16、目2の利子及び配当金の減は、各種基金総額の減によるものでございます。36ページですね。目1の不動産売却収入につきましては、普通財産売却収入で先ほど言いました5区公民館用地分と、次の37ページ、町有林立木売却収入が主なものでございます。

38ページです。款18基金繰入金は、減債基金繰入金は財源対策債の元利償還分でございます。目2 大津町公共施設整備基金繰入金は、まちづくり交付金に充当するものでございます。目3 学校教育施設整備基金繰入金は、大津小学校の分離校建設事業に充当します。目4 大津町工場等振興奨励基金繰入金につきましては、立地企業に対する21年度奨励補助金としての支出するための繰入金でございます。目5 財政調整基金繰入金は、町税の減収に伴います財源を補うために14億3千万円を繰入させていただいております。各年度末の基金残高につきましては、減債基金繰入は年度末で3億5千552万9千円です。公共整備施設整備基金繰入金につきましてはの年度末の残高は12億3千20

0万円、学校教育施設整備基金繰入金につきましては5億1千万円、工場等振興奨励基金につきましては1億6千900万円、財調につきましては6億4千700万円で、繰入金全体で12億8千455万6千円の大増額になりまして、財政調整基金等も含んだところの基金全体の残額は8基金合計で34億7千257万8千円となる見込みでございます。

39ページです。款19繰越金は1億円を計上させていただいております。

41ページをお願いいたします。雑入ですけれども、主なものは上から2番目の熊本県市町村振興協会交付金ですけれども、これはオータムジャンボ宝くじの配分金でございます。それに下の方から5番目ぐらいですかね、地域公共交通総合連携計画策定負担金につきましては、大津町地域公共交通会議で支出する一時立替分の戻し入れになります。その下、火災共済給付金につきましては、今年のあけぼの団地火災に対する共済金でございます。

42ページをお願いいたします。上から2番目です。地域新エネルギー・省エネルギービジョン策定事業につきましては、事業に対する新エネルギー産業技術総合開発機構からの支援金でございます。一番下の方の下から3番目です。老人保護措置費、すぎなみ園の分でございますけれども、これにつきましては他町村からの入所者負担金でございます。

44ページをお願いいたします。款21町債につきましては、先ほど9ページの折、第3表 地方債のところの説明したとおりでございます。

最後に、給与費明細について説明いたします。206ページをお願いいたします。206ページです。給与費明細です。1、特別職では、長等は前年同額となっております。また、議員におきまして2人減の16人の定数分となっております。その他の特別職の減については、審議会委員や選挙等の立会に関するもので、トータルで57人の減で75万3千円の減額となっております。

207ページをお願いいたします。2、一般職ですけれども、常勤と非常勤に分けて計上させていただいております。常勤につきましては、本年度191人で1人の減となっております。給料につきましては874万3千円の減、職員手当につきましては1千436万4千円の増となっております。退職予定者は7名で、退職手当分が増額となっております。時間外勤務手当につきましては、今年の町長選挙等がなかったことと、今年度削減計画に伴います減額となっております。共済費を含めた合計では701万8千円の増となっております。総額は、15億8千612万6千円となります。非常勤職員につきましては、臨時職員から非常勤職員に昨年切り替えた影響もありまして16人増の116人で総額1億7千843万円となっております。常勤と非常勤の合計では、15人の増で2千620万円の増額となりまして、総額17億6千455万6千円となります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。3時15分から始めます。

午後3時06分 休憩

△

午後3時15分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

福祉部長松永高春君。

○福祉部長（松永高春君） 議案第20号、平成21年度大津町国民健康保険特別会計予算について説明いたします。予算書の中ほど、1枚目のピンクの表紙になります。真ん中あたりになります。ページというのが、ちょうど真ん中になります。国民健康保険です。よろしゅうございますか。

まず、予算書の1ページをお願いします。第1条で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25億9千705万3千円とするものです。前年度と比較しますと1億4千138万9千円の減です。第2条で、一時借入金の最高額を1億円としています。

歳入について、予算書の9ページをお願いします。概要書は45ページです。款1、項1、目1一般被保険者国民健康保険税を5億5千950万1千円、それから目2退職被保険者等国民健康保険税を4千133万1千円、10ページですが、税収の総額を6億83万2千円で計上しています。前年比1.44%減です。一般被保険者の保険税の減額の要因ですが、景気低迷による課税所得の伸び悩みによるものでございます。それから、後期高齢者支援金は、74歳までの国保被保険者約6千725人が後期高齢者医療のため、約4割を支援するため負担するものです。これは、従来の老人保健拠出金は各保険者が約5割を拠出していましたが、後期高齢者医療制度により個人が保険料を1割負担しますので4割となります。目2退職被保険者等の保険税については、65歳以下の公的年金受給者及びその被扶養者で、国保一般被保険者への移行により274世帯を見込んでいます。なお、退職者医療制度については平成26年度末で終了となります。国民健康保険税の現在の付加基準は、医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の3本立てで、いずれも所得割、均等割、平等割の3方式を採っていて、限度額は医療給付費分47万円、後期高齢者支援分12万円、介護納付金分9万円で、限度額の合計は68万円となっています。

11ページをお願いします。款2、項1、目1は督促状を発送する手数料で、1件80円の約1千880件分を計上しています。款3、項1、目1療養給付費等負担金は、一般被保険者にかかる療養給付費から保険基盤安定繰入金の2分の1を控除した額、一般被保険者に係る前期後期高齢者交付金、老人保健医療費拠出金、後期高齢者支援金及び介護納付金に要する費用を基に算出されるもので、34%が国の負担金として交付されます。目2の共同事業負担金は、高額医療費共同事業に対しての国の負担金で拠出金の4分の1が負担されます。目3特定健康診査等負担金については、40歳から74歳までの国保被保険者に対する特定健康診査及び特定保健指導に係る国の負担分です。款3、項2、目1財政調整交付金で、普通調整交付金は国庫負担金と同様に算出されるもので、一般被保険者の医療費や所得による市町村間での財政力の不均衡を調整するために、国から約9%が交付されます。また、特別調整交付金は、結核検診に係る医療費が総医療費の15%を超えた場合、医療費適正化事業及び保健事業を実施した場合にその一部が交付されるものです。

12ページをお願いします。款4、項1、目1共同事業負担金は、高額医療費共同事業に対しての県の負担金で拠出金の4分の1を計上しています。国と同額です。目2特定健康診査等負担金については、特定健康診査及び特定保健指導に係る県の負担分です。国と同額です。款4、項2、目1財政調整交付金で、普通調整交付金は国の交付金と同じように一般被保険者の医療費や所得による市町村

間での財政力の不均衡を調整するために、県から約6%が交付されます。また、特別調整交付金は、医療費適正化事業及び保健事業を実施した場合に、その一部が交付されるものです。

13ページをお願いします。款5、項1、目1療養給付費等交付金は、退職被保険者の療養給付費等の費用に充てるため社会保険診療報酬支払基金から交付されるものです。款6、項1、目1前期後期高齢者交付金については、前期高齢者加入率が全保険者の前期高齢者加入率より高い場合は交付金となり、低い場合には納付金となるもので、大津町の場合は加入率が約31%と全保険者の加入率約12%より高く、交付されるものです。款7、項1、目1共同事業交付金は、高額医療費共同事業として、医療費が1件につき80万円を超えた分に対して交付算定基準に基づき算定され、国保連合会から交付されるものです。目2保険財政共同安定化事業交付金は、保険財政共同安定化事業として医療費が1件につき30万円を超え80万円までの分に対して交付算定基準に基づき算定され、国保連合会から交付されるものです。

14ページをお願いします。款8、項1、目1利子及び配当金は、国民健康保険基金の利子です。款9、項1、目1一般会計繰入金については、国民健康保険制度の安定化を図るため国保税の軽減分、県負担4分の3、町負担4分の1と出産育児一時金支給額の3分の2、これは交付税措置されます。その他総務管理費の事務費等を法の範囲内で繰り入れるものです。

15ページをお願いします。款9、項2、目1国民健康保険基金繰入金については、現在の基金残高は約6千530万円となっています。款10、項1繰越金については、前年度からの繰越見込額を計上しています。

16ページをお願いします。款12、項1延滞金、加算金及び過料で国保税の延滞金を計上しています。款12、項4雑入については、第三者納付金及び出産費資金貸付金の戻入金を計上しています。

次に歳出を説明します。18、19ページをお願いします。款1、項1、目1一般管理費については、レセプト点検の臨時職員の賃金、共同電算委託料、パソコン保守委託料、及びその他需用費等を計上しています。目2連合会負担金については、平等割、被保険者数割で算定されます。款1、項2、目1運営協議会費については、国保運営協議会の運営に要する経費として計上しています。

20ページをお願いします。款1、項3、目1趣旨普及費については、啓発用のパンフレットの費用を計上しています。款2、項1、目1及び目2で、一般被保険者及び退職被保険者の医療費の保険者負担分7割の見込み額を計上しています。目3及び目4では、治療用装具等に伴う費用を計上しています。

21ページをお願いします。目3審査支払手数料については、熊本県国保連合会でのレセプト審査支払に要する経費及び電算処理手数料を計上しています。款2、項2高額療養費については、同一被保険者が同一月内に同一の医療機関等に支払った一部負担金の額が8万100円を超えた場合に支給するものです。目3、目4については、1年間毎年8月1日から翌年の7月31日の医療保険と介護保険の自己負担の合算額が著しく高額になる場合に負担を軽減するために支給するもので、限度額を超えた分について、医療保険、介護保険から、比率によりそれぞれ支給されるものです。

22ページをお願いします。款2、項4、目1出産育児一時金については、1件38万円で50件

分を見込んで計上しています。

23ページをお願いします。款2、項1葬祭給付費については、1件2万円の50件分を計上しています。款3、項1、目1後期高齢者支援金については、後期高齢者の医療費に要する費用を支給するもので、国が通知した被保険者等1人当たりの額で算定されます。目2後期高齢者関係事務拠出金は、同じように事務費に要する費用を計上しています。

24ページをお願いします。款4、項1前期高齢者納付金等については、国の定めにより加入者1人当たりの負担調整対象見込額に被保険者数を乗じて算出されます。款5、項1老人保健拠出金は、老人保健医療に要する費用を各保険者が負担するものですが、後期高齢者医療制度創設のため減額をしていますが、これは平成20年3月以前診療の月遅れ請求分及び過年度精算分の拠出金等を計上したためです。

25ページをお願いします。款6、項1、目1介護納付金は、介護保険に要する費用について保険者が納付金として納付するもので、介護保険2号被保険者の人数等を基に算定されるものです。

26、27ページをお願いします。款7、項1、目1高額医療費共同事業医療費拠出金は、1件80万円を超える高額な医療費の発生に伴う保険者の財政運営を緩和するための事業で、各市町村が国保連合会に拠出するものです。款3保険財政共同安定化事業拠出金は、1件30万円を超え80万円までの高額な医療の発生に伴う、同じように保険運営を緩和するための事業で、各市町村が国保連合会の法に拠出するものです。款8、項1、目1特定保険審査等事業費については、40歳から74歳までの国保被保険者に対する特定健康診査及び特定保健指導に係る費用及び人間ドックの補助金と事務費を計上しています。平成20年度から始まりまして、平成21年度の見込みとして特定健康診査を1千507人、積極的支援を20人、動機付支援を73人、人間ドック700人で見込んでおります。款8、項2、目1保健衛生普及費については、優良被保険者の表彰、健康教室及び医療費通知等の経費を計上しています。

28ページをお願いします。目2針灸施術費については、針灸施術補助金を計上しています。

29ページをお願いします。款11、項1償還金及び還付加算金については、過年度の社会保険加入や修正申告により過年度分の国保税が減額となった場合の還付金、出産費資金貸付金及び償還金を計上しています。

30ページをお願いします。款12予備費については、予測のできない緊急な経費に対応するためのものです。

以上、よろしくをお願いします。

続きまして、議案第21号、平成21年度大津町老人保健特別会計予算について説明いたします。

予算書の1ページをお願いします。第1条で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ603万5千円とするものです。前年度と比較しますと2億7千997万6千円の大幅な減額となっていますが、これは平成20年4月から老人保健制度が変わって後期高齢者医療制度が始まったために、平成20年3月以前診療分の月遅れ請求及び過誤調整分の医療給付費の精算に係る予算を計上しているためです。

歳入について、予算に関する説明書の7ページをお願いします。あわせて概要書は50ページです。

款1、項1、目1医療費交付金については、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので月遅れ請求分の医療費、給付費及び支給費の12分の6が交付されます。目2審査支払手数料交付金については、社会保険診療報酬支払基金から月遅れ請求分の老人医療レセプト審査支払手数料として交付されます。款2、項1、目1医療費負担金及び8ページ、款3、項1、目1県負担金については、本年度から概算交付がなくなり翌年度精算交付となったため、1千円のみ計上しています。款4、項1、目1一般会計繰入金については、12分の1の町負担分と国・県負担分が翌年度交付となるための一時負担分を計上しています。なお、この一時負担分については翌年度に精算し、一般会計へ繰り出すこととなります。

次に、歳出を説明します。10ページをお願いします。款1、項1、目1医療費給付費については、老人医療の給付費で医療機関に受診する費用から一部負担金を控除した見込額を計上しています。目2医療費給付費については、高額医療費及びコルセット等の費用で、目3審査支払手数料については、審査支払機関、支払基金や国保連合会に支払うレセプト審査のための費用を計上しています。以上、いずれも平成20年3月以前の診療に係る過誤調整及び月遅れ請求分に係るものであります。

以上、よろしく願いいたします。

議案第24号、平成21年度大津町介護保険特別会計予算について説明いたします。予算書のピンクの表紙の後ろから4枚目をお願いします。

1ページをお願いします。第1条で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ18億9千893万1千円とします。第2条で、一時借入金の最高額を1億円としています。

歳入について、予算に関する説明書の8ページをお願いします。概要書は53ページです。款1、項1、目1第1号被保険者保険料ですが、65歳以上の被保険者に係る保険料の収入額は、介護給付歳出見込総額から国・県・町負担分調整交付金及び支払基金交付金を差し引いた額を計上しています。なお、平成21年度の第1号被保険者を特別徴収5千362人、普通徴収498人、合計5千860人で推計し、第4期介護保険料月額基準額を4千800円で計上しております。款2、項1、目1手数料については、督促手数料、生活管理指導員派遣及び食の自立支援事業における利用者の手数を計上しています。

9ページをお願いします。款3、項1、目1介護給付費負担金については、介護給付費歳出見込総額の国負担分20%を計上しています。ただし、施設給付費等に係るものについては15%です。款3、項2、目1調整交付金については、介護給付費歳出見込総額の約7.2%を計上しています。目2地域支援事業交付金については地域支援事業に対する国の交付金で、交付割合は介護予防事業の25%、包括的支援事業、任意事業の40.5%を計上しています。

10ページをお願いします。款4、項1、目1介護給付費交付金ですが、第2号被保険者負担率30%分については、社会保険診療報酬支払基金が各医療保険者から徴収した介護給付費納付金が充てられ、支払基金から定率分が介護給付費交付金として交付されるものです。目2地域支援事業支援交付金については、地域支援事業に対する社会保険診療報酬支払基金の交付金で、介護予防事業の30%

を計上しています。款5、項1、目1介護給付費負担金については、介護給付費歳出見込総額の県負担分12.5%、ただし施設給付費等に係るものについては17.5%です。

11ページをお願いします。款5、項2、目1地域支援事業交付金については、地域支援事業に対する県の交付金で、交付割合は介護予防事業の12.5%、包括的支援事業、任意事業の20.25%を計上しています。款6、項1、目1介護給付費繰入金については、介護給付費歳出見込総額の12.5%を計上しています。目2地域支援事業支援交付金については、地域支援事業に対する町の繰入金で、交付割合は介護予防事業の12.5%、包括的支援事業、任意事業の20.25%を計上しています。目3その他一般会計繰入金については、認定の事務費用その他介護保険事業に係る事務費の繰入金を計上しています。増額になっている原因は、地域包括の職員給与費を一般会計から特別会計へ組み替えたものでございます。

12ページをお願いします。款7、項1、目1利子及び配当金については、介護給付費準備基金の利子を計上しています。現在の基金残高は2千367万2千円です。

13ページをお願いします。款9、項2、目1雑入で、介護認定資料のコピー代です。

14ページをお願いします。款9、項3、目1介護予防サービス計画費収入については、地域包括支援センターで行う要支援者に対するケアプラン作成収入を計上しています。

次に、歳出を説明します。15ページをお願いします。款1、項1、目1一般管理費については、介護保険事務に必要な物件費等を計上しています。

16ページをお願いします。款1、項2、目1賦課徴収費については、介護保険料の賦課徴収に要する経費で、主に納付書の印刷、郵送料です。款1、項3、目1介護認定審査会費については、要介護、要支援認定の審査判定業務に関する費用で、主なものは節19の広域連合介護保険事業負担金です。減額になっているのは、広域連合の基金から1千300万円繰り入れたためでございます。

17ページをお願いします。目2認定調査等費については、介護認定申請後の介護認定調査における主治医意見書料、更新手続き及び結果通知書等の通信運搬費、認定調査員報酬等を計上しています。款1、項4、目1計画策定等委員会費については、介護保険事業計画等策定委員会や地域包括支援センター及び地域密着型サービスに関する運営委員会に要する費用を計上しています。

18ページをお願いします。款2、項1、目1介護サービス等諸費については、介護保険サービスの費用から利用者の自己負担1割を除いた残りの9割分を給付費として予算計上しています。主な項目は、居宅サービス給付費、施設サービス給付費等で、増額の要因はそれぞれ利用者、給付費の伸びによるものです。

19ページをお願いします。款2、項2、目1その他諸費については、熊本県国民健康保険団体連合会への介護給付費の審査支払手数料が主なものです。款2、項3、目1高額介護サービス等費については、介護サービス利用者が支払った1割の負担額が世帯合計で、ひと月3万7千200円を超えた場合にその超えた分を払い戻すものです。なお、低所得者は別の軽減された上限額が設定されています。

20から22ページをお願いします。款3、項1、目1介護予防事業費については、高齢者が要介



護状態にならないように、特定高齢者施策として特定高齢者把握事業、生活管理指導員派遣事業、通所型介護予防事業及び訪問型介護予防事業を実施し、一般高齢者施策として介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業の講師謝礼、需用費等の費用を計上しています。款3、項1、目2包括的支援事業費については、高齢者の健康の維持、保健福祉医療の向上と増進のために必要な援助、支援を包括的に担う地域の中核機関としての地域包括支援センターに係る費用を計上しています。減額の主な理由は、職員1名分を介護予防事業から組み替えをしております。それから、公用車等備品を昨年は購入いたした関係です。

23ページをお願いします。款3、項1、目3任意事業費については、成年後見制度の申立に係る手数料、一人暮らしの高齢者等に給食サービスを行う食の自立支援事業、24ページで介護に当たっている家族の経済的負担を軽減する家族介護用品支給事業を計上しています。款4、項1、目1介護給付費準備基金積立金については介護給付費準備基金、先ほど説明いたしました2千367万2千円から発生する利子の積立金を計上しています。目2は、新たに条例で説明いたしました介護従事者処遇改善臨時特例基金に対応するための25積立金です。

25ページをお願いします。款5、項1、目1財政安定化基金償還金については、第2期事業運営期間、平成15年度から17年度の3年間の借入金総額1千551万9千円を第3期事業運営期間、18年度から20年度の3年間で償還したことにより廃目しております。款6、項1、目1第1号被保険者保険料還付金については、過年度分に係る保険料の払戻金を計上しています。

26ページをお願いします。款7、項1、目1予備費については、介護給付費等の緊急な経費に対応するためのものです。

以上、よろしく願いいたします。

議案第26号、平成21年度大津町後期高齢者医療特別会計予算について説明いたします。

予算書の1ページをお願いします。第1条で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億3千649万5千円とするものです。熊本県の後期高齢者の保険料は、均等割額4万6千700円、所得割率8.62%となっています。保険料の県下の1人当たりの平均額は年5万1千561円で、大津町では平均額4万6千855円となっています。被保険者は約3千258人を見込んでいます。限度額超過者52人プラス3千206人で3千258人を見込んでおります。

歳入について、予算に関する説明書の7ページをお願いします。あわせて、概要書は57ページです。款1、項1、目1特別徴収保険料については、先ほど説明いたしました均等割額、所得割率を基に、広域連合において算定された大津町の後期高齢者医療被保険者の保険料の特別徴収対象者を70%として計上しています。目2普通徴収保険料については、同様に普通徴収者を30%として計上しています。

8ページをお願いします。款4、項1、目1事務費繰入金については、後期高齢者医療の事務を行うために一般会計から繰り入れるもので、一般管理費のほか、主なものは保険料徴収事務に係る事務費を計上しています。目2保険基盤安定繰入金については、保険料の軽減分として県負担分4分の3、町負担分4分の1を繰り入れるものです。目3保険事業等繰入金については、町の単独事業で針灸施

術補助に対する費用を繰り入れるものです。

10ページをお願いします。款6、項4、目1後期高齢者医療広域連合受託事業収入については、後期高齢者の健康診査の受託に対する広域連合からの委託料で、受診見込み保険者716人の健診費用及び事務費を計上しております。

次に、歳出を説明します。11ページをお願いします。款1、項1、目1一般管理費については、共同電算回線使用料、各種通知用郵便代及び後期高齢者医療の事務を行うための需用費等を計上しています。款1、項2、目1徴収費については、保険料徴収のための納付書等の印刷製本費及び納付書送付用の郵便代を計上しています。

12、13ページをお願いします。款2、項1、目1後期高齢者医療広域連合納付金については、被保険者が納付した保険料1億6千415万1千円、基盤安定負担金6千121万8千円及び滞納繰越分保険料30万円を計上しています。款3、項1、目1健康診査費については、被保険者のうち健康診査受診見込み者数716人分の費用、健康委託料及び通信運搬費等を計上しています。款3、項1、目2針灸施術費については、針灸施術補助金を計上しています。

14ページをお願いします。款5、項1、目1予備費は、予測の出来ない緊急な経費に対応するためのものです。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 議案第22号ですが、ちょうど3枚目のピンク色のところになります。

議案第22号、平成21年度大津町外4ケ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計予算について説明を申し上げます。ピンク色の3枚目、共有財産というところがございますが、議案集は37ページで、予算の概要は50ページからになります。

予算書の1ページをお願いします。歳入歳出予算の第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ421万4千円といたしております。

説明書の7ページをお願いいたします。歳入からご説明申し上げます。款1、項1、目1の財産収入は、分収林収益分収益ほか、それぞれの座取りをお願いしています。款2、項1、目1の繰越金でございますが、前年度の繰越金421万円を計上いたしております。款3、項1、目1の諸収入、節2の雑入は座取りをお願いしております。水源林整備事業費の受託費用分収入見込み分です。

次に、8ページをお願いいたします。歳出でございます。款1、項1、目1の一般管理費の節7の賃金から節16の原材料費まで、それぞれ事務関係、維持管理費関係を計上いたしております。節19の負担金補助及び交付金の大規模林道事業負担金でございますが、大規模林道菊池人吉線菊池大津間に係る事業の受益者負担金でございます。

9ページです。款2、項1、目1の予備費として224万9千円を計上いたしております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。

○土木部長併任工業用水道課長（中山誠也君） 議案第23号、平成21年度大津町公共下水道特別会

計予算についてご説明申し上げます。先ほどの四ケ市町村の後になります。当初予算の概要は、51、52ページになります。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億5千665万6千円と定めております。第2条で、債務負担行為を「第2表 債務負担行為」によるとしております。第3条で、地方債を「第3表 地方債」によるとしております。第4条で、一時借入金の最高額を定めております。

4ページをお願いいたします。第2表 債務負担行為として、下水道計画区域内における水洗化の促進を図るため、水洗化改造資金融資斡旋をするに当たり金融機関が融資した資金の損失保証をするものです。融資枠、期間、限度額につきましては、記載のとおりです。

5ページをお願いいたします。第3表 地方債として、公共下水道事業債のうち1につきましては本年度の事業に対する起債になります。2、借換債は、平成20年度に続き借入利率5%の以上の起債を繰上償還し、新たに低利に借り換えるもので後年度の利息軽減をしようとするものです。3、特別措置費分は、財政措置費の変更に伴い下水道事業債に新たに創設されたもので、後年度交付税の対象になる起債です。また、公債費償還の元金の一部に充当するために、4番の資本平準化債を借り入れるようにしております。限度額、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

詳細につきましては、説明書によりご説明申し上げます。歳入から説明いたします。

9ページをお願いいたします。款1、項1、目1負担金は、本年度賦課予定の公共下水道が使用できる区域に対しての受益者負担金と、過年度に賦課されて継続して納入される見込みの額を計上しております。款2、項1、目1使用料は、一般住宅、学校、企業などからのし尿や生活雑排水及び工場排水に対する下水道使用料で、直接徴収分と企業団徴収分を計上しております。項2、目1手数料は、責任技術者指定工事店の登録手数料及び督促手数料になります。

10ページをお願いいたします。款3、項1、目1公共下水道国庫負担金は、本年度の公共下水道事業に対する補助金になります。款4、項1、目1一般会計繰入金は、下水道事業に伴う人件費、事業費、公債費償還のために繰り入れるものです。項2、目1下水道事業基金繰入金は、元金の一部に充当するために基金から繰り入れるものです。

11ページをお願いいたします。款5、項1、目1繰越金は、前年度からの繰越見込額を計上しております。

12ページをお願いいたします。款7、項1、目1公共下水道事業債及び目2資本費平準化債は、先ほど第3表地方債のところの説明したとおりです。

13ページをお願いいたします。款8、項1、目1利子及び配当金は、公共下水道事業基金の利子を見込んでおります。

次に、歳出を説明いたします。14ページからになります。款1、項1、目1総務管理費につきましては、職員6名分の人件費等の費用と、節8報償費で受益者負担金納期前払報奨金、節13委託料で水道企業団に水道料の徴収を委託する費用、節19負担金補助及び交付金で水道企業団が新たに使用料算定のために電算機を導入したことに伴う負担金、漁業振興助成金や水洗化助成金の補助金、節

27公課費で平成20年度分に対する消費税を計上しているのが主なものになります。

16ページから17ページをお願いいたします。目2事業費につきましては、節13委託料で工事実施のための測量設計、詳細設計及び監理業務の費用、節15工事請負費では音楽幼稚園周辺や後迫、室地区などの汚水環境整備及び取付管工事、また2ヶ年継続で行う浄化センター内の最初沈殿池内の機械電気設備の費用を計上し、節22補償補填及び賠償金で工事実施に関連して支障が出る場合に対応するための上水道管移設費用が主なものです。あわせて、事業実施に伴う事務費等を計上しております。

17から18ページをお願いいたします。目3維持管理費につきましては、節13委託料で平成20年度から行っております浄化センター等施設及びマンホールポンプ管理の包括的民間委託の費用と、民間委託を監視するためのモニタリング費用を計上しております。その他、節12役務費は施設の保険料になります。

19ページをお願いいたします。目4下水道事業基金費は、基金の利子を積み立てるための積立金を計上しております。款2、項1、目1元金につきましては、地方債の定時償還金と借換を行うための繰上償還金を計上しております。目2利子につきましては、長期債の利子償還金及び一時借入金の利子を計上しております。

20ページをお願いいたします。款3、項1、目1予備費は、不測の事態に対応する場合の費用として計上しております。

続きまして、1つ飛んでいただいて議案第25号になります。平成21年度大津町農業集落排水特別会計予算について、ご説明申し上げます。当初予算の概要は、55、56ページになります。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6千441万円と定めております。第2条で、地方債を「第2表 地方債」によるとしております。第3条で、一時借入金の最高額を定めております。

4ページをお願いいたします。第3表 地方債として、本年度錦野地区と杉水地区の農業集落排水事業を実施するための起債を計上しております。限度額、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

詳細につきましては説明書により説明いたします。歳入から説明いたします。

8ページをお願いします。款1、項1、目1農業集落排水事業費の分担金は、錦野地区、杉水地区及び平川地区の土地家屋所有者等からの現年度及び過年度分の見込額を計上しております。款2、項1、目1使用料は、矢護川地区及び錦野地区の農業集落排水施設使用料を見込んでおります。項2、目1手数料は、督促手数料です。

9ページをお願いいたします。款3、項1、目1農林水産費国庫補助金は、本年度錦野地区、杉水地区農業集落排水事業に対する補助金を計上しております。款4、項1、目1農業集落排水費県補助金は、施設整備推進事業補助金として前年度補助対象事業費の6.5%を計上しております。款5、項1、目1一般会計繰入金は、農業集落排水事業に伴う人件費、事業費、維持管理費、利子の一部に充当するために繰り入れるものです。

10ページをお願いいたします。款5、項2、目1基金繰入金は、農業集落排水事業の公債費の利子の返済に充てるために繰り入れるものです。款6、項1、目1繰越金は、前年度からの繰越見込額を計上しております。

11ページをお願いいたします。款7、項3、目1雑入につきましては、事業に係る消費税還付金を見込んでおります。款8、項1、目1農業集落排水事業債は、本年度錦野地区、杉水地区の事業を行うための事業債になります。補助事業の場合は事業費の45%、単独事業の場合は事業費の95%になります。

12ページをお願いいたします。款9、項1、目1利子及び配当金は、農業集落排水事業基金の利子を見込んでおります。

歳出を説明いたします。13ページをお願いいたします。款1、項1、目1総務管理費は、職員2名分の人件費及び錦野地区の水洗化助成金が主なものです。

13ページから16ページをお願いいたします。目2農業集落排水事業費につきましては、節1報酬及び節9旅費の中の費用弁償は、事業推進のための委員会の費用です。節13委託料につきましては、錦野地区では処理場の機能調整業務費を、杉水地区では管路の単年度設計と処理場の工事監理などの費用、節15工事請負費で杉水地区の管路及び処理場の建設工事を予定しております。節22補償補填及び賠償金は、管路の工事に伴って支障が生じる場合の上水道の移設費用です。その他、事業推進のための事務費を計上しております。

16ページをお願いいたします。目3維持管理費の主なものは、矢護川及び錦野浄化センターの運転をするための費用で、節11需用費の中で光熱水費を、節12役務費では汚泥の引抜き手数料、節13委託料は維持管理業務費用を計上しております。目4農業集落排水事業基金費は、基金の利子、消費税還付金などを積み立てるための積立金を計上しております。

17ページをお願いいたします。款2、項1、目1元金及び目2利子は、地方債の元利償還金及び一時借入金の利子を計上しております。款3、項1、目1予備費は、不測の事態に対応する場合の費用として計上しております。

次に、議案第27号になります。最後の項目になります。平成21年度大津町工業用水道事業会計予算について説明いたします。当初予算の概要は、58、59ページになります。

予算書の1ページをお願いいたします。第2条、業務の予定量を、9事業所に対して年間129万5千750立法メートル、1日平均3千550立法メートルの給水計画を立てております。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、収入支出の総額をそれぞれ6千205万3千円としております。第4条、資本的収入及び支出の予定額の中で、収入は計上しておりません。

1ページをお願いいたします。支出では、資本的支出を660万円計上しております。第5条で、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として職員の給与費を計上しております。第6条で、利益剰余金の処分として減債積立金に660万円を積み立てるように計上しております。

詳細につきましては、説明書により説明いたします。説明書の1ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出のうち収入では、款1、項1、目1給水収益で、中核工業団地企業9社分の水

道料金を計上しております。項2、目1受取利息及び配当金で、定期預金の利子を計上しております。

支出につきましては、款1、項1、目1営業費用の中で、目1原水費は、電気機械設備の保守点検、修繕費、ポンプの運転のための電気料、水道企業団からの緊急揚水代等を計上しております。目2配水及び給水費は、量水器メーター購入及び取付費を計上しております。目3総係費は、職員の人件費や電算システム使用料などの費用になります。

2ページをお願いいたします。款4減価償却費は、工業用水道関連施設の固定資産等の減価償却費を計上しております。項2、目1支払利息及び企業債取扱諸費は、企業債の償還に係る利息を計上しております。目2消費税は、給水使用料に係る消費税分を計上しております。項3、目1予備費は、不測の事態に対応する場合の費用として計上しております。

次に、資本的収入及び支出ですが、収入は見込んでおりません。支出につきましては、項2、目1企業債償還金は、企業債の元利償還を計上しております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議 長（大田黒英生君） 提案理由の説明は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午後4時09分 散会

本 会 議

議 案 質 疑

委 員 会 付 託

# 平成 2 1 年第 2 回大津町議会定例会会議録

平成 2 1 年第 2 回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第 2 日)

平成 2 1 年 3 月 1 1 日(水曜日)

	1 番 金 田 俊 二	2 番 府 内 隆 博	3 番 吉 永 弘 則
	4 番 源 川 貞 夫	5 番 鈴 木 ムツヨ	6 番 大 塚 龍 一 郎
	7 番 新 開 則 明	8 番 月 尾 純一朗	9 番 坂 本 典 光
出席議員	10 番 石 原 大 成	11 番 手 嶋 靖 隆	12 番 永 田 和 彦
	13 番 松 永 幸 久	14 番 宇 野 光 廣	15 番 荒 木 俊 彦
	16 番 大 田 黒 英 生		
欠席議員			
職務のため出席した事務局職員	局 長 松 岡 勇 次 書 記 大 隈 寿 美 代		
地方自治法第 121 条の規定より説明のため出席した者の職氏名	町 長 家 入 勲 副 町 長 宇 野 博 明 総 務 部 長 首 藤 誠 治 企 画 部 長 徳 永 保 則 会 計 管 理 者 兼 ね て 会 計 課 長 西 村 和 正 福 祉 部 長 松 永 高 春 土 木 部 長 兼 ね て 土 木 総 括 審 議 員 伊 東 貢 土 木 部 長 兼 ね て 工 業 用 水 道 課 長 中 山 誠 也 経 済 部 長 西 本 昇 二 子 育 て 支 援 課 長 大 塚 武 年	総 務 部 総 務 課 長 兼 ね て 地 域 安 全 係 長 桐 原 則 雄 企 画 部 企 画 課 長 兼 ね て 財 政 係 長 木 村 誠 総 務 部 総 務 課 行 政 係 長 藤 本 聖 二 教 育 長 宮 崎 廣 行 教 育 部 長 大 塚 武 年 農 業 委 員 会 事 務 局 長 服 部 次 子	



議 事 日 程 (第 2 号) 平成 2 1 年 3 月 1 1 日 (水) 午前10時 開議

日程第 1 議案質疑

承認第 1 号	質 疑
議案第 1 号	質 疑
議案第 2 号	質 疑
議案第 3 号	質 疑
議案第 4 号から議案第 1 0 号まで	一括質疑
討論、表決	
議案第 1 1 号	質 疑
議案第 1 2 号	質 疑
議案第 1 3 号	質 疑
議案第 1 4 号	質 疑
議案第 1 5 号	質 疑
議案第 1 6 号	質 疑
議案第 1 7 号及び議案第 1 8 号	一括質疑
議案第 1 9 号	質 疑
議案第 2 0 号	質 疑
議案第 2 1 号	質 疑
議案第 2 2 号	質 疑
議案第 2 3 号	質 疑
議案第 2 4 号	質 疑
議案第 2 5 号	質 疑
議案第 2 6 号	質 疑
議案第 2 7 号	質 疑

日程第 2 委員会付託

議案第 1 1 号から議案第 2 7 号まで

午前 1 0 時 0 0 分 開議

○議 長 (大田黒英生君) おはようございます。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、議席に配付のとおりです。

日程第 1 議案質疑

○議長（大田黒英生君） 日程第1 議案質疑を行います。

お諮りします。承認第1号 専決処分を報告し承認を求めることについてから、議案第10号 平成20年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第2号）についてまでの11件は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号から議案第10号までの11件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。まず、承認第1号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第1号を議題とします。質疑ありませんか。荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 議案第1号、大津町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についてお尋ねをいたします。

介護保険が、新年度から3ヶ年でこれから見直しがなされるということですが、その中で介護労働者の処遇を改善をする目的として基金が設立されると。趣旨そのものには大いに賛成をしますが、この処遇改善が果たして実効あるものになるのかどうか確認をしたいと思います。とりわけ介護労働者、高齢者のお世話をなさる人たちの大変なお仕事であるにもかかわらず、非常に賃金が安いということでせっかく就職なさった方々も仕事を辞めざるを得ないという方々が多数おられます。今度の基金を活用することによって、実際に介護労働者の処遇が具体例として予想がなされておれば、ぜひ、それをお尋ねをしたいと思います。

それから、議案の説明資料で4ページで介護報酬改定による給付増に伴う交付金算定のイメージ図が書かれております。これを見ますと、新年度平成21年度は国からの交付金で負担分全額見る、次の年は国が2分の1と。それでは、平成22年度は国が2分の1を負担するが、残りの半分は地方自治体、この大津町が負担をするのかどうかですね。3年目は国の負担がなくなるということですから、これをこの図からすれば町の一般会計から、その負担をするのかどうか。この点を確認をしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 福祉部長松永高春君。

○福祉部長（松永高春君） 荒木議員の質疑にお答えします。最初に、2番目の質問の方からお答えしたいと思います。説明資料の24ページ、お願いしたいと思います。説明資料の24ページの中で、下の方の表をご覧くださいと思います。下の表の②介護報酬の引上分2.8%アップ、これを影響なんですけれども126円と、3年間の中で見込んでおります。それと⑥、国からの特例交付金がきます。それで、半額でございますのでマイナス63円ということになります。ですので、63円が基準額に対してアップするということになります。大津町の場合は3年間で平均をしておりますので、65歳以上の1号被保険者に対して保険料としてはその中に入ってしまうので、保険料と

しては影響はないと。4千800円の中で算定をしているということになってきます。そういうことでお願いしたいと思います。

それと、このことが国から入ってきますけれども、このことが実効あるものになるかどうかというご質問だったと思います、最初の質問ですけれども。これにつきましては、国の方では梶添大臣の方からよく出ておりますけれども大体月額2万円程度、介護従事者の給料が上がるだろうと、ひと月です。そういうような試算を見込んでいるようでございます。ただし、これは指定事業所がどのくらいのサービスを提供なさっているのか、それにもよると思います。介護報酬の中に2.8%、大津町の場合は上乘せされますので、どのくらいの指定事業所がサービスを提供されているのか。それと、その介護従事者の賃金の差にもよると思いますけれども、これにつきましては指定事業所の考え方で、2.8%アップ分をなるべく従業員の方に反映していただくように、町としても希望しているところでございます。

○議 長（大田黒英生君） どうぞ、荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） せっかく基金をつくるということではありますが、プラスになることは確かに間違いないわけですが。しかし、焼け石に水にならんかということですね。ですから、介護労働者の賃金実態を正職あるは時給で働かれる人おられるかと思えますけど、そこをきちんと調査をするつもりはあるかどうかですね。例えば、結婚したらとても家族を養えるような給料ではないと。実際そうだと思うんですけど、その実態を担当課として把握をするべきではなからうかと。把握をするつもりがあるかどうかですね。それから、今年から始まるとしたら今の賃金水準、それからこの基金を得ることによって、どのくらい賃金が実際プラスになるか。これからつかんでいかなくちや、その効果があるのかどうかわからないようになってしまうわけですね。介護事業所そのものは経営も大変だということで、果たして賃金に回るのかどうかというのも心配されるところですけど、それにはまず今の賃金水準実態をきちんとつかむべきではなからうかと思えますけど、対処についてお伺いをしたいと思えます。

○議 長（大田黒英生君） 福祉部長松永高春君。

○福祉部長（松永高春君） お答えします。まず、介護保険の場合の指定事業所でございますけれども、これは大津町の住民の方が事業所を利用する場合は、全国どこでも利用することができます。調査に関しましては、全国すべてを調査するというのは難しゅうございますので、大津町にあります指定事業所については私たちも保険者でございますので、何らかの形で現在の給与と今後の給与について、どこかの時点で調査をできるものならしたいというふうに考えているところでございます。

○議 長（大田黒英生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第2号を議題とします。質疑ありませんか。

坂本典光君。

○9番（坂本典光君） 議長、議案第2号、一般会計補正予算についてですね。

○議長（大田黒英生君） はい。

○9番（坂本典光君） 「一般会計補正予算の概要」というのがありますけども、これの24ページと25ページであります。24ページの一番下にこれは土木部の都市計画課、歳入のところですね。土木債が都市計画債、まちづくり交付金事業分として4億7千460万円減額になっているということ。それから次のページの25ページ、ここのまちづくり交付金事業の13番委託料、これが1千266万2千円減額、それから15番の事業請負費2億4千913万9千円の減額、それから17番公共公有財産購入費が、これも約9千万円ほど減額になっておりますが、あまりにも額が大きいもんですから、この元々のまちづくり交付金事業というのが額が大きいからこういうことになるのかもしれませんが、これは一体予算額と入札額というのが大幅に変わったのか、あるいは事業の中身が大幅に変わったのか。あまり額が大きいから質疑いたします。

○議長（大田黒英生君） 土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。

○土木部長併任工業用水道課長（中山誠也君） 坂本議員の質疑にお答えいたします。まず、まちづくり交付金事業に関しましては、非常に巨額の減額補正をお願いしております。事業としては、5年間の中で計画に上げられた都市再生整備計画に上げられた事業をやっていくという関係になっておりまして、事業の執行が遅れる場合は翌年度に減額して新たにまた予算を付けるというような形で、5年間の中で一応事業を行うという形になっておりますので、その関係で事業の変更が起こっております。特に大きな事業として今回変更になっておりますのが本田技研南通線、それから本田技研325号線なんですけども、これにつきましては用地関係が非常に長引いておりまして、まだ完全には終わっていないという形があります。その関係で、事業が当初は全部工事を終わりたいということで予算は組んでおったんですが、本田技研325号については交差点から325号までの分は半分しかちょっとできないという形で、その関係の事業が非常に大きくなっております。それに関しまして、特に工事請負費、公有財産購入費関係が下がってきております。特に、工事請負費に関しましては2億7千万円ほど減額になっております。それから、駅前楽善線関係につきましては、当初見込んでおりました補償補填関係が鑑定によりまして非常に下がってきております。その関係で約6千万円ほど費用的に下がってきております。それから門出中学通線、マイロードといいますけども、その関係、それから自由通路関係なんですけども、この関係は駅周辺関係を今後もう一回見直して、当然駅を熊本空港の玄関口にしたいという形の話があつておりまして、駅周辺を見直したいということで、この事業について今回先送りしたいということで、その関係を減額しております。それから、杉水大津線関係について一部局部改良を計画しておりましたけども、非常に地権者の数が多くて用地ができなかったという形で工事請負、それから公有財産等を落としております。それから、雨水排水対策関係としまして上井手の上の方に調整池をつくる計画をしておりましたけども、調整池の浸透させる浸透率といいますか、そのあたりの分で非常に浸透が悪くて、なかなか公有財産を設計ができ上がるのが最近でございまして、用地を購入するまで至っておりません。その関係で公有財産購入費を落としております。そういう関係で事業が若干遅れておりまして、それに伴いまして工事請負費、それから公有財産、それから補償補填等が下がってきております。それから、全体事業としましてまちづくり交付金事業関係は全

体事業が落ちますと、その関係で補助金ももちろん落ちますし、起債事業はそれに関して補助金の残りについて75%という形になりますので、全体事業が落ちたことによって起債関係も落ちているというのが現状でございます。

○議長（大田黒英生君） 坂本典光君。

○9番（坂本典光君） まあ、大体大まかに内容はわかりましたけども、このまちづくり交付金事業というのが普通の事業に比べまして大分アバウトなようでございますので、私も少し戸惑っておりますけども。詳しいことについては、9月の議会の決算でもう一回調べてみたいと思います。終わります。

○議長（大田黒英生君） ほかに質疑ありませんか。荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 5点にわたってお尋ねをいたします。補正予算の48ページの町長選挙費についてお尋ねをいたします。今回、昨年の町長選挙が無投票ということで大幅な減額がなされました。それはそれで結構であります。この町長選挙の日程について昨年ですかね、同僚議員の一般質問で町会議員選挙と同時にできるのではないかとということで質問がなされております。それが可能であるという答弁がなされておりましたが、結果的に町会議員選挙と町長選挙が同時にはなされなかった。統一をすれば1千万円ほどの財政が節約をできることになったはずであります。なぜ統一ができなかったのか。この理由についてお尋ねをします。

次に、第2点目が56ページの老人ホーム費であります。老人ホームの調理業務委託費が533万2千円、かなりの額で減額がなされております。説明では、どうも入札残というような確か説明であったかと思いますが、これほど大幅な減額になった経過と理由についてお尋ねをいたします。

次に59ページ、人権啓発福祉センター運営費の8番の報償費、講師謝礼が34万2千円減額となっております。講師の謝礼としては決して少なくない金額が減額をされていると、この減額の理由と内訳についてお尋ねをします。

次に64ページ、まちづくり交付金事業で子育て世代活動支援センター測量設計業務委託と、143万5千円が減額されております。こちらも入札残ではあろうかと思いますが、これは財源の内訳で国、県の支出金が320万円減った分、その一部が地方債が増額され一般財源が少し充てられると。当初、国、県の支出金をこれほど見込んでいたのに、なぜ地方債に切り替えなくてはならなくなったのか理由をお尋ねをしたいと思います。

それから、68ページですね。子ども医療費であります。医療費、扶助費が900万円増額がなされました。小学校6年生まで拡大をされたわけですが、この内訳をお尋ねをしたいと思います。特に、就学前まで一体何人ぐらいで幾らを見込んでいるのか。あと、小学校に入って小学生が何人で幾らを見込んでいるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 総務部長首藤誠治君。

○総務部長（首藤誠治君） 荒木議員の質疑の48ページ、町長選挙減額についてからご説明申し上げます。議会議員と町長選挙と一緒にできなかったのかということです。議員おっしゃいますように、地方公共団体の議会の議員の長と任期満了による同時選挙の特例というのがありまして、例えば町長の任期満了後50日までの間、また、町議会議員の選挙の前の50日までの間で重なる部分について

同日選挙が可能だということでお答えしてあると思います。

これにつきまして、選挙管理委員会の方では検討をなされてまいりました。時期的に申し上げますと、可能な期間としましては1月の9日から2月13日までの普通言いますと日曜日の回数ということになります。それで、お正月等を外しますと、1月の18日、25日、2月1日、2月8日ということで設定といいますか検討されるところであります。1月の方については、18日から考えますと基本的には町長の不在期間が3週間半、1月25日ですと1ヶ月、2月1日ですと5週間半以上、町長の不在期間があるということが1つあります。もう1つは、お正月挟みますので選挙事務、準備事務等々、町のさまざまな行事等が1月に集中してまいりますので、その辺について総合的に判断をされて選挙管理委員会の方では今回別々に行うということで決定されたということでお聞きしております。

次に、59ページの講師謝金について、センターの8報償費、講師謝礼の減額についてですけども、当初予算で101万5千円、執行見込み等で67万3千円ですので計34万2千円の減額をいたしたところです。内訳につきましては、隣保館の夏期講座の講師謝金が半額で済んだということ。それから、太鼓教室が12万円の予定でありましたが開催できなかったということで12万円丸々減額。すみません、太鼓教室は執行しております。すみません。それから、各種講座の中で22万円の予算で執行見込みが14万円ですので、これが8万円残額として残ります。各種講座につきましては、周辺住民の皆さん、近くにいらっしゃる方等を講師に招いて、例えば料理教室とかフラダンスとか、そういう教室等を行っておりますけども8万円減額ということになります。民謡、踊り、フラダンス、料理教室です。そのうち料理教室が5回開催をいたしておりますが、料理教室の方からは講師謝金はいらないということで辞退をされましたので、この分が残っております。あとは、人権啓発推進員さんの活動が4万円残りました、回数の問題だと思います。それから、今回学習会等につきましては回数の減と、あと地元の方で町外から呼ばなくて地元の方の講師でできたということで、こちらについても減額、これが19万円減額になっております。合わせまして34万2千円減額をいたしております。

以上です。

○議長（大田黒英生君） 福祉部長松永高春君。

○福祉部長（松永高春君） お答えします。最初に56ページ、上から2行目、調理業務委託543万2千円の減額の内容ということでございます。最初の入札残で100万円ほど落ちております。それから、退所及び入院等による利用対象者の減によりまして、賄い材料等について変更契約をしております。これが400万円ほどございます。そういうことで最終的な数字が減額になったということでございます。

○15番（荒木俊彦君） 400万円も。

○福祉部長（松永高春君） 当初が50人の定員でございまして、50人で予算はあくまでも設定しておりますので、実質平均36名となりました。そういうことでございます。

続きまして68ページ、子ども医療費の中の20の扶助費900万円の増でございます。これにつきましては、当初毎年の方から見まして大体平均750万円ほどで計上しておりました。今年、議

員さんご存じのようにインフルエンザが大流行いたしまして、10月診療分から1千万円に膨れ上がっております。10月、11月、12月と、徐々に平均1千万円ということで上がってきまして、その分で月平均が825万円となっております。それで、あとまだ2月、3月分がございますので、どうしても足らなくなるといけませんので今回補正をお願いしたということでございます。

内訳でございますけれども、内訳につきましては、これ県の補助が4歳未満につきましては県の補助がありますけれども、システム上4歳未満とそれ以上ではシステム上組んでおりますので出すことができますけれども、何せ就学前と小学生ではシステム上分けておりません。それで年間5万6千件ぐらいの件数がございます、それを分けるという作業は電算システムを組まなければできませんので、申しわけございませんけれども、今の段階では就学前が何人で幾らと小学生が何人で幾らというような部分については、今資料としては出すことができませんのでよろしくお願ひしたいと思ひます。総額でだけしか出ません。就学前の4歳未満と、それ以上では出すことができます。

○議長（大田黒英生君） 土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。

○土木部長併任工業用水道課長（中山誠也君） 荒木議員の質疑にお答えいたします。64ページの分なんですが、財源組替の件に関しましてお答えいたしたいと思ひます。まちづくり交付金事業につきましては、特徴がありまして個別の事業に対する支援という制度ではありません。一応、都市再生整備計画というのをつくっております、最初の申請やっした後、順次見直しも行っておりますけれども、その計画に対する支援ということになっていきますので、その計画に則る内容であれば柔軟な執行が可能という形になっていきます。

事業ごとに、それぞれ国費率が設定されてはおりません。そのため、町の方でその事業に対する充当といひますか、国庫補助金の充当を町の方で判断していいという形になっていきます。今回の場合につきましては、アルコールとか本田技研とか、あと楽善線関係、そのあたりの大きな事業に補助金を充当した関係で、子育て支援センターについては補助金を充当していないという形だけであって、全体事業としてはまちづくり交付金事業の中に入っているという形になっていきます。ですから、それぞれ個別に補助金を4割なら4割充当することも可能ですけれども、そういう制度で町の方で充当については判断していいという形になっていきますので、今回はこのようにさせていただきます。

以上です。

○議長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 大体わかりましたけど、1点だけもう一度お尋ねしますが、町長選挙について、統一できなかった理由では町長不在期間が1ヶ月ぐらいになるということで、あくまでも選管が検討して、選管が中立的な立場で判断をしたのか。もしくは、町長が「わしは統一選挙は嫌だ」と、だから統一をしなかったのか。町長の意向が反映されるようになっているのかどうかです。町長の意向とは別に、あくまでも選管が中立的に検討するようになっているのかどうか。一体どっちなんだということ、ちょっとお尋ねをしたい。

○議長（大田黒英生君） 総務部長首藤誠治君。

○総務部長（首藤誠治君） 再質疑にお答えします。決定につきましては、選挙管理委員会独自の決定と

いうことでもあります。総務の方で選挙事務局を行っておりますけども、選挙管理委員会にあらゆる情報、資料等を提供いたします。同時選挙等についても検討されますので、県内、県外他町村の状況等も含めまして、それから同日にした場合には経費がどれくらい削減できるとか。あと、日程とかそういうので、すべての資料を選挙管理委員会の方に事務方の方で提出いたしまして、審議の結果、選挙管理委員会で決定されるということでもあります。

○15番（荒木俊彦君） わかりました。

○議長（大田黒英生君） ほかに質疑ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第3号を議題とします。質疑ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第4号から議案第10号までの7件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。これで、承認第1号から議案第10号までの議案質疑を終わります。

これから、承認第1号から議案第10号までの11件について討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、採決を行います。まず、承認第1号、専決処分を報告し、承認を求めることについてを採決します。この採決は起立によって行います。承認第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（大田黒英生君） 全員賛成です。したがって、承認第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第1号、大津町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（大田黒英生君） 全員賛成です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号、平成20年度大津町一般会計補正予算（第6号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号、平成20年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決



します。この採決は起立によって行います。議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議 長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号、平成20年度大津町老人保健特別会計補正予算（第2号）についてから、議案第6号、平成20年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第4号）についてまでの3件を一括して採決します。この採決は簡易表決によって行います。議案第4号から議案第6号までの3件は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号から議案第6号までの3件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号、平成20年度大津町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第7号は、原案のとおり可決決定することに賛成の方はご起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議 長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号、平成20年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）についてから、議案第10号、平成20年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第2号）についてまでの3件を一括して採決します。この採決は簡易表決によって行います。議案第8号から議案第10号までの3件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号から議案第10号までの3件は、原案のとおり可決されました。

引き続き、議案質疑を行います。議案第11号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第12号を議題とします。質疑ありませんか。永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 議案第12号について質疑いたします。説明資料の方を見ながら質疑いたしたいと思います。説明資料の7ページですかね。説明におきまして、ある程度の理解はしたところではありますが、何点か疑義に思えるところといたしまして県の方針に基づき個別の立地評価を行うと。この評価の仕方というのが非常に難しいのではないかなと思います。

ですから、この12号議案をずっと読んでいきますと広域調整を行う機会の確保、この「調整」という言葉の中に、これ、人それぞれのいろんな思いとか感情とかいろんなものが重なって、自分は右と思うと、次の人は左と思うというような、この調整あたりは非常に難しくなってくるのではないかなと思います。そしてまた、これ読み進めてまいりますと、11ページあたりの第6条といたしまし

て委任、ここで「この条例に定める者のほか、必要な事項は町長が別に定める」という形、これを読みましたときに最終的には町長が決めるというようなことに発展しやしないかなど。結局、大枠はこういった形、条例で定めて、最終的な決断は町長に仰ぐというような流れになっているのではないかなと思います。そこは、もちろん選挙で選ばれた町長ですから民意を大切に判断はされるでしょうが、どうもここに協議会なり何か話し合いというものが何か持たれるのか。個別の対応として緊急性があるもの、これはないかもしれませんが、町の計画に沿っていくことで町長だけの判断になるのか、それとも執行部側だけの何らかの会議を開いて決定するのか。そういったところが少々曖昧になるかと思しますので、こここのところの説明を求めます。

○議長（大田黒英生君） 土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。

○土木部長併任工業用水道課長（中山誠也君） 永田議員の質疑にお答えいたします。今回の建築条例に関しましては、一応、町の方としましては県の広域調整の方針というのがありまして、それに基づいて、もし1万平米以上出た場合については、この条例の決定後1万平米を超す場合については広域調整を行っていただくという形になりますので、その広域調整については、また県の手続き関係がありますので、その書類等が出てきた段階でどういう影響があるのか。それから、地元は理解されているのか、あと交通にどういう影響を与えるのか。そういう形の資料を提出いただいて、そのあたりを町の方で判断して最終的に都市計画審議会というのがありますので、町の都市計画審議会に諮りながら、あと県と協議をしながら、そして関係市町、周辺の市町村にも当然影響を与えますので、そのあたりとの連絡協議会を開きながら、最終的に1万平方メートルを超える分については認めるのか認めないのかという形になってくると思います。だから、町の方として広域調整については県の方針に従ってやっていただくという形で、今回の分についてはまだ町の方に1万平方メートルを超えるような計画案件がありませんので、当面、新しく用途を近隣商業地域、商業地域、準工業地域の分につきましては、1万を超える分については建築できないというような条例に、今度のはなっています。だから、それを超える分については広域調整という形ですので、それ以内については今までどおりの建築ができるという形になっています。ただし1万平方メートル、今、大津町にジャスコだけがありますけども、それについては超えていますので超えた分については緩和措置というのがあって、増築等があった場合は1.2倍までは認めますよというような感じの条例になっています。そういう形の運用をしていく上で、町の方が事務取扱等について必要な分について今後、要綱、規則等を定めていくという形になりますので、そのあたりをご理解いただきたいと思えます。ただ、1つ大規模集客施設の中で判断が難しい分が若干出てくると思えます。そのあたりについて、どのようにするかという形の分については町長等も諮りながら、そういう要綱をつくって判断していくという形になっていくと思えます。

○議長（大田黒英生君） 永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 再度質疑いたします。今の説明の中を聞いておりました判断が非常に難しいことについて町長が英断を下すかもしれないということですが、この流れ、私が理解が間違っていたのかもしれませんが。ということは、県の方が各自治体の意見といたしますか、そういったものを尊重したいと。だから、自治体が、まずそういったものを検討しなさいと。そして、最終的に県はそれが

上位法なり県の条例になりにガチ合っているかというのをきちんと県の立場から見たときとか、そういった形で、いい方に考えれば町の意見が尊重されるというふうな形の流れの条例と見た方がいいのかなと、今の説明の中でですね。今の説明を私が今理解したところではですよ。じゃないのかなと思うんですが、結局、今までは町の意見はなくて県が判断をいきなり下していたと、そういうふうに理解してよろしいでしょうか。再度、質疑いたします。

○議長（大田黒英生君） 土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。

○土木部長併任工業用水道課長（中山誠也君） お答えいたします。都市計画審議会、大津町は都市計画区域を持っていますので当然都市計画審議会を持っています。都市計画審議会の意見が一番大きくなってくると思います。だから、そのあたりで町長のもちろん判断も仰ぎますけども、最終的に一番権限を持ってくるのは町の都市計画審議会になってくると思います。

○議長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。11時5分から始めます。

午前10時56分 休憩

△

午前11時05分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第12号について、ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第13号を議題といたします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第14号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第15号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第16号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第17号及び議案第18号の2件を議題とします。質疑ありませんか。永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 議案第18号について質疑いたします。説明資料の方は一番最後ですけども、この地図を見てもみすれば、宅地が張り付いたところの間の道ですよ。ほとんどの道を町道認定するという形で提案されておりますが、まず第一に質疑したいのは小学校建設、まだ認められたわけではありませんが計画は進められているということで、その小学校との兼ね合いというものが発生

して今回出されているのかということ。それとまた、これだけの広大な土地の中を巡らす道ですから、その道路の面積あたりも相当広くなってくると思います。この町道認定をするに当たって認定の基準と申しますか、そういったものにガチ合っている根拠、いろんな宅地開発がなされて大津町かなりの数があるんですが、認定申請をしても認められないというところも実際多くあります。理由といたしまして、私が今まで聞いた中では既に老朽化しているから、もらったらずぐ修理をしなければならない、町が支出しなければならないということで、この美咲野あたりはまだ非常に新しい道ではありますが、そういった道路の基準と申しますか、例えば砂利が何センチとか砂が何センチとか、そういったものもあると思うんですよ。だから、例えばその道路あたりも耐用年数あたりがくると思われます。そしてまた、ここは一般車両が多く通る道ではなかろうかと。ですから、傷み方というのもある程度予測からするならば、よほど地割れしないとか、何か地震とかでそういったところがない限りはかなりもつのかなと、素人あたりは考えたりするんですが。そういった町道に認定するに値するという根拠をお聞きしたい。それと、これだけの路線を認定するならば維持管理費の見込額、そういったものも今はいらないかもしれないけれども、恐らく5年後、10年後といったときに、かなりの負担になるのは目に見えておりますので、そして、これだけの人口が増えた箇所でありますから要望あたりも出てくると思います。私が実際、最近選挙がありましたから、選挙カーでこういったところをグルグル回りました。非常にいい道です。まだ問題がないとはプロの目から見ればですよ、ないのではないかなとも感じます。素人目から見たならば水がどっかに溜まっているとか、そういったものもないと思います。そういった箇所はないのか。それも、あわせて質疑いたしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。

○土木部長併任工業用水道課長（中山誠也君） 永田議員の質疑にお答えいたします。今回の町道認定なんですが、一応提案理由の場合も説明しましたが、当初と申しますか、JRとしては将来計画がはっきりしていなかったというのがありまして、今まで町道認定が遅れていたというのがあります。学校、まだ決まったわけではありませんけれども学校予定もあるし、全体的に開発を計画のとおり進めたいというJRの判断もありましたので、今回、今まで開発が完了している分について認定をお願いしているところです。

認定の根拠と申しますのは、行き止まりでないことが最も大きな要因になります。当然行き止まりになってしまいますと、このあたり管理が非常に難しい分、個人の敷地みたいになってしまいますので、そのあたりは認定する場合の根拠になっています。あと、幅員的に4メートル以上、当然必要になってくると思います。あと、今後維持管理費については、まだ、できてそんなに経っておりませんのでどの程度かかるかというのはいまわかりませんが、当然何年かしたときは出てくるかとは思いますが。ただ、一応土地については町の方に寄附が上がっておりますので、町の方で土地としてはもらっておりますので、それをもらうときに一応、担当課で集まりまして事前調査等もやっております。悪い分についての補修等もお願いして一応終わっているところです。

以上でございます。

○議長（大田黒英生君） 永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 認定基準は結構甘いところがあるんですね。もう1つお答え忘れられたかもしれませんが耐久性という面、言うなら、例えば砂利とか、例えばアスファルトが何ミリ厚でなければならぬとか。例えば今、本田技研の南側に新設道路つくってますでしょう。ああいったときには、そういった工事仕様というものをきちんと説明されますよね。どれだけを何ですか、そういった砂利みたいなのをどれだけ敷き詰めてどういった形で作るといふのがあるじゃないですか。そういったこともきちんと確認しておかなければ、耐久性あたりがわからないではないかという質問ですよ。

ですから、ただ見ればきれいですよ。過去にも聞いたことあるんですよ。ごまかしの工事をする業者がおりまして、例えば高速道路のアスファルトを5ミリでも薄く、実はこれがやったならば何キロという注文をもらうので、かなりの額に上がるとかですね。ですから、そういった基準というのも町道認定するに当たって必要ではないかなと思ったりするんですよ。そういった施工基準といいますか、そういったものはないのか質疑いたします。

○議長（大田黒英生君） 土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。

○土木部長併任工業用水道課長（中山誠也君） お答えいたします。説明が足りなくて申しわけありませんでした。一応この団地につきましては県の開発でやっておりますので、当然交通量に応じて舗装厚等が決まっておりますので、舗装厚の基準というのがありますので、それに準じて施工されております。そのあたりは当然確認しておりますので、本田技研の工事の部分につきましては大型車等も通ってきますので、それに準じて舗装厚等は大きくなっていますが、今回の分についてはどちらかといえば普通の自動車通っていく形で考えておりますので一般の舗装厚といいますか、そのあたりは5センチ程度でなっていると思います。5センチの基準だったと思います。

○議長（大田黒英生君） 永田和彦君。

○12番（永田和彦君） くどいようですが、再度質疑いたします。そういった報告は受けたけれども、現場に行ってそれを確認したわけではないでしょう。これが膨大な面積に当たるから、私は言っているんです。ですから、これを町道認定したならば責任が町にきます。そのときに、もしもですよ、報告は受けたけれども、そういった耐震偽装とかあったじゃないですか。ああいった形で業者がごまかしをやっていたとなったときのその責任が町にきはしないかなということで質疑しているんですよ。そのときに全部やり変えんといかんとかいうようなことがなれば、かなりの税金が出ていくと思います。ですから、こういった厳しい時代ならば特に石橋を叩いて渡るような、そういった姿勢が大切ではないかなということで質疑いたしているんですよ。だから、県からの報告をそういった形でいただいているだけということに理解してよろしいですか。質疑いたします。

○議長（大田黒英生君） 土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。

○土木部長併任工業用水道課長（中山誠也君） お答えいたします。町の方で、実際の舗装厚がどの程度になっているかということについては確認はしておりません。ただし県に出されております、もちろん町を経由して県に出されております開発行為の申請書がありまして、それに基づいて当然施工されておまして、県の方もそれに基づいて当然検査も行われておりますので、検査に基づいて完了しているという形になっておりますので、全部についてすべてそういうふうになっているかというのは

県の検査を信じるしかないのかなということで思っております。

○議長（大田黒英生君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。次に、議案第19号を議題とします。質疑ありませんか。荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 平成21年度大津町の一般会計予算についてお尋ねをいたします。

第1点目に、予算書の13ページであります。歳入です。町長の施政方針にもありましたが、いわゆる世界同時不況と、百年に一度とかいろいろ言われておりますが、大変な経済不況の影響で大津町の町税歳入が多大な減額になるということが、これは誰も予想するところでありますが、この中で歳入予算が計上されるということで個人と法人に分かれております。右肩上がりに、とりわけこれまでは法人町民税が、かつてないほど伸びてきたわけです。法人税がどんどん上がっているときは、とりわけ問題はないと思いますが、今回のようにまさに前年度予算と比較して9割減額になるということですが、1つは、この法人税がこれだけ減る根拠を、予定の税との関係等もありますけど、議会に対してもうちょっと親切な説明資料が示されるべきではなかろうかと。もちろん担当委員会で審議されると思いますが、町民の代表である議会議員に最も大事な歳入の大黒柱については、もうちょっと詳しく根拠を示すべきであると思うわけです。

それから個人の町民税ですが、こちらは1億円の増額と。地方自治体が何のためにあるかといえば、住民の皆さんの生活向上、福祉の向上のために予算を組むわけですが、町民の生活実態がこの予算書からは全くわからんわけですね。ですから、町民の所得の段階がどのくらいになっているか、水準を本来は分析をして議会に示すべきだと思うんですが、こうした税収についての根拠を文書できちんと示すべきではないですかということでお尋ねをします。

次に、19ページの地方交付税ですが、自前の税収が減るわけですから当然地方交付税をもらう権利があるわけですから、この交付税の算定根拠ですね。基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた差額であるかと思うんですが、算定根拠についても本来であれば文書でなぜこうなったのかというのを説明すべき問題ではないかと思うんですよね。

この2点については、とりわけもうちょっと懇切丁寧な書類を求めたいということですよ。

第3点目に、21ページです。21ページの使用料及び手数料の中で人権啓発福祉センター使用料が5千円しか計上がなされていない。これはいつも一般質問をしておりますけど、予算上なぜ、たった5千円しか計上されないのかと。私は、よくそのオークスプラザとか文化ホールのところを使いますが、年間で5千円の手数料しかないというのはなぜなのかと。根拠をちょっと示していただきたいと思います。

次、91ページです。91ページの人権対策費の中の補助金で、団体活動助成金295万円です。部落解放同盟に対する補助金であります。構成員の数、それから規約等が多分あるかと思いますが、この中で自らの会費が規約で決められているのかどうかですね。補助金丸抱えになっていないかということですよ。それで、同和対策の特別法が切れてから相当経ちますが、相変わらず300万円近

い補助金が出されておりますが、補助の根拠を改めてお聞きしたいと思います。

次に、99ページです。99ページの大津保育園費が計上がなされております。この中で、非常勤職員報酬が約3千万円計上がなされております。この大津の保育園について園児数と、本来その園児数に対応するべき職員の人数とは一体何人必要なのか、正規職員の換算で何人必要なのかお尋ねをしたい。あわせて、この3千万円近い非常勤職員は一体何人分を想定し、どういう勤務形態で非常勤職員を雇用を雇うのか、内容をお聞きしたいと思います。

関連で、民間の保育園が、いちご保育園ですか、今度4月からオープンになるみたいですが、これによって保育所の待機児童は解消されるのかについてお尋ねをしたいと思います。

次に、115ページです。労働費の中で、緊急雇用対策で予算が組まれておりますが、ご承知のように町内最大企業の本田で約700人、期間工全員解雇と。去年から合わせると約900人ぐらい、4月まで全員の解雇が強行されようとしておりますが、まず雇用対策をやるには、こうした解雇にあっている人が一体何人いるのかと。期間工、派遣社員、こうした非正規労働者の解雇の実態をつかまれているのかどうかお尋ねをしたいと思います。

次に、161ページです。こちら161ページの7の賃金で、学校等環境整備作業員賃金で453万6千円ということで、こちら雇用対策であるかと思いますが、勤務形態はどういうふうに考えているのか。あわせて賃金で、経常的に雇用をするのかということについてお尋ねをしたいと思いません。

最後のもう1点は169ページ、教育振興費であります。これは、小学校と中学校それぞれございますが、1つは小学校のいわゆる就学援助金が昨年度の予算と比べまして減額になっております。一方で中学校は横這いということで、特にこの小学校の予算がなぜ減額になっているのか、お尋ねをしたいと思います。雇用対策が叫ばれている、職を失う人が多数続出をいたしております。本田で解雇されている労働者の7割以上が20代の青年であります。これは、本田の総務部で直接そういうふう聞いたわけですが、20代あるいは30代ということは当然子どもさんがおられる、家庭を持っているところがたくさんおられるかと思いますが、そういう子育て世代が大変な状況にあわされている中で就学援助費が下がっているのはどういう理由なのかということをお聞きしたいわけでありまして。また、内容の後退はないか、反対に改善をされた点はあるのか、お尋ねをしたいと思います。

それから、県内自治体と比較をしまして、受給率、申請基準の比較はなされた上で予算が組まれたのかどうかお尋ねをいたします。全国平均では、児童数の約14%が現在、昨年度あたりこの就学援助を受給されているようでありますが、大津町の実態についてお尋ねをいたします。

以上です。

○議長（大田黒英生君） 総務部長首藤誠治君。

○総務部長（首藤誠治君） 荒木議員の質疑にお答えします。

まず、予算書13ページについてです。町民税について、予算書では大枠現年課税分、滞納繰越分ということで、個人、法人に分けて計上しております。もっと詳しい資料をすべきではないかというご質問だったと思います。町民税等につきましては、個人の町民税で私たちの方では特別徴収の件数、

それから退職、普通徴収と、それぞれ人数ごと等で推計をしながら積み上げてまいります。これと同時に、景気後退による所得の減少とか製造業の減産、生産調整による交代制の縮小による所得の減少とかさまざまな要素を加えてまいります。今回は個人町民税について1億円の増加を見ております。

それから、法人につきましては情報といたしましては、私たちも例えばプレス発表とか新聞報道、大津町にあります自動車産業と、それからそれ以外の自動車産業、世界の経済状況等を考えながら推計等をしてまいるところです。基本的には、さまざまな情報の収集を分析して決定していくという形になるかと思っております。あわせて、担当の方でも各企業の事業所の所長さん、社長さん、それから部長さん等、さまざまな情報交換をしながら、あらゆる情報をつかみながら進めているところです。

大きく法人税については、まず私たちの方では2つに分けて考えます。1つは、大津町に影響がかなりあります自動車関連企業の動向等です。もう1つはその他の先端産業、半導体その他の製造業等のことで、それぞれに推計をしていくところです。今回はこういうことで、法人税につきましては2億1千万円という大幅な減額となりました。これについては、荒木議員ご指摘とおりのように大幅な減収という状況でありますので、右肩上がりのときはまた違うなという感じはいたしておりますし、議会の方にも何らかの形で報告をすべきだったかなという気もしております。部内の方で十分検討させていただきたいと思っております。今回につきましては総務委員会の方で詳細説明をさせていただいて、その後資料配付という形になるかと思っておりますが、その辺で検討させていただきたいと思っております。

次に21ページの人権啓発福祉センターの使用料はなぜ少ないのかというご質問です。これにつきましては使用料が5千円ということで、冠婚葬祭や趣味の会とか個人等で使用される場合の使用料ということで数件の使用料等を計上いたしております。状況といたしましては、利用状況等は伸びているんですけども、人権啓発福祉センターの利用は町が主催をしたり、それぞれ団体の方が主催をしたり、人権啓発福祉センターは人権のまちづくり協議会等々さまざまな団体・組織等、町も含めまして使われております。この辺については減免規定がございますのでそちらの方の利用が多いということで、町内全域からの個人、団体、組織の方とかが利用されるという点については、まだ少ないのじゃないかというふうに思っております。これから私たちとしましては、人権啓発福祉センターを部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消のための拠点として、さらに充実をさせながら利用促進、啓発等については努めていきたいというふうに思っております。使用料が少ないというのはそういう意味で、主催とか団体等の利用で教育委員会が使ったり町が使ったりということで進めておりますので使用料は少ないということになります。

次に、91ページをお願いします。団体活動助成金295万円ですけども、この団体活動助成金につきましては、先ほど言いましたあらゆる差別の解消、それから地域住民の人権意識の向上、文化・福祉面の向上とともに周辺地域を巻き込んだ人権のまちづくりを推進することを目的に助成をするものです。今回、昨年の386万5千円から91万5千円減額をいたしまして295万円としております。これにつきましては数年話し合いをしておりますが、町が進めております行政改革、また補助金の見直し等によりまして、運営費ではなくて事業関係の補助に代えていくということがありますので、



その辺で大幅減額に至りました。よく言われます部落解放同盟の役員の手当を削除、それから研修については実費支給、また研修の研修先、研修回数等についても吟味をして参加をしていただくと。参加する研修会等への支部の皆さんの参加につきましては、参加後あらゆる集会、それから会合等で、自分の体験も含めた研修の成果でお話をさせていただくということの意味で活動をいただいております。町がすべてやるのではなくて部落解放同盟の支部の皆さん、または人権同和教育推進協議会、町就学前同和教育推進協議会、それから区長会、PTAと、さまざまな各種団体と連携をしながら町をあげて啓発に取り組んでいくところで動いております。支部の会員さんは57名、会費につきましては規約で月に300円で年間3千600円と規約に謳っております。自主財源といたしまして、295万円のうち少し流動するかもしれませんが42万4千円等に自主財源についてはお持ちであります。

以上であります。

○議長（大田黒英生君） 企画部長徳永保則君。

○企画部長（徳永保則君） 荒木議員の質問の中で19ページ、交付税の算定根拠ということですが、特に普通交付税の部分だろうと思います。冒頭に言われましたように、今後の財政計画も含んだところによりまして基金の状況もあわせて後刻、内容等については詳しくしたものを配付させていただきたいと存じます。大変申しわけございませんでした。

内容なんですけども、平成21年度は冒頭に申しましたように5年振りに普通交付税を見込んでおります。国の地方財政計画、これ国の変動率の関係がありますけども8億7千974万円を推計いたしております。普通交付税は一般的な財政需要、要するに日々の行政運営に必要な経費に対する財源不足額に見合いの額として算定され、交付されるものであります。財源不足額の算定につきましては、地方交付税法の規定に基づく一定の計算方法により行われます。なお、交付税の算定に大きく影響する法人町民税は、法人町民税の法人税割の20年度末の税収見込みに国の地方財政計画に基づく掛け率0.78%程度を掛けて計算いたします。それに、さらに75%を掛けます。そしてまた、20年度の税収の減額を3年間に分けて交付税の財政基準収入額に反映させる計算となっております。中身は少し難しゅうございますけども、そういう形になっております。

20年度の税収の落ち込みに対応するため、20年度で減収補填債についての検討もしてまいりました。しかし、このような税収の落ち込みに対応するために、かねてより基金も積立を行っておりますので、地方債の変わりにつきましては翌年の交付税に影響しますので、地方債の残高も大きくなりますということで借入をいたしませんでして、今回普通交付税の増額になったということでございます。なお、先ほども申しましたように基金の状況もあわせまして財政計画の見通しについては、後刻配付させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 教育部長大塚武年君。

○教育部長（大塚武年君） 荒木議員のご質疑にお答えいたします。まず、99ページの大津保育園費の非常勤の職員の件でございますけども、現在、大津保育園につきましては112名の子どもたちが保育を受けております。正職員が、現在保育士が9名勤務をしております。国の保育所最低基準というのがございまして、子どもたちの年齢にもよりますけども職員を算定する中で、この112名の子

どもたちを措置する中で12名の職員が必要ということになっておりますので3名職員が不足しているということになりますので、先ほど質疑の中でありました非常勤職員の方で対応するという一方で、来年度16名の非常勤職員を採用することにしております。全員保育士の免許をお持ちですので、正職員で時間で換算しますと12名程度になるのではないかなというふうに思いますので、先ほど3名不足といたしましたので、そこ辺はクリアーしているんじゃないかなというふうには考えております。ただ、正職員とは違いまして4分の3の勤務ですので週30時間という勤務になっております。30時間の中で早出の方、それから平常勤務の方、遅出の方という形で、勤務形態につきましては1日の中でそういう勤務体系を取らせていただいております。

それから、私立保育園の増設で待機児童の解消はできているかというご質問でしたけども、平成20年度につきましては、私立、公立合わせまして5園で540人の定員でございました。115%までの入所可能児童数ということを考えますと621名が入所できるということで、21年度におきましては先ほどお話がありました新規の私立保育園が1園増園になりますので、公私立合わせて6園ということで全体の定員が630名でございます。先ほど言いました115%までの入所可能という児童数でいきますと724人という計算になります。

現在の新規、今日までの申込ですが210名ほど申込がっております。ただ、3月に卒園をいたしますので、これが130名ほどおりますので増員の分の103名分と合わせまして233名入所可能ですので、先ほど言いました210名の申込、新規申込からすれば数字的には待機児童はいないという状態にはなります。ただ、どうしても希望保育園等がありますので、そちらの方の人数的な部分で入れないという方もあるかと思っておりますので、そちらを待機児童という考え方になりますと若干おられるのかなという気はしております。

ただ、5月にまた定員以上の入所が可能ですので、そこら辺で対応できるのかなと思っておりますし、233名可能ですので4月以降に転入された方で保育所希望の方については、保育園をどの保育園でもいいということであれば入所できるということになるかと思っております。

それから、161ページの教育総務費の中の7の賃金で学校等環境整備作業員賃金ということで、先ほど荒木議員おっしゃいましたように緊急雇用対策ということで今回、学校の方で雇用したいということで考えております。内容的には、町内の公立幼稚園2園、それから小学校6校と中学校2校で勤務をしていただくと。それから、勤務時間につきましては平日の6時間。現在募集しておりますのは、6名の方を募集しております。賃金につきましては日額6千円ということで、経常的かというお尋ねでしたけども、これ緊急雇用対策の中ですので4月1日から勤務をお願いした場合には6ヶ月間、9月30日までお願いしたいということで考えております。業務の内容ですけども、幼稚園とか小・中学校の敷地の除草あるいは樹木の剪定、あるいは軽微な修繕とか花壇の整備、いろんな学校の方で、学校の方でまだそういう軽微な部分がありますればお願いをしたということで考えております。

それから、169、175の小・中学校の教育振興費の中の20の扶助費の件でございますけども、小学校、中学校の来年度の予算ですが、小学校につきましては人数の減がありますので、私も試算の中で、184万6千円ほど減額をいたしております。ただ、中学校につきましては、その分増えて

まいりますので、人数的に増えてまいりますので102万7千円ほど増額予算を組んでおります。

それから、内容の後退につきましては、支給内容については前年と同じで後退はしておりませんので、この金額の減少につきましては人数の減少という考え方になります。

それから、県内自治体等の比較についてですが、準要保護につきましては1.0という形で大津町とっております。菊陽町も同じような基準によるものでして、所得の基準で県内調べてみますと24市町村が所得の基準値を設けておりますけれども、大津町と同様に1.0以下の基準が18市町村ございます。それから、1.0以上の市町村が6ということでございますので、多くのところと同じような形で1.0をやっております。それから、何か全国平均14%というお話でしたけれども、大津町の来年度の見込みとそれから子どもたちの数から割り出しますと、大体大津町で小・中学校合わせて7.4ぐらいのパーセントになるかと思えます。先ほど経済状況のお話されましたので、来年度、当然申請をお願いするわけですが、どういう形でまた人数が増えてくる可能性もありますので、そこら辺は見極めながらやっていきたいというふうに考えております。

それから、改善ということでしたけれども、これは昨年お話いただきましたホームページの問題がありましたので、現在大津町のホームページに、この要保護、準要保護につきましては掲載を行っております。なおかつ基準の申請、基本的な基準数値といえますか、所得が幾らで世帯員が何名おれば基準に該当しますよというふうな基準額まで示しながら今ホームページに載せておりますので、ホームページ見られれば、これ、わかるかと思えます。それから、わからない点につきましては、学校教育課の方でお尋ねいただくような形を今とっているところでございます。

以上でございます。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 荒木議員の質問の中で115ページの労働諸費の件ですが、正規従業員、期間雇用あるいは臨時の方、派遣職員の方のアンケート関係等の調査をしたかということでございます。内部で打ち合わせしながら企画部で実施しております。ちょっと内容を申し上げますと、緊急雇用対策に関するアンケート調査ということで、期間は21年の1月13日から1月23日まで実施しております。70社の企業関係の方をお願いをして、それから回収が54社ということで77.1%でございました。ちなみに、従業員関係でございますが、正規従業員の方が5千857名、期間雇用、臨時雇用従業員の方が1千385名、派遣職員の方が1千99名で、合計の8千341名でございました。その中で、大津町在住の方が1千717名ということでございます。

その中におきまして、解雇等の件も調査をさせていただいております。そのうちに数字が出ておりますのが、調査をもらいましたのが、正規従業員の方が6名、それから期間雇用、臨時雇用従業員の方が722名、派遣社員の方が174名ということで902名でございます。うち、大津町在住の方が185名ということの調査結果でございます。これは今、荒木議員が本田技研等を実際出向かれて調査されておりますが、数字的にはもうちょっと今の段階では増えているんじゃないかなというふうに思っております。

以上です。

○議 長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。午後は1時分から再開します。

午後0時00分 休憩

△

午後1時00分 再開

○議 長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの荒木議員の質疑の中で不適切な言辞があったように思われますので後刻調査の上、措置を取りたいと思います。

第19号議案に質疑ありませんか、ほかに。吉永弘則君。

○3番（吉永弘則君） それでは、21年度一般会計予算についてご質問申し上げます。先ほど荒木議員の方からも言われましたように、歳入の面で本年21年度は法人税が非常に少ないということで財政基金の方からの繰入で賄っておるということでございます。14億3千万円程度、財政基金の方から繰入をされておりますけど、ただ内容的に見てみますと前年20年度と21年度の一般会計の予算の概要を見てみますと大きな相違は見当たらないように思います。当然増減はありますけども、大きな相違は見当たりません。ただ、昨今叫ばれております非常に厳しい企業情勢の中で私どもが思いますのが、これはテレビ等でも報道されております。よその県の自動車メーカーというか自動車の町のようなところでは、やはり地場産業育成のために何らかの市町村の財政負担あたりをやりながら、経済の活性化に向かっていくならということが叫ばれております。そういうことで、当町としても非常に厳しい財政の中ではありますけども、できればそういった本田の城下町でもございますので、本田の車の購入あたりに対しての何らかの財政措置あたりをやっていただくなれば、これは当然、賛否両論はあるかと思っておりますけども、町の方の考え方あたりはいかがなもんかなというふうに考えてご質問をさせていただいたわけでございます。

ただ、その点1点だけでございますので簡潔にお答えいただくならと思っております。

○議 長（大田黒英生君） 企画部長徳永保則君。

○企画部長（徳永保則君） 吉永議員の質疑にお答えいたします。先ほども、普通交付税の関係で財調繰入等を実施させていただくわけですが、日本全国の企業不況という形で、二輪、半導体関係の企業に依存するところの自治体としては大変な減収になるという形の見込みでもあります。幸いとしまして、私どもの方としましては今までの企業実績によりまして、ある程度の財政調整基金の積立ができていますような状態でございます。この不況時期において何らかの地場産業に対する施策はないかということですが、新年度当初の計画時点で一応、地場産業に対する経済支援も含めましたところで財政措置についても検討はさせていただきました。今後の問題もありますけども、いろんな情報を見ますと他市町村の場合にも車購入に対して10万円の補助というところもやってあるようですけれども、今、吉永議員言われましたように住民の方の賛否両論はあるということをおもっております。ただ、地場産業育成、地域経済の活性化という点から考えますと、施策に対する投入も考えていかなければいけないということも考えております。幸いとしまして、町の方としては公用車購入については地元地場産業という形の関連企業さんの方のものを購入させていただいております。ただ、個人

に対しましては、今年度予算につきましては太陽光発電の補助金の増額をやっているような状況でございます。あと、税関関係では農工法の指定団地という形でありまして、地場企業育成、誘致という形での減免措置という形をやっている状況であります。今後の状況でございますけれども、町の方での対策としましては、町の方で検討委員会という形で政策会議等がありますので職員による政策会議、それに課長会議、庁議という段階で、動向を見ながら順次計画等を検討させていただくという形になるだろうと思います。よろしく願いいたしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 他に質疑ありませんか。金田俊二君。

○1番（金田俊二君） 2点ほど質疑いたします。80ページ、13の委託料、ふるさと雇用対策事業委託料1千200万円ほど上程されております。自治体の雇用創出事業ということで民間委託をするということだと思いますけれども、委託先、それから事業の内容、どんなものかということをお尋ねしたいなと思っております。

それから163ページ、目3の教育支援センター費、全般的なことですけれども、この事業における各学校ごとの実績、もしわかれば内容別にどんなものが相談、ないしはそういったものがあつたのかということをお伺いしたいなと思っております。

以上、2点よろしく願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 福祉部長松永高春君。

○福祉部長（松永高春君） 金田議員の質疑にお答えします。80ページ、13の委託料のふるさと雇用対策事業委託料1千204万1千円でございます。これは県の10分の10の補助ということで、福祉関係部局といたしまして今回お願いするものでございまして、委託先はつくしの里が2名、それから三気の里が2名、それからあゆみ園、コスモスが2名、計6名を雇用していただくものでございます。一応3年間分の継続事業ということで県の補助をいただくと、その後につきましては、なるだけ正規職員になるように事業所の方で努力をしていただくということのようでございます。事業の内容でございます。三気の里、それからつくしの里、それぞれあゆみ園もいっしょでございますけれども、利用者のいろんな送迎、送迎に対するものがございませぬ。要するに人的なものなんですけれども、そういったものが中心でございます。例えば、実習に行くとか、それから今回つくしの里さんではケアホーム等ができております。生活の場から施設までの通勤手段がございませぬ。そういった送迎をお願いをすとか、それともう1つ、三気の里では4月から役場前にパンの製造販売が行われますけれども、その辺の作業の援助、それから販売の補助、将来的にはひとり暮らしのところの販売あたりもやっていきたいというような計画も持っていらっしゃるようでございます。そのときの補助員というか、障がい者の方と一緒に回るということも考えていらっしゃるようでございます。それともう1つが地域との、今も現在もやっちらっしゃいますけれども、地域との交流事業を開かれた施設ということで、施設も何らかの形で地域貢献をしていただきたいということで、地域との交流事業をいろんな形でやっていただくためのそういったコーディネーターの役もしていただきたいということでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 教育部長大塚武年君。

○教育部長（大塚武年君） 金田議員の質疑にお答えをいたします。163ページの教育支援センター費、計上をいたしております。746万4千円ということでございますけれども、昨年の4月に支援センター開所をいたしまして、現在教育相談員の方が4名、それから生徒サポート支援の方が1名ということで5名体制でセンターを動かしております。ただ、教育支援センターのお二人につきましては、大津中学校、北中学校にそれぞれ配置をいたしまして、それぞれの中学校で相談なりをお受けをさせていただいております。5名の皆さん、それぞれ学校を退職されたり、あるいは教員の免許をすべて持っておられますので、非常に子どもたちに対する支援援助、的確なものがあるというふうに思っております。

金田議員の質疑の中で相談件数あたりと内容等がわかればということですが、昨年の4月からですので2月までの状況はこちらの方で把握をしております。大津中学校の方が相談者の方が延べで745名、これ子どもたち、それから教職員、保護者の方も含めたところで相談を受け付けておりますので、そういう数字になっております。それから、北中学校につきましても同様に教職員、保護者も含めて1千346件、延べの相談件数です。それから、教育支援センターの相談室でも受け付けておりますけれども、そちらの方も教職員、保護者含めて762件の相談がっております。2月末で総計の2千853件ということで、内容的には一番多いのが学級内でのトラブル、不応適といいますが、子どもたち同士のトラブルあるいは先生方の子どもに対する指導のあり方の相談とかですね。それから、あと不登校といいますが、そういうご相談が次に多くなっております。これ、延べですので同じ方が何遍も相談ということがありますので実人数はちょっとわかりませんが、そういう相談が多くなっております。いじめに関する相談も7、8件はあっておりますけれども、大体それぞれの中学校でいじめに対する解消はできているように思っております。

この不登校についてですが、昨年20年度で7名の子どもたちが小学校、中学校合わせてきておりました。この先生方あるいは学校の先生との連携がうまくいまして、5名の子どもたちは既に小学校、中学校の方に帰っております。現在、中学生が2名、こちらの教育支援センターの方で授業といいますが教育を受けているわけですが、この2人もそれぞれの中学校に帰っていくような指導を今していただいております。そういう意味で1年間経ちますが、相談件数あるいは内容、それから不登校対策、本当に先生方の努力で実を結びつつあるということで、また21年度も実績を上げられるような活動を教育委員会としても行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大田黒英生君） 金田俊二君。

○1番（金田俊二君） まず、雇用の面について新規でやる分が措置されたということで、非常にいいことではないかなと。もちろん国の条件でも、今までやってきたことは補助の対象にならないというようなことになっているかと思っております。新規でバスの送迎でやるということで、ものすごくいいことではないかなと思っております。それで継続、3ヶ年で補助は打ち切られるんですけども、採用された後の継続というのは最終的には事業所の選択になる可能性を秘めているんですけども、補

助の趣旨として継続してやるのが条件となっているということで、その辺、行政として見守っていきつつというふうに解釈していいのかなどかかっていうのを伺いたいです。

それから、学校教育支援センターにつきまして、大津中と北中の相談の件数の開き745件と1千346件、これ考えたときに場所的な問題が多少あるのかなって思ったりなんかもしてはいますが、学校に足が遠のくという生徒が、同じ敷地内に歩いて、ないしは自転車で行くってということが、果たしてしんどい子どもたちにとってどうかなのということも多少影響があるのかななんて思ったんですけども、その辺のことについて場所、今できた段階においてこういったことを申し上げるのもなんですけども、どういったふうにお考えかなということも伺いたいたいです。

○議長（大田黒英生君） 福祉部長松永高春君。

○福祉部長（松永高春君） お答えしたいと思います。3年を過ぎた後どうなるのかということにつきましては私たちも非常に心配しているところがございますけども、元々この話を持って行ったときに3年間は県の補助がありますよ、委託しますよということで、その後につきましては一応その補助はなくなるだろうということはお話しさせていただいております。そのことは、十分施設側として理解をしておりますし、今現在、障がい者の場合につきましては自立支援法になりまして施設を取り巻く環境は様変わりしております。新体系移行のために経営努力をしなければ施設自体も非常に厳しい状況でございます。ですから、いろんな多角経営というか、いろんなことを考えながら、去年つくしの里さんはケアホームを建設しております。いろんな意味で、例えば日中活動の事業を開始したりとか、そういった就業を開拓したとりとか、いろんなものやっつけていかなければ施設自体も厳しい状況になっていくということで、そういう意味で施設といたしましては3年間雇用した後に事業として成り立つようなものを自分の力で開発しながら、できますならば3年後は正式に雇用ができるように最大限努力をしたいということでお聞きしております。町も一緒になってできることについてはサポートしていきたいというふうに考えております。

○議長（大田黒英生君） 教育部長大塚武年君。

○教育部長（大塚武年君） 金田議員の大津中と北中の相談件数、確かに今申し上げましたように2倍弱、差があります。教育支援センターの方の相談室にどの学校の先生方あるいは子どもたち、保護者が来ているかという把握はまだ検索をしておりますので、今後検討していく必要があると思います。確かに大津中学校の敷地内という環境がありますので、大津中学校よりも教育支援センターの相談室の方に来られるという方は多いのかもしれませんが。特に先生方、大津中学校よりも北中の先生方、直接北中の教育相談員の先生に相談されるという方が倍以上いらっしゃると思いますので、そういう面では場所の問題は確かにあるかと思っておりますけど、それで大津中、北中、それぞれの先生方、毎日毎日相談を受けられております。その内容につきましては、センターの方で会議等でお知らせをされておりますので、場所の問題で大津中、北中の差が出ないような形は取っていきたく思いますし、先ほど言いました全体的な相談内容なり中学校、小学校の分析あたりは、1年経ちますので検討はしていきたいというふうに考えております。

○議長（大田黒英生君） ほかに質疑ありませんか。鈴木ムツヨさん。

○5番（鈴木ムツヨさん） ページが、これ概要で見ても32ページです。まちづくり交付金事業という部分で、これよくわからない、一回聞いたけどよくわからない。土木費国庫補助金でまちづくり交付金事業国庫補助金というのが書いてありまして、その後、また土木債のところで一般補助施設等事業債でまちづくり交付金事業の交付金残額を借入ということで書いてありまして、20年のところでもお話しになったと思いますが、これどういうふうに考えていいのかが、ちょっと私とうとうわからないままで終わりましたので、それともう1つあります。その上に雑収入というのがありまして、新規の地域エネルギー省エネルギービジョン策定等事業ということで収入が550万円入って、その下の方に同じもので委託料ということで新エネルギー省エネルギービジョン策定等事業業務委託600万円というふうに書いてありますが、具体的にはどういうふうなことをなさって、どこにどう委託されるのかというふうにお答えいただきたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。

○土木部長併任工業用水道課長（中山誠也君） 鈴木議員の質問にお答えいたします。まちづくり交付金事業につきましては、補助金起債については土木費の国庫補助金、それから土木債という形で計上しております。ただ、歳出につきましては、それぞれの総務、それから教育、民生関係に組んでおりますので、歳出の事業的にはそれぞれの方で出てきますし、歳入の方では土木費の国庫補助金と土木債という形になっております。だから、総額はすべて合わせないと出てこないという形になります。補助金としましては、それぞれの分を合わせた事業の一応40%が補助金、それから残り分の75%が土木債という形になっております。

それから、雑収入の関係ですが、一応これは今回新規でお願いしている分なんですけども、太陽光あるは水力発電関係、そういう新エネルギーを導入するための計画をつくるという形で今回計上させていただいていますけども、一応全国で取り組みがされておりますので、そういうコンサルさんたちにお願ひして委託するという形になります。その分につきましては、新エネルギー産業技術総合開発協からの補助という形になってくると思います。この計画をつくりますと、この後、来年以降については施設等に太陽光とかハード事業に関する補助が、この計画をつくった後出てくると思います。

○議長（大田黒英生君） 鈴木ムツヨさん。

○5番（鈴木ムツヨさん） やっぱりよくわからないまま終わっちゃたような気がしますが、足したり引いたりできちんとできないとできないのかなというふうに思います。それと今のエネルギーの件ですが、太陽光はうちの地場産業でもいらっしゃいますわけですが、新エネルギーということではないのかなというふうに太陽光発電、発電になるんですかね。太陽光発電は今ありますので、新エネルギーになるのかどうかという部分がちょっとよくわからない部分があるんですが、それとあともう1つ言われました水力発電等もそう簡単にできるものではないというふうに思っていますので、ただ単にコンサルをお願いされるのかどうか。町としての計画がちゃんとあつてお願いされるのかどうかという部分も含めて、お答えいただければと思います。

○議長（大田黒英生君） 土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。

○土木部長併任工業用水道課長（中山誠也君） お答えしたいと思います。新エネルギーという形になっ



ていますけども、どういう種類があるかということなんですけども、今までの例えば石油とか石炭とか、そのあたりに代わるものという形で新たな、今あるのはありますけども、そのあたりを発電するという形の事業になります。太陽光とか太陽熱、あと風力発電、いろいろな事業がありますけども、大津町で一番取り組みやすいのは何かと考えたときに、太陽光については工場がありますので企業がありますので非常に取り組みやすい事業かなと。それから、水力発電につきましては大津町は上井手等があり、それからの支流等にも水が引いてあります。そういう水を利用して小型の水力発電等ができれば、活用できるのかなと。先進地でもそういう取り組みがされているところがありますので、大きい水力発電ではなくて小型の発電という形になってくると思います。以上です。

○議長（大田黒英生君） ほかに質疑ありませんか。永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 21年度一般会計予算書について質疑いたします。まずは57ページの款2、項1、目6、節の19負担金補助金及び交付金ですね。この中の負担金の7、大津町地域公共交通会議負担金というのがあります。えらく額が大きいと、負担金でありながら1千万円も負担している。非常に額が大きいですね、これは。財源は、特定財源と一般財源からきとつとかな。ここ、やはりあまりにも額が大きいということで、概要の方あたりでは説明はどうですか、公共交通総合連携計画を策定するための経費としてあります。それと、また会議に対する負担金としてあります。この内訳をお聞きしたい。また、これだけなぜ必要になったかということも、あわせて説明いただければお願いしたいと思います。

次に65ページ、ここの諸費の中の補助金、19の負担金補助及び交付金の中の補助金ですね。65ページ、ここの中の1番、2番で、生活路線維持費の補助金として4千50万円と乗合タクシー運行費補助として280万円と出ております。これだけ高額になってくるとバス会社への補助が有効なのか、独自に運用という手も考えられないか。ただ、ここで当初の説明の中に桜ヶ丘とか特定の場所が出てきましたが、そういったことをですよ、いろんな町民の方すべからく知っていただければ、じゃあ、うちにも回せというふうになりはしないか。この補助っていうものは、きちんとした定義がなければ、やっぱり公平ではなくなるっていう額までに上ってはしないかと思われま。そこの公平性を保ちながら町民の公益性を保つ、非常にバランスが難しいところでしょうが、そこの説明をお願いしたいと思います。

次に113ページ、款の4、項の2清掃総務費ですけれども、これも昨年と比較しますれば1億1千900万円増額となっております。この中で、例えば歳入の中でごみ収集の運搬の証紙収入というものがありまして、この証紙収入というものは昨年度よりも収入自体落ち込んでおります。ということは、ごみ収集あたりの総量が昨年度は減ったのではないかなと考えられる。これが増えていけば逆に仕事の量が増加して、処分する量が増加して本年度の予算計上も増加するという正比例な流れだったならばわかります。ここの内訳をお聞きしたい。この清掃総務費の中で、また13の委託料あたりに廃食油の回収、バイオディーゼル燃料製造事業委託というものもあります。これは、ふるさと雇用としまして600万円計上されておりますが、こういったところの委託先ですね。雇用関係につきましてはいろいろ質疑がありましたが、総合的にどういった効果が出るかというものが注目されると

思います。交付金を使ったお陰でそういった雇用が創出され、その後も永続的に雇用が生まれていったというような形が望ましいかと思われまので、こういったところの非常に有効であるという部分を示さなくてはならないと思いますので、その分の説明をお願いしたいと思います。

次に、115ページで労働費の中の労働諸費の中で、委託料としまして中心市街地活性化事業等調査委託という形で出ております。この中心市街地活性化事業等、私も永年議員をやっておりますと、こういったやつは何年に一度とか結構出てくるもんです。しかしながら、効果が表れないというふうなものが多いんですね。いろんな事業を立ち上げて計画をした、しかしながら効果が出なかったという形は多いと思います。ですから、この事業をすることによって、どういう効果が望めるかということをしきりと定義しなければなりませんと思います。そここのところの説明をお願いしたいと思います。

そしてまた147ページの今、エネルギー関係の質疑があってございましたが、13の委託料あたりで1千500万円、地域新エネルギー省エネルギービジョン策定等事業業務委託。先ほど部長の説明の中で、いろんな風力、水力、いろんなものに取り組んでいきたいとか言われておりました。そしてまた、先進地ではいろんな取り組みが、とか言われていました。そういった説明も聞きながら思ったんですが、600万円も使うならば先進地に行って習ってくればいいじゃないかと。どこの自治体が、ある自治体がそういった取り組みで非常に効果を上げているというのならば、わざわざこういった600万円という計上よりも、まずはそこの現地に行って効果を定める。大津町にもこれはガチ合うぞというようなことを見極めて予算を計上すれば、ほぼどうでしょう、効果が出る成功率というのは高くなるんじゃないでしょうか。まず最初にそういった策定業務ありきというのは、順番が逆ではないかなと思ったりします。

そしてまた、JR肥後大津駅周辺の整備等、これは県もひっくるめて大津町がそういった大津駅周辺が県の観光の玄関といいますか、飛行場とあわせてそういった発展につなげればいいなというような計画もあるかと思いますが、ここでも900万円という数字が出ております。これにも費用対効果を求めたい。ですから、この計画によって逆に実質的なハード事業や、そんなものが計画をしたからこそ安くついたら。900万円入れたけれども、本来ならば10億円かかったのが7億円でできました、5億円でできましたというような、そういった相乗効果を望むような計画でなければならぬと考えます。ですから、こういったところの900万円の根拠というのをしっかりと説明いただかないと認めるわけにはいかないかなと思ったりしますので質疑いたします。

○議長（大田黒英生君） 企画部長徳永保則君。

○企画部長（徳永保則君） 永田議員の質疑にお答えいたします。57ページの負担金の中の7、地域公共交通会議負担金の1千万円弱のものでございますけども、20年度に大津町公共交通会議というのを設立しました。これは、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく協議会でございます。この会議におきましては、大津町のバスなどの公共交通について住民の方々の利便性を図るために計画を策定する会議のものでございます。会議の運営に要する費用については、交通会議に直接、国土交通省から補助が出るものでございます。補助金が納付されるまでの間の運営に必要な費用という形の立替分になります。その公共交通会議の中身ですけども、まず、ほとんどが調査委託という形

になります。いろいろな項目がありますけれども路線バスの乗降に関する調査、それに生活交通利用実態調査、それに公共交通利用者のニーズの把握調査、企業の通勤交通実態の調査、それと肥後大津駅の公共交通拠点化に関する調査、それと最終的に大津町公共交通総合連携計画策定業務という委託で、国の方への申請は1千300万円ほどを予定いたしております。

大津町の課題としまして、現状なんですけれども中心部の活性化を目指した循環バス、公共交通空白地域をカバーする乗合タクシー、阿蘇くまもと空港とのシャトルバスの連携による観光ビジネスの熊本都市圏の東の玄関口としての肥後大津駅の拠点化とJR豊肥本線の活用、それに近隣市町等及び企業と連携した効率的な路線バス編の再編と渋滞対策など、多様で幅広く、互いが相互に関連したものを策定するための基本方針を定めて連携計画を策定するものでございます。構成メンバーといたしましては、町民または利用者の代表の方々、それに運送事業者、産交バス、タクシー業界の方々、それとJR関係、それとバス協会、タクシー協会、それと運転者の組織する団体の委員さん、それから国の方から熊本運輸支局関係、それから熊本県から県の地域振興局はじめ大津警察署の署長という形の各委員さんでもって構成して、今後の計画を行うという形になっております。なお、歳入の方では雑入の方に同じような金額を上げさせていただいております。

以上でございます。

○議長（大田黒英生君） 総務部長首藤誠治君。

○総務部長（首藤誠治君） 永田議員の質疑にお答えします。諸費の予算書ページ、65ページになります。19負担金補助及び交付金の中の補助金の1番、2番、2つについてご質問がございました。関連がございますので、2つ一緒に説明をしたいと思います。

まず、1の生活路線維持補助金につきましては、現在運行しておりますのが産交バス株式会社7系統、それから九州産交バス株式会社3系統、合わせて補助金として4千50万円等になります。今回説明がありましたように、このほかに桜ヶ丘線を3月31日で廃止をするということで申し上げました。永田議員のご質疑では、それで乗合タクシーの方が回ってくるならばうちの方もということがあるんじゃないかというようなお話だと思いますが、まず乗合タクシーについてご説明を申し上げます。これまで、桜ヶ丘地区、源場地区、つつじ台地区の方に、生活路線のバス桜ヶ丘線を運行してまいりましたが、利用者の減によって運行維持費が毎年500万円を超えてまいりました。そこで、地元の皆様方とずっと話し合いをしてまいりまして、理解をいただきまして乗合タクシーに切り替えると。このことは今、徳永部長から説明がありましたように、大津町地域交通会議の方でも提案して協議をしてきたところです。ここの地区についてはバスを廃止をして乗合タクシーの導入を行うということで、公共交通会議でも承認をいただいたところです。乗合タクシーにつきましては今まで週に3回、1日1往復。週に3回、1日1往復の運行でしたけれども、4月1日から1日2往復、これを毎日運行いたします。また、町中心部の降車場所、降りていただいているところについて、乗車場所についても町中心部であれば、ある程度どこでも乗り降りできますよというようなことで運行を大幅に改善をして利用できるようにしております。町民の皆さんには、乗合タクシーがさらに使いやすくなるようにということでお知らせをしております。

現在運行しておりますのは、基準を設けているかということですので設けていますということでお話したいと思います。まず、今申し上げましたバス路線が10系列で走っておりますが、その中でバス停から500メートル離れている地区、バス路線がないところですね。そこについて乗合タクシーを運行するというで基準を設けております。いわゆるバスの空白地域ということでありまして。現在、灰塚区、高尾野区、新小屋区、下猿渡区、御所原区、護東区、御願所区、米山区、真木区、古城区の地区を乗合タクシーで運行いたしております。4月1日から、これに加えましてつつじ台区、源場区、桜ヶ丘区が新たにバスの路線がなくなりバスの空白地区ということになりましたので、ここの部分を追加をして運行をするものです。できるだけ不便を感じられないように乗合タクシーの導入をいたして、乗りやすいように取り組んできているところです。4月1日から変わりますので、ぜひご利用いただければというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。

○土木部長併任工業用水道課長（中山誠也君） 永田議員の質疑にお答えいたします。まず113ページ、清掃総務費関係なんですけども、確かに収入証紙については減っております。ただし、今回の分で主に増えている分につきましては環境保全組合関係の負担金、それから、し尿処理関係の負担金ですか、そのあたりが大きく増額しております。特に、環境保全組合関係につきましては一応3年間の包括関係が3月で終わることになりますけども、今、新たな工場関係の検討もされておりますけども、時期的に大分先がわからないような状況もあります。今回、東部清掃工場、それから楽善の美化センター、それから、もう大津町の方に来ております旧杉水処分場関係なんですけども、そのあたりについて改修費用が大幅に増えておりまして、その関係で環境保全組合の負担金が約9千600万円ほど増えているような状況になっております。そのあたりが大きいものだと思います。

それから、ふるさと雇用関係につきましては、一応廃食油関係を製造する委託をしたいということなんですけども、今、集団回収という形でやっております。ただ、ほとんど回収量は少ないという形なんです、なるべくその回収量を増やしたいと。今、どちらかというと新聞に含ませたり台所に流したりという傾向があると思いますので、下水の浄化とバイオマス活用のために回収して、できれば燃料として使えるならばということで今回計上させていただいております。

それから、147ページの新エネルギー関係なんですけども、一応今回の委託については水力発電等については先進地も視察はしております。水を使って発電しながら、それを売ることによって非常に維持管理費に使えるという形で効果が上がっているようでございますので、大津町の実地の現地でそれが使えるかどうかの検討もしたいと。

それから、太陽光発電については大津町に公共施設等がいっぱりあります。そのあたりに今から利用すると、どういうふうな形で利用できるかという形で検討するという形の委託料になっております。地場産業の育成にもつながりますし、環境問題、それから子どもたちの学習の関係にもいいのではないかなということで、ぜひ委託して今後の政策につなげたいということで考えております。

それから、JR関係につきましては伊東総括審議員の方がお答えいたします。

○議長（大田黒英生君） 土木総括審議員伊藤 貢君。

○土木部土木総括審議員（伊東 貢君） JR肥後大津駅周辺整備計画に関する永田議員の質問に対し  
てお答えいたします。この業務を上げさせていただきました背景からご説明させていただきますと、  
JR肥後大津駅、これは九州新幹線の全線開業が平成23年の3月ということで鉄道利用環境の変化、  
これに伴って熊本県が進めますJR豊肥本線を活用した肥後大津駅と、阿蘇くまもと駅間のアクセス  
向上プロジェクト並びに南阿蘇方面への観光振興構想等によりまして、交通拠点としての役割がま  
ず重要が増してくるということをご予想しております。

そのような中で、この業務の目的としましては交通拠点及び町中拠点としての駅及び駅周辺のまち  
づくりについて長期的な視点、長期的な視点を踏まえて再検討を行う必要があるというふうにご考  
えております。このためには、現状の分析及び課題の整理を行いまして、町民の方々、企業の方  
々、そういった皆様方の意見の交換を行いながらすることが大事と考えておりますので、そのた  
めに必要な整備のイメージ図、いわゆる青写真のようなものを作成させていただいて、総合  
的な駅周辺整備計画の見直しを進めるための基礎資料としたいということが目的でございます。

その業務の内容につきましてももう少し詳しく説明させていただきますと、駅周辺整備計画の検  
討の中には利用交通事業の検討、あるいは駅の施設をどうグレードアップすればいいのか等々の  
検討も必要になりますので、そういったものの中でやはり一番大きな金額を占めております  
のが、既存のデータ等踏まえながら交通結節点機能強化による利用交通の需要の推計と。こ  
れは、例えば熊本市への通勤者、大津町からですね。あるいは、通学者のための駅の位置  
づけ。逆に大津駅に来る方々の通勤者、通学者の位置づけ、あるいは観光者のための駅、  
それと先ほど申しました空港利用者のための駅、そういったものの交通事情の推計を考  
えますと、我々が積算した上では必要最小限の額と認識しております。

永田議員がおっしゃった費用対効果、事業をどういうふうにするのか。その事業の費用  
対効果については現時点ではお答えできませんけれども、基本的にはこの上流側とい  
いますか、大津駅がこういふふうになるんだということをご検討していくための情  
報、それをきちんと整理して提供することが、やはり将来的な無駄をなくす費用  
軽減につながるものと考えてございまして、そういう面からの費用対効果  
を考慮しているというふうにご理解いただければ幸いです。

以上でございます。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 永田議員の質疑にお答えします。115ページの労働諸費の委託料  
でございますが、調査を含めたところと、また、あるいは調査した後どうするかということ  
だったかと思っております。まず、この事業そのものが緊急雇用創出対策ということ  
でございまして、この委託そのものも非雇用の方かそういう方の雇い入れとか、  
そういう目的が1つございまして、このことによって、ではどういふふうになる  
かといいますと、まず商工会を含めたところか、あるいは町内にしたところ  
の話は、何しろ商店街関係の方々の意見を聞こうというのが1つと、もう1つあ  
わせて、それを周りの方々の消費者の方、生活者といいますか、方々の意見を  
何しろ調査しようということですね。そのこともまた人手、賃金とい  
いますかかかるわけですが、その調査結果を踏まえたところで、また新た

に人を雇い入れる場所あたりが創出できないだろうかなというこの委託内容の目的でございます。  
簡単ですけど、以上です。

○議長（大田黒英生君） 永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 再度、質疑いたします。逆からいきます。今、西本部長が言われた中で115ページの件ですけれども、例えばここで146万円、雇用創出と、それと地元の方々の意見を聞くというふうな説明であったかと思いますが。私はその説明を聞いたときに思うんですよ、何のために商工会はあるんだろうかと。商工会にも補助金を出しております。そういったところを取りまとめてくれと、商工会に振ればいいじゃないですか。商工会に資金を提供して、あなたたちが商工者の目線で、そういった意見を取りまとめてくれと言えばいいんじゃないかなと思うんですよ。この点について自らした方が効率がいいと、商工会とか使わなくてもそっちの方がいいと。明日観もありますよね。明日観というのも、ただ祭り要員ではありません。明日の観光をつくる大津ですか。ですから、しっかりと全体を見据えてやってらっしゃると、いろんな団体があるんですよ。それを幾重にもすること自体で経費がかさばって高くなってしまふ、これは避けなければならないと思うんですね。そういった団体を有効に活用しなければならない、私はそう思います。ですから、その点についてそういった経費の使い方に振ることができなかつたのかなと思いますので再度質疑いたします。

それと、147ページの駅の周辺のことですけれども、これにつきましては今の蒲島知事が言う以前に、私が覚えているだけでも2回ほどあったと思います。あの周辺地域を調査して地図を書いて、実際、町長が都市計画課の課長だったときとか出されたのを全員協議会で説明を受けたことがあります。そして、どれも実施されていない。ですから、ここに今900万円というのが出ていますけれども、今までに100万円、200万円、300万円使ってきているんですよ。それでも達成できなかったということを私は覚えていますので、ですから非常に危機感があるんです。だから、いや、これは必ず成功に結びつけるんだと。成果は今のところ言えないと、それは言うでしょう、それは先のことですから。しかしながら、町民が納得する額でなければならないということを私は言いたいんですね。それを今まで100万円、200万円、300万円という経費を達成できない、計画倒れのやつというのを見てきているんですよ。ですから、こういったところが今から進めていく上できちんと、それこそ説明責任を持って町民の方々に「こんなによくなりますよ」ということに努めていただきたい。これ、質疑でなくて要望になってしまいますが。

質疑は、65ページと113ページ。115ページ、今言いましたよね。65ページの生活路線維持のバス補助、それと乗合タクシーの運行、これが合わせたなら4千330万円ですか。月額に直せば400万円弱ぐらいの経費ですよ。もう、ここまできたら私は思うんですが、車を2台購入とか人を3人入れて、そしてまた例えば、きちんとここで何らかの組合なり何なり何でもいいますから、つくることができるような額にきたんじゃないかなと思うんですよ。恐らく、車を例えば償却が7年なら、7年という計算だったら月々が幾らと出ます、人件費が出ます、燃料費が出ます。そしたら、もっと利便性が良くなりはしないかなと。そういった検討に値する額に、もうなってきたんじゃないかな。逆にアウトソーシングで、もちろんそういったものを委託するのも1つの手です。しかしなが

ら、あまりにも策がないかなという額にきているということですよ。そういった計画は全くなかったのかどうかを再度質疑いたします。

それと清掃総務費になりますが、毎年毎年額が上がってきております。そしてまた、その中で説明の中で毎年のごとく言われるのが回収費用ですね。本当に回収せなんとかと言わにゃんぐらい、そのときには炉を止めなければならないとか、非常に高額なんです。これも、ここまでの額にきたならば根本的に変えんといかんかなと。もう、こういった菊池郡市あたりじゃなくて、熊本市とか全県的にごみに対するそういった計画を変えんといかんかなという額に達してきているんじゃないかなと思います。じゃないと、町民の方々は幾ら税金を払っても足りませんよ。全く証紙収入代では賄えていない状況ですから、結局一般財源を投入しなければならない。そういったことを考えますれば、もう別の方策を考えた方がよくはないかなと。それこそ熊本市あたりも今度、西部清掃工場ですか、新しく建て替えるとかいろいろ言っていますが、もうここまでインフラ整備が進んだのならば、そういった県下で、まだまだ大規模なそういったグループを組んでごみ処理をするとか、そういった形にもっていかないとどんどん今からも増額していくんじゃないかな。ここは非常に不透明なんです。いろんな雑誌とか物で何か私の実名をあげられて、私がえらくこのことについて言っているようなことを何か書いてある雑誌とかありましたけれども、非常にこれは高すぎます、はっきり言って。ですから、これを下げるような予算の組み方っていうのは全く考えられなかったのか。そういったところが何の策もなしに菊池環境保全組合が額を言ってきたから、それをただ払いますじゃ、これは説明責任にならないと思うんですね。町民の方々に、増額これだけ1億何千万円したことを言えますか。ですから、そういった増額の理由っていうのがきちんと説明されなければならない。ただ単にこの回収費用が増したというんならば、この回収は妥当であるという根拠を示さなければならないと思いますので再度質疑いたします。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 再質疑にお答えします。最初に申しましたように、新しく雇用創出関係の調査でございますので、一番商工会が詳しいのは当然承知しております。委託先的なことは今からの審議をお願いするわけでございますが、当然大津町商工会あたりが私はその1つだと考えております。

○議長（大田黒英生君） 総務部長首藤誠治君。

○総務部長（首藤誠治君） 永田議員の再質疑にお答えします。先ほど、ご提案がありました別の方法はなかったということになるかと思えます。バス路線につきましては、さまざまにこれまでも検討してまいりました。現在4千50万円ですけれども、県から1千55万5千円補助、町の方が3千万円負担ということで、今回桜ヶ丘廃止に伴って少し負担は少なくなっております。ただ、利用客数につきましては年々下降線でありますので、赤字幅は今後も増えていくんじゃないかということでもあります。それで、そういう流れからの桜ヶ丘のバス路線については検討してきたところで、これを桜ヶ丘線を乗合バスに切り替えるということで350万円ほど減額、負担は軽くなるということになります。バス路線については、路線が町内だけではなくて町外、いわゆる他の市町村との絡みがございまして、引き続きバス路線についてはやっぱり利用の増はなかなか求められないということで赤字幅は増えて

いくのではないかとおもわれますが、他の市町村との協議が必要です。大津の方は廃止したいよということで他町村とお話しする中で、ほかからは継続してほしいとかいう話等にもなりますので、これについては他の市町村または運行业者、それから地元住民の方とも引き続き協議をしてみたいというふうに思っております。あわせて、公共交通会議等にも検討をお願いするところです。永田議員の提案ありましたさまざまな方策について私たちも考えていき、赤字増加にならないように検討していきたいというふうに思っております。

○議 長（大田黒英生君） 土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。

○土木部長併任工業用水道課長（中山誠也君） 永田議員の質疑にお答えいたします。施設関係の改修の妥当性ということなんですが、環境保全組合関係につきましては新聞等でもいろいろ出ておりますけども、非常に新規の処理場といますか、そのあたりの計画が延び延びになってきております。その関係で今ある施設をなるべく長く使いたいということで、今回改修費用が大きく増えている状況でございます。確かに、熊本市等もそういう施設の計画をつくっておりますけども、そういうのと一緒にするという形になれば、また協議等で非常に長い期間もかかってきますので、それはすぐには難しいのかなということで思っております。今まで4市町でやってきた組合関係ですので、その施設をうまく活かしながら、なるべく早めに新しい施設ができて負担金が軽減されるようになればいいのかなということで考えております。

○議 長（大田黒英生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。しばらく休憩いたします。20分から始めます。

午後2時12分 休憩

△

午後2時20分 再開

○議 長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第20号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第21号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第22号を議題といたします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第23号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。



次に、議案第24号を議題といたします。質疑ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第25号を議題とします。質疑ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第26号を議題とします。質疑ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第27号を議題とします。質疑ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。これで、質疑終わります。

## 日程第2 委員会付託

○議長（大田黒英生君） 日程第2 委員会付託を行います。会議規則第39条第1項の規定により、議案第11号から議案第27号までを、お手元に配付しました議案付託表（案）のとおり所管の委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午後2時20分 散会

本 会 議

一 般 質 問

# 平成21年第2回大津町議会定例会会議録

平成21年第2回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第3日)

平成21年3月19日(木曜日)

出席議員	1番 金田俊二      2番 府内隆博      3番 吉永弘則 4番 源川貞夫      5番 鈴木ムツヨ      6番 大塚龍一郎 7番 新開則明      8番 月尾純一朗      9番 坂本典光 10番 石原大成      11番 手嶋靖隆      12番 永田和彦 14番 宇野光廣      15番 荒木俊彦      16番 大田黒英生
欠席議員	13番 松永幸久
職務のため出席した事務局職員	局長 松岡勇次 書記 大隈寿美代
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 家入 勲      総務部総務課長 桐原 則雄 兼ねて地域安全係長 副町 長 宇野 博明      企画部企画課長 木村 誠 兼ねて財政係長 総務部長 首藤 誠治      総務課行政係長 藤本 聖二 企画部長 徳永 保則      兼ねて会計課長 会計管理者 西村 和正      兼ねて会計課長 兼ねて会計課長 福祉部長 松永 高春      兼ねて会計課長 兼ねて会計課長 土木部部長 伊東 貢      兼ねて会計課長 兼ねて会計課長 併任工業用水道課長 中山 誠也 経済部長 西本 昇二 子育て支援課長 大塚 武年

## 一 般 質 問

12番 永田和彦君

p112～p123

### 1. 平成21年度施政方針について

(1) 税込減、世界不況と認識しながら予算総額増であり、義務的経費、その他の経費を増は民間の考え方と逆である。

①雇用対策の成果は？

②安心・安全が確保できないから祭りを止めたではないか。

③その他全般

### 2. 施政方針と議員のマニフェストとの整合性について

(1) 議会議員選挙にて多くの議員が町民に対し約束されている。町長は施策との整合性を保てるのか。町長が出来ないと言えれば議員はうそつきになるのである。

7番 新開則明君

p123～p134

### 1. 農工商併進の活力ある町づくりを問う

(1) 農業所得の向上を図ることが大切であるが、集落営農で改善された点と今後の課題はどのような事があるのか伺う。

(2) 企業誘致を取り入れて行くためには大津町をアピールする態勢はどう進めていくのか。

(3) 町並みを整備して宿場町を定着させ町の特産品や伝統品販売に努力すべきではないか伺う。

### 2. クリーンな生活環境を問う

(1) 太陽光発電助成の成果と今後太陽熱温水器への助成は考えられないか伺う。

(2) 廃食油回収バイオディーゼル燃料製造と利用は進んでいるのか伺う。

(3) ゴミの減量化に取り組まなければならないが、ゴミ袋サイズに小が必要ではないか。

### 3. 祭りと地域の伝統行事を問う

(1) 町の代表的な祭りや地域の伝統行事の取り組みと継続・保存のあり方はどう考慮されているのか伺う。

(2) 祭り・イベント・地域の伝統行事を収録して町のホームページ等で紹介して町民

に存在を示すべきではないか伺う。

- (3) 消えつつある伝統行事に協力できる町民を募集して継続する価値がある行事があるのではないかと伺う。

8 番 月 尾 純一郎 君

p 134～ p 143

1. 今こそグリーン産業革命を

- (1) 化石燃料社会から太陽光社会に構造転換するスタートの年と言われる今年。大津町としてどのような取り組みを考えているか。大津町には太陽光発電パネルを製造する会社がある。

- ① 全小中学校や各公共施設へ設置の考えはあるか。  
② 助成を手厚くして一般家庭への普及を進める考えはあるか。

2. 観光立町大津として中国語講座、ハングル講座を

- (1) 今、九州・熊本県への観光客の主流となりつつある中国人客、韓国人客。県も阿蘇山や熊本城など主要な観光拠点に中国語、ハングル語の案内板を設置している。観光の玄関口を目指す大津町としての取り組みを問う。

3. 大津町の宝「梅の花造花」を世界へ、未来へ

- (1) 江戸時代から続く大津町の伝統工芸「梅の花の造花」を本気で守り育てなければ大変なことになってしまう。  
大津町の決意と考えを問う。

1 番 金 田 俊 二 君

p 143～ p 154

1. 大津中学校北側の宅地開発に伴う取り付け道路の対応について

- (1) 「大津中学校は敷地に余裕があり、学校用地を町道に変えるだけで問題はない。中学校や幼稚園の保護者の同意は法的にも必要ない。教育委員会も異論なく承認した。説明してもいいが、同意は必要ないと考えている。」(大津町議会だより第47号荒木議員の一般質問に対する教育長答弁要旨) となっているが、まちづくり基本条例と照らし合わせて、今でもそのように思われているのか。

- (2) 昨年12月議会で「大津中学校の敷地を民間宅地開発のために道路用地として提供することに反対する決議の提出について」発議がなされ、否決されている。新聞報道では「大津中敷地の町道計画撤回」「町長『安全を最優先』」などあっている。ま

た、全員協議会でも担当職員の説明があっているが、町長自らのこの問題に対するお考えを改めて伺いたい。

## 2. 地域福祉の現状と今後の方向性について

- (1) 地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定の進捗状況はどうか。
- (2) 手挙げ方式で現在5カ所のモデル地区を選定して実践されているが、その現状は。
- (3) 今後は大津町全体に広げていくということであるが、どのようにして広げていけるのか？

15番 荒木俊彦君

p 159～p 169

### 1. 施政方針と大津中学校敷地道路問題

- (1) 自ら制定したまちづくり基本条例に違反している。町民の財産を権力によって勝手にしようとしたことに、明確な反省と町民への謝罪を求める。

### 2. 学校施設の管理と教育委員会の責任

- (1) 教育行政を預かりながら職責を放棄した行為に明確な反省を求める。

### 3. 大津中学校敷地道路問題

- (1) 教育行政を預かりながら職責を放棄した行為に明確な反省を求める。  
町民・学校・幼稚園関係者・生徒に対して反省と謝罪を求める。

### 4. 施政方針と経済不況から町民の暮らしを守る政策を

- (1) 暮らしを守る具体的な政策の前進はあるか？特に医療・福祉・教育分野で政策の改善は具体化されたか。

4番 源川貞夫君

p 169～p 178

### 1. 景気・雇用対策について

- (1) 今後さらに雇用状況が深刻さを増す様相を呈していますが、町として対策はいろいろされているようですが、経過及び今後の取り組みを伺いたい。
- (2) 定額給付金支給（4.65億円）と子育て応援特別手当の支給時期に合わせて多くの自治体では地元消費のためプレミアム商品券の発行等導入を考えているようですが、わが町はどうなのか？

2. 大津駅前パトロールセンターの設置について

- (1) 地域づくりや防犯活動の拠点としての役割を果たすためにはいい事だが、「駅前交番」の設置も併せて考えてほしい。警察との連携した活動を期待しているので警察に対して要望を行う考えはないか。

3. 法務局移転の件等について

- (1) 昨年一度説明会があったが、その後どうなっているのか。また、法務局跡地の利用の考えはどうか。まちづくり交付金事業の中でのまちづくり交流センター（中央バス停周辺）建設及びその役割、進行状況について問う。

9 番 坂 本 典 光 君

p 178～ p 187

(大津中学校の現状を問う)

1. 現状を問う

- (1) 10年から20年前、大津中学校では一部の生徒は荒れていた。  
教師へのいじめ、暴力。卒業式が荒れたこともあった

2. どうして荒れがなくなったのか

3. どうして以前は荒れていたのか、その原因は？

4. 大津駅将来像を問う

- (1) 町長は大津町を熊本都市圏の東の窓口にしたいと述べている。町長自身は将来の大津駅をどのようにイメージするか？

- ①熊本都市圏での役割。  
②大津町全体としての役割、位置づけ。

5. 健全財政について

- (1) 大津町は道路整備が遅れているという認識は町長と同じである。今後、まちづくり交付金事業や学校建設が待ち受けている。税収が落ち込んでいる。財政は健全に運営できるか。

- ①今後の投資計画。  
②今後の財政状況。

5 番 鈴 木 ムツヨ 君

p 188～ p 199

1. 大津町の離職への対策を問う

- (1) 緊急雇用創出基金活用で臨時職員15人、ふるさと雇用再生特別基金活用で10人程度とあるが、その他の対策は。

2. 発達障がいへの取り組みについて

- (1) 発達障がいの早期発見につながる入学前5歳児健診を取り入れるべき。  
(2) 保育所・幼稚園での発達障がいへの支援体制は万全か。

3. 子ども議会への取り組みを

- (1) 中学生による子ども議会を取り組む考えはないか。

4. 定額給付金・子育て応援特別手当支給について

- (1) 地元商工会等のプレミアム券で地域経済の活性化につなげる考えは。



議 事 日 程 (第 3 号) 平成 2 1 年 3 月 1 9 日 (木) 午前 1 0 時 開議

日程第 1 一般質問

午前 1 0 時 0 0 分 開議

○議 長 (大田黒英生君) これから、本日の会議を開きます。

ご連絡いたします。松永幸久君より欠席の届が来ていますので報告しておきます。

本日の議事日程は議席に配付のとおりです。

今回の一般質問者は 8 名ですので、本日が 1 番から 4 番まで、2 3 日が 5 番から 8 番の順で行います。

日程第 1 一般質問

○議 長 (大田黒英生君) 日程第 1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

永田和彦君。

○ 1 2 番 (永田和彦君) 通告書に従いまして一般質問を行います。

今回は大見出しで 2 点挙げております。

まずは、本年度、平成 2 1 年度の施政方針について、これは町長の年間の政策でありますから、これについて質問をしたいと思います。

言うまでもなく、この不景気によりまして非常に税収は減少しております。そういったことを認識しながら、今回の一般会計の予算を見ても増額、昨年度よりも増額という形になっております。これについて、少々疑問が生じます。収入が減るのであるならば支出も押さえないといけないというのは、各家庭においても当たり前のことではないでしょうか。企業あたりも、そういったことは売上が少なくなれば、もちろん支出を押さえると、当たり前の努力をします。その結果、企業では固定費を抑えるために、人件費削減のためにそういったリストラ、企業の再構築をして人員の削減に取り組むという形になっているのが今の現状ではないかと私は考えております。民間はもちろん、需要と供給のバランスを整えなくてはならない。しかし、町は予算を昨年度よりも若干でありますが増額をしている。もちろん、減ったところもあります。箇所はあります。ただ、この予算の組み方が、今現在、妥当であるかどうかということについて、私は非常に疑問を持っております。この世界的な景気の悪化、こういうことが予測不能であったというのはわかりますが、そういったときには町としても計画を変更して支出を押さえていかなければならないと思います。雇用対策につきましても、臨時職員などの対応を町がすれば、歳出はそれこそ臨時的に増えますし、そっちを増やせばこっちを減らすという調整で、土木費等の投資的経費を減らせば請負業者の仕事が減りまして、請負業者の雇用調整で解雇される人が出てしまう、このように相対的には相反する事態が起きてまいります。

では、こういったときに町はどういった方向に進むべきか、ほかの国や自治体はどういった政策をやっているのかと。ご存じのとおり、アメリカ合衆国におきましては、オバマ大統領がグリーン・ニューディール政策なるものを掲げております。これは、さきの32代の大統領でありますフランクリン・ルーズベルトが世界恐慌を克服するために行った一連の経済政策であります。その現代版というやつだと思います。しかしながら、アメリカにおきましてはリーマンブラザーズの破綻、それから半年過ぎましたけれども、金融危機は拡大し、未だ治まっておりません。経済の活性化にはほど遠いのですが、世界環境保護、地球温暖化、そういった観点から産業の活性化ということを考えますれば、グリーン・ニューディール政策には大義名分と未来があると考えられます。

我が国におきましては、経済産業省が民間企業と共同で太陽光発電産業の競争力強化に向けた総合対策をまとめております。太陽電池の原材料でありますシリコンの安定調達に向けて、政府系金融機関による融資などを活用して、家庭で余った太陽光による電力を電力会社が現在の2倍で買い取る制度を創設し、普及促進していくと。また、日本の太陽電池の世界生産シェアを現在の4分の1から3分の1以上に引き上げる目標を持ち、経済対策につなげると言っております。

我が町におきましては、緊急雇用対策本部というものを設置されておりますが、これは今の現状に合った対応になっているのでしょうか。私は、そういった各国、いや我が国の経済政策に我が町も追随し、そういった経済対策なりなんなりを打ち出すべきではないかと考えております。

以上のようなことを考えますれば、我が大津町におきましても環境に配慮しながらの経済対策として、誘致企業であるホンダの関連会社のソルテックとの連携とか、またワークシェアリングの推進など、できることは必ずあるのではないかと考えます。要するに、物が売れなければ仕事は生まれない、雇用は生まれないと考えられます。町自らですね、公共施設に太陽光発電を導入するとか、また本年度の予算の中で車の買い換えが上がっておりましたが、今話題のホンダインサイト1台とフィット2台を買い換えるとありましたが、こういうときに町は姿勢を示して、フィット2台じゃなくてインサイトを3台入れる。そして、そういった姿勢を町内外にアピールするということが非常に大切な町長の施策になると私は考えます。年度末を迎えております。企業の資金繰りは厳しさを増し、経営が苦しくなる企業が増える可能性は大であります。だからこそ、町長は景気対策と雇用対策、すなわち総合的な経済対策に関して自らの理念を掲げ、一本筋の通った政策を町民に示さなければならないと私は思います。ですから、今回の施政方針につきまして、町長は雇用対策はそういった対策本部を設けて対応しているという説明がありましたが、まだまだ別にできる町の役割というものはあると考えられます。

以上のようなことから、総合的な経済対策、またこの町が行っている雇用対策、そういったものの現状での成果なり、何なりを町長に答えていただきたいと思っております。

次に、安心・安全に暮らせるまちづくりということで、施政方針の中の5番目に町長が述べられておりました。しかし、この安心・安全ということを考えますれば、これは昨年度も、その前もずっと言われてきている言葉ではないでしょうか。もちろん、町長は施政方針におきまして、多岐に渡って施政を示しますので、なかなか達成するのが難しいと言ってしまえば終わりかもしれませんが、その

安心・安全ということを考えてときに、私は昨年度8月の地蔵まつりですね、これが中途半端な形で終わったのを忘れることができません。老いも若きも町民みんなが毎年楽しみにしている地蔵まつりを昨年度は治安問題で中途半端なものとなり、仕事や用事で日中時間が取れない町民の方々は、地蔵まつりがあったのかどうかもわからないという状況だったと。私も仕事の関係で日中は外せませんので、地蔵まつりがどういうふうに行われたのか、感じておりません。私は、そういった祭りにつきましては、町民の皆様方はたくさんの思い出を持っておられると思います。また、祭りがあれば、その思い出に誘われて、いつも家の中におるけどちょっと出てみようかと、腰を上げる人も多いのではないのでしょうか。また、子どもたちにとってみますれば、祭りのときぐらいは少々暗くなくても友達と一緒に遅くまで遊んだ、そういった特権が生まれて楽しかった思い出が私もあります。ですから、私はこの地蔵まつりだけではありませんが、祭りに対しては様々な思い出とともにこの町に生まれてよかったなと思う瞬間でもあると考えられます。一度の人生、時間は後戻りしません。中止になった言い訳といたしまして、祭りの検討委員会ですか、そういったものがだめだという判断を下したと聞きました。遅くまでやれない、いろんな情報が飛び交って、治安問題に非常に心配があるからということを知りましたが、私は、結局そういうこと、話を聞きますと、暴力に屈したわけですね、脅しに屈したわけであります。こういったときこそ、町長が町の長として「やるんだ」と言えば済むことだと私は思っております。それでもその検討委員会か何某かがだめだというのなら、そういったものは解体してしまえばいいと私は思います。祭りは地域の最たる文化と私は考えております。その祭りの伝承を阻害するような承認は排除しなければならないと思います。ですから、そういったところの町長のリーダーシップ、そういったものを求めたいと思いますので質問いたします。安心安全に暮らせるまちづくり、町長は公約されましたが、果たして達成できるのかどうかは、毎年言われておりますので少々疑わざるを得ないという状況に至っているということです。質問いたします。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） おはようございます。永田議員の一般質問にお答えしたいと思います。

まずは予算関係でございますけれども、大変な企業の落ち込みというか、活性化がなされていない状況でもあります。大津町におきましても71社以上の企業でございますけれども、それぞれ大変な痛手を受けておられます。もちろんそういう意味におきまして、大津町の税収も大変落ち込んでおるのは確かでございます。

そういう意味におきまして、今回の予算につきましても前年度対比では大体3.5%の増額となっておりますけれども、この中に昨年の企業実績に予定納税の還付金が5億2千万円が含まれておりますので、これを差引きますと実質的には20年度と比べますと減額予算になるんじゃないかなと思います。若干、性質別の予算の状況について説明させていただきますと、義務的経費では総額1億4千300万円の増額となっております。その内訳では、人件費が2千600万円の増となっております、これは退職手当負担金の2千400万円の増が主なものでございます。また民生費では、私立保育園の施設に伴いますところの運営費補助が1億8千万円の増となったものが主なものでございます。公債費は町債の残高の減額に伴い減額となっております。その他の経費では補助金の増でございますが、企

業実績による法人町民税の歳出還付が5億2千万円でございます。物件費ではふるさと雇用関係、あるいは妊婦健診回数の増加による委託費、あるいはインフルエンザ予防接種成枠の拡大による委託費を増額しております。いずれも大津町振興総合計画により住民ニーズを見極めながら政策の展開をさせていただいております。また一方では将来のまちづくりを進める道路整備や学校建設など多くの投資的な事業や少子高齢化や各種行政課題など、町の果たすべき役割を責任増大がなされ、歳入の伸びは期待できない一方で、扶助費や公債費、各特別会計の繰出金などの経常的経費は増加し、財政の硬直化も見込まれてくるわけでございます。住民の生活向上、あるいは福祉サービスの向上の進展のためにも、効率的で安全な行政運営と徹底した行財政のスリム化を進めながら、既存の事業を見直し、事業の選別を行ない、優先順位に基づき財源を生み出すとともに、効率的に活用しなければならないと考えております。また、さらには財政の健全化を示す実質公債比率などを注視しながら、健全財政に努めてまいりたいと考えております。しかし、ここ2、3年は依然厳しい状況であることは予測しておりますが、将来に続く大津町発展のためにも、自らの役割と責任の下、リーダーシップをもって、みんなで創意工夫を出し合い町民主体のまちづくりを進めていきたいというふうに思っております。

予算関係等につきましてはそのような状況でございますけれども、スリム化についても大津町の行財政集中改革プランの実施をやりながら、学識経験者関連等の委員さんを入れて改革プランについての実施状況の検討、あるいは指摘事項等について十分スリム化について努力をしておるところでもあります。そういう意味におきまして、今後の集中改革プランにつきましても、前期・後期計画をしておりますので、本年度最後の期間でございますので、進行状況等についても十分住民の皆さんとともに情報を流しながらしっかりと取り組んでいきたいというふうに思っております。

予算関連等につきましては、そのような中でしっかりと予算を組みながら将来に向かってのまちづくりについての予算を設置しておるわけでございますけれども、財政的には大変厳しい状況にある中で、やはり今までの基金をある程度取り崩しながらやらせていただいておりますので、まちづくり交付金事業及びむらづくり交付金事業関連等については、その基金を取り崩して財政計画をしっかりと取ってやらせていただいております。

そういう意味におきまして、町の将来のためのまちづくりについてしっかりと捉えながら財政運営をしていきたいというふうに考えております。

企業関連で大津町にもソルテックをはじめホンダの企業がございまして、その辺についての企業の支援というようなものにつきまして、今後のソルテックの企業については我々も大きく期待をしておりますし、また国もそのような産業に力を入れておりますので、我々としてもソルテックの企業とも十分連携を取りながら、情報をしっかりと取っていきたいというふうに思っております。もちろん、各県外からもソルテック関連等の企業について誘致がどんどん誘いがかかっているというのはもう確かでございますので、そういう意味におきましてソルテックの今後の事業拡張に伴う、あるいはその関連企業についても十分情報を取りながら大津町に残っていただけるような支援をしっかりとやっていかなくちやならないというふうに思っております。もちろん、車の買い換えのホンダさんの

二輪の関係もございますので、我々としても二輪の買い換え、町で買い換えるのか、車買い換え、あるいは町民の皆さんに、例えば普通車、あるいは軽、二輪買った場合に、その奨励補償をやってみてはどうかというような形で十分検討をさせていただきましたけれども、ホンダさんといたしましても大津町でそこに1千万円、2千万円つき込んでも、このような景気が不景気なときにどうかというようなこともありまして、ホンダさんの幹部とご相談しましたところ、大津町の二輪の工場として今後どうやって町と一体となって支援をやっていけるかというような方向でまちづくりに寄与したいというようなお互いのそういう認識の下で、今回については二輪のまちづくりというようなことでのホンダさんとの協同的なものをしっかりと考えていきたいというようなことで、今、今回についてはホンダ車についての支援ということについて、町としては今回対策補助をしなかったというようなことで、新たなもので検討をさせていただければというふうに思っております。

そういう意味におきまして、ホンダの南通りの4車線、そしてそれに付随するところの大津町として将来あそこを工業団地というような将来の目標に向かって、今回についても下水道区域の見直しを検討させていただいておるというようなことでもあります。

そういう意味におきまして、二輪関係の企業がホンダの周囲に誘致できればというような思いを持っておりますので、そういう情報の中で、我々も今後トップセールをしながら企業誘致に頑張っていきたいというふうに思っております。

雇用関係でございますけれども、国の雇用再生特別基金というものがございますけれども、ましてまた緊急雇用創設基金というものが2つの国の政策が打ち出されております。21年度におきまして、これに対する事業関係等も若干入れさせていただいております。しかし、町独自の企業興しというようなものについては、今のところまだ検討しておりません。今後について、これから先、まだまだ厳しい状況になるのは確かであるというふうに自覚しておりますし、そういう意味におきまして今回につきましては緊急雇用の関係について対応しております。この件につきましては、後ほど担当部長の方からご説明を申し上げますけれども、3年間の国の事業関連等につきましては、大津町での、例えばいろんな事業を考えられるんじゃないかなと思います。例えば、白川における白川の恵みをどう生かしていくかという観光産業の興しや、あるいは配食関係でのエンジン、ディーゼルエンジンとか、そういうバイオエンジンをどうやっていくかと。今の一部小学校関連等、あるいは企業の関係で、今、その辺の環境についての今取り組んでおりますけれども、今後についてこれをどのような形の企業でやっていけるかというようなことも今後考えていかなくちゃならない一つのこの3年間の間での持っていける事業になるかなと。あるいは、今、中小企業につきましては、大変週3日という勤務状態があります。もう議員言われますように、ワークシェアリングとか、いろんな問題も出てきておるようでございます。そういう1、2年の力をつけておくための従業員の皆さんの再雇用の問題とか、いろんな問題が出てきております。そういう意味におきまして、農地の休耕地を利用しながら自給自足というか、野菜をつくったり、あるいは大津の唐芋をつくっていただいて関連企業にPRというか、そういうような形でお互いがそのような事業ができていけるようなことをしていけば、雇用の確保というか、企業の皆さんとともに職員を確保できるような形につないでいければなど。そんな思いを今持つ

ておりますので、そういうものについて今後検討をしていかなくちやならないというふうに思っております。雇用関係については今後が正念場というようなものでございますので、長期的なものについては、そのような中での検討を進めながら、大津町でできるものをしっかりとつくっていかなくちやならないというふうに思っております。

それから、安心・安全のまちづくりでございますけれども、議員ご指摘のように、安心・安全なまちづくりというような形で我々今、例えば当初なつた折りについては子どもたちの問題もございまして、そういう防犯関係で青パトロールをお願いしながら町内のパトロール、あるいは学校関係における防犯カメラの設置関係も今は中学校が終わっておりますし、今、小学校関連等について計画を、今、させていただいて、計画というか、計画的に付けさせていただいております。

また、防災行政無線関係の更新についても本年度から3カ年でやらせていただくというようなことを考えておりますけれども、おっしゃるように、議員おっしゃるように大変地蔵まつり、あるいは十五夜の綱引き関連等について、それぞれの祭りの実行委員というか、実行される、例えば商工会で地蔵まつりを今までずっとやってきておられますけれども、その課題と問題点がやっぱりここに今回、ああいうことが起きて出てきたんじゃないかなと思います。そういう問題点をどう解決するかというようなことも、これは役場のある程度の責任を持って安心・安全なところをつくっていかなくちやならないと。昨年の問題・課題については、担当の方からまたご説明をさせていただきますけれども、私の方でも商工会の実行委員の方から町長が責任持てばやりましょうとか、いろんな話も出てきておりましたけれども、今後について実行委員会の方で十分検討していただければということで、結果的にはああいう状況になりましたけれども、我々としては警察の方ともご相談をしながら、やっぱり祭り、地蔵まつりは夜の祭り、そしてあの赤提灯を見ることによって、子どもたちが大人になってふるさとを思い出す大切な祭りであるというふうに思っております。もちろん、十五夜の綱引きもそうでございますけれども、そのような意味におきまして、駅前安全性を考えるために、今回時間的には駅前交番をというような感じで今つくらせていただくようにご審議をお願いしております。そこにはパトカーも駐車できるような形の中で、安全性を駅前からまず始めようかなど。しかし、やっぱりこれは行政だけでなく地域の皆さんの思い、そういうもので祭りというのは安全、あるいは警備、それぞれ今までやっておられる方々のボランティア精神をしっかりと捉えながら、祭りというのはやっぱり参加するというか、やっていけるものをしっかりとやっぱり確保していかなくちやならないし、その責任というか、それはやはり町が文化歴史を守るためにはある程度の支援なり、解決策をしていかななくちやならないというふうには思っております。

そういう意味におきまして、商工会の方の課題事項とかいろんな問題、後継者もなかなか少なくなっておるし、祭りについてのいろんな課題も話を聞いておりますけれども、そのような課題についても今後しっかりと我々もその課題の解決の方法について、今後捉えながらふるさとの祭りをしっかりと守っていくというようなことをしていかななくちやならないというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 再度質問いたします。

町長は実質的には予算は減っているんだよと、予定納税の関係なんだよということで、町のプライマリーバランスあたりをきちんと考えているかのごとく言われました。しかしながら、我々がいただいたこの予算の概要、円グラフ等を見てもみすれば、やはり義務的経費、その中でも人件費、扶助費というのは増えております。そういうことを考えますれば、この人件費は、例えば雇用対策のために生まれたんだよとか、いろんなことがあるかもしれませんが、昨日の報道等で企業の厳しいことが言われておりました。今日の新聞に載っていましたね。ベースアップゼロだと。昇格も一時凍結したいというようなことを企業は、大企業はですね、やってきている。恐らく中小企業も追従していくでしょう。

そういうことを考えますれば、町の予算はそういったことは全然勘案していない。世の中は景気が悪いんだけど、自然と毎年毎年昇格していくというような形が組まれているのではないかなと私は思います。こういったところが非常に重要でありまして、私はこの場において何度も言いましたけれども、職員の給料はすべて町税で賄われております。予定納税さえもなくなるような町税の税收減ならば、そういったものをきちんと、それこそそういう厳しいときだから予定に入れていくということが大切ではないかなと。地方自治体も国家公務員並にですね、人事院勧告を踏襲してやってきておりますので、それには私はいつも批判しておりますけれども、やはり町の実情に合ったそういった義務的経費の支出にならなければならないと考えます。ですから、先ほど申しましたように、民間企業にならえということは非常に大切ではないかなと思います。そして、町長の答弁を聞いておられますれば、町内71社、その中の企業との情報交換なり意見交換なりはきちんとやっておられるようで、少々安心ではないですけども、きちんと役割を果たしておられるなと感じました。

ところが今、答弁を聞いて思ったのは、最初に質問の演壇に立ちまして言ったときに、町の公共施設にそういったソーラーを付けなさいとか、インサイトを3台にしたらいんじゃないかなと、そういったことを言いました。これはもちろん、かなりの支出になるかもしれません。しかしながら、もう世界が、世界第一の経済大国アメリカが取り組むと言いだして、もうヨーロッパでもほとんど取り組んでおりますよね、そういった風力発電とか、太陽光発電、それに追従するのはやっぱり地方自治体として、これはですね、地場企業にあるんですから、公的機関ができないものを個人に求めるというのは、これはまた逆みたいな感じがします。公的機関もこういった形で省エネに取り組んで、地球環境に取り組んで、温暖化に取り組んでいますよという姿勢を見せることです。そして、そういった姿勢を見せている町がイの一番に企業は評価すると思うんですよ。大津町は違うぞと。ある企業がどこかに進出しようとしたときに、幾つか候補の中に大津町があったとしましょう。そのとき、町の対応、町はきちんと今の経済状況、また国の政策なり何なりを理解してやっている地方自治体だぞという評価が生まれると私は思います。そういったことで私は言っているんです。ですから。ほかがしてからじゃ遅いんですよ。イの一番にするんです。それこそこういったときに、今までですね、町長が大切に貯めてきたその基金を使わせていただくというのは、やはり効果が私はじわじわと出てくるのではないかなと思っております。

それと、雇用問題につきましては、そういった町も窓口をつくってやっておられるということで、

これもいち早くほかよりもしなさいということを私は12月議会のときに町長に求めておりますが、やはり今はですね、これだけ経済がしぼんでしまいますと、恐らくワークシェアリングというのが問題となってくると思うんですよ。実際、昨日、今日の報道等ですね、ベースアップゼロと昇格も凍結というのを聞いたときに私は思いました。やはりこれは歴史的には知っておられると思いますが、オランダ病ということが聞いたことあられると思いますが、これがオランダ病を克服したのがワークシェアリングと。夫婦二人で1.5人分しか働かない。0.5人分はほかの人に働いていただくというような分かち合いの精神ですね、ワッセナー合意と申しまして、何点かあります。労働組合は賃下げを呑みなさいとか、例えば企業はきちんと雇用を確保しなさいとか、そして政府は減税しなさいとかいうことで、失業率がその当時1970年代ですかね、オランダは13%ぐらいまで悪化したそうです。しかしながら、そういったワッセナー合意によって失業率は1%まであったという間になっちゃったと。言うならば、そういうときこそやはり政治の出番かなと思ったりするわけでありまして。実際、このオランダ病というのをこれを私が勉強しておりますと、非常に今の日本が似通っている。バブル経済が終わりまして、徐々に経済がしぼんでいったわけですが、景気がいいときにそういった公的機関は何をするかというのはですね、支出を膨張させてですね、社会福祉制度とか、社会保障制度を非常に拡充するんですね。しかしながら、景気が悪化したときに、その保障制度というのは下げられない。だから、結局義務的経費がずっとそのまま残るんです。ということは、最初に申しました、だったら投資的経費が減るじゃないかと。減ったときに、そこの雇用は減りますよね、相反することが起きてしまうというような、このオランダ病に似たようなことが今起きているのではないかと、私はそう考えたんです。この町の予算を見たときにですね、非常に危険をはらんでいるのではないかと。実際、委員会におきましても、私は今、文教厚生ですが、新たに勉強をまたさせていただいて、部長あたりとかなりの議論をしてですね、介護保険制度あたりも、かなり、これは制度自体、もう非常に危険領域に入っているぞと。料金だけどんどん上がっていくというようなことで、社会保障制度を拡充すればするほど国民の負担は増える、景気は悪くなる、当たり前ですよ。そういったことが繰り返されている。ここで何か手を打たなければならない。しかしながら、日本の政府はなかなか手を打つことができない。今日に至って、今日の朝のラジオを聞いていますとですね、厚生労働省あたりがですよ、また緊急雇用対策として5千億円規模ぐらいの基金を創設し、様々な雇用支援に乗り出したいと、総務省と詰めたいというようなことをラジオで言うておりましたが、やはり国も非常に焦っている状態であります。しかし、我が大津町は、今の何をするかといったときには、企業との連携、やっぱりそういった公的立場でありながら大津町の姿勢を、家入町政はこうなんだという形ですね、やってみたらどうですか。恐らく話題になると思いますよ。こういったときでも、大津町はまだまだ元気だぞと。そのために余力はきちんと取っておいた、これが一番いいのではないかと。ワークシェアリングにつきましてはですね、非常に今から先、議論になってくると思いますので、ここで詳しく述べなくても、時間がないので、今回のですね、雇用の中でも、その経済対策として公的立場をアピールする、そういった形で太陽光発電なり、ホンダのインサイトなりを、そういった形を取り組むのはどうかということについてはですね、「検討する」でパッと切られるかもしれませんが、再度お答えをい



ただきたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 永田議員の地元企業と申しましょうか、その辺の支援関係でございますけれども、例えばソーラー関係につきましては、今、学校、教育支援センターの中に1つ付けております。今後につきましても、公共施設関連等についても十分新しい学校、あるいはそのアルコール跡地の子育て支援関連の建物についても計画をさせていただいております。これにつきましても、企業の方の関係からも補助金とかいろんな形のものについても十分お互い話し合いながら安く上がるような方法とか、いろんなものを教えていただきながら検討を付けていくというような形の公共事業施設関連等についても、順次付けていきますよというような企業の、ソルテックの総務課長関係等についても十分ご相談をしております。

そういう意味におきまして、後でいろいろと出てくるかと思っておりますけれども、新エネルギー関連の関係で、我々としても今回国のソフト面の補助、大体100%付きますけれども、それで今回上げさせていただいております。そういう中で、大津町の将来の場所、場所というか、設置場所とかいろんなものについては、それに乗っておれば2分の1の補助事業というものが新エネ関係での対応もできるということでございますので、そういう意味におきまして十分その辺のところを取り入れながら、今後の地球に優しい、環境に優しいものをどんどんやっていくことによって、ソーラー関連の企業も大津町に来てくれるんじゃないかなという思いをしておりますので、そのような方向で考えさせていただきたいというふうに思っております。

また、ホンダさんには先ほど言ったような形の中で、大津町の二輪の町としての関係で、そういう関係の中で、例えば岩戸の里に二輪のツーリングが来て泊まってくとか、いろんな形で商業を兼ねた、金が落ちるような方向の中でそういうまちづくり、二輪のまちづくりというような形で多くの二輪車ファンが大津町にやってくるというようなイベント関係等についても、今までホンダさんともいろいろ相談をしておりますので、今後は実現できるような方向でホンダさんの方とも十分検討をしながらやらせていただければなと思っております。

雇用関係をあわせまして、給料関係でございますけれども、役場の給料関係、あるいは物件費というようなものも大変膨らんできております。人件費関連等については、大津町の職員管理の関係の計画に基づいてやらせていただいております。しかし、それをやる、進めることによって、臨時関係とか、そういう人材が必要になってまいってきておりますので、物件費もおのずと伸びてきております。しかし職員の給料を下げるということになるとモチベーションも下がってくるだろうし、そして今、職員が大変遅くまで仕事をしたり、いろんな形で苦勞をしております。また、もちろん地域支援職員というような形で、2、3年前からお願いしておりますけれども、なかなかその地域の祭りごとについてもなかなか足が運べないというような職員もおりますし、その辺の配置関係についても十分検討をしながらやっていかなくちやならないんじゃないかなというふうにも思っております。

給与関係につきましては、やっぱり人事評価制度というものを、今、制度化をしっかりとやろうということ、ここ2、3年試行的にやらせていただいておりますので、もう1年すれば大体の制度が

できてくれば、その中でやはり仕事をする人にはちゃんとした給料をやる。そうでない人というと叱られますけれども、みんな頑張っておりますけれども、その辺の仕事の内容とかいろんな場所によって、異動によって変わってきますけれども、そういう中でやる気のある人間を育てるためには、それなりの人事評価制度の中でしっかりと職員のモチベーションを上げるように頑張らせていただけるような形でいきたいというふうに思っております。

雇用関係については先ほど申しましたように、応急的なものは福祉とかいろんな形で、今、31、2名の方をお願いしておりますけれども、そういう雇用については、そちらの方については職業安定法とか、それが変わりましたので、大津町についても無料の紹介ができるような形で、今、職員の研修をやらせていただいて、そういうものを設置を21年度していきながら、大津町における雇用の促進にも努めていきたいというふうにも考えております。ただ、先ほどは3年間の国の補助事業の絡みもございますので、これが大津町で企業として、産業として成り立っていけるようなものをどう考えていくかというのは、もうしばらく時間が必要じゃないかなということで、関係機関ともそういう形で今話をさせていただいておるといような状況でございますので、いろんな、例えば白川についても河川法とかいろんな形のものをクリアしていかなくちゃならない問題もあるかと思っておりますので、いろんな形で検討しながら、雇用とともに大津町の産業育成というか、そういうものについてしっかりと雇用促進と大津町の活性化の特産品というようなものについて、やっぱり近隣の皆さんが大津町に来ていただいて、喜んでいただけるようなものもしっかりとやっていかなくちゃならないというような形で、今後の検討課題として、今、関係各課、あるいは政策関係等にお願いをしておるといようなところなんです。

○議長（大田黒英生君） 永田和彦君。

○11番（永田和彦君） この施政方針の中でもですね、雇用対策あたりの答弁は非常に町長も苦しまれるだろうと、それは思っております。これは、その地方自治体で解決できるようなことならばですね、一早くどこも取り組んでいるはずなんです。

しかしながら、姿勢はきちんと見せなければならぬ、やはりこういった時期でもですね、儲けている企業というのは必ずあるんですよ。これが経済のおもしろいところです。そういった企業にぜひ評価していただきたい。大津町はきっといいところだぞというふうな、そういったですね、内外にアピールしていただいて、今後も町政運営をやっていっていただきたい。

また、大津町には今回まちづくり基本条例というものをつくられました。ですから、こういった厳しい折りには、やはり住民一人一人が住民自治というものを理解していただかないと、何でもかんでも団体自治の方に寄りかかってしまえば、税金はいくらあっても足りない。自己責任、社会的責任とを求める形のタイミングでまちづくり基本条例ができたのは、私はこれは反対したんですけれども、今となっては評価できるかなと思っております。

次に移ります。今回、新しい議員さんたちがここにおられるわけでありまして。大津町ははじめてですね、この大津町議会議員の選挙に選挙広報なるものを発行しております。ここには、たくさんの方々の、ここにおられる方々とおられない方もおられますから、マニフェストを掲げておられる。公約と

いうやつであります、これをですね、私は思うんです。どう生かすか。やはり町民の皆様方に、例えば永田はこういった姿勢で出るとよと、ほかの議員さんたちはこういった姿勢で手を挙げていらっしゃるよ、皆さんどうですか。少しでも各候補者の中身を知っていただきたいということではないかと思えます。ということですね、町民の皆様方もこの人に入れたならば、例えば永田に入れたならば、こいつはきっとこれをやってくれるんだと思込んでしまわれる、そして一票を入れる、期待して入れられると思うんです。私はもちろんここに書いてあることについて、嘘やまやかしは書いておりませんので、政治とは生活や経済などの社会全体の基礎となる土台をつくることと考えて私は取り組んでいく。団体自治ではできないことを追及していくと。できるだけ税金は少ない方がいい、料金は少ない方がいいというのは根本に私はあります。ということで、これはもうですね、町長は無視できない状況ではないかなと思うんです、この選挙広報は。この広報を無視した政策を続ければ、ほとんど町長と同類項みたいな意見がほとんどだとは思いますが。しかしながら、突き詰めていけば達成できない部分もあるかなというところが私も見よって何点かあるかなと思えます。これをやはりきちんと理解されているのかなと。町長は長としてですね、ここは非常に大切なことと思うんですよ。ここにおられる議員さんたちの立場もあります。くしくも今日の熊日新聞の中で、「御船町、町長公約を検証する」という形で、住民の方々がですね、はじめられたということです。結局ですね、この今日の新聞を見てみますれば、あなたは約束したんだよ、公の場でそういったことを言ったじゃないかというふうなことが我々選挙を受けてここにおる議員さんたちは、皆さんが約束したんです。ですから、これはこの中で何月何日までしますというのはありません。しかしながら、加味するべきではないかなと思えますので、これについて町長の意見をお聞きしたいと思います。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 永田議員の先の町議会議員選挙において多くの議員さんの方々が選挙広報等を通じて町政発展のためにご自身の町政姿勢についていろいろ述べられておられます。私も読ませていただきまして、これはできる、協力していただきたいとか、これはちょっと待ってもらわんと困るなどというのにも確かにあります。しかし、住民の皆さんに約束してこられたわけですので、やはりその辺のできる、でけんの情報もしっかりと住民の皆さんにも、そして議会議員の皆さんにも我々執行部として、その責任はあるかと思えますので、そういう情報交換の中で十分議員の皆さんもご理解、あるいは町民の皆さんもご理解していただいて、皆さんの思いについては住民の福祉、あるいは住民の幸せの目的でありますので、頂点は同じだろうと思えますけれども、上り道は若干険しい谷もあり山もあるかと思えますけれども、その辺はお互い政策論争などをしながら、常に切磋琢磨し現状を見据えながら一步踏み込みたいというような重要なものであると考えておりますので、今後議員の皆さん共々一緒になって大津町をつくっていきたいと思っておりますので、この辺につきまして、できる、でけんはしっかりと情報を流しながら、お互い素晴らしい大津町に知恵と政策論争で戦っていきたいと思っております。

○議 長（大田黒英生君） 永田和彦君。

○11番（永田和彦君） 苦しい答弁であったかなと思えますけれども、ここからですね、各部長さん

方、幹部の方々の顔が見えます。今の答弁について、かなりの部長さん方の笑顔が見られました。ぜひ期待したいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

終わります。

○議長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。11時10分から再開いたします。

午前10時59分 休憩

△

午前11時10分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番議員、新開則明君。

○7番（新開則明君） こんにちは。7番議員の新開則明が通告順に従いまして一般質問を行います。

本日は、次の3点について質問します。

1問目、農工商並進の活力あるまちづくりについて。

2問目、クリーンな生活環境を問う。

3問目、祭りと地域の伝統行事を問うを質問いたします。

まず、1問目の農工商並進の活力あるまちづくりを問うでございますが、農業を取り巻く情勢は大変深刻な状況に直面していることは言うまでもありませんが、我が国の食糧自給率は世界でも異常な39%まで低下しています。日本を除く先進11カ国の平均は、農林水産省の資料によりますと103%となっております。農業総生産産出額は1996年の10兆3千億円から2006年には8兆3千億円と、わずか10年の間に20%も減少しておりますが、米の価格も1994年の2万2千円から2007年には1万3千円と減少しておりますが、60キロ当たりの価格となっております。40%以上も低下し、国の予算も年々減り続けて、2008年度の予算は2000年度の予算に比べまして8千700億円も削減され、国の一般歳出に占める農業予算の比率も1995年の8%から2007年には4%まで低下している現状にあります。

このようなことから、農地は全耕地の1割近くが耕作放棄を余儀なくされ、全国では埼玉県の総面積にあたる3千800キロ平方メートルに達しております。

また、農業に携わる人の45%が70歳以上という高齢化になっており、しかも農産物の価格は安くなり続けているのが現状であります。大津町におきましても大変厳しい情勢が続いているところで、数年前から国の方針もあり、担い手不足、高齢化、農業機械や施設の経費節減、休耕地の解消、生産性の向上等の観点から、集落営農組織が確立され、大津町においても一集落当たり20町歩以上の単位で17の集落が結成されました。農業の経営体制も大きく変化しているところであります。この集落営農に参加するか、認定農業者になれば水田畑作経営所得安定対策の支援が受けられますが、いずれにしても農業所得につながることに期待されておるわけです。町内においては、生産性の所得につながるものとしては、野菜、根菜、畜産、特殊作物のようですが、広大な耕地を利用して収益性を向上させていくには、集落営農が基本的な経営体制になっていくのではないかと思います。厳しい農業情勢の中でも、農業所得の向上を図ることが大切であります。集落営農で改善された点

と今後の課題はどのようなことがあるのか、伺いたいと思います。

また企業誘致の件でございますが、大津町におきましては、企業誘致対策室の設置等により企業誘致に関する情報として、ホームページやビデオ等で紹介され、景気が厳しくなる前に南部工業団地の完売ができていたことは、大変喜ばしいことですが、先般来からアメリカのサブプライム問題以降、世界中が厳しくなり、当町におきましても企業の人員削減、労働時間の短縮などがあり、不安な状況が続いておりますが、不安が取り除けるような景気回復を願っているところであります。不況の中でも、企業誘致は大変重要なこととあります。大津町に躍進してこれる条件とともに、アピールしていかなければなりません。大津町においては、企業立地に対する優遇措置として、町内に工場等を新設・増設する企業に対し、工場等振興奨励補助金が交付されておりますが、対象となるのは、1、3千平方メートル以上の工場用地等を習得、2、3千万円以上の投下固定資産総額、3、10人以上の新規雇用採用者など、すべてに該当すると最高で2億5千300万円が交付されることとなっておりますが、企業誘致に関する全国の調査データのうち、自治体向けの調査では、1、交通のアクセス等の良さ、2、助成金制度、3、労働力の確保のよさ、4、周辺居住環境となっておりますが、企業向けの調査結果では、交通アクセスの良さが重視され、助成金制度を評価した企業は1割弱であったという結果が示されております。大津町においては、船舶による交通は不便さがありますが、空路や陸路は便利な地域であり、九州でも地理的に中心的な位置にあり、世界的に有名な阿蘇山を背景に自然からの湧水の豊富なこともあり、自然環境には大変恵まれているところです。今後、企業誘致を取り入れていくために、大津町をアピールする体制はどう進めていかれるのか、お伺いしたいと思います。

また、商業の振興につきましては、国道57号線バイパス道に関しまして様々な業種の店舗が並び営業がなされておりますが、地元業者が営業されているのは、少数ではないかと思われま。

また、本町通を歩いてみますと結構空き店舗があり、シャッター通りになりつつありますが、時々昔の活気ある街なみが思い出されます。昭和30年、高度成長の中にあつたときは、街中で駄菓子を買い、紙芝居を見ておりましたが、このころから各家庭にテレビ、冷蔵庫、洗濯機等が入ってきた時期でもありました。このころの本町商店街は活気あふれて、大変賑わった雰囲気でした。大変懐かしい場面が思い出されております。

このような昔の町の賑わいを取り戻そうと努力された町が大分県豊後高田市の「昭和の町」であります。りっぱに昔の賑わいらしくなり、外部からの来客も多くなっているとお聞きしております。昔ながらの商店街を活かし、整備し、活性化できているのは、高田市の場合もやはり商店街と行政の考え方と取り組みがあつたから、今、実現しているのではないかと思います。大津町におきましては、バイパス通りをはじめ駅通り周辺にはビジネスホテルが増大し、不況とはいえ宿泊客が大変見込まれているのではないのでしょうか。宿泊客や外部からの一般買い物客も本町通りに足を運ぶ体制ができないものかと思ひます。21年度には、施政方針にもありましたが、中央バス停周辺にまちづくり交流センターの計画がされており、これをきっかけに街なみの整備がなされ、塘町筋においても散策したくなるような雰囲気ができると思ひます。また、特産品や伝統品につきましても、本町通りで販売したり発送できる体制が大切だと思ひます。大津は特産品のうち、甘藷につきましても最近は大

変研究され、加工品のお菓子的なものも見かけておりますので、アピールしながら販売できればと思います。人々の往来が盛んで、買い物や散策ができる雰囲気が出てくるように街なみを整備し、宿場町を定着させ、特産品や伝統品の販売に努力すべきではないか、お伺いしたいと思います。

1 問目の質問を終わります。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 新開議員の農工商並進の活力あるまちづくりについて、農業問題や企業誘致、あるいは街なみ関連の商工業関連の問題を言われておりますけれども、議員おっしゃるように、大津町の農業関係についても、今、担い手農家から集落営農の組織関連等での営農を目的として、そして農業の国の改革関係等も今変わってきております。そういう意味におきまして、農家の関係につきましても法人化の中へ進みながら経営の一元化とか、いろんな形で今勉強をしていただいておりますところでもあります。

そういう意味におきまして、農業はそういう方向で今進んでおりますけれども、ただ農業だけというわけにはまいりませんので、そのような農業の中で、やはり町商工会関連等につきましての中で特産品をどう販売、あるいは街中だけでなく町外においてのPRをどうしていくかというような農業の特産品、畑地では唐芋とか野菜、あるいは水の恵みということで白川関連の米とかいろんなものがあるようでございますので、そういうものを街中に今、まちづくり協議会の中で中心地における、あるいは駅周辺における交通体系とともに、まちづくりの基本となるものを今検討をいただいておりますところでもあります。そういう意味におきまして、人々がやはり町外、町内から来られるようなまちをつくっていかなくちゃならない。もう議員がいつもおっしゃるように、中心市街地関連等における上井手沿いの道路関係、ツツジ道路と申しましょうか、そのような歴史を生かしたもをつくるとか、あるいは街中におけるそういう特産品とか、そういうものの体験できるようなものを上井手の県事業の中に取り入れる水辺公園とか、水車とか、そういうものを生かすようなまちづくりで体験できる、そんな街なみが必要じゃないかなという思いもしております。

また、全体的に南のロードと申しましょうか、江藤屋敷をはじめ岩戸の里、その辺の関係については、やっぱり大津駅について、新幹線関連での県の3時間戦略ということで、大阪、あるいは岡山、広島、福岡というような形からお見えになられる、例えば日帰りコースというように考えれば、自転車で動き回れるようなものをつくっていくのが必要じゃないかなと思いますし、北側ロードというような形で矢護山をはじめとするあの自然をどう活かして体験していくかというか、そのあそこにはゴルフ場跡地の環境の森とか、そういうものが今、進んでおりますので、そういう中のものを一体としてやはり考えなくてはならない大津町の姿が見えてくるんじゃないかなということで、今後そういう形の中で観光、あるいはその辺の産業を掘り起こしていく必要があるんじゃないかなと思っております。

もちろん、企業誘致というようなことにつきましては、もうこれは今までごらんとおり、ビジネスマンの方々が大変大津町においでいただいて、駅周辺の、あるいはビジネスホテルについては年間24万近くの方がお泊まりになられるということで、ビジネスホテルだけでなく食堂とか、そういう

ところに、居酒屋とかいうところはかなり金が落ちてくるのはもう確かでございますので、ここ1、2年は厳しいでしょうけれども、やはり企業誘致をしながら、その辺の関係の中からしっかりと従業員の方々が遊んでくつろげるようなことをやっていかなくちやならないと。そのためにどのような企業のアピールをしていくかということになりますと、やっぱり今、企業関係の情報をしっかりと取りながら、あるいはまた企業関係の町でも、そういうサポートの委員会をつくっておりますので、そういう方々と情報を交換しながら、そういう中での企業の誘致をしっかりと図っていかなくちやならないんじゃないかなと。議員おっしゃるように、やっぱり企業が一番望んでおるのは交通アクセス、あるいはそれに伴うインフラ整備でございますので、大津町としては、もう今のところ団地はございませんけれども、今、4車線を325からつくっておりますので、あの325沿い、あるいはその4車線の北と南側についての工業団地として民間の活用を図っていければなと思っております。そのために、我々としても道路をつくるとともに下水道関連の整備の見直しを公共下水道の区域に入れればというような形で、今、検討をさせていただいております。そういう意味においての企業誘致のインフラをしっかりとやるということが一番じゃないかなというふうに思っております。大変素晴らしい地域で、あそこは地域でございますので、今後を期待できるところじゃないかなというふうに思っております。そういう意味におきまして、大津町における各それぞれの地域における工業誘致する場所もままあるんじゃないかなと。今、57号線の4車線もできておりますので、昔、学校、大学というものができるといような予定地もありましたけれども、そういう用地のところもしっかりと今後の企業誘致の関係で検討もしていく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

そういう意味におきまして、大津町にはまだまだ広い素晴らしい土地が残っておりますので、そういうところについてはしっかりと企業誘致ができるようなことを計画していかなくちやならない問題じゃないかなと思います。さしあたっては、ホンダの南の周辺の企業誘致を進めるというようなことで、しっかりとPRをしながら企業誘致を誘い込んでいきたいというふうに思っております。

それぞれの状況等につきましては、担当部長の方から農業関係とか、街なみの関係は経済部長の方からご説明をさせていただきます。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） まず、新開議員の質問で集落営農での改善された点、それから今後の課題はということでございます。内容は、17組織があるということで、集落営農の協議会で平成18年に設立をされているところでございます。今回の集落営農の組織にあたりましては、ちょっと話が重複するかもしれませんが、国が定めている経理の一元化ということで実施されているところでございます。この総括的な経理関係が先進事例がなく、ちょっと不安なところがあったわけですが、順調に進んでいるのかなということでございます。その中で一法人化は設立をもうされているところです。

それから構成員関係でございますけれども、出荷はじめ等をするとところの収支計画が一応簡潔になったということと、今後の農業経営のビジョン作成といいますか、それが基礎的なもので進んでいるところでございます。

それに関連しまして、集落営農ばかりではございませんけれども、今、農地・水・環境保全事業を

今進めているところでございます。これは、今は品目的横断政策的な事業でございましたが、先進的  
営農活動支援ということで、4地域が別に活動式に取り組んでいるところでございます。そうした環  
境保全事業に取り組まれているところの中で、これは減農薬、それから減化学肥料栽培によって持続  
性の高い農業生産方式ということで進めておるところでございますけれども、その品目的なものが米、  
大豆ということで、エコファーマー的として県知事の許可を取得をしているところでございます。

まず、エコファーマーにつきましては、米をいち早く県庁の互助会等でございますけれども、取り  
引きされておまして、売れる米づくりを推進しております。JA等の関係機関と連携しながら、先  
ほど家入町長がおっしゃいました「水の恵み」というブランドの名を付けて地産地消の推進をしてき  
ております。今後の集落営農組織でございますが、法人化というこの大きな課題がございます。法人  
化することによって、自らが農地の権利主体とか、あるいは農地の集積、集約化などを図りながら、  
ひとつの経営の安定性、継続性等が見込まれるところでございます。既に法人化となっているところ  
の事例といたしましては、各種モデル事業として国の集落営農安定対策の中で新規作物に取り組める  
ことなど、全体的な多角経営ということでしなければならないというふうに思っております。20年  
度からの県の単独事業で法人化促進事業が始まっております。4地域の積極的な取り組みをする中  
で、またあるいはその4地域に限らず6地域、7地域とか増やすればいいのかと思っております。

いずれにしても、集落営農協議会等に組織的に補助金等を出しておりますが、この補助金等に  
あくまでも法人化の研修等をですね、継続して支援していかなければならないかなと思っております。  
今、迫井手圃場整備事業が、もうハード面で21年度から始まりますが、これも法人化的なことを組  
織立ってすることを大きな目的としております。ただ現状としては、17地域のうちに1つだけは法  
人化と言いましたけれども、17地域だけするというのではなくて、まとまった、あるいは地域がで  
すね、4地域でも5地域でもまとまった形の集約したことを進めることが大事かなと思っております。  
と同時に、それはやっぱりJAを一本化したやり方も法人化のですね、取り組みの考えではないかと  
いうふうな、今すぐではないですけれども、そういうことが考えられると思っております。

以上です。

それから、もう1つ、街なみの宿場町関係でございますので、それについてちょっと述べたいと思  
います。街なみ関係につきましては、まずいつも私たちがまちづくりの中で考えているところが散策  
道という、歩行者の安全を確保するということが必要になってくるかと思っておりますけれども、その宿場  
町を定着させるということと特産品の中をどういうふうに結びつけるかということでございますが、  
そうした交通アクセスを考える上でやっぱり道路構造等が当然出てくるのではないかなと思ってお  
ります。この中で、私たち担当の方といたしましては、このような特産品を使うということに中において  
話が出ているところでございますが、まちづくり交流センター等も1つではないかなと思っております。そう  
いう意味で、おもてなし料理とか、ショーとか、そういう提供することなどが1つは考えられます。  
昨年11月に唐芋フェスティバル等で菓子製造店で唐芋を使った今までにないお菓子が発表されてお  
りますが、新聞にも取り上げられたことで人気も高く、現在は文化の森のところの販売されていると  
ころでございます。そういう中で、新たな菓子の開拓ということも行われるわけですが、前の献上菓



子であった銅銭糖なども、もう今、試案はちょっと銅銭糖などは少なくなっておりますけれども、大津の茶蒸しなども再現されてきているところで、来場者の方には喜ばれているということでございます。地元の特産物を使った観光資源ということでの開発でございますけれども、これは食べるということ以上に人材育成等も積極的に進めていくことも必要ではないかと思っております。古い大津町に伝えられた技術と英知を結集した梅の造花等でもございますが、もう生活の中で現在の電力部分という話がいつも出ておりますけれども、町長がいつもおっしゃっておりますけれども水車等がございます。いずれにしても、これらの町民の独自の技術や特産品を十分生かしたまちづくりが現在話は進んでいるのではないかなと思っておりますのでございます。

以上です。

○議 長（大田黒英生君） 新開則明君。

○7番（新開則明君） 今、集落営農のことでお話がありましたけれども、17ありますけれども、大体この運営がスムーズにいくことが一番こう要でありますけれども、いずれにしても運営が進んでいくように願っております。

それから一つお聞きしますけれども、エコファーマーという米の話がありましたけれども、これに対する補助制度は今どんなふうになっているのでしょうか。耕作に対する補助なのか、あるいは米キロ数に対する補助なのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議 長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 先ほど4地域のエコファーマーを取り組んでいるということでございますが、これは普通私たちが言っているのは転作の奨励金等がございますけれども、その上に上乗せした、2段階というか、その部分をですね、その地域ごとに出している部分でございます。転作関係の部分の、だから農地・水・環境にあわせたところの地域の取り組みにあわせて上乗せの部分になります。

○議 長（大田黒英生君） 新開則明君。

○7番（新開則明君） それでは、2問目に移ります。

2問目のクリーンな生活環境を問うてございますが、地球上に到達する太陽光のエネルギーの量は1平方メートル当たり1キロワットと言われております。もしも地球全体に降り注ぐ太陽エネルギーを100%交換できるとしましたならば、世界の年間消費量のエネルギーは約1時間で賄うという計算になるそうです。これほど巨大なエネルギーと言われておりますが、太陽光発電は太陽電池と呼ばれる装置を用いて太陽の光を、エネルギーを直接電気に変換する方式であります。建物の屋根や壁面に設置でき大変こう普及が進んでいるところでもあります。太陽電池としての特徴は、まず排気ガスが発生しない、送電線のコストが低減できる、非常用の電源になるなど、大変多くの利点もあります。全国的にも大変好評を得ているところですので。大津町におきましては、本田技研さんがパネルを制作されており、躍進されているところであります。太陽光発電に対しまして町は20年度においては1キロワット当たり10万円で最高30万円の補助となっており、15件分の450万円の予算ではなかったかと思っておりますが、設置に関しまして町民の反応はどうであったか、伺いたいと思っております。また、本年度におきましては、国の補助制度が復活し、太陽光発電を住宅に設置する場合、1キロワット当

たり7万円が補助されますので、導入費用の工事込みでは大体1キロワット当たり60万円から70万円かかりますから1割を賄えるという計算になります。町としては、どのような内容で補助していくのかお伺いしたいところです。

また太陽熱温水器につきましては、太陽の熱により水を温める機器でありまして、受光した太陽エネルギーの熱を利用技術の一種でもあります。エネルギー交換の効率が高く、費用対効果も高く、耐久性は高水準にあるということがございます。2004年の統計によりますと、世界の普及率は7.3%で、日本が世界一だそうです。主な形式としましては、一体型、分離型、ソーラーヒートポンプ型などがあるようですが、手軽にお風呂や台所に使え、大変役に立っております。自然環境の中で公害を発することもありませんが、また太陽光発電まではなかなか経費的に断念する場合もあるのではなかろうかと思えます。

そこで、太陽熱温水器ならばと思われる点も出てくるのではないのでしょうか。この太陽光の温水器に今後補助制度は考えられないのか、そういうことをお伺いしたいと思います。

また、廃食油につきましては年間に45から55万トンができておりますけれども、食品や外食産業と家庭との割合はほぼ半分半分だと考えられまして、一般家庭から約20万トンとされております。この20万トンという廃食油はリサイクルされずに焼却化、または下水道へ放流されているというのが現状のようです。特に河川への垂れ流しは環境汚染の大きな原因となっているようでもあります。廃食油からは約90%という燃料化ができることでありまして、200リットルの廃食油を集めて精製すると、大体180リットルの燃料が取れるということになり、精製も割と簡素的で公害もなく、100%使用であれば軽油取引税は課税されず対象外となります。大変こう有望な燃料と言えます。京都府をはじめ熊本県の天草市で公用車には以前から使用されているようです。廃食油バイオディーゼル燃料につきましては、平成19年6月、取り組むべきかどうかということを一回質問しておりますけれども、平成21年度は雇用対策もあることながら600万円の予算が示されておりますが、廃食油バイオディーゼル燃料製造と利用は進んでいるのか、お伺いしたいと思います。

それから、ごみの減量化であります。大津町における焼却施設、東部清掃工場の焼却の処理能力の最大値は1日当たり135トンということですが、このままごみが増加すれば、数年後には処理能力をオーバーするということが示されております。燃やすごみの減量化を各家庭においても紙類、プラスチック類とよく分別してリサイクルできるものは資源化していかなければなりません。現在のごみ袋のサイズは大の45リットル、中の30リットルで、一袋当たり30円と20円ですが、2種類しかありませんが、家族の少ない一人暮らしや二人暮らしにおいては大変不便さがあるようです。そこで小サイズの10円袋が望まれていると問いかけられております。ごみの減量化に向けて取り組まなければなりません。ごみのサイズに小サイズが必要ではないか、お伺いしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。

○土木部長併任工業用水道課長（中山誠也君） 新開議員の質問のクリーンな生活環境についてお答えいたします。

まず、1番目の太陽光発電の関係なんです。町においては第5次大津町振興総合計画の中で資源

循環型社会の形成を目指し、太陽光などの新エネルギーの普及啓発に努めることとしておりますが、国や県の方針に基づき、町内に太陽光発電システムを製造販売するホンダソルテックの稼働にあわせて、平成19年10月から家庭用太陽光発電システム設置者に対しての補助を開始しております。希望が多く、平成19年度に10件、平成20年度に16件の補助を行いました。すぐに埋まってしまいました。そのうち、ホンダソルテック製品は、1件に留まっております。本年度から国の補助制度が復活しております。非常に補助申請が増加しているものと聞いております。今後も住民のニーズは高まるものと思われまますので、町としても今の補助制度を継続していきたいと考えておりますが、国の場合が1キロワット7万円ですので、今まで町が1キロワット10万円、合計で30万円を補助してございましたので、その補助と公平性を保つために町の補助は1キロワット3万円、限度額を国と町の補助を合計して30万円としております。

それから、町内に立地しますホンダソルテック製品の補助につきましては、地元企業ということで応援したいと考えておまして、1キロワット6万円、限度額は国と町の補助を合計して40万円になるように考えております。補助件数については、今回につきましては30件の予算を計上しております。

続きまして、太陽熱温水器につきましては、今は都道府県レベルでは1府3県が融資や補助を行っており、県内においては熊本市が以前から補助を行っております。平成21年度から菊陽町、益城町が補助金の予算を計上しているようです。太陽熱温水器につきましてはあんまり高価ではなく、家の建設時に設置される家庭が多く、現在ある程度普及が進んでいるものと考えております。このため、補助につきましては既に設置されている世帯とのバランスを考えると厳しいのではないかと考えております。今後は、家庭や公共施設の太陽光発電システムの設置を推進していきたいと考えております。

続きまして、廃食油の回収とバイオディーゼル燃料製造についてお答えいたします。廃食油につきましては、バイオマスの利活用と環境意識の啓発を兼ねまして、平成20年度から資源物集団回収品目に指定して子ども会や自治会など集団回収団体が収集を行っております。町も集団回収団体に対して1リットル当たり10円の補助を行っており、さらに回収を推進するために新年度から補助金20円に増額をお願いしております。収集されました廃食油は、町で精製機を購入し精製することも検討しましたが、購入費や人員委託費などの問題で現在は集団回収団体が直接町内の精製機を所有している事業所に売却しております。しかし、廃食油を回収している集団回収団体はまだ少なく、平成20年度の回収量は現在まで600リットルに留まっております。

また、現在1つの事業所におきまして企業や小学校、PTAが集めた廃食油1カ月約200リットルの精製を行ない、精製されたバイオディーゼル燃料を車両4台の燃料として事業用や校区の防犯パトロール車に利用され、環境学習に、また子どもたちの安全確保や安心・安全なまちづくりに貢献されております。今回、ふるさと雇用再生特別基金事業を活用し、雇用の創出とバイオマスの有効活用を図るため、町内全域で廃食油の回収を行うように予算を計上しているところです。町内の回収拠点から廃食油を回収し、精製設備が完備しているリサイクル工場にて精製を行ない、一定量が確保できるようになりましたから公用車などに利用したいと考えております。今後広報や回覧、出前講座等で

普及に努めたいということで考えております。

次に、ごみ袋のサイズに関してなんですが、平成19年度から菊池環境保全組合2市2町で同じ規格の袋を作成し、共同入札を行うことにより作成原価が安くなるように努めております。町としても、小よりもう少し小さい袋をつくることができないかの問い合わせは来ておりましたけれども、若干問題があったために見合わせております。1つの問題が売り場の問題です。現在、スーパーやコンビニのごみ袋売り場には7種類のごみ袋がならんでおりますが、店舗によっては菊陽町や合志市のごみ袋も並べており、今でも一部の店舗では売り場面積が足りず小を購入していないところもあるようです。ただ、議員のご指摘のように核家族化や高齢化が進めば、1家庭のごみの排出量が少なくなり、ごみの減量化が推進されます。夏場は臭いの問題もありますので、今後、燃やすごみについては現在の小よりさらに小さい袋をつくる方向で検討していきたいと考えております。ほかの分については、今後の検討課題としたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大田黒英生君） 新開則明君。

○7番（新開則明君） 大体太陽光発電の方はわかりましたけれども、太陽熱温水器、大体温水器は20万円から30万円の間ということで売買されているようでありますが、やはり太陽熱温水器の方はこれから先も非常にこう使われそうな雰囲気でありますので、できればこれ取り組んでいただければ助かるなど思っているところでもあります。大体3万円か5万円の補助が市町村あたりで見ただけの補助金の額ではないかと思っておりますけれども、その辺のところをお伺いしたいと思います。

それから、バイオディーゼル燃料ですけれども、廃食油は、多分家庭の回収もさることながら、大きく使っております給食センターとか、あるいは町で使いそうな施設があればですね、そういうのを回収できないかということをお聞きしたいと思います。

それから、小サイズの袋でありますけれども、これはやはり住民の方も強い要望で、燃えるごみは特に望んでおられますので、うちに溜めておくのは不便だという声をお聞きしました。その観点から、ぜひ小サイズはですね、考えていただきたいと思っております。その辺のところ、よろしく願います。

○議長（大田黒英生君） 土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。

○土木部長併任工業用水道課長（中山誠也君） 新開議員の再質問にお答えいたします。

太陽熱温水器につきましては、菊陽町が設置費用の5分の1で限度額が5万円、益城町が設置費用の4分の1で5万円という形で計上されております。今現在たくさんの方がもう設置されているのじゃないかなということを考えますと、どうなのかなとは考えますけれども、この件については、どの程度設置されているかという状況について調べてみたいと思っております。

それから、廃食油の回収につきましては、今回のふるさと雇用関係を利用して給食センター等も回収できるようであれば回収を行いたいということで考えております。

それから、ごみ袋のサイズにつきましては、赤袋につきましては当然夏場の問題等を考えますと家に置いておくよりも早めに出された方がいいと思っておりますので、つくる方向で検討をしていきたいということで考えております。

○議長（大田黒英生君） 新開則明君。

○7番（新開則明君） 3問目に移ります。

祭りや地域の伝統行事を問うてございますが、少し永田議員の質問に重複するところがあるかと思  
いますけれども、ご了承願いたいと思います。それぞれの地方には様々な祭りや伝統行事が継続して  
行われておりますが、現在日本には約30万件の祭りがあるとされております。祭りには、地域の  
自然環境や景観とともに、その地域の文化・伝統の特性が伺えます。大津町にもツツジ祭り、地蔵ま  
つり、唐芋フェスティバルなどがあり、地域にも様々な行事があるのではないかと思います。世の中  
が不況の中にも祭りやイベントは人々は楽しく待っておられる方もあり、賑わいのある盛り上がり  
が必要だと思います。限られた予算内で計画されることもわかりますが、不況だから一段と祭りやイベ  
ントは、行事は楽しくしたいものであります。特に地蔵まつりの件でありますけれども、防犯上の問  
題や資金の問題、協力体制の問題などあるかと思いますが、ひとつひとつ解決して活気のある地蔵ま  
つりになればと町民は願っているのではないのでしょうか。地蔵まつりの歴史は古く、古い記録により  
ますと大津町の歴史資料にも示されておりますが、嘉永3年、1850年、日吉神社すがのや日記に  
「鶴口地蔵、松古閑地蔵まつり、生果、造花、いろいろつくりものにて存外賑わい申し候」とありま  
す。このころは、もう大変賑わった、賑わいのある地蔵まつりであったようです。地蔵まつりの活気  
ある地域としては、宇土の地蔵まつりが有名ですが、肥後三大夏まつりの1つとして、約360年前  
から始まり、8月23、24日に毎年数十万人の人出で賑わっております。なぜ賑わいのある祭りが  
できているのか、要点を研修する価値があるのではないかと思います。また、地域の伝統行事も継続  
保存の価値あるものがあるのではないかと思います。町を代表する代表的な祭りや地域の伝統行事の  
取り組みと継続の保存のあり方はどう考慮されているのか、お伺いしたいと思います。また、祭りや  
イベントの紹介がホームページでも少し紹介されておりますが、地域における伝統的なものも期間ご  
とに地域を変えて紹介し、瀬田の牛舞いや奉納神楽などは何秒間の動画にて表示した方が見る人にも  
好感を与えるのではないかと思います。消えつつある伝統行事の件でございますが、代表的なものは  
先ほども話にありました室町の綱引きであります。綱引きは、藩政時代に藩の米蔵に集まった俵の外  
し縄を集めて大綱をつくり、これを引き合ったのが始まりという説がありますが、大正のころまで長  
さは100メートルもある大綱だったといわれ、真木、立野、南郷谷、菊陽、弓削などか遠くから人々  
が集まって大賑わいだったとあり、私たちが子どもころ、この綱を引くと風邪をひかないといい、  
引き終わった小綱を持ち帰り神棚に供えたことを覚えております。大津の綱引きとして有名でしたが、  
今年は残念ながら中止となっておりますが、多分人手不足で準備ができなかったのではないと思わ  
れます。地元の消防団や関係者に情報をお聞きしながら復活できればと思います。この室町の綱引き  
行事に限らず、ほかにも消えつつある伝統行事があるのではないかと思います。消えつつある伝統  
行事に協力できる町民を募集して継続する価値がある行事があるのではないかと、お伺いしたいと思  
います。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 祭り関連等についてでございますけれども、議員おっしゃるように、それぞ

れの思い出というのは大切なものであります。しかし、今おっしゃるように人手不足というか、あるいはそういう後継者の問題もあるかと思えますけれども、例えば地蔵まつりについても、やはり昔から賑わっておるような形の中で、やっぱり先ほどのご質問のように、今後の、昨年の課題、問題点を十分検討しながら、実行委員の皆さんと相談しながら祭りを続けていくという方向でお願いをしたいというふうに思っております。もちろん、十五夜の綱引きも室の消防団の方でやっておられるわけですが、おっしゃるように人手不足というか、あの地域に団員が不足しております関係で、5分団全体の新村、灰塚の方も入ってきておりますけれども、やはり勤務の状態とか、いろんな生業を営んでいる消防団でございますけれども、ある消防団の幹部の方がおっしゃるのには、OBでございますけれども、我々でやってみようかというような話も出ております。そういう意味におきまして、祭り屋を募集するとか、あるいは消防団が主体になってやっていくという、あるいは子ども会とかいろいろありますけれども、やはりあの綱引きの寒い時期に、やっぱりあの法被と祭りの音、これはやっぱり消防団なくてはというような思いもしておりますので、そういう中で、そこの地元のやっぱり伝統とあるものが余所の者が来てするというと、なかなか抵抗があるかと思えますので、その辺は地元と十分相談しながら十五夜の綱引きというものをやっぱり保存していけるような方向を今後検討していかなくてはならないというふうに思っております。祭りは、ほかのところもいろいろございまして、その保存とかいうようなものもありますけれども、まちづくり会館というか、あるいは資料館を今後つくっていく中にですね、やっぱり地域住民の皆さんに知ってもらうために、やっぱりボタン一つでその内容ばちょっと見えてくるようなものが設置できればというような思いもしておりますので、その辺のPRとか、そういうものについても十分今後検討しながら、そういう中で町民、町外の皆さんに大津町をPRするためにそういうものも必要ではないかなと思っておりますので、今後も十分検討しながら設置する方向で検討していきたいなというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 新開則明君。

○7番（新開則明君） 代表的な町の行事もあることながら、地域の伝統行事もですね、中にはこう非常にこう保存したいなという行事があるに違いありません。その中で、今まで町として何か地域のことをですね、記録した、いわゆる動画的に記録するか、そのようなことが保存されているのか。今後、またどういう形で保存していくのか。それをひとつお聞きしたいと思います。

それから、大変こう綱引きのことで町長が詳しく話されましたけれどもですね、やはりこれは歴史の長い大津町の代表的な綱引きということで、他町にも名の売れとる行事でありました。ぜひ残していくためにはですね、今後地元をはじめ、やはり協議が必要ではないかと思えます。今までには綱引き行事に町の助成的なこと全然なかったのでしょうか。お伺いしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） まず、地域の伝統行事等の保存関係でございますが、先ほどおっしゃった瀬田関係もそうでございますけれども、まず経済部関係の方としては、町のイベント、先ほどツツジ祭り、それから地蔵まつり、唐芋フェスティバル、そういうイベント的なものは確かに保存しておりますけれども、伝統行事関係については教育委員会関係と打ち合わせながらですね、そこら辺を確認

することも大事かなと思っております。

それから、綱引き関係の補助金等につきましては、これは出ておりません。補助金はありません。以上です。

○議長（大田黒英生君） 新開則明君。

○7番（新開則明君） 今、伝統行事は教育委員会の方と相談していくということでしたけれども、教育委員会としては今後どのような方向で考えられておるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 教育部長大塚武年君。

○教育部長（大塚武年君） 新開議員の伝統行事のあり方について、今、経済部長が申しましたように、確かうちの方にもそういう映像は撮っておりません。それから、確かに各集落に伝統行事あります。特に綱引きあたりも映像残っておりませんのでですね、そこら辺も含めたところで今後町関係、いろいろあると思いますので、保存について検討していきたいというふうに思っています。

○議長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。午後は、1時10分から始めます。

午後0時07分 休憩

△

午後1時10分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番議員、月尾純一郎君。

○8番（月尾純一郎君） こんにちは。公明党の月尾純一郎が一般質問をさせていただきます。

私は去る2月1日に行われた町議会選挙におきまして、多くの町民の皆様のご支援をいただき、三度この場に立たせていただいております。ご支援をいただいた皆さんに心から感謝を申し上げますとともに、この議場におられる先輩議員の皆様、同僚議員の皆様、これから4年間、町民の皆様のために、町政発展のために全力で取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本田技研南通りの桜も大きく膨らみ、もう既に待ちきれずにたくさんの花びらを咲かせてしまった桜もあります。28日、29日が桜まつりです。歩行者天国となります。今から楽しみです。17日には岐阜県の荘川桜を植えた佐藤良二さんを取り上げた感動のドラマがございました。桜は人の心と心をつなぐという言葉が心に残りました。春は、もうそこまで来ています。春という字は3人の人と会う日と書くということを知ったことがあります。3人とは誰か。それは、過去の自分、現在の自分、そして未来の自分だということです。自分をしっかりと見つめて、大津町に春を呼ぶ議員活動を展開していきたいと思っております。

そういう意味で、本日は1、今こそグリーン産業の革命を、2、観光立町大津として中国語、ハンガルの講座を、3、大津町の宝、梅の花造花を世界へ、未来への3点について、町長、教育長にお尋ねいたします。

まず初めに、今こそグリーン産業革命をについてお尋ねいたします。午前中の一般質問でもあつておりましたのでダブる点も多々あると思いますが、ご了承いただきたいと思っております。グリーン産業革命とは何か、緑の社会への構造改革です。世界的な経済危機打開に向け、環境関連分野への集中投資

で需要と雇用を創出しようと世界各国が提案、検討しています。地球温暖化の原因となる二酸化炭素、CO<sub>2</sub>の発生を抑制する低炭素社会や環境分野での経済活性化を目指す、いわゆる日本版グリーンニューディール政策と呼ばれているものです。具体策としては、1、太陽光発電の普及、2、省エネ家電への買い換え、3、電気自動車などの新世代自動車の開発、4、CO<sub>2</sub>の吸収源の開発、5、省エネ商品の購入などに特典を与えるエコポイント事業の拡大などです。今年には化石燃料社会から太陽光社会に構造転換するスタートの年と言われております。太陽光発電は、太陽光を電気に変換する環境に優しい再生可能エネルギーとして期待されています。地球温暖化はますます深刻度を増しています。CO<sub>2</sub>など温室効果ガスについて、国連気候変動枠組み条約事務局は排出量を発表していますが、京都議定書で温室効果ガスの削減義務を負う先進国4カ国と欧州連合EUの排出量は90年代は減少したものの、2000年代は逆に増加しているとしています。日本でも2007年度は90年度を8.7ポイントも上回って過去最高を記録したそうです。太陽光や風力、水力、バイオマスなどを利用してつくる発電はCO<sub>2</sub>を排出しないことから、特に太陽光発電の普及が急がれています。太陽から地球全体に照射されている光エネルギーは膨大で、地上で実際に利用可能な量でも世界のエネルギー消費量の約50倍と見られています。ゴビ砂漠に現在市販されている太陽電池を敷き詰めれば、全人類のエネルギー需要量に匹敵する発電量が得られると言われております。日本においても、需要より遙かに多量を置けるだけの場所があるのだそうです。太陽光発電は、従来は住宅などの屋根に設置するのが主流でしたが、近年ではメガソーラーと呼ばれる大規模太陽光発電が注目されています。これまで世界のトップの座にあった日本でしたが、ドイツをはじめとするヨーロッパ勢に抜かれてしまったとのこと。アメリカのオバマ新大統領もニューディール政策を打ち出しており、伸びてくると思われま。我が国においても伸ばさなければならないということで、政府の低炭素社会づくり行動計画は3年から5年後には太陽光発電システムの価値を（はんがくする）としています。かぎを握るのは、技術開発と言われております。革命家は、原材料の高価なシリコンの使用料が10分の1で済む薄膜系や全く使わない化合物系の開発を進めています。計算上は変換効率を倍に高めるか、耐用年数を倍にすれば当たり前ですがコストを半分にできます。それは、楽しみとしながら、大津町には太陽光発電パネルを製造するホンダソルティックという会社があります。大津町はいわゆるホンダ城下町です。今、全国の企業、城下町と言われる自治体が我が町にある企業の製品を採用したり、購入したいという取り組みをしています。大津町は、この世界的な大恐慌と言われる今こそ、企業も苦しんでいる今こそ、しっかりと応援もしていかなければならないと思います。町長は施政方針の美しい自然環境を守るまちづくりの中で、ホンダソルティックの太陽光発電について触れておられます。大津町には美しい自然環境を守るための様々なグリーン産業が考えられます。広大な農業放棄地も大きな問題となっています。この遊休農地の有効利用が新しいグリーン産業の核の一つになるのではないかと思います。もう一度ここで町長のお考えをお聞きしたいと思います。

次に、やはりこういう問題は町が手本を示さなければなりません。全小中学校や各公共施設に設置する考えがあるか、お尋ねいたします。

次に、環境のまち大津として全長に太陽光発電が普及するよう助成を手厚くして、助成対象件数も



大幅に増やして、一般家庭に広めていく考えはないか、お尋ねいたします。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 月尾議員の一般質問の中のグリーン産業革命ということで質問があつておりますけれども、大津町におきまして、おっしゃるようにホンダソルテックの企業もごございますし、それにつきまして町としても支援をしていかなくちやならない気持ちは確かにあります。そういう意味におきまして、先ほどのご質問ありましたように、学校、あるいは公共施設関連等については、今後十分検討をしながら設置していく方向で考えなくちやならないというふうに思っております。もちろん一般家庭につきましては、今、先ほどのご質問にありましたように、国の補助事業もされておりますし、今後国もこれからどんどんとそのような施策を取っていかれると思いますので、国の施策に則って現在やっておるシステム、30万円限度と及びホンダソルテック関係については40万円というような方向で今検討しておりますので、今後国の施策でその辺の国の補助事業の支援がどのように変わってくるかというようなことも今後検討しながら、それに合ったような方向で補助をしていかなくちやならないというふうに思っております。

そのほかのグリーン革命につきましては、本年度大津町におきまして21年度で新エネルギーを導入、あるいは普及するにあたって、そのビジョンの策定を予算に計上させていただいております。この事業につきましては、新エネルギー産業技術総合開発機構からの支援事業でございまして、地域の特性を踏まえた新エネルギーの重点テーマについて、その具体化の検討を行うものでございますが、新エネルギーとは新エネルギー利用など促進に関する特別措置法において、石油の代替エネルギーであつて経済性の面から普及が十分でなく、その導入促進をはかることが特に必要なものとして定義されているものです。主なものとして、議員おっしゃるように太陽光発電、風力発電、水力発電、バイオマス発電などがあります。大津町においては、水力発電や太陽光発電を重点テーマとしての地域の特性を活かし、公共施設への導入や普及の検討を行ない、事業化に向けた具体的な継続的な取り組みについての計画を策定し、計画策定費ということで600万円を計上しております。歳入については、新エネルギー産業技術総合開発機構から550万円の補助を予定しております。この新エネルギービジョンが策定することによって、今後の計画に基づき実施される新エネルギー等の設備の導入事業においても新エネルギー産業技術総合開発機構から2分の1の補助を受けることができます。現在の公共施設への設置状況は19年度で建設しました大津町教育支援センターにホンダソルテック製造の第1号を設置しておりますが、アルコール工場跡地に計画しております子育て支援活動支援センターにおいて、改築設計の中に新エネルギービジョンを策定後、設置できるような設備関係の対応をお願いしているところであり、今後学校施設を含めて公共施設全般について検討をしていきたいというふうに考えております。いろんな意味におきまして、今後そのビジョンに基づいての事業推進を図っていききたいというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 月尾純一郎君。

○8番（月尾純一郎君） 大津町にはたくさんの遊休農地があります。今、ここで様々なグループ、団体の皆さんが菜の花プロジェクトでありますとか、ひまわり耕作でありますとか、そういう形で新し

いグリーン産業というものに、また観光の面でも有効なものでありますけれども、取り組んでおられます。このことについて、たくさんある遊休農地の大津町としての利活用の施策でありますとか、こういうグループに対する助成でありますとか、そういうものを考えておられるかどうか、お尋ねいたします。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 遊休農地の活用でございますけれども、菜の花プロジェクトが給食センターの北側でやられておりまして、またそのときのバイオの燃料をつくっておられるのも見させていただいております。そういう意味におきまして、先ほど配食関係の油を利用してのバイオというか、そういう燃料を今活用していきたいということで、町としても先ほど申しましたように、子ども会とか、あるいは先ほどの指摘事項もありましたように給食センターとか、いろんな事業所の廃食油を活用できる、そういうことで今、町としても今年はリッター10円を20円にということと、街中にあるその企業さんがリッターで10円近くで買い上げておられるという話で、そのできた燃料で防犯パトロールとか、自分ところの車を運転されておるといようないい例を見させていただいております。先ほど申しましたように、大津町といたしましても、そういう菜の花プロジェクトでつくった油というか、食用の油関係、あるいはその使用後のものについても、今言ったようなもので今後活用できるものはやっていかなくちやならないんじゃないかと思えます。そういう意味におきまして、先ほどの新エネルギービジョン関連等に取り入れながら、その機械が今の民間企業の方でお願いするのか、あるいは町でやっていくのかというのも今後の検討事項じゃないかなと思えます。そういう意味におきまして、もしできれば給食センターとか、スクールバスとか、公用車関連等で利用させていただければという思いもあります。

そういう中で、遊休農地については大変大津町についても70ヘクタール近くあるというようなお話を聞いておりますので、そういう中におきまして、例えば菜の花プロジェクトだけでなく、今、営農集落関連で法人組織とか、そういう形の集団営農を推進しておりますので、そういうような方々で遊休農地をそのような形で活用できるような営農ができる体制ができれば、多くの遊休農地もなくなってくるんじゃないかなと思えます。先ほども申しましたように、それに伴う雇用関係の状況もございまして、そういう一貫したその雇用対策についても、そのような形の中で一つの産業として起きていければ素晴らしい雇用体制とともに地球温暖化防止関連等にもつながってくるんじゃないかと思えますので、今後そういうビジョンをつくりながら、今後について前向きで検討をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 月尾純一郎君。

○8番（月尾純一郎君） 今、世界的な大恐慌の中ですね、たくさんの若者が職を失っております。生活の中心となっていかなければならない、そういう年代の方々がたくさんいらっしゃいます。先ほどのホンダソルテックもそうありますが、この農業分野、なかなか参入がしにくいというのが現状であると思えますけれども、町として雇用につながるような施策が執られていけるように希望をしたいと思います。

2問目に移らせていただきます。

こういう言葉があるかどうかわかりませんが、観光立町大津として、中国語、ハングルの講座についてお尋ねいたします。

まず、町長は施政方針の中で、肥後大津駅を阿蘇熊本空港の玄関口として位置づけるとともに、九州新幹線開業に向けて阿蘇観光ルートの入口としての機能強化を図っていきますとしておられます。いわゆる観光立町宣言であるとは思っております。昨年10月、熊本県は観光立県宣言をし、ようこそ熊本観光立県条例、ようこそ熊本観光立県推進計画を策定しております。またホームページでも観光サイト・なごみ機構熊本を立ち上げております。大津町は、この観光立県熊本の構想の中で、地の利を活かしておいしいところをいただくという素晴らしい考えだろうと思います。この件については、私も過去の一般質問において何度か提案をさせていただいたと記憶をしております。阿蘇へ、熊本へ、菊池へ、さらに大分各地へ、宮崎へ、福岡へと、これほどの恵まれた観光拠点都市はありません。それを活かして使うのは当然のことです。時あたかも、今、大津町は大がかりなまちづくり交付金事業が進められております。併せて、大津駅を中心とした拠点づくりも進められております。まさに天の時、地の利といったところでしょうか。もう一つの人の輪、これは町執行部と議会の絶妙な輪、緊張感ある向上心、私は家入町長に大いに手腕を発揮していただいて、明るい大津町の未来を築いていただきたいと思います。私も微力ではありますが、全力で取り組ませていただきたいと思います。

その意味で質問をいたします。今、九州、熊本への観光客の主流となりつつある中国、韓国からの人たち、県も阿蘇山や熊本城など主要な観光地拠点に中国語やハングルなどの案内板を設置し、パンフレットも用意しています。阿蘇熊本空港や新幹線を中心に、観光熊本の玄関口を目指す大津町の取り組みをうかがいます。

併せて大津町には世界のホンダをはじめ多くの企業があります。中国や韓国からの働く人もたくさん来ておられます。アパートやマンションで暮らしているひともおられます。さらに、連立するビジネスホテルなど、これらの人たちをお客として接する方々もいらっしゃいます。そういう様々な状況、環境の中で中国語を学びたい、ハングルの習いたいという方が多くおられます。13世紀の哲学者トマス・デ・アキーノは言っています。「人間のすべての営みの中で、知恵、知識の探求は、より完全、より高貴、より有益であって、より大きな喜びをもたらす。」とっております。町長が言われる大津町に住んでおられる方をはじめ、大津町に働いておられる方などすべての方たちが、来てよかった、住んでよかまちと思えるまちづくりのために全力で取り組んでまいります。このよかまちとは何か、全力で何に取り組むのか、今、公民館講座で中国語、あるいはハングルの学びたいという人がいるときに、それを取り組む考えがあるかどうか、お尋ねいたします。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 大津町の観光立地というようなことは、もう議員のおっしゃるようなようなまちづくりをすることに町内、町外の皆さんが大津に来てよか、住んでみてよか町と言われるようなまちづくりをしなくちゃならないというふうに思っております。

そういう意味におきまして、今年予算にお願いしております町周辺の計画、プロジェクト関連で検討させていただくための委託料、計画委託料をお願いしておりますわけですが、そのビジョンについては、今、県の方とも一緒になって熊本阿蘇空港、あるいはJRの新幹線に伴う大津駅周辺の開発についてのその辺の周辺の交通体系とともに、町の交通機関及び道路関連の整備とともに、JR駅の移転関係等も検討していかなくちゃならないというような相談のためのビジョンというか、計画書を今回お願いをしているところでございます。もちろんそれについては、まちづくり協議会の皆さんの意見も聞きながら、そういう素案をしっかりとたたき台にしながら、地域住民の皆さんの理解を得るように話していかなくちゃならないというふうな計画でございますけれども、すぐにはというようなこういう事業は10年、20年かかるんじゃないかなという思いをしておりますけれども、新幹線はもう待たなしで来ておりますので、そういう意味におきまして早い時期にそれなりの計画ビジョンをつくっていかなくちゃならないということで、今回お願いをしておるところでもあります。もちろん、そのような中で韓国、中国関連、こういう関係につきましては、もう東南アジアももちろんでございますけれども、大津町の企業の元気のいい時期には大変そちらのビジネスマン関連等が多くお見えになられておるといってございまして、そういう意味におきまして大津町の、おっしゃるような観光看板はもちろんですけれども、例えば食堂とか、そういう中ですね、やっぱり韓国語なり、東南アジアの言葉が使えるような店がないというようなことで、お客さんとして大変不安を感じておられるのも確かじゃないかなと思います。そういう意味におきましては、やっぱり今からのお客さんはインターネットとか、そういうもので足を運んでいただけるということになれば、大津町にそのような店も1、2件あってもいいんじゃないかなという思いをしておりますけれども、そのためには大津町における生涯学習の関係の講座をしっかりとやっていかなくちゃならないということですが、これにつきましても17年、18年、19年と2年置きぐらいに講座を中国語、韓国語やっておりますけれども、韓国語の関係については、自主グループがそれから育っておられるということで、何か町の事業関連等がありましたらご協力をするというようなお話を聞いております。そういう意味におきまして、内容等につきましては、また担当部長の方から若干説明をさせていただきたいと思っております。

○議長（大田黒英生君） 教育部長大塚武年君。

○教育部長（大塚武年君） 月尾議員の中国語、ハングル語の講座ということでお尋ねですので、現状をちょっとお話をさせていただきます。

現在、公民館ですべての町民の皆さんを対象にパソコン、それから料理、ダンス、子育て、それから軽スポーツ、音楽、外国語、これは英語になりますけれども、それらの講座を70講座ほど開設を今いたしております。今、月尾議員のお尋ねの中国語講座と韓国語講座についてですが、中国語講座は平成15年と18年にそれぞれ週1回、全部で8回開講をいたしております。それから、韓国語講座につきましては平成17年と18年度、これも週1回ですけれども8回開講をしております。中国語と韓国語、大体6名から16名ぐらいの皆さんに参加をいただいております。そのうち18年度に開講しました韓国語講座の中から2つ自主グループが今活動をされております。水曜日に韓国語のグ

グループと、それから火曜日のグループということで、それぞれ6名と7名の実施グループで参加をされて韓国語を今されております。そういうふうに自主グループを立ち上げてされるというのも、この生涯学習の講座の1つでもありますので、非常にいい傾向じゃなかかというふうに非常に私どもも喜んでいて、お願いをしている、講師の皆さんにもですね、非常に感謝を申し上げます。

それから、中国語につきましては、現在この韓国語みたいな自主グループの立ち上げはあっておりません。講座の参加人数が少なかったという状況もございますので、ここ数年、この韓国語と中国語の講座を開催をしていない状況です。今、月尾議員おっしゃいましたように、町民の皆さんからの要望がですね、ございます、あるようでしたら、また考慮しながら開講については積極的に検討をしていきたいと思っております。

それから、町の観光発展についての取り組みということで、ホテルも非常に建ってきておりますのでですね、そういう従業員の皆さんとかいらっしゃいますので、観光ボランティアとか通訳ボランティア育成を、そういう方の育成を目的とした講座などもですね、計画はできると思っておりますので、公民館講座の中で中国語、韓国語を含めたところで今後も皆さん方の要望とか意見を聞きながら、住民の皆さんのニーズに合った講座をですね、企画して推進をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（大田黒英生君） 月尾純一郎君。

○8番（月尾純一郎君） 熊本市とか菊池市は、中国語の講座も開かれておりまして、今、大津町の方がそちらの方に行かれているということも聞いております。先ほども述べましたように、様々な理由でですね、大津町こそ必要な場所ではないかなと思っております。また、若い高校生でありますとか、大学生とか、そういう方もですね、若いうちからこういうものに親しみたいと思っている方もいらっしゃるようございますので、また調査をされて検討していただきたいと思っております。

3番目の質問に移らせていただきます。

大津町の伝統工芸、梅の花の造花を日本に、世界に、そして未来永遠にということについてお尋ねいたします。実は、私はこのことについては一般質問で、あるいは委員会において繰り返し質問をしてまいりました。その主な質問の内容は、これまで商工会に傘下にあった梅の花造花の保存会を大津町の体制の中に入れ、町長もしくは教育長の名の下で守り育てていくべきではないか。商工会の皆さんには、これまで大変なご苦勞の中で守ってきていただいております。そのことには、心から感謝をしなければならないと思いますが、様々なとりまく状況を見たときに、そのままでは後世に守り継いでいくことできない。大津町の宝、梅の花造花は絶対に残さなければならないと思っているところでございます。今、その願いが叶い、商工会の皆さんにもご理解をいただき、梅の花造花は生涯学習課の担当課となっております。保存会の皆さんの活動の拠点も生涯学習センターの一室を使っておられます。しかし、活動の実態は、決して保存会の皆さんが満足できるものではなく、後世に守り継いでいくのに十分なものではありません。また、永遠ならしめるものでもありません。恐らくこのままの状態が続けば、あと10年、15年という年月の中に過去の遺物としてなくなってしまおうということとは火を見るよりも明らかであると思っております。栄光ある大津町の長い歴史の中において、私たちは重大な過ちを犯してはならないと思っております。ご承知のとおり、大津町の梅の花造花は、江戸時

代より続き、参勤交代の当時は江戸への土産品として重宝がられていたと伺っております。しかも、日本では大津町にしかない大変貴重な文化芸術であり、伝統芸術であります。つるぞう木という木の幹を削ってつくったつるぞうしと呼ばれる紙を梅の花びらの原料としています。梅の古木や枝で形をつくり花びらやつぼみを付けていく。その技術の見事さは、ウグイスを鳴かせ、菅原道真に和歌を詠ませるのではないかと思うくらい本当に素晴らしいものです。その素晴らしい大津町の宝、梅の花造花を私たちは絶対の途絶えさせてはならない、後世に長く守り継いでいかなければならない、皆全国に、全世界に広く知らしめていかなければならない、私はこう思っております。大津町の町民として、私たちにはその使命と責任があると思っております。果たしてどのようにして守っていくのか、私はその第一歩が町が責任を持てる立場にあると思っております。先ほども述べましたように、その立場づくりは達成されました。

さて、これからが問題です。その立場はつくられました。その立場に立って梅の花造花を守り育てていくために大津町が何をするのか、何ができるのか、守る会の皆さんをはじめ大津町の町民の皆さんはしっかりと見ていると思います。まずしっかりとした体制づくりが急務です。そして、まがいの狭い拠点ではなく、さすがは大津町の伝統工芸の拠点だと言える立派な活動の拠点が必要だと思います。そして、最も大事なことは安定した経済基盤です。私は、これらのことを実現していくために様々な伝統工芸を保存している全国の先進地を研修すべきであると思っております。そして、大津町としてどういう形がいいのか、後世に伝えていくことができるのかを調査研究する必要があると思います。特に町と保存会の関係、あり方については真剣に考えていく必要があると思います。今、梅の花造花の保存会への町の補助金はわずか19万円です。関係者の方からとても満足な活動ができるものではないと伺っております。今、その責任の主体が町に移管された、まさに1年目の新年度もまったく同じ19万円です。変わっておりません。町長は、施政方針の中で旧街道沿いには職場町としての歴史があったことなどから、街なみを歩いていて光、風、音を感じてと述べておられます。もう一つ、心を感じてという一文を入れてほしかったと思います。大津町の宝、世界に誇る梅の花造花をまず宝と感じておられるかどうか。宝の山を掘り起こしとは町長の名言であります。何も掘り起こさなくても宝は目の前にある。そして、消え去ろうとしている。

町長、教育長にお尋ねいたします。本気でこの大津町の宝、梅の花造花を後世に残していく覚悟がありますか。あれば、その施策をお示し下さい。

○議長（大田黒英生君） 教育長宮崎廣行君。

○教育長（宮崎廣行君） こんにちは。月尾議員のご質問に答弁させていただきます。

梅の花の造花についてですが、私よりも詳しくずっとご存じで、今、質問の内容を聞いておりますと、何を答えるべきかなとかえって思ったぐらいで、歴史のことからどういう状況で現在まで至っているか、詳しくお述べになりましたので、その辺のところは割愛させていただきますが、今おっしゃいましたように昨年から商工会を巡る環境の厳しさから町へ肥後大津民芸造花保存会、この継承の要望がありました。現在、一時的には生涯学習センターを拠点に活動しておられまして、町としてお手伝いをさせていただいているところです。前回まで何回か月尾議員がご質問なされた記録を読ませて

いただきましたが、今までの中では大きな問題としては、1つは材料、かみやつれの調達がなかなか難しいというのが大きな問題として取り上げられておりました。それともう1つは、後継者育成ということがあります。ずっと読んでおきますと、今まではほとんどが材料調達の方が主に難しい、難しいと、いろんな方策を採って、最終的には香川の大学の先生でしょうか、その辺のところから何とか調達の見込みが立ったと。今回の答弁の中でも事務局の方では材料購入の話が出てまいりましたが、そういうことで購入ができるということで若干安心をしているというふうには思っております。ただ、問題はこれまでの技術継承、そういうことが問題になるかと思いますが、現在保存会では合志会として活躍していただいております方々に保存会の会長や役員となつていただいております補助ができるようになり、資金面では、先ほどおっしゃいましたがわずかではありますが支援をさせていただいております。30年以上にわたって商工会を中心に梅の花の伝統文化の継承の活動が合志会の方々で保存会を自主運営する運びということになりましたので、これからもできることはお手伝いさせていただきたいと思っております。

技術の継承につきましては、今、なされている方がいらっしゃいますが、どちらかという若い人が少ないということで、10年、15年先の心配をなさっていらっしゃいましたが、私の同級生あたりも、今、習ってみたいというようなことで1年ほどこれに携わっておりますが、聞くところによりますと立派になるまでには、立派になって言葉おかしいですね、10年ぐらい経たないとこれをぴしゃつとつくるというようなことまではできないというようなことを聞いております。そういう意味では、できるだけ若い方々にこの技術の継承をお願いするのが適当ではなかろうかとは思いますが、そういう意味において、ご存じのように公民館講座で子どもたちへ梅の造花づくり教室、こういうのを呼びかけておりますし、大津中学校では総合学習の時間で梅の造花に取り組んでいただいております。また、地蔵まつりの前には夏期講習として昼の部、夜の部とそれぞれ16日にわたり教室を実施していただいているところです。しかし、こんなふうなことをしてできるだけ子どもたちに興味を持ってもらおう、確かに子どもたちの感想だとか聞きますと、とってもおもしろかったとか、そういうことを言ってくれますが、これが継続して後継者にまでなるといことはなかなか難しく、伝統工芸の道に子どもたちが進んでいくというのは少ないというのが現状ではなかろうかと思っております。しかし保存会の方々の思いをこれから先も継承する人材の発掘というのは急務であつて、そのためには何らかの努力をしていかなければならぬんじゃないかと考えております。そういう意味で、万が一、継承できないようなことも考えまして、これから先は小中学生の種蒔きが実を結ぶような支援方策も必要だとは思いますが、併せてこういうものを映像として残していく、そういうような取り組み必要ではなかろうかと考えております。

最後になりますが、先ほど質問の中にもありましたように、保存会の方々としつかり意見を交換しながら、どんなふうな形がいいのかというのを今後模索していければいいなというふうに考えております。

以上です。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 梅の造花の保存関係でございますけれども、本当に長い伝統を持っておりまして、1850年から150年以上というような、それも素晴らしい梅の造花というのはもう昔は將軍様の献上花というような話を聞いております。そういう大津町の伝統工芸でございます、今、商工会の方でいろいろ指導管理されておりましたのが昨年から肥後大津民芸造花保存会というような形の中で今歩き出しておられるというか、そのような中で、大津町といたしましても今回のふるさと雇用対策制度というのが出てきておりますので、その辺で県とも十分相談しながら人的支援もやっぴかなくちゃならないんじゃないかなという思いもしております。もちろん、これは今まで保存会の方、お見えですけれども、売る人と売りたいという人もおられたみたいでございますけれども、保存会としてはこれはもう売るんでなくて本当の品物をつくりたいというようなことで、先ほど教育長が申しとおったように、こだわりをしっかりと持ちになっておるようでございます。そういう素晴らしいものでありますので、今回その保存会の皆さんが本物をしっかりと残していきたいという気持ちは十分我々もその思いをしっかりと、先ほど言われたように、大津町の街中においてそういうつくっておられる姿と、そしてそれを見ていただく人とのつながりをしっかりと持つような形で街中にそういう啓発というか、PRできるような場所で頑張ってもらっていただければなという思いをしておりますので、厳しい今後の財政状況でございますけれども、やはり大津町の宝物として議員言われるような梅の造花でございますので、しっかりと保存していくためには、おっしゃるように19万円ではいかなものかと言われるとおりでございますので、この辺については今後十分検討をさせていただきながら、この保存についても街中で見ていただく、あるいは体験していただくような形の中で梅の造花の素晴らしさを町内外にPRしていけるというような段階をまず第一段階、そういう形で保存を考えていきたいなというふうに思っております。

○議 長（大田黒英生君） 月尾純一郎君。

○8番（月尾純一郎君） 大体わかりましたが、今、町長、教育長の答弁を聞いていまして感じたことは、保存会の皆さんが一生懸命頑張っているから、それを支援していくんだというお話でございました。これが、この辺が私が言っているところと違っているというところですね。保存会の方が頑張っているから、それを手伝って守っていくんではなくて、自分が保存会の皆さんと同じ心に立って見守っていくんだというふうに変わっていただかないと一歩も前には進まないと思います。自分が、保存会の会長さんはいらっしゃるんでしょうけど、自分が保存会の会長だという思いに立って、それで今の状況としてこれでいいのか、これで本当に未来永劫に残していけるのか、後世に残していけるのかということを考えたときの何をやらなきゃいけないかという発想が出てくるんだろうと思います。今、内外にアピールと言われましたけれども、ホームページも大津町は立派なものがありますので、こういう中で写真でありますとか、動画でありますとか、そういうのを利用して紹介していただきたいなと思いますし、県のこともおっしゃいましたが、国も文化芸術振興基本法というのを制定しております、こういう文化芸術でありますとか、伝統工芸というものをですね、保存して保護していこうという活動しております。これらを利用して経済的、人的支援をですね、積極的に取り入れていただきたいと思います。



以上で終わります。

○議 長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。2時10分から再開します。

午後1時57分 休憩

△

午後2時10分 再開

○議 長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1番議員、金田俊二君。

○1番（金田俊二君） こんにちは。1番議員、金田俊二が通告書に従い一般質問を行います。

まず、大津中学校北側の宅地開発に伴う取付道路の対応についてお伺いします。町長の施政方針の中で、大津町振興総合計画、大津町行財政改革大綱という2つの大きな計画を策定したというフレーズの後に、さらに昨年にこれからの大津町の目指すべき姿やそれを達成するための基本理念など、町民、議会、行政が共有する基本ルールであります大津町まちづくり基本条例を策定させていただいたところだとありました。私は、このまちづくり基本条例、素晴らしい条例であると思います。これを見たときに、まちづくりに微力ながら関わっていく者の1人として期待もし、さらに多くの町民の皆さんとともに喜んだ一人でもあります。極力行政用語を避け、平易な表現でわかりやすくできております。策定にあられた委員の皆さんの3年に及ぶ努力がその行間ににじみ出ていると感じております。行政は、ややもすると計画をつくって、それで満足してきた傾向がありました。私もその中の1人であったかもしれません。この条例ができたことにより、まさに地方分権が叫ばれる今日、住民の皆さんと共にまちづくりを具体化する、具現化する道筋が示されたものと多大な期待を寄せているところです。条例の中身を見ますと、第8条、町長の役割と責務で、町長は町民の代表であることを自覚し、常に町民の意向を把握し、この条例の理念に従い、施策を計画し実現するために全力を挙げてまちづくりを推進しなければなりませんとあります。また、町長は町民の信託に応え、公正かつ誠実に効率的な行政運営とその説明に努めるものとしますとあります。さらに第13条、説明責任、応答責任というところで、町の執行機関、これは教育機関も含めてということですが、町の執行機関はまちづくりの企画立案から実施、評価に至るまで、その経過や内容、目標の達成状況等を住民にわかりやすく説明するよう努めなければなりませんとあります。また、町の執行機関は町民のまちづくりに関する意見、要望、苦情等に対して迅速かつ誠実に対応するよう努めなければなりませんとあります。

そこで、宮崎教育長にお尋ねいたしますが、大津町議会だより第47号、荒木議員の一般質問に対する教育長の答弁要旨で、大津中学校は敷地に余裕があり、学校用地を町道に変えるだけで問題はない。中学校や幼稚園の保護者の同意は法的にも必要ない。教育委員会も異論なく承認した。説明してもいいが、同意は必要でないと考えている。また、新聞でも同じ要旨の報道がなされていますが、先ほど申しあげましたまちづくり基本条例と照らし合わせて、今でもそのように思われているのか、お尋ねしたいと思います。

次に、家入町長にお尋ねしますが、昨年12月議会で大津中学校の敷地を民間宅地開発のために道

路用地として提供することに反対する決議に提出について発議がなされ、否決されております。しかしその後、新聞報道では「大津中敷地の町道計画撤回」、これは見出しですが、「町長、安全最優先」などとあっております。議会の議決とまったく違った方向で終息している状況であります。私は現実の政治でこのようなことがあっても当然だと思いますし、否定するものでもありません。しかし、議会制民主主義の観点からして、少なくとも本会議での採決と違う方向で町長自らが選択したのであれば、本会議において何らかの釈明を行うのが筋ではないかと思えます。とくにこの問題は、署名運動などに象徴されるように、町民の皆さんの関心は高く、そういう観点からしても町長自らのこの問題に対する考えを述べるのが当然であると思えます。まず、このことに対する町長のお考えをお伺いするとともに、今回の宅地開発に伴う取り付け道路の対応について、改めてお伺いするものであります。

○議 長（大田黒英生君） 教育長宮崎廣行君。

○教育長（宮崎廣行君） 金田議員のご質問にお答えいたします。

大津中学校北側の宅地開発に伴う取付道路についてであります。教育委員会ではこの計画の話があつてから、大津中学校、大津幼稚園、給食センター等は学校の運営、管理上の問題と園児、生徒の安全確保について何度も協議を行ってまいりました。園児・生徒の安全確保が図られ、なおかつ大津中学校の環境整備が図られるならばと、7項目の条件を提示したところであります。掲示した7項目の回答を得て、教育委員会に大津中学校、幼稚園、給食センターとの協議の経過と計画について説明を行ない、学校運営に支障がないこと、園児生徒の安全が確保でき、大津中学校の環境整備が図られることについての確認を得て承認となったものです。12月議会では荒木議員の一般質問に議会だよりに掲載されておりますように答弁いたしました。今回、金田議員の一般質問の通告書を見て、大津町まちづくり基本条例に照らしてという指摘を受け、法的にも説明・同意の必要はないと答弁したことが間違っていることに気づかされました。まちづくり基本条例には、13条において、今読み上げられましたように町の執行機関はまちづくりの企画立案から実施評価に至るまで、その経過や内容、目標の達成状況等を町民にわかりやすく説明するよう努めなければなりません。町の執行機関は町民のまちづくりに関する意見、要望、苦情等に対して迅速かつ誠実に対応するよう努めなければなりませんと明記されております。そういうことから、私の答弁は明らかに条例に違反していることを知らされました。関係者の皆さんに深くお詫びを申し上げます。本当に申し訳ありませんでした。

今回の件につきまして、話があつた時点から企画、立案ですね、大津中学校、大津幼稚園、給食センターのみならず、保護者や地域の関係者へ説明をするべきであつたと深く反省をしております。今後は二度とこのようなことがないように、大津町まちづくり基本条例を遵守しながら教育行政あつていきたいと考えております。

以上です。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 大津中学校北側の宅地開発に伴う大津中学校用地における道路の対応についてでございますけれども、大津中学校の敷地を民間宅地開発のために道路用地として提供することの

議員からの反対発議や12月議会の最終日に提案され、否決されましたが、以後の経過及び結果について、議会への説明は先の全員協議会のみでありました。本会議での議決事項でありますので、この定例議会の本会議冒頭でも説明を行うべきであったと反省をしております。教育長より概要として、大津町まちづくり基本条例については、今、お聞きになったとおりであります。この条例は3年間をかけ作成させたものであり、町の説明責任などは十分認識していたところでもありましたが、大津中学校の保護者説明会に出席し、意見を聞く中で説明責任が果たせていないことに気付き、保護者の意見を十分受け止め検討することとしたものです。今後のまちづくりにおいては、町民の意向を把握し、企画・立案の段階から町民に対して広くわかりやすく説明していきたいと思っております。また、町政を預かるものとして、大津町まちづくり基本条例を中心に据えて、町政運営に取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（大田黒英生君） 金田俊二君。

○1番（金田俊二君） 再度、教育長にお尋ねします。最終的には大津町まちづくり基本条例を遵守していきたいという答弁がありました。ある程度納得もするわけですが、それ以前に教育長としての立場、大津町の未来を支える子ども預かる教育現場で、教育長としての立場という観点で、ご自身のお考えを述べていただきたいと思うわけです。

ご承知のように、地方公共団体の公有財産である行政財産と普通財産の分類の決定は、分類以外は財産管理の一手続きとして、一般的には首長つまり町長の権限に属しているものと解されています。しかし、法令の規定に基づいてほかの期間が権限を有することとされている場合は、全面的に町長の権限とすることはできない。今回の場合、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の28条にありますように、教育財産の管理に関わるものについては、当然町長の権限は制約を受けることとなります。つまり、教育財産については、それを管理する教育委員会の権限となっているというふうになります。そこで、宮崎教育長にお尋ねしますが、教育長として自らのこの権限を行使し、責任を果たしたか、そのことについてお尋ねしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 教育長宮崎廣行君。

○教育長（宮崎廣行君） お答えいたします。

学校敷地は教育委員会が管理する行政財産となっており、これを他の行政財産や普通財産に移管する場合には手続きが必要であるということは存じております。そして、役場内部でも関係機関、総務課管財係、それから道路整備課維持係とは2月には協議を行ったところです。そしてまた、今回の件につきましては、その都度という言葉が当てはまるかどうかはわかりませんが、何回か教育委員会議を開く中で、教育委員さんの意見を十分尊重しながら結論を出したところです。教育委員会としましては、当然町あつての教育だという考えも持っておりますので、町が発展していく上で、そして教育上支障がないならば、先ほども申しましたが安全性の面も考慮して教育委員会としてはいいだろうということを判断したところであります。

○議長（大田黒英生君） 金田俊二君。

○1番（金田俊二君） 2月10日に2回目の大津中の保護者説明会が開催されました。私もそこに参

加させていただいたわけですが、ここにそのときにつくられた説明資料を持っています。先ほどの7つの要望、記載されています。そして、子どもたちの安全は確保されていますと、色刷りで大きく書いてあります。7つの要望について一つ一つ申し上げたい気もするんですが、今回私にとって一番大事だと思っていること、1つだけを取り上げていきたいと思えます。これは中学校での説明会に参加した保護者も同様に考えていることだろうと思っております。それは、テニス部の生徒の安全ということについて、全く言及されていない、7つの項目の中に全く入っていない。私はかつて、大津中学校のソフトテニス部の外部コーチと生徒の指導を行ってきました。生徒たちは、放課後になると一目散にコートにラケットとボールを持って、早く来たもの同士でストローク、いわゆる乱打の練習をしていました。部活が楽しくて楽しくて仕方がない生徒たちばかりです。その生徒の様子を知っているがゆえに、コートと校舎の間に道路ができて、本当に安全と言えるのか。幼稚園の園児の安全にしてもしかりです。今、教育長、町が発展していく上で教育に支障がないと言われましたけれども、私は本当に生徒や園児の安全ということについて考慮した結果の判断であったのか、本当に疑問に思えます。そのことについて、再度お伺いしたいと思えます。誤解のないように申し上げますが、私は民間活力による住宅開発を否定するものでもありませんし、ましてや大津町は美咲野団地をはじめ多くの地域での住宅開発が町の発展を促したと思っております。また、対象となっている農地は、大津町において何とかしなければならない箇所であるということも認識しております。できることなら応援もしたい。ただ、子どもたちや園児の安全という1点でこの問題に賛成できかねるという立場を私自身は取ってまいりました。町長にお尋ねしますが、ここに大津町基本条例、平成20年9月24日施行、「みんなでつくろう元気大津」という企画課の地域づくり推進係が作成したパンフレットがございます。内容、本当に素晴らしい内容だと思います。ただ、その2ページにこの条例で何が変わるのでしょうかという大津町まちづくり基本条例がスタートということで、パンフレットの2ページに、この条例で何が変わるのでしょうかというQ&A形式での説明があります。実際、今度の中学校の問題、こういうことがなかったら気にも留めないフレーズでありますけれども、大変言葉尻を取るような形になって大変恐縮ですが、条例をしたからといって何か急激に変わるものではありませんとここに書いてあります。私は、何か急に変わる必要があるのではないかと、そのように感じています。もちろん、その下にはこの条例の精神とか書いてありますけれども、このフレーズが妙に気になって仕方ありません。これ、つくっただけなのかという、そういった疑いも持つように、このフレーズでもって疑いも持つような、そんな感じになっております。私は、先ほどから町長のこの条例を大事にしていきたいと本気でそう思っておられるということを信じたい。今一度この条例に対する町長の思いを言っただきたいなというふうに思えます。

○議長（大田黒英生君） 教育長宮崎廣行君。

○教育長（宮崎廣行君） 再度のご質問にお答えいたします。

安全ということで、中学校のテニス部の件についてお尋ねがございましたが、最初の答弁のときに申し上げましたように、このお話が出てきたときには給食センターや大津中学校、それから幼稚園とも協議を重ねたということをお申しました。その中で、事務局としては大津中学校の方にも具体的にこ

のテニスコートに行くことに関してはどうなのかということも確かめております。そのときの中学校側のお答えは、部室がプールの横近くですか、確か。現在の横断歩道を渡っていくので、このままでいいというようなことを聞いております。

それから、中学校のことに关しましては、もう1つは西側の出口から南側の方に道路が続いておるわけですが、そのところを体育の時間やその他の時間によく外周コースとして走っております。そのところを今回の計画では歩道を設置するというよう形にしておりますので、現在の中ではただ道の左側を走っているとは思いますが、歩道と車道がはっきりしていないところを中学生見ておりますと、もちろん縦1列の場合もありますし、横に2人並んでいる時、3人並んでいるときもありますので、その辺のことを考えれば、中学生が外周を走ることにおいては、かえって今までよりも安全だというふうに判断をいたしました。

それから、幼稚園の件につきましては、確かに安全で危険度が増すというのは、確かに車が多くなる、通過車両が多くなるということでそれはあるかもしれませんが、逆に今の道幅よりも中学校側に道をつくる計画でしたので、その中学校側の道から入って現在の幼稚園の駐車場になっているところをぐるっと回ってくるような形にすれば、逆にスムーズな流れとなって、現在渋滞しているようなことも解消されるのではなかろうかというふうに思っております、思っておりましたというべきだと思います。

そんなふうに一応考えておりました。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） まちづくり基本条例でございますけれども、これについては住民自治を推進するための理念及び手続きを規定し、振興総合計画の目標をどのように実現するのかという手順を定めたものの、それぞれの役割分担というか、責任を持ってまちづくりを進めていこうというようなことでこの条例をしっかりと遵守しながらやっていきたいというふうに思っております。もちろんここに何か急激に変わるというものではありませんということでございますけれども、この件につきましては、この条例をつくってすぐにそのどうのこうのということではなくて、今まで通りの住民自治をしっかりと捉えながらやっていく中で、住民の皆さんにこの条例をつくってそれぞれの責任分担というか、自覚を促していくという意味において、この条例をまずつくって、今後についてはそれをしっかりと啓発しながらやっていかなくちゃならないという思いをしております。もちろんその意味におきまして、私ども執行部、町長をはじめとする町の執行部がこれに則って、やはりしっかりとやっていかなくちゃならないということが今回のことで十分反省をしておるところでもあります。

○議 長（大田黒英生君） 金田俊二君。

○1番（金田俊二君） 町長の答弁、今の答弁聞いて安心したわけですが、やっぱりもう教育長も十分ご認識されていると思います。中学校、2月10日の説明会の席で、やっぱり保護者の中から子どもの命と開発、どっちが大事なんですかという声が上がりました。いろいろ行政の立場で町の発展とかいうことで、立場があつて考え方があるのは当然だと私自身思っています。ただ、前提となる住民の皆さんとともにこの問題を考えて、意見を集約していく、そんな姿勢がこの問題については欠

けていたのかなって、そんな思いがしますので、今後私も含めて住民の皆さんに対する対応も行政として、あるいは議員として考えていく必要があるのではないかと思いますので、頑張りましょうというのを思って終わりたいと思います。

次に、質問事項の2番目に移らせていただきます。地域福祉の現状と今後の方向性についてご質問いたします。

最初に地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定の進捗状況はどうなっていますかということです。

次に、手挙げ方式で現在5カ所のモデル地区を選定して実践されておりますが、その現状、そして課題とございますか、そういったものがあればお伝え願いたいと。

最後に、町長の施政方針にもありました、今後は大津町全体に広げていくということでありましてけれども、どのようにして広げていかれるのか、質問いたします。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 地域福祉の現状と今後の方向性について、3つのご質問っておりますけれども、1番と3番についてお答えしながら、手挙げ方式の5カ所のモデル地区については担当部長の方から現況と課題についてご説明をさせていただきたいと思っております。

1番目の地域福祉計画及び地域福祉活動計画の策定の推進状況でございますけれども、町では振興総合計画の5つの施策の大綱の1つであります地域社会と共に住める安心とやすらぎのまちづくりを進めるために、地域福祉の充実を掲げています。その中の基本的な方針として、これまでの福祉関連の計画の見直しを行ない、住民、福祉団体、社協、行政と共同で地域福祉計画及び地域福祉活動計画を作成するという事で、平成18年度よりモデル事業として森地区をスタートに、5地区の7行政区において手挙げ方式で取り組んできたところであります。その実践的な内容につきましては、地域福祉活動のためにマニュアルを作成し、年毎に改定を行っております。現在3年間の活動を検証し、関係者による打ち合わせや事務局会議を重ね、町の政策会議、課長会議及び庁議での審査を経て、地域福祉計画などの策定委員会に図り策定することとしております。

3つ目の今後の大津町全体に広げていくということでございますけれども、今後については住民の地域福祉活動に対して活動自体は住民の自発的な行為であったとしても、これらの活動が疲弊することなく継続できるよう支援をしていかなければならないと考えています。そのための具体策として、4つの重点項目を柱に実施したいと考えています。

1つ目が、地域福祉計画及び地域福祉活動計画の振興管理はもとより、まずは社会福祉協議会の体制を強化するために、新たに地域福祉活動コーディネーターを配置しております。地域福祉活動コーディネーターとは、地域住民自らが共通の生活課題や福祉課題に組織的に取り組み、解決に結びつけていく過程を支援する専門職であります。

2つ目として、区長や民生委員さんなどと連携し、地域福祉の推進の中心になる人材の役割が重要です。そうした人材に対し、地域福祉への理解を深め、資質向上を図る研修などを実施してまいります。

3つ目が、小地域福祉活動推進地域での住民座談会を実施することです。地域福祉推進モデル地区

での成果を踏まえ、区を単位とした小地域での住民主体の福祉活動を全町に広く普及させるため、年に3地区程度を小地区福祉活動推進地域として指定し、住民座談会を通して活動を支援していきます。

4つ目が社会福祉協議会の共同募金及び一般事業として地域福祉推進地域などへの活動助成金などの交付を検討中です。今後、住民主体の活動を支援していくためには、活動の内容に応じた助成金等について策定委員会の意見を参考にして検討をしていきたいというふうに思っております。

2つ目のモデル地区の状況については、担当部長の方からご説明をさせていただきます。

○議 長（大田黒英生君） 福祉部長、松永高春君。

○福祉部長（松永高春君） 2番目の手挙げ方式で現在5カ所のモデル地区を選定して実践されているがその現況はについてお答えいたします。

まず、最初に森地区について。平成17年度が地域のふれあいサロンの活動を続けていた大津町森地区は、平成18年度より地域福祉モデル地区として指定を受け、住民座談会が開催されるようになっております。座談会を重ねる中で、掘り起こされた地域の困り事や中学生以上を対象に実施した福祉アンケート、これは回収率91%を基に現在進行形で地域福祉活動が行われています。一人暮らし高齢者等の緊急連絡先を登録した元気もりもりふれあいカードは、本人のほかにも地域の区長や民生員が保有し、いざというとき必要な情報がすぐわかるための取り組みです。また、毎週第2木曜日実施の公民館開放フリーサロンは、毎月第4月曜の従来の地域のふれあいサロンとともに、地域住民の集いの場となっています。さらには、全区民対象とした避難カード、もりもりカードの回板も発行予定となっております。地域支援の地域支え合いの仕組みづくりが着々と進められているところでございます。

また住民座談会はひもおりぎ会と名付けられ、地域の福祉についてみんなで考える会として区民に浸透しつつあります。今後は目配り活動を組織的に行ない、一人の孤立も見逃さないシステムづくりが課題となっております。

2番目の多々良区でございます。多々良区は平成19年度に指定を受けまして、住民座談会を開催しております。多々良区の世帯数は30世帯前後であり、北部の小規模行政区のモデルとなっております。地区の活動は活発で、古くからの史跡がある地区で、ほとんどが以前から住んでいる住民で構成されております。各種団体は、現在存続して活動を行っております。座談会ではふれあいサロンを実施したいという目的に向かって話し合いが行われ、日常生活で生かすことのできるものや後世に残していきたい技術等の伝承活動を区の行事として実施し、コミュニティの再構築を図っていききたいということでございました。推進委員を中心にふれあいサロンが行われ、どんどや等の区の行事もあり、区内の交流が盛んになっております。特に盆帰省の人々が多い8月13日に開催する夏祭りに対する思いは強く、地域の環境整備や墓地清掃等を行ない、帰省者に多々良区のよさを再発見してもらい、将来はふるさとに帰ってきてほしいという思いが込められております。なんとこの日には多々良区の人口が2倍になるということでもあります。また、全世帯対象の緊急時連絡先を記入した多々良区お互い様カードの作成も進んでおり、お互い様のネットワークが構築されてきています。今後も多々良区としては継続して座談会の開催、サロンの実施を通してできる範囲で無理なく、楽しく、継続してい

く仕組みづくりが必要と考えております。

楽善区でございます。楽善区も19年度に指定を受けて現在に至っております。楽善区は比較的新しい住宅地で、現在の生活にとりわけ困っていることはないという参加者もありましたが、回を重ね、10年後、20年後の楽善を考えたとき、少子高齢化や交通手段がないこと、顔見知りが少ないことなどの心配事が数多く上がりました。モデル地区である森区にならい、中学生以上の全区民を対象に行った福祉アンケート調査、これは回収率85%でも同様の結果が得られたことで、元気なうちから隣近所とのコミュニケーションを深めていくことが今後の楽善区をよりよくするためにつながるという認識が深まりました。コミュニケーションを主眼に、今後は祭り実行委員会の立ち上げ、子どもから高齢者までの全住民を巻き込んだコンテナ回収、豊富な人材を活用したふれあいミニデいの充実、コミュニケーションの重要性を広めるための広報の工夫などが検討されています。座談会参加者は月に一度集うことで顔見知りになり、今や恒例となった近況報告は参加者相互の距離を縮める有意義な時間となっています。この人と人とのつながりを座談会参加者だけでなく楽善区全体に広げようと知恵を出し合い楽しみながら進めています。

次、大津東区です。大津東区は平成20年度から指定を受けて住民座談会が開催されるようになりました。500世帯を超える大津東区は、年々増加する高齢者支援が必要な世帯を2人の民生員で見守ることが難しくなっている現状があり、地域推進委員が5名選出されるなど、地域での生活には郷土や支えが重要であるとする住民が多い地区であると言えます。座談会は全3回で困り事の抽出、解決のアイデア出し、アイデアから取り組み事項の整理という流れで進められました。その結果、コミュニティセンターの開放、見守りの視点をもって回覧板を回すこと、日ごろから挨拶、それからカーテンを安否確認に利用するなどの事案が出され、ふだんの生活の中に福祉的な要素を加えることが確認されております。また、福祉部会やボランティアの会の立ち上げの案にも意欲的で、支え合いの仕組みづくりがこれから始まろうとしている段階です。座談会の継続を求める声が多く上がり、4月の区の総会で提案・検討されることになっています。

最後に南杉水区についてです。南杉水区につきましては、つつじ台区、源場区、桜ヶ丘区は、平成20年度に指定を受け、住民座談会に向けての準備が始まりました。南杉水地区の特色として、3地区にわたる住民有志でつくる任意の団体、南杉水区人権のまちづくり協議会があること、以前より盛んに活動を実施していたこと、この中にはふれあいフェスティバルの開催、一人暮らしの訪問活動、交流部会の交流活動、野菜生産部会の高齢者いきがづくり活動など、まちづくりの先進地であること。それから、第2種社会福祉事業である人権啓発福祉センターを拠点として活動を行っていることなどが挙げられます。現在、座談会の事前打ち合わせは5回を終え、南杉水人権のまちづくり協議会を中心に3地区の意思統一を図るとともに、社協・行政とパートナーシップにより健康福祉を支援とした地域づくり支援を推進していくシステムづくりが課題であると考えております。

○議長（大田黒英生君） 金田俊二君。

○1番（金田俊二君） 5カ所のモデル地区、大変おもしろい活動がされているなど私自身も聞いてて思いました。ただ、これから町長のお言葉の中でも年に数件ずつ指定していくというようなことがあ



りました。高齢化率を見ても、この5カ所以外に高いところはたくさんございます。住民のニーズ、やっぱりできることなら一緒に何かやる必要があるんじゃないかというニーズは潜在的にあるかと思えます。その中で、私は行政区、64行政区、それぞれにこういった地域活動できるのかなという思いもしております。10戸ちょいぐらいの行政区しか、戸数がですね、ないところもありますし、若干広域的にやるということも考えていく必要があるんじゃないかな。その辺のところは、既に行政として考えられているかなって思いますけれども、そのことが第1点と、今、社協を中心にしてコーディネーターを育成して、地域での地域福祉を育てていくというお話が町長の口からあったと思いますけれども、一体コーディネーター何人用意して、ただ単に住民座談会におけるコーディネーターなのか、それとも地域福祉、もっと活動が活発になれば地域でいろんなことが出てくると思います。どっぷり浸かって、地域の皆さんとともに汗を流していくという地域福祉の専門家としてやっていくのかというコーディネーターがですね、そこまでやっていくのかということ。

それから、助成金のお話が出ました。私も南杉水地域で一員としてこの地域福祉活動に不十分ですけども関わっています。その中で、今ぶつかっている問題が高齢者の見回りはずっとしてきました。ただこれから先、安否の確認なんかも含めて、配食サービスをしたいという仲間の皆さんがそういう提案をしてくれまして、配食サービスをするならば、まず弁当箱がいるよねという話になりました。できれば、野菜は自分たちでつくってできるだけ安価にしていこうじゃないかというような話も地域の中で出てきました。そんな中で、必ず行き詰まる場所は金の問題にきます。弁当箱1つ買うにしろお金でございます。この助成金、そういった今は座談会の段階だからそんなに金は要らないと思えます。こうあった方がいいよね、地域でこうあった方がいいよね、そういった状況です。ところがだんだん熟して、こうなければならぬ、配食サービスでもしようかというふうになったら、必ず先立つものがある。そんなときに助成をしていただけるものか。そういったことを現段階でどう考えられているのか。そして、金が出せないならば、先ほどのコーディネーター、知恵を出す。例えばNPO法人をつくれれば町の金でなくても国や民間の補助を受けられるという制度もございます。そういった知恵もアドバイザーの中でやっていくという方法もあります。金を出さないなら知恵を出せ。それでもできないなら人、人間を出せ、そういった選択。よく町長は、これから町で、町民がやらなければならないこと、町がやらなければならないことを住み分けしていくという言葉をよく使われます。この地域福祉その中で何を町がやれて、やる必要があって、何を住民の皆さんに求めるのか、そんなことをこれから先、徐々につくっていく必要があるだろうと思っています。その辺のところを町長のお考えをお伺いしたいなと思います。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 先だつものは金、あるいは事を起こすのは人なりというようなことがありますけれども、やはりやる気のあるそういう形の中で難題は乗り越えていくんじゃないかなと思います。おっしゃるように、例えば64の行政区の中で、今、手挙げ式でやっておられるところについては、やはり人材が民生員さん、区長さん、そしてそれぞれ団体の役員さんというような方々が一体となってその地域でみんなで支え合おうというようなのが一本化しておるのは確かでございます。だから全

体の行政区となると、民生員さんもおらないというような形になりますので、その辺の課題についてどのような形でやっていけるかという問題もこれからの問題になるんじゃないかなと。例えば南杉水の方でもいろいろやっていただいております。人権フェスタをはじめとする。我々としても、あそこの人権啓発福祉センターにおきましては、大津町の今、庁舎の中にあります人権推進室を向こうの方に移転しながら、あの地域での、北部の地域の福祉活動関連等についてしっかり人権とともに取り組んでいただけるというような形で、今回、4月から向こうへなわっていただこうというか、そのような形の中での事業推進をしていただきたいというふうに地区の方ともご相談をして、大体的な了解を得ておりますので、担当の課におきまして、そういう意味において向こうへなわっていただくというようなことで、大きな仕事をこれからどんどんやっていただきたいというふうに思っております。もちろん、おっしゃるようにコーディネーターでございますけれども、今回、社協と、大津町社協としておりますけれども、募集をいたしまして、素晴らしい人材を今、予定しております。そのコーディネーターにつきまして、今言う地域福祉の活動をしっかりサポートしていくというか、一線になって引っ張っていただきたいというふうに思っております。もちろん今までは局長をはじめ、ほかのコーディネーターと一緒にばらばらやっておりましたけれども、社協としての仕事として今後地域福祉活動を力を入れていきたいというか、それを主な仕事というような形に置き換えながら社協の推進を図っていきたいというふうに思っておりますし、それはまずは金でございますけれども、日赤の募金関連の事業でそれを一部支えながら、それに不足する分については町が何らの補助を、支援をしていかなくちゃならないというふうに考えております。そういう意味において、今後そういう形の中で計画、活動計画をつくりながら、今後そのような地域福祉活動を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（大田黒英生君） 金田俊二君。

○1番（金田俊二君） ちょっと飲み込めない部分があったんですけども、助成金というのは地域で使うというふうに理解してよろしいですか。地域の何か活動というか。協議会、社協で、地域の福祉に関連する、地域で。はい、わかりました。そんな制度があれば、今後恐らくうまくいくのかなんて思います。

それから、コーディネーターですけども、何名なのかと。さっきの64行政区、いくつかの行政区を合わせてというとならぬ、当然ですけども、コーディネーター1人、2人ぐらいで、本当に実績にできるのかという心配もござります。その辺で大津町地域づくりアドバイザーなんか、職員の中で、町長恐らくその辺のところも考えられているのかなんて思ったりなんかしたんですが、先ほどの永田議員の質問の中でも答弁にありました。地域づくりアドバイザーについて非常に厳しい状態である、職員の方も非常に厳しいというような言葉もありまして、なかなか期待ができない部分も、本当に苦勞をしているという中で期待もできないところかなと思っています。抜本的なこの地域福祉に対する取り組みというのは、本当に抜本的に考えないとずるずるずるずる高齢化は進んでいく、ずるずるいってしまうというような、そんな状態になりかねないということで、このアドバイザーについてもですね、やっぱり各地域に一人で何地域も持つというのは非常に不可能じゃないかなって思

いますし、アドバイザー、結構単にこうしたらいいですよということであれば、今までの座談会みたいな形でやり方はこうですよみたいな、そんな形でいいならばそれでいいんでしょうけれども、これから先、本当に地域の中でサービス、自らが地域の皆さんがやってもらうという福祉じゃなく、自らが福祉をつくっていくという、主体としてやっていくためには、やっぱりアドバイザーの力というのは大きいなと、アドバイザーというか、コーディネーターの力は大きいなと思いますので、ぜひコーディネーターを充実と助成金ですね、そういったことも今後どんどん充実するようにしていただきたいということを申し上げて、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（大田黒英生君） これで、本日の一般質問は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

午後3時02分 散会

本 会 議

一 般 質 問

# 平成21年第2回大津町議会定例会会議録

平成21年第2回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第4日)

平成21年3月23日(月曜日)

出席議員	1番 金田俊二      2番 府内隆博      3番 吉永弘則 4番 源川貞夫      5番 鈴木ムツヨ      6番 大塚龍一郎 7番 新開則明      8番 月尾純一朗      9番 坂本典光 10番 石原大成      11番 手嶋靖隆      12番 永田和彦 13番 松永幸久      14番 宇野光廣      15番 荒木俊彦 16番 大田黒英生																																								
欠席議員																																									
職務のため出席した事務局職員	局長 松岡勇次 書記 大隈寿美代																																								
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	<table border="0"> <tr> <td>町 長</td> <td>家入 勲</td> <td>総務部総務課長 兼ねて地域安全係長</td> <td>桐原 則雄</td> </tr> <tr> <td>副町長</td> <td>宇野 博明</td> <td>企画部企画課長 兼ねて財政係長</td> <td>木村 誠</td> </tr> <tr> <td>総務部長</td> <td>首藤 誠治</td> <td>総務部行政係長</td> <td>藤本 聖二</td> </tr> <tr> <td>企画部長</td> <td>徳永 保則</td> <td>教育 長</td> <td>宮崎 廣行</td> </tr> <tr> <td>会計管理者 兼ねて会計課長</td> <td>西村 和正</td> <td>教育部長</td> <td>大塚 武年</td> </tr> <tr> <td>福祉部長</td> <td>松永 高春</td> <td>農業委員会事務局長</td> <td>服部 次子</td> </tr> <tr> <td>土木部員 土木総括審議員</td> <td>伊東 貢</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>土木部長 併任工業用水道課長</td> <td>中山 誠也</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>経済部長</td> <td>西本 昇二</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>子育て支援課長</td> <td>大塚 武年</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	町 長	家入 勲	総務部総務課長 兼ねて地域安全係長	桐原 則雄	副町長	宇野 博明	企画部企画課長 兼ねて財政係長	木村 誠	総務部長	首藤 誠治	総務部行政係長	藤本 聖二	企画部長	徳永 保則	教育 長	宮崎 廣行	会計管理者 兼ねて会計課長	西村 和正	教育部長	大塚 武年	福祉部長	松永 高春	農業委員会事務局長	服部 次子	土木部員 土木総括審議員	伊東 貢			土木部長 併任工業用水道課長	中山 誠也			経済部長	西本 昇二			子育て支援課長	大塚 武年		
町 長	家入 勲	総務部総務課長 兼ねて地域安全係長	桐原 則雄																																						
副町長	宇野 博明	企画部企画課長 兼ねて財政係長	木村 誠																																						
総務部長	首藤 誠治	総務部行政係長	藤本 聖二																																						
企画部長	徳永 保則	教育 長	宮崎 廣行																																						
会計管理者 兼ねて会計課長	西村 和正	教育部長	大塚 武年																																						
福祉部長	松永 高春	農業委員会事務局長	服部 次子																																						
土木部員 土木総括審議員	伊東 貢																																								
土木部長 併任工業用水道課長	中山 誠也																																								
経済部長	西本 昇二																																								
子育て支援課長	大塚 武年																																								

議 事 日 程（第4号） 平成21年3月23日（月） 午前10時 開議

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

○議 長（大田黒英生君） おはようございます。これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は議席に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議 長（大田黒英生君） 日程第1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

15番、荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 私は、大津町民の皆さん並びに日本共産党を代表いたしまして一般質問を行います。

一般質問の第1点目は、家入町長の施政方針と大津中学校の敷地を民間の宅地開発に提供をする問題に関してであります。先日この中学校の道路敷地に関する問題は既に同僚議員の質問がございました。改めて、私はダブる点もあるかと思えますけど事の重大性に鑑み質問を行うところです。

ご承知のように、大津中学校の西側の敷地を民間の宅地開発のために事実上無料で提供をする、そういう計画が、まさにあわよくば強行されようといいたしました。この点に関して、家入町長はまちづくり基本条例に反していた、違反をしていると、反省を述べられました。この問題は、町民の皆さん、また子どもたちの財産を町長という権力によって勝手にしようとした、このことに最大の問題があると私は考えます。事の重大性に鑑み、まさに明確な反省と、とりわけ迷惑を掛けた関係者、町民の皆さん方に、明確な反省の態度を表明されることを望むものであります。

最初に、大津町まちづくり基本条例に関してであります。先般、各家庭に「まちづくり基本条例とは何ぞや」という立派なパンフレットが回ってまいりました。実は、私もこのまちづくり基本条例の制定前に、審議会での条例づくりの審議に参加をした1人です。この条例の中では、第7条で町長の役割と責務が謳われております。町長は、町民の代表であることを自覚をし、つまり一部の人たちの利益を優先をするようなことはあってはならないということでもあります。常に町民の意向を把握をし、条例の理念、つまり本来であれば町民の皆さんの意見に答える、こういう態度が必要であるわけです。そうした町民の皆さんの意見に従い施策を計画し、実現をする。第2項では、公正かつ誠実に効率的な行政運営と町民への説明に努めると、大変立派な条例の文章となっております。まさに、この条例の文章一つひとつに違反をしたのが今回の中学校敷地問題ではなかろうかと思えます。さらに、まちづくり条例第13条では、まちづくりの企画立案から実施、評価に至るまで、その経過や内容をわかりやすく説明をしなければならないとされております。今度の事件は、まさにわか

りやすい説明どころか、その前段階であります情報が隠され、町民の側にはまさに秘密裏に事を進めようとしたとしか考えられない、そういう問題があります。また、第2項では、町民のまちづくりに関する意見、要望、苦情などに、迅速かつ誠実に対応しなければならないとされております。ところが、事の計画が明らかになる中で関係住民の皆さん、とりわけ小さい子どもたちの命を預かっております幼稚園の保護者の皆さんが陳情署名を必死になって集め、これを町長に直接陳情がなされたわけですが、この陳情署名に誠実に応えようとしたとは、とても考えられないわけであります。とりわけ、小さい子どもたちの命の危険を顧みようとしなかったという点については、まさに責任が重大だと言わなければならないと思います。まちづくり基本条例という立派な条例をつくりましたが、仏を作って魂入れずということわざがありますが、この問題に関しては魂を入れないどころか、この仏そのものを足蹴にして蹴飛ばしてしまった、そう言わざるを得ないと思います。そして、問題の本質は、権力を使って個人の金儲けを優先をしようとしたこと。当然、事が明るみになれば住民の反対運動がある、その反対を予想をして町民の前に、また議会の前に、事を内緒にして進めようとしたのではないか。この点について、明確にお答え願いたいと思います。

そして、具体的に質問を行います。1つは、町民の財産、子どもたちの教育財産をなぜ開発道路に使おうとしたのか。およそ信じられない、誰が考えてもおかしいこの計画、なぜこういう計画が具体化をされたのか。ですから、誰がこの計画、これを提案をしたのか、ここをはっきりさせなければなりません。開発業者が要求をしたのでしょうか、あるいは土地を所有されております地権者が要求をしたのでしょうか、はっきりお答え願いたいと思います。

さらに、この開発業者は、地元建設業者の事実上の子会社ではありませんか。知らぬ存ぜぬでは済まされない問題です。教育委員会の学校での説明会の文書には、わざわざ「民間業者に学校敷地を無償で提供するものではありません」と、ことわり書きまで書いてあります。しかし、こうした宅地開発を進める場合の常識は、開発業者が道路用地を確保して開発道路を完成した後、町に対して寄附をするなり道路として提供をすると、これが常識であります。しかし、誰が考えても学校の敷地をただで、無料で民間の宅地開発に提供するという、そういう形であるということは、いくら言い逃れをしようと否定できない事実であります。

そして、この計画が立てられた。それを決定の経過であります、この道路計画を決定をするとき教育委員会と協議をして決定をされたのかどうか、お尋ねをします。それから、計画を立てるときに、なぜ保護者、我々議会にも説明をしなかったのか、相談をしなかったのか。なぜなのかということをはっきりお答え願いたいと思います。

さらに、方針を決定してからの問題がございます。ご承知のとおり12月の議会、私のところに内部告発が寄せられなければ、この計画を議会も大半の議員は知らないまま、その後行われる町議会議員選挙の間にこの宅地開発が許可を下ろされ、我々が今3月に新しい議員になりましたが、もうそのときは既に計画が決定をされ進め着工されると、こういう段取りであったのではないかと、こう勘ぐらざるを得ないわけであります。

そこで、先と同僚議員の答弁の中で反省をしているとおっしゃいましたが、町民への明確な謝罪の

気持ち、これをどうやって表すのか。この議会で、ただ「反省をしています」だけで済まそうとするのかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） おはようございます。荒木議員の天津中学校の敷地における道路建設についてのご質問でございます。天津中学校北側の宅地開発に伴う道路の件でございますけれども、天津町まちづくり基本条例に沿わない進め方となったことはお詫びをいたしたところでございますし、宅地開発計画地の町としての位置づけというような考え方については何度かご説明をしておりますが、町にとりましてはぜひ開発してもらいたい地域でありましたのは、学校敷地を利用しての道路計画ができないか教育委員会に検討させたものでもあります。

教育委員会においては、天津中学校、天津幼稚園、給食センターと、管理面や園児、生徒の安全確保を十分検討され条件を提示されました。この条件を開発業者が施工するとの回答を得たので、道路計画を進めることとしたものです。道路計画を立てるに当たっては、中学校を管理する教育委員会の意向を確認してからと思っていたところでもあります。また、教育委員会からの同意が得られるならば財産の移管で済む問題であると考えていたことは軽率であったと思います。

しかし、議会や関係者への説明を行う予定であったことは間違いありません。早い時期に説明ができなかったこともお詫びを申し上げます。今後の開発計画で議員さん方、幼稚園、中学校の保護者、関係者に多大なご迷惑をかけたことをお詫び申し上げます。今後におきましては、ご指摘のとおり天津町まちづくり基本条例を中心に制定、町政運営に取りかかりたいと思います。

おっしゃるように、いろいろ今ご質問ありましたように、まちづくり基本条例つくっていただいた審議員の1人であり荒木議員でございますので、十分熟知しておられましたことは確かでございますけれども、私も基本条例に基づいてやっていきたいというような思いで今回お願いして、9月に基本条例が策定されたわけでございます。その基本条例に基づいてやらなくてはならないという思いは確かにありましたけれども、その思いが浅くて大変迷惑をお掛けしたということは反省しておりますが、それぞれの一人ひとりの思いや考えというのは違っていても、我々としても説明の責任を下にそれをまとめていくのが1つのリーダーの役目でもある、あるいは事業を進めるためにもリーダーシップをとってやることも必要であるときもあると思いますが、その事業目的や費用対効果を説明責任もあり、町民の協力なくしてはできないものでも確かであります。そのため、まちづくり基本条例ということで責任などを謳っております。そういう、まちづくり行政だけでなく町民との協働してのまちづくり基本条例にあって、それぞれの立場に考え方を取り組み、初心に戻りましてこの条例に基づきまして町の発展に頑張っていきたいというふうに思っております。

議員のいろいろな質問あっておりますけれども、この道路の建設につきましては前々からいろいろご相談を受けていた地域でございます。もちろん、あの地域については我々町としてもお願いをしたい地域でもあります。こういう御時世でございますので民間活用というような形で事業推進をできればなという思いをしております、その中で事業の推進につきまして東側に町道が出てきております。それにかけることによって開発ができるわけでございますけれども、学校当局ともご相談しましたけど



も、そこに道路を付けるのはまずいというようなご意見であるし、また東側の道路につきましては、小学校、中学校、高校生あるいは関係の皆さんが通る道路でもありまして、交差点も近いということで大変道路が混雑する地域であり、そこに道路を通すのはいかなものかということで開発計画においても、もし南の方へ道路ができるというような形ではどうかなというような思いで、学校関係につきまして授業に差し支えなければというような中で計画条件関係等が出てきたわけでございます。

その条件に基づきまして、業者の方に提案をしたわけでございます。その中で、提案の中で業者の方は、今後については審議会のまちづくりの天津町の都市計画の中での審議が始まりまして、関係機関あるいは行政関係等での条件関連についてご相談をさせながら、業者の方に提案をしておいた時期でございます。そういう時期でございます、その後、業者の方からいろいろ検討されておいたんだらうと思いますけれども回答は出てこなかったわけでございますけれども、地権者の方から2月の26日の日に農地転用の取りさげの申請がなされてきておいたというような状況でございます。我々としては、1月10日の保護者の説明会に参加させていただいて保護者の意見を十分お聞かせさせていただいております。そういう中で、議会の方につきましても12月の議会の中で一応、開発の関係についてはご相談をしたつもりでございますけれども、後の状況についての結果についてはそういう状況でございましたので、説明ができていなかったのは反省をしております。もちろん、今後については農地の転用も取り下げておられますので学校敷地における道路計画はなかったものということで、今その計画も業者の方からも出されておられませんので白紙の状態ではありますが、我々としては皆さんの意見を十分検討しながら道路建設については、学校敷地内については考えないで新たな道路計画をしていかなくちやならないというようなことを考えております。もちろん、北側の57号線沿いにつきましては、担当の話を聞きますと、国土交通省関連につきましては民間開発についてはあの地域については交通量が多いというようなことで、なかなか道路許可はできないんじゃないかなというお話も聞いておりますけれども、行政の計画であればご相談に乗れるというような話も聞いておりますので、今後については民間開発を推進しながら町の手助けをするべきものはしていかなくちやならないんじゃないかなと。基本的には、私のあの地域の開発につきまして本年度の予算にも上がっておりますように、町民税、固定資産税が、それぞれ1億円増額しております。そういう意味におきまして、住民の人口増も考えるとともに税収を考えると、あの地域をねまらせておくわけにはいかないというような思いもございまして、今後についての開発も十分検討をしていかなくちやならないというふうに考えております。

○議長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） お答えをいただきましたけど、議会にも相談をした。しかし、議会には一言も相談は、少なくとも私にはありませんでした。私は、一般質問をして尋ねざるを得なかったのが事実ではありませんか。私が今日質問をしたのは、何もかも洗いざらい事実を明らかにして、それによってこそ初めて本当の反省が生まれる。二度とこういう過ちを起こさない、そのために事実経過を明らかにすることが必要だと思うから、あえて失礼かと思えますよ、町長や教育長、町を代表する町民の模範となるべき人たちに対して、その過ちを私は追求をせざるを得ないわけですから。しかし、その

過ちをきちんと反省をしなければ、またこういう問題が起こる可能性が大であるから、あえてやっているわけでありませぬ。結果的には確かに撤回をなされましたが、それで済むという問題ではないと改めて言わざるを得ませぬ。

そこで、誰がこの計画を発案をしたのかということについては、町長が部下に指示をしてそういう案をつくらせたということによろしいのかどうか、ちょっと確認をしておきたいと思ひます。それから、バイパスと中学校の間の土地が開発されることに、私も含め今回反対運動をなさっている方、誰一人これに反対を唱えた人はございませぬ、利用したつもりもありません。そこを言い訳にしてはなりません。また、町長としてのリーダーシップが必要というのは、まさに当然のことでありませぬ。しかし、リーダーシップと独裁は違ひます。権力を使つての独裁とは違ひます。リーダーシップというのは明確な町長の方針があつて、町民を説得できる自信があつてこそ初めてリーダーシップが発揮されるわけでありませぬ。この条例のパンフレットでは、町民も議会も町長も職員も、みんなで進めるまちづくりとなつております。

しかし、今度の問題は町民が置き去りにされました。議会も秘密にされました。職員の皆さんも、私は多大な迷惑を被つたと思ひます。私が職員だったら、とてもこんな計画を進めたら苦痛を感じざるを得ない、あるいは農業委員会の委員の方々も大変な迷惑を被られたかと思ひます。私は、こういった人々を別に攻撃をするために、この問題に取り組んだわけではありませぬ。まさに、町民ほとんどの皆さんに迷惑をかけたという問題でありませぬ。まして、大津中学校は、事実上、私も含め卒業生でありませぬが、圧倒的多数の町民の母校でありませぬ。その母校が時の権力者によって勝手にされる、こういうことに対する怒りの声が広がるのは当然のことでありませぬ。

そこで改めてお尋ねしますが、そもそもこの立派な条例に違反をしたと。問題は、この条例があろうがなかろうが町民の皆さんに事前に説明をする、そういう態度が必要であつたわけですね。条例があつて「これに違反をしたから反省をします」では、だめなんですよ。それから、説明会でも盛んに「業者が」、「業者が」と言つておられましたね、業者のせいにしてもならないと思ひます。

それで明確に事を反省する、このことについて町の広報なりを通じて、文書で全町民にはっきり謝罪をするべきではありませぬか。今回配られました施政方針、この中でもまちづくり基本条例をこれから守つていくと書いてありますが、守らなかつたことについては一言の反省も書いてないではありませぬか。この施政方針は、当然大津町の広報によって配布されるでしょう。そうであるならば、今度の問題がいかに重大な問題であつたかということが認識をされておるのでありますならば、この町の広報を通じてきちんと事の経過、また謝罪の文章を掲載をするべきではないでしょうか。この点についてお答え願ひたいと思ひます。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 町民に対する、あるいはまちづくり基本条例に対しまして、今後しっかりと取り組んでいくということにつきまして、今回の大津中学校の道路問題につきましてはもちろん業者の方からもご相談ありましたが、開発については、授業に差し支えなければいかがなもんかということで、教育委員関係の方にご相談をしたところでもあります。これは、あくまでも私の責任でやっ

たことであります。また、町民に対する説明責任というのは、本当に全然今までこの件につきまして全然報告しておりませんので、この説明につきましては4月号の広報に載せるということで考えておりますので、4月号にはちゃんと載せるようにしております。おっしゃるように、今後につきましては十分なる配慮を取りながら事業を推進していきたいというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 文書で明確な町民の皆さんに対する謝罪をされるということでもありますので、それで矛を収めたいと思います。結果的には計画が撤回をされましたが、今後こういうことが二度と起こらないように、失礼な言葉もあったかと思いますが、私は明確な反省抜きには次のステップには移れないと思うからであります。

そこで、次に教育委員長への質問を行います。私は一般質問の通告書には、まず最初に教育委員長への質問を通告をいたしておりました。会場におられませんので、教育委員長は多分、教育長に答弁を委任をしたということであるかと思えます。しかし、改めて教育委員長の責任について最初に述べたいと思います。元々この教育委員会制度というのは、先の戦争の反省から時の権力者が教育に介入をしないように、教育の中立性、独立性、これを保つために設立をされたと理解をいたしております。そして、教育委員は非常勤、そして常勤の教育長がまさに実質的な最高責任者と解されておりますが、しかし、教育委員会を束ねるのは名目上は教育委員長の責任であります。とりわけ、この教育委員会に選出をされた方々は教育行政に責任を持つということでもあります。あの大分県で教育委員会の大変な不祥事が発覚をいたしました、本来子どもたちに正義と公正を指導するべきこういう立場の人たちが真っ先に立って不正を行ってきたということが大変な問題だったわけではありますが、今回の問題も大なり小なり、そのことが問われているのではなかろうかと思えます。

そこで教育長にお尋ねをしますが、あなたは説明会に中学校の私は保護者であります、二度来られました明確な反省の言葉はまだ一度も聞いておりません。先の同僚議員の答弁では「反省をする」、「お詫び」をするという言葉でありましたが、ここで先般の質問では「中学校敷地には余裕がある。7項目の安全対策が確保されるから安全上問題はなく、教育環境が良くなると考えていた。しかし、まちづくり基本条例に違反をしていた。だから反省をしている。」と答えられておりますが、こちらもまさにそうであります。基本条例のせいにしてはいるわけです。じゃあ、条例がなかったら反省をしないということになるわけです。そもそもの事の本質を反省をしなければ、本当の反省にはなりません。とりわけ教育長は、私は町長以上に責任が重いと指摘をせざるを得ません。教育行政に携わる人たちは児童生徒の安全を確保することはもちろんであります、人一倍民主主義と公正、正義をいかに大切に貫くかどうか、これが問われているのではないのでしょうか。まして、教育委員は非常勤であります。しかし、教育長あなたは選挙を経ないで町長の指命によって教育行政の最高権力者という権力を手に入れているんです。さらに、800万円を超える報酬をいただいて4年間勤めれば退職金ももらうんです。そういう立場の人が教育行政職の最高権力を持ちながら、町長に言われるがまま園児や生徒の安全を町の発展という、こういうスローガンに隠して、私に言わせれば個人の金儲けのために安全を差し出そうとしたと言わざるを得ないと思えます。

そこでお尋ねしますが、民主主義の模範たるべき立場でありながら、なぜ幼稚園、中学校の保護者、関係者に秘密にしたのか。中学校の校長も、一言もPTAに報告も相談もありませんでした。教育委員会が、これは指示をしたんですか。そして、教育長の任務に照らして一体何がいけなかったか、これをお答え願いたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 教育長宮崎廣行君。

○教育長（宮崎廣行君） おはようございます。教育委員長の代わりに答弁するところは、もうよろしいですか。

○15番（荒木俊彦君） はい、結構です。

○教育長（宮崎廣行君） はい。では、私のところで今ご質問のことにお答えいたしますと、金田議員の質問のときに申し上げましたように、まちづくり基本条例に照らして違反しているということに対してはお詫びしたところは再度申し上げたいと思います。それから今行われました、そこではなくてもう1つの問題点というようなことですが、私なりに、それをこんなふうに考えております。多分、荒木議員がおっしゃるのは教育財産であるから、そこをしっかりと守るのが当たり前だと、そこを差し出しているお前の責任はということではなからうかと思えます。そういう意味からしますと、12月の議会のときも、それから先般の金田議員の質問のときにも申し上げましたが、教育委員会としてはこの話があったときに学校が給食センター、幼稚園とは、説明協議を行ったきたところです。これは、これまた事務局の責任にとおっしゃるかもしれませんが、その辺のところは事務局が直接対応しておりました。考えられるのは、その説明のときに言葉で言って、ちょっとなかなか説明が正しい言葉が出てくるかどうかわかりませんが、一番最初のここに道をつくるから支障はないかどうか、つくってもいいかどうかというようなところからの協議ではなかったのではなからうかというようなことを反省しております。その辺のところは、一番最初にはっきりした上での7項目の条件云々ということになれば私もそんなふうに考えておったところですが、その辺のところに問題があったのではなからうかということを今の段階で反省をしているところです。

○議長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 要するに、道路をつくることを前提として条件づけだけでやったということかと思えますけど。しかし、まず最初にこんなところに道路をつくっていいのかどうかというのを判断する、それが教育行政の最高責任者の権限でもあり責務ではないんですか。早い話が、教育長あなたが、「こんなところはだめですよ」と。あるいは、「まず、中学校の保護者、幼稚園の保護者に相談をしてみます」と。ここから出発をすれば、こんな問題は起きなかったんですよ。そういう相談さえ考えないと、だから私は教育行政の責任者としてあるまじき問題だと言っているわけですよ。幼稚園の保護者の皆さんが必死になって集められている。もしかしたら、要するに法律の網の目をくぐって町が強行しようとするればできるのではなからうかと、私もいろいろ調べました。こんな事例はどこかにないかということでインターネットやら同僚議員やら聞きました、ほかの役場の専門家にも聞きました。そんなことは絶対あり得ないですよ。日本全国広しといえども、こんなことがあるはずがないし許されるはずがないというのが同じ答えであります。そんなことをあなたは町の発展、あそこに

開発されて家が建つのが発展ですか。その前に、まず子どもたちの安全、園児の安全をなぜ考えなかったのか、私はその反省を求めているんです。ですから、改めて幼稚園、中学校の保護者、また学校の教職員もほとんどが知らされておりました。こういう人たちに対して、きちんとした謝罪表明をするべきであると思うわけです。先ほど、町長は町広報を通じて出すとおっしゃいましたが、私も教育長も当然名を連ねて謝罪の表明をするべきだと思います。もし、それができないというのであれば、いろいろ言い訳をするのであるならば直ちに教育長という職を辞すべきであります。そこの決意をお聞かせ願いたいと思います。

○議 長（大田黒英生君） 教育長宮崎廣行君。

○教育長（宮崎廣行君） 再質問についてお答えいたします。幼稚園、それから中学校に相談をしたときに、まず、そこのところをしっかりと確認を取るべきだったとっております。申しわけありませんでした。それから、謝罪の件につきましては、町長と同じような形で私の方からも謝罪文は出させていたきたいと考えております。

○議 長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 私は、教育長をはじめ、また教育委員の皆さんも存じ上げております。いずれも立派な方々であります、尊敬に値する方々であります。しかし、一民間人ではないんです。教育行政を預かる責任者、教育長はその最高責任者、その立場に照らして教育委員会とは何ぞや、教育委員会の仕事とは何ぞやということを、改めてしっかりと議論をしていただきたいと思います。

そこで、今度の道路問題が持ち上がりまして、7月の要するに業者に対して要望が出されております。給食センター側への道路の接続は行わない。計画道路の東側、プールの横、ここに歩道を設置をすること。それから幼稚園の駐車スペースが狭いから、これを確保すること。プレハブ校舎は撤去をすること。要するに、これはこの問題が持ち上がる前に教育委員会として取り組むべき問題だったのではないですか。私は再三言いましたよ、学校の環境整備は教育委員会の責任ではないかと。管理は、確かに校長が責任を持っているかもしれませんが。総合的な環境整備は教育委員会の責任であると、責任は認められましたけど今までこんなことやってこんかったから、この際こういう条件を付けようかと。つまり、これが必要だということは認められたということだと思います。この件について関係者に、それこそ幸せの押しつけはだめですよ、こうすれば君たちは幸せになるだろうということで押しつけちゃだめなんです。皆さん方の意見を聞かなくちゃいけないんです。特に、幼稚園の送迎時のあの混雑ぶり見られたかと思えますけど、車の間を縫って、あの小ちゃいこどもたちが親の手をすり抜けて、いつ車にひかれるかわからないという状況であります。このことを知っていながら、なぜ手を付けてこなかったのかということです。

それから、中学校のプールがございます。我々が学校に行っていたころは、周りは田園地帯で非常にのどかな環境でありました。しかし、今はフェンスだけは何か変えましたけど外から丸見えです。プールの時期が終わりますと、あのプールの周りは雑草だらけです。失礼ながら、私は中学校の環境美化委員長をやっておりました、去年。「何とかならんのか」と校長に言いますと「いや、町が予算を付けてくれません。予算がありません」、結果、PTAの会費からお金を出してシルバー人材センター

から来てもらって草刈りをやってもらいますよ。こんなことを知っていながら、知らなかったかもしれないですね。しかし、知らなかったでは、それこそ済まされないわけです。ですから、改めて教育委員会として、こうした皆さん方の声をきちんと聞いて学校の環境整備、とりわけ災い転じて福となすという立場からでも、きちんとこの点について関係者の意見を聞きながら取り組まれるかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 教育長宮崎廣行君。

○教育長（宮崎廣行君） 質問にお答えいたします。確かに学校の環境の整備は教育委員会の責任でもありますので、今回いろいろ出した条件的なもの、整備するのは大切なことですので、今後皆さん方等のご意見をお聞きし、まちづくり基本条例の中に「企画立案から説明して」というような項目がございますので、その辺を押さえた上で一度にはできないかもしれませんが、年度計画を立てて予算要求等をしていきたいと思っております。

○議長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 以上で教育委員長の質問は終わりますけど、くれぐれも説明書にも書いてありますように、大津幼稚園と大津中学校の安全、それに子どもたち児童、園児の安全を最優先に、真剣に考えていただきたいと思っております。そのほか、学校には学校評議員制度なるものもあります。ここにもどうも情報は活かされていなかったようでありますので、あわせて申し述べておきたいと思っております。

時間がありませんので、次の第3問目に移りたいと思っております。ご承知のように、世界的な経済不況がまさに荒らしのように吹き荒れております。こういう時期だからこそ、地方自治法では自治体の一番の仕事は住民の福祉の充実、増進にあると謳われております。ご承知のように、町内の最大企業の本田技研熊本製作所では、事実上この3月末で、去年秋からすると800人を超える期間工社員全員が雇い止めにされると、言葉は悪いかもしれませんが首を切られるわけです。この本田の内部留保は6兆円を超えております。全国で約5千人労働者を解雇するそうですが、5千人の方に1年分400万円の給料を払うと僅か200億円です。もし、1年間こういう人たちの首切りをしないでも、本田は5兆9千800億円の内部留保が残るということになるわけです。今度の町の施策で緊急雇用対策が国の方針で予算化されておりますが、最大の雇用対策は今働いている人たちの首を切らない、雇い止めを止めるということだと思っております。そこで、本来であれば町長が直接本田に乗り込んで雇い止めをやめるように強い指導をするべきであると、私は考えます。

そこで、新年度の予算が提案されておりますが、町が考えているこうした町民の暮らしを守る政策の善進はどのように反映したつもりなのかを、まずお尋ねをいたします。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 荒木議員の雇用関連と福祉の関係でございますけど、本田さんにつきましては、本田関連の人をはじめ大津町の企業連絡協議会の各企業の皆さんと十分意見交換をさせていただいております。状況につきましてはもうご承知のとおりでございますけども、本田さんの状況についてはおっしゃるような今期分についてはどうにか赤字にならないんじゃないかなというようなお話も

聞いております。そういう意味におきまして、本年度の予算につきましても本田さんの法人町民税1億5千万円ぐらいを計上させていただいております。しかし、ほかの企業についての話については大変厳しい状況でございますので、均等割というような形で予算関係については2億5千万円近くの法人町民税を上げさせていただいておりますので、前年度に比べると21、22億円の減額になっているのは確かでございます。

そういう意味におきまして、雇用関係等については本田さんともいろんな話をやっております。例えば、製造部門の現業の中におきまして、もし地域の住民を雇っていただければ住民の雇用の方々は我が家から通って行かれるし親孝行もできるというような形になりまして、そういう意味におきます雇用を、あるいは賃金体制を取っていただけるような形はできないかと、熊本本田から全国へ発信してはいかがというような形で蒲島知事の前でもトップと話をしたりいろいろやっております。そういう状況でございますけども、なかなか企業の経営方針というものもいろいろあります。町としても、いろんな形で協力をしていかなくちやならないという思いはあります。もちろん、そういう意味におきまして本田の二輪が集約し、あるいは、そういう中で大津町も二輪の町として今後のイベントなり何なりをちゃんと考えながら、地域の声を活かしていただけるような方向を見出していきたいというふうに思っております。もちろん、それにつきましては各関係の企業も然りでございます。

そういう意味におきまして職員もしっかり頑張っております、その辺の企業連絡協議会というのは県下でも一番素晴らしい活動をしているというのは、県の方でも認めていただいております。そういう意味におきまして、いい関係をつくりながら今後についてのまちづくりにも企業もしっかりと協力していただきたいというふうに思っております。

福祉とか教育分野につきましては、やはりいろんな課題事項たくさんございますけども、そのような中におきまして、やっぱり就労が一番大切であります。その就労をどう確保するかというために、我々としては企業誘致を一生懸命やりながら、そしてその企業が地元から雇用していただける。そのためには、やっぱり人材をしっかりとか小さいうちからつくっていかなくちやならないというようなことで、教育予算関係等についても十分なる予算を配置しながら人材育成とか子どもの教育にも力を入れておるところでもあります。そういう教育ももちろんでございますけども、その前に雇用関係の推進を図るためにも、福祉の分野における子育て支援関係等についても十分なる施策をやっておるところでございます。そういう意味におきましては、それぞれの担当部長の方からお話をさせていただきますけども、今後につきましてはこの状況についてはこういう状況でございますので、この今まで多くのものをやってきたものの維持をどうしていくかという課題も大きな課題になっております。

待機児童の関連につきましても、新たにいちご保育園ができましたので、これにつきましても1億何千万円の運営費を補助しなくちやならない、あるいは、一字保育園についての改修関係も計画もなされております。そういう意味におきまして、一字保育園のあの用地もございますけども、あの用地については町の一部用地でございますので、その辺については今ご相談をしながら現在地のところの計画もされておるようでございます。一時あそこから出ていきたいという話もありましたけども、そういう中で、あの自然の中での保育園も必要じゃないかなという形でご相談もしながら、保育園の改

修関連等についてもご相談を今しております。まちづくり基本条例に基づくと、しっかりと計画立案から言わなくちゃなりませんけども、その辺のご相談はまだ今やっておるといような状況でもあります。そういう保育園関係につきましても、例えば大津保育園におきましては延長保育を夜の8時までやろうじゃないかなという形で、就労の支援関連等についてもいろいろ取り組みをやらせていただいております。そういう意味におきましていろんな形での対応もやっておるし、高齢者関連等についても今後の医療の問題とか、そういうものについても十分な対応をしながら、そして健康推進のためにもインフルエンザ関連等についても十分なる支援をやっていかななくちゃならないというように、いろんな形でやらせていただいております。

もちろん教育関係につきましても、安全のための防犯設置関係あるいは補助職員を充実させるとか、あるいは相談コーナー関係も包括支援センターをはじめ教育支援センターにおいて、まずは相談からと。そして指導訪問という形で、今しっかりと取り組みをさせていただいておるところでございますけども、まだ1年近くしか時間が経っておりませんが、今後これをしっかりと取り入れながら地域福祉とともに推進をしていかななくちゃならないというふうに考えております。もう教育予算も当初9億円近くだったのが11億円を超えておりまして、それぞれの支援をしっかりとやっておるような状況でございますので、今後については十分な財政状況を鑑みながら今後についての方向性をしっかりととらえていかななくちゃならないというふうに思っております。内容につきましては、若干、担当部長の方からご説明をさせていただきます。

○15番（荒木俊彦君） 議長もう時間がないので、私が一言。

○議長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） もう時間がなくなりましたので、改めてこの問題については質問をいたします。いずれにせよ、雇用の大変な不安の中で子育てをなさっている世帯、それから高齢者の不安、これを取り除く施策をさらに充実を求めて、私の一般質問を終わります。

○議長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。11時10分から再開いたします。

午前11時00分 休憩

△

午前11時10分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

4番議員、源川貞夫君。

○4番（源川貞夫君） 皆さん、おはようございます。通告順番に従いまして、ただいまから4番議員、源川貞夫が一般質問を行います。この度の改選におきまして、皆様のご支援により初議席を与えていただきました。誠にありがとうございました。お世話になりました。1期4年間、皆様のご指導をいただきながら大津町発展と町民の皆様のために全力を尽くさせていただきます。よろしく願いいたします。

私の質問は、3件でございます。1件目は景気雇用対策について、大津町としての取り組みをお伺いいたします。今、一番町民の方々がこの問題について先行き不安を抱いておられるのは事実で



ございます。先日の永田議員、新開議員、月尾議員、そして本日の荒木議員の質問と重複する点が多々あるかと思いますが、再度お聞きしたいと思います。

2件目は、大津駅前パトロールセンターの設置が計画されておりますが、それにあわせて折角ですので警察官常駐の駅前交番を設置する考えがあるのか、それもお聞きしたいと思います。

それから、3件目は法務局移転の件についてでございます。

それでは、まず1件目の雇用対策についてです。昨年の秋からの急激な世界経済の落ち込みにより、不況の波が大津町をも直撃しております。自動車や半導体関連の企業をはじめとして、すべての業種において広がってきております。今後もさらに雇用状況が深刻化し、景気もこの先どこまで落ち込むかわからないのが現状でございます。会社は業績改善のため、また生き残るためにも、リストラや非正規社員の解雇、期間従業員の雇い止め等、ますます増加していくものと思われま。会社は、人員削減を避けるための策として休業や残業削減、ワークシェアリング等を導入する会社も出てきております。離職は免れても収入が減少する人たちが増えているのが現状でございます。

先日の新聞記事で、「政府与党の新雇用対策プロジェクトチームは1兆6千億円程度の緊急雇用対策をまとめて追加経済対策に盛り込まれる見通し」とのことが記載されておりました。同時に、雇用調整助成金を活用し、ワークシェアリングの試みを支援する制度も創設されるようでございます。緊急雇用創出事業についても、08年度二次補正予算に計上した1千500億円から3倍程度の規模になるよう積み増すようでございます。政府としては、いろいろな対策がなされるようであります。今後これらの制度等の利用はもちろん、この大津町独自の策も検討していただきたいものであります。

大津町といたしましては、緊急雇用相談窓口をすぐさま設置し、国が創設した緊急雇用創出資金、ふるさと雇用再生特別資金等を活用して、離職者を対象に臨時募集されております。約25名から30名程度の募集をし、町内の企業、JA、商工会、土地改良区等とも協議されたり問い合わせをされていることと思います。さらに、この緊急雇用相談窓口を延長していただき、ハローワークはもちろんほかの団体等への斡旋相談等続けてほしいと思います。そこで、町内企業等の離職者の数、今後の離職予定数、相談件数、今までの経過及び今後、町としてのできる支援策やお考えがあればお伺いしたいと思ひます。

次に、景気対策に対してどういった考えでおられるのか、これもお伺いしたいと思ひます。例えば、隣の菊陽町では環境に優しいエネルギーの普及を進めるために、太陽熱温水器と太陽光発電システムの導入に対しての助成を始めようとしております。大津町においては、太陽光発電助成に対しての成果、それから今後の普及推進のお考えをお聞きしたいと思ひます。また、今後ガソリンを使わない電気自動車、電気二輪車等の開発が、さらに進んでいくものと思われま。少しでも購入しやすいように、町独自による助成をする考えはないのでしょうか。

また、今回定額給付金、大津町全体で4億6千500万円、それから子育て応援特別手当、大津町全体で480名×3万6千円ということで1千700万円が、同時に4月に入ったら支給されると思ひます。支給方法は振込による支給ということでございますけども、貯蓄に回す人が多いか、

それはわかりません。そこで、この支給時期にあわせ、少しでも地元消費、地元活性化につながればと、多くの自治体では商店会や商工会と連携して地域活性化生活対策臨時交付金を活用したりして額を上乗せしたプレミアム付商品券を発行するようでございます。我が大津町としての町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 4番の源川議員の1、2番を兼ねまして景気雇用対策についてご答弁を申し上げたいと思います。雇用対策は、皆さん一番、国も重大な責任を持ちながら進めておられます。我々行政もしっかりと地方においても取り組んでいかななくちゃなりませんけども、国の予算関係もまた臨時予算を10兆円近く組むような話も出てきております。それだけ重要な雇用対策であるというふうに考えておりますので、我々地方においても国の施策に則りながら、どのような対策をやっていくかというのを今後検討していかななくちゃならないと思っております。現在の国の関係の基金活用とかいろんな形の緊急雇用についての国の施策について、我々の方も今それに対応する形でやらせていただいております。

この不景気の中におきまして、議員おっしゃるように企業というような感じでいろんな形で調査いたしましたところ、窓口相談をやっておりますけども、現在のところ31名の方がご相談に上がっております。また、そういう意味におきまして、今後どうするかということでございますけども、今、職員が休みなく休日も返上して相談を受けておりますけども、今後については議員おっしゃられるようにハローワークの紹介以外のもの、そういうきめ細かいものを職業紹介無料相談というような形で今後取り組んでいくために1人専門の方をお願いしながら、それに対応していきたいなというふうに思っております。また、現在のところ185名ぐらいの方が見込まれております。今後につきましては、まだまだ増加する傾向は確かにあると思います。もちろん、町内の企業におきましても解雇止めになっておりますけども勤務状態は週3日とか4日とかいう形を取り入れられておられるようですし、本田関連企業の協力企業も金曜日は休みであるとか、本田さんも土曜、日曜は休みとか、そういうように生産調整を兼ねたところの雇用の状況関係も、しっかりやっておられるようでございます。

いろんな調査によりますと、ワークシェアリングというような形で雇用止めをやって失業者対策をやるのが一番いいんじゃないかなというようなのは、やっぱり調査によると70%近くの方がそう思っておられるというようなことでございますけども、そのような方々をどう雇用していくかというようなことも今後の検討事項じゃないかなと思います。大津町におきましての対策というようなことは今後検討していかななくちゃなりませんけども、やっぱり休耕地の地産地消の活用とか、あるいは今ふるさと雇用再生特別基金関係等、あるいは緊急雇用創出基金というような形で、短期のものと3ヶ年の長期のものがございまして、そのような基金を利用しながら大津町における雇用継続ができるような事業の立ち上げを検討していかななくちゃならないんじゃないかなというようなことで、先日的一般質問にもありましたように、こんな思いがありますよというような話をしておりますけども、やはりエタノールエンジンとか、そういうものの関係を今ある業者がやっておりますので、その辺の回収関係の問題もございまして、そういう方をうまく使いながら今後の企業に持っていけるかどうかと

というようなことも考えなくちゃならないし、あるいは農耕関係についての体験農業をしながら、そこで就農できるか、あるいは農業のおもしろさを体験していただいて今後農業関係の販売まで持っていけるようなものができてくるのかと。あるいは、白川を利用したところの観光産業なり、いろんな形のもものが大津町にはまだまだ活用できるものがあるんじゃないかなと、そういう意味におきまして関係機関等について今、検討をさせていただいておるところでもあります。

そういう意味におきまして、今後の雇用については短期的なものでなく長期的なものがどう生きていくかということを検討しなくちゃならないんじゃないかなと思います。雇用保険のある方々については、国の方でもそのような形で資格とか技術関係の援助をしながら、無い人たちについては生活支援をやっていこうというような話もあっておりますので、いろんな形の中で国とともに今後の国の予算をどう活かしていくかということも、それに乗っていけるような対策をしていかななくちゃならない景気対策もあるんじゃないかなと思っております。

議員おっしゃられるように地元におけるプレミアム商品券の問題でございますけど、現在のところ検討させていただきましても、商工会あるいは商店街関係について、一部商店街の中で自力で取り組んでおられるところもございますけども、実際それを町がやってどこまで効果があるかというようなことも検討しなくちゃなりませんけども、1割ないし2割の負担を町が独自でやってどこまでその辺の経営対策になっていくのかなというのでも検討を若干しておりますけども、今のところ今後についても商工会関係としっかりと取り組みながら、消費内需拡大の方向に検討を進めていかななくちゃならないんじゃないかなというように思っております。景気雇用というのは一番大切な課題となってきましたので、今後については国の大きな補助予算関係も生まれてきますので、それに対応できるような形の対策を今後取っていかななくちゃならない、あるいは活用していかななくちゃならないというふうに考えております。

○議長（大田黒英生君） 源川貞夫君。

○4番（源川貞夫君） 最後に言われましたプレミアム商品券のことですけども、自分たちの町内会といますか商店会、商店会で独自にされているところもあります。そういう一生懸命に頑張っておられるところに対しても、それに、またさらに上乘せを1割なりすれば、1割5分、2割のつが2割5分というような形になりますので、やはり全部町の方からというだけじゃなくて自分たちもこんなに頑張っているんだというのに対しての気持ちの表れとといいますか、そういうのも、ぜひしていただきたいなというふうに思うわけでございます。確かに財源は厳しゅうございます。だけど今、一生懸命頑張っておられる方に対して手を差し伸べてやるのが行政じゃないかというふうに思っておりますので、まだ日にちはありますので歩きながらといいますか進みながら状況を見ながらでも、もしそういう対策が取れたらなというふうに思っております。

それと、先ほどの雇用の問題ですけど31名というのは相談ということですかね。相談があったのが31名。

○町長（家入 勲君） 31名がご相談に上がっておられます。

○4番（源川貞夫君） 実際募集をされたのは25名、臨時職員として。それもちょっとお伺いしたい、

その数字をですね。相談件数と、それと実際臨時雇用として採用された人数。それと、今後どういう形で何名ぐらい採用される予定というのか、そういうのがあるのかですね。それもちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 源川議員の相談件数の件でございますが、一応31名でございます。そして、また相談があっておられる方がおりますので取りまとめとしては32名になるかと思いますが、内容の雇用形態でございますけれども正規職員の方、もちろん派遣職員の方とか、その方たちが相談に来ていただいております。それから、募集関係で実際広報等にも出させてもらっていますが、先ほど町長が申しました地元の消費拡大も含めたところとか、あるいは就業関係も含めて、あるいは環境整備関係等で募集は31名でございますが、それからの採用については4月1日以降になりますので今、議会にお願いしている3千700万円の雇用対策分でございますので、雇用の内容についてはちょっと募集的には31名の予定の方で、それ以上の方が当然募集をされているところでございます。

○議長（大田黒英生君） 源川貞夫君。

○4番（源川貞夫君） 先ほど荒木議員の方からも数字的なことを言われましたけど、本田関連さんだけでも800名というような離職者の方がおられるということで、今後特に秋口にかけて、さらに加速するんじゃないかなという状況をお聞きしたりします。それに対して、先ほども言いましたように、もちろんハローワーク等いろんな就職斡旋等があると思いますけれども、今後さらに増えた場合、増えてくると予想されますので実際緊急相談窓口には来られてなくても、そういう方が大津町におられるという数字だと思いますので、それに対して先ほど荒木議員も言われましたけども、特に会社の方にこちらからワークシェアリングのような形ででも奨励していくとかお願いするというようなことも必要じゃないかと思いますが、その件についても町長の方、よろしく願いいたします。それは、本田さんだけじゃなくて他の企業さんにも言えることだと思いますけども。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） もうご心配のように、やっぱり秋口近くになると、また一段と雇用の失業者というのが出てくるのは確かじゃないかなという心配をしております。もちろん就職をお願いするといっても中小企業の皆さん、大津町の企業の皆さん、雇う力がないんじゃないかなと思っております。1年、2年、自分のところで耐えていくのがどうかなというような状況でございます。先ほど言ったように、同じ会社でも週3日間勤務で、あと4日お休みよというようなところが、大津町の企業の中にも出てきておりますので。だから、そういうような状況の中で新たに就職をというと本当の臨時のお手伝いというような形になってまいりますけども、それでは短期間の雇用だけで大丈夫かなと。将来のことを思えば、それではまずいんじゃないかなと。だから、どのような形で雇用継続ができるようなものを我々は今、検討をしていかなくちゃならない。先ほど、ちょこっと思いを言いましたけども、そのようなものが関係機関と十分相談しながらやっていけるかというようなことをお願いしたいと思います。今の短期間の間では、この基金活用では福祉の中での大津町にある福祉法人の3つの施設とか4つの施設の方で2人近く雇っていただく。これは継続、資格取ったりいろいろしながら、

やる気がある人たちにはそういう形で雇用してもらおうというような形になってくると、若干100人、200人の雇用じゃないんですけども、そういう一つひとつの小さなものを積み重ねながら、そういう企業には1人でも2人でもご協力できるような方向にいかなくちゃならないし。しかし、町として雇用をどう確保しながらやっていくかということについては、やはり町と関係機関と相談しながら、その中で雇用を生み出すようなものを考えていく、そして将来の見通しをしっかりとつかみながらやっていけるもの、10年、20年続けていけるようなものを検討していかなくては本当の雇用というのは成り立っていかないんじゃないかなという思いをしておりますので、今後十分なる検討機関を各関係者等も相談しながらやっていかなくちゃならないと思います。ただ小さな、さっき言ったそれぞれの中小企業の1人、2人の雇用促進については、大津町の方で21年度、今回職員というか担当者を置きながら雇用の推進を図っていくというようなことで、今そちらの方の道はそういう形で開かせていただければというふうに考えております。

○議 長（大田黒英生君） 源川貞夫君。

○4番（源川貞夫君） 先ほども言いましたように、皆さんこの先どうなるのかなど。必ずいつか夜明けは来るという話もありますけども、ここ2年なのか3年なのか、それがわからない状況ですので、そのためには先ほど言いましたように、少しでも本田さんの商品なり地元消費を、地元の企業さんあたりの商品を買うという形で少しでも景気回復につながればなというふうに思っております。

続きまして、2件目の質問でございます。JR肥後大津駅前駅の駅前パトロールセンターの設置についてでございます。町民の安心・安全のため、また監視するためにボランティアによるパトロール隊がこの大津町でも各地で結成され、自分たちの町は自分たちの手でということで安全なまちづくりを目指して自主的にされていて有り難く、また頼もしくも思っております。PTAや地域の人たちによる登下校時のパトロールもされております。大津町の玄関口である駅前に、こうしたボランティアの方々などのためにもパトロールセンターを設置されることに関しましては心強いものになることだと思います。情報交換、地域づくり、防犯活動の拠点として期待するものであります。防犯カメラの設置と、さらに警察との連携した活動の意味も踏まえまして、できますれば警察官常駐の駅前交番設置もあわせて考えてほしいと思うのでありますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 駅前の防犯パトロールセンターというようなことを考えさせていただいておりますが、この件につきましては地蔵祭りの件で、あの地域にいろんな課題が起きております。警察ともいろいろご相談をする中におきまして、昔はやはり大津町の町中に大津署の本署がありましたので、住民の皆さんがそれなりの安心・安全であったかと思えます。そういう意味におきまして警察ともご相談をしておるところでございますけども、4、5年先には大津警察において駅前交番というものをつくりたいというような話を聞いておりますし、例えば森と、それから我々知らなかったんですけども大津署の中に交番の役割があるそうでございますので、それを2つを統合しまして駅の周辺、将来の駅を今、検討させていただいておりますので、南の方に置くのか北側に置くのかというような形の交番を設置できればなということで、警察の方もそのような計画の案をしております。そういう

形で、この前森の方での地元の区長さんたちに警察の方から一応説明はあっておるようでございまして、それは仕方ないなというような意見が大半を占めておられたという話を聞いております。そういう意味におきまして、パトロールセンターにつきましては差し当たって5年間ぐらいは北側の大津町の敷地がございまして、あの一角に5年間の間においてはパトロールセンターというようなものを設置しながらボランティア関係の方々、あるいは今回の21年度における大津署にも緊急雇用対策で5月から1年間4人を配置し、町でも6ヶ月間5人を緊急雇用で雇用し、パトロール強化の拠点として活用を考えております。そういう意味におきまして、あの周辺の安心・安全のためのパトロールというような形で設置したいというようなことで、今回予算の方をお願いをしているところでもあります。今後については、駅周辺の計画がなされる中での本当の意味の交番ができてくるんじゃないかなという思いをしておりますし、そのように県警の方にもお願いをしておるところでもあります。

○議長（大田黒英生君） 源川貞夫君。

○4番（源川貞夫君） 今、答弁の中にもありましたように玄関口でもあります。そして、あそこがどうしても中・高校生、それから若年のたまり場とか喫煙、自転車盗難とか、いろいろそういうのが出てくる可能性のある場所でございます。去年、一昨年在地蔵祭りのときの暴動も然りですけども、やはり警察の方からも、ちょっとそのとき言われましたけど「駅があるけんですね」というようなことで、どうしてもたまり場というのですか、そういう場があるもんで祭りするときも相当、一時的にただ見回りしても、やはり常駐がほしいなというのが私だけじゃなく、ほかの方も思われていると思います。特に、また今年も地蔵祭りの件に対して、特にその当日あそこに警察の方からやっぱり本部をつくっていただいて、やっぱりそういう体制を取ってもらわないと、また一昨年のようなことが起きちゃせんかなというふうに危惧しておりますので、今言われたように4、5年先ということで、それまでセンターをつくって常駐じゃないですけども様子を見ようというような答弁だったと思います。そういうことで事件がいろいろ、特にこういうふうにな景気になってきますと、いろんな犯罪が多く発生します。特に、職をなくした方なんかの犯罪等も考えられないような事件が発生するかもしれませんので、やっぱりそういう面でも早期の駅前交番の設置をお願いしたいというふうに思っております。

その点も、よろしく願います。

○議長（大田黒英生君） 今の質問かな。

○4番（源川貞夫君） じゃ、次3件目の質問をいたします。法務局移転の件についてでございます。現在の法務局が引水にあります旧若草学園跡地に移転するとの計画について、地元説明会が昨年4月、1度行われました。しかし、その後どうなっているのだろうかという話があちこちで聞かれますので、話によりますと延期と、それから一時凍結なのかと。一部の方から話が出ているようでございますけども、現在の進行状況の説明をお願いしたいと思います。それから、移転になった場合は法務局の跡地の活用についてでございます。歴史資料館ができると、そういう計画だということもお聞きしました。その理由づけとは、どうしてあそこに歴史資料館なのかという疑問の方もおられます。歴史と観光を結びつけた将来の構想の中に入っているのかもしれませんが、中心商店街の一角であります。ほかに、この土地を利用する案はなかったのだろうかという疑問に思う方もおられます。それと並

行いたしまして、まちづくり交付金事業での中央バス停周辺にまちづくり交流センターの計画がなされており、今、工事が進められていると思いますけども、その役割と活用についても伺いたします。具体的に、どこまで話が進んでいるのでしょうか。交流センターの建物二階建てとか聞いておりますけども、そこに入る団体、どういう具体的に決まっているといいますか、その点もよろしく、今の状況だけでもどうなるんだろうかという問い合わせとか、そういう相談等もありますので、その点もよろしく伺いたします。ちなみに、中心商店街というのにこういう施設が必要なのだろうかとか、ほかの場所ではいけなかったのかなという疑問も湧いてきます。中心商店街の活性化について、どのような姿の未来像を考えておられるのか、町長の基本的な考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） まず、法務局の件でございますけども、この件につきましては昭和60年に改築されておまして、その後13年に合志出張所や菊池出張所の統合に伴いまして増築がされております。そういう中で既存の施設が手狭であるというようなこともあって、平成18年の11月に町に対して交通アクセスの良い場所に1千500程度の移転候補地についての相談がありました。そこで、町は何ヶ所か移転の場所を紹介いたしましたところ、法務局といたしましては若草学園跡地、引水の方の跡地でございますけども、そこに計画を進めていきたいというような申し出がございまして、平成20年度になり動きが本格化したわけございまして、20年の4月に引水公民館において31人の地域の皆さんに参加をいただき、第1回の説明会を開いておられます。その後、敷地調査や測量設計などの手続きを進められておりましたが、12月議会の一般質問の中でも若草学園跡地関連の問題で用地測量や事務所の基本設計などが本格化し、引水地区への説明会など行いながら協議を進めていると説明されたところでございます。既にマスコミ等で報道がございまして、地方分権推進改革会議による事務事業の見直しが行われており、その影響で法務局が整備を委任している九州地方整備局から当初の予定から遅れるとの説明を受けました。そこで、内容を確認したところ今後の変更スケジュールも現段階では未定であり、工事の着工期日、期間など明確にできない状況であり、ご迷惑をお掛けしているとのことで、事業自体が中止というものではないとのことでございます。

当初の移転計画では、本年4月から工事着工の予定となっていましたので地域の囑託員さんと打ち合わせ、2月中旬に第2回目の地元説明会を計画しておりましたが延期することになりました。今後、国の事務事業の見直し状況を確認しながら、法務局からの明確な着工期日等が確定した後に地元説明の計画及び議会への説明をしていきたいと考えております。そういうような状況でございますけども、阿蘇地区を一緒に合併したいというような案もお持ちのようございまして、阿蘇の方の説明、ご了解を得るといようなのが検討されておると聞いておりますので、これはあくまでも、あるところの情報でございますけども、法務局からは今言ったような状況でございますけど、裏の方の情報になると、そういうような状況でございます。「移転したときには阿蘇法務局と付けてもいいですかね」なんていう話も私の方にきておりますけども、「大津町にその行政業務があれば助かりますから、名前はともかくとして現在のところで建設できればいいですね」といようなことで、大体話をそういう形でお話はしておりますけども、近い将来計画が実行になされていくんじゃないかなというふうに考えて

おります。そのようなことで、法務局の跡地の中における歴史資料館というようなことでございますけれども、これにつきましては図書館ができるときに一緒に資料館をできればという住民の皆さんの思いがあったようでございます。そういう意味におきまして、もし法務局が移転できれば、今、護川の小学校跡地の方に保管されております歴史遺跡埋蔵物等、今、整理をさせていただいております。これにつきましても、今回の雇用対策関連等でお願いしながら整備を急がせておるところでもあります。そのような中で、梅の造花保存会や押し花や切り絵などの文化関係の団体の活動の場を提供する場所というようなことで一応考えさせていただいておるというようなことでございますけれども、これもまた、まちづくり基本条例に則って十分なお相談をやっていかなくちやなりませんので、その辺につきましてはまだ私の思いというか、今までの住民の皆さんの思いがそのようでありましたので、そういう形で関係の皆さんにはいかがでしょうかというような話をしておりますので、今後については地域の中でしっかりとご相談をしながらやっていかなくちやならないというふうに思っております。もちろん、あの施設は耐震関係では大丈夫というようなことでございますので、公共で使う施設については耐震がまず一番でございますので、あの建物の利活用を考えていきたいというふうにも思っております。

そういう意味におきまして、まちづくり交付金事業で今の中停でございますけれども、その辺の事業については19年度から23年度までで19年度に用地を取得し、20年度に建物の取り壊しを行ってきております。22年度に基本設計や実施設計を行いながら、23年度に建物建設を含めた施設整備を行うという予定をしております。そういう中におきまして、まちづくり協議会に昨年度から、20年度はいろんな課題をお願いをしておるところでもあります。もちろん、まちづくりの基本であります駅周辺を兼ねたところ、あるいは上井手の沿いの仮称ツツジロードと申しておりますけれども、そのような散策道路、歴史文化を活かしたものととも、この中心市街地における商工関係の起爆剤になるようなものをつくろうということでございますので、まだ建物が二階建てとか三階建てとかそういうものは全然考えておりませんし、協議会の方に「この地域をどう皆さんお考えですか」というような形で協議会の方に諮らせていただいております。そのようなことで、まだ答申はいただいておりますけれども、我々としては基本的には、思いはこの上井手を利用して、あるいは本年度、新エネルギーの関係で国の補助金をもらってビジョンを計画しておりますけれども、これについてのビジョンの中での事業が、その後とり入れれば2分の1の補助というようなこともありますので、そういう形の中で上井手から支線が出ておる関係を町独自で調査しましたところ3ヶ所ぐらい危険箇所があります。そういう用水路の整備も県の方にお願いしながら、それに伴いまして水力発電なりミニ発電というか水車を利用したところの大津町の産業を起し、体験コーナーというような形の中での商工観光産業に力を入れていければ、この地域の商店街とか活性化につながりはしないかなという思いも持っております。これはあくまでも私の思いでございますので、今後については地域住民の皆さんと十分ご意見を交わしながら、もちろん商工会の皆さんとともに、どんなまちづくりをしていった方がいいかというのを今、検討させていただいておりますので、22年度の計画の中でそれが生きていければというふうに考えております。



○議 長（大田黒英生君） 源川貞夫君。

○4番（源川貞夫君） 町長の考えが、少しはわかったような気がいたします。ですけども、今現在大津の商店街を見ていただくとわかりますように、やはり空店舗が1、2軒ずつ増えつつあります。そこに、次に入ってこられる業種の方もなかなか来ても長続きしないというような業種の方が多いようでございますけども、特に空店舗に対しての補助というのは本年度で終わりですかね。それを継続の方は考えておられるのか。一応、本年度で確か終わりだったと思いますけども、その点も考えのほど、よろしくお答えいただきたいと思います。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 5ヶ年関係の事業ということで、空店舗の補助事業を行ってきておりまして本年度で終わりというような時期を迎えております。そういう意味におきまして、例えば商栄会の中での頑張りについても、本年度もその事業についての予算を補助ということでやっております。そういう形で、我々としてはおっしゃるように5年間の中で空店舗、シャッター通りをなくするという目的の中でつくられた補助事業でございますけども、本当の意味においてのこの地域で補助をやって、この地域が本当にうまくいけるのかなというのは過去5年間で検証したところ、疑問を持っておるところであります。そういう意味におきまして、新たな事業、新たなものを何かできないかなというようなことで、補助事業についてはそのような中で検討していかなくては、この地域の活性というか町おこしはできてこないんじゃないかなと思います。古いと言うと叱られますけども、その辺のシャッターというか一間か二間ぐらいの間口の中での商売がどこまで長続きするかと。だから、おっしゃるように失業された方が一時的に食堂とか、あるいはそういうものをやられるための補助というような形になれば、その辺の中で検討もできるかと思っておりますけど、その辺の内容については今後の雇用対策からみの中で検討していく。そのためには、やっぱり基本的なまちづくりの思いが、どういう形でやっていくかということについても商工会と十分相談しながら、ただやるだけではいかなもんかというふうに思っておりますので、今後の雇用対策を兼ねたところでの検討を今後はやっぱり進めていかなくちゃならないというふうに考えております。

○議 長（大田黒英生君） 源川貞夫君。

○4番（源川貞夫君） 時間もまだ少し残っておりますけども、私も初めてでございますので今回はこの辺で終わらせていただきたいと思います。

○議 長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。午後は1時10分から始めます。

午後0時04分 休憩

△

午後1時10分 再開

○議 長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を行います。9番議員、坂本典光君。

○9番（坂本典光君） こんにちは。坂本典光が一般質問いたします。

2008年9月4日の読売新聞に、次のような記事が載っておりました。「荒れた学校再生。福岡田

川郡の中学に支援本部設立へ」と。「一部生徒の授業妨害が深刻化し、校外に教師の指導に従わない生徒を通わせるサポート教室を解説した田川郡内の中学校に、住民ボランティアが生徒指導や学習支援などに当たる学校支援地域本部が近く設立される見通しとなった。同校の教頭は、学校と家庭だけでは解決できない問題に地域全体で取り組むきっかけになってほしいと話している。同本部は、文部科学省が校区単位での設立を進めている事業で、今年度中に全国1千800校区の指定を目指している。同省の指定を受ければ活動に必要な資金が援助される。荒れた中学校の再生に地域の教育力を活用しようと、地元の教育委員会は8月、県教委を通じて文部科学省に本部の設立を申請する方針を固めた」というふうなものであります。

私たちのこの地域には今、今日こういう荒れた学校の問題について、かつてはありましたけども今ないから他人事のような問題でございますけども、この辺について、ある元教師の方が自分のブログにちょっと書いている部分は、福岡県田川郡内の公立中学校で一部生徒による授業妨害が続き、校長と教頭が心労で体調を崩し休職や自宅療養をする事態となったと、こういうことなんですが。これから先の問題についてはそちらの方の田川の方の問題でしょうから、こういうことがあっているようだという事だけでここは終わらせたいんですが。私が、町のPTAで活動していた20年から15年ほど前、大津中学校では一部の生徒が荒れておりました。そのときバットを持って暴れたりガラスを割ったり、それから教師へのいじめ、暴力、それから卒業式が荒れて私たち保護者も大変な思い、あるいは荒れそうだということではいろんな準備をしたというふうなことを思い出します。それで、最近この中学校が荒れているという話は今現在聞いておりませんが、聞いてないのか内部では少し何かあっているのか、現状を問うものであります。

○議長（大田黒英生君） 教育長宮崎廣行君。

○教育長（宮崎廣行君） お答えいたします。大津中学校の現状ということで答えてと思いますが、大津中学校は現在生徒数が、1年が5クラスで179名、2年が5クラスで201名、3年が5クラスで191名、特別支援学級2クラスを足して合計17クラス、571名の学校です。

昨年度から、熊本県学力充実研修推進校と大津町の特色ある学校づくり、この指定を受けて昨年の11月に研究発表会をいたしました。生徒の整然とした授業態度や活発な意見発表等があり、盛会のうちに研究会を終えることができ、参加者にも大変好評でした。このほかに、教育委員会としましては年3回の学校訪問や、毎月の大津町教育の日で各学校を訪問しております。そういうときに大津中の生徒の授業を参観しましたが、落ち着いて授業に取り組み、活発に発表を行っている姿を見ることができ、教師と生徒の人間関係も良好です。また、自転車や靴が整然と並んでいますし、掲示物もきれいに張ってあります。全体的に環境も整っている様子を見ることができました。

坂本議員が言われる「荒れ」についてですが、その当時は確かに教師に対する暴力行為や暴言を吐く、集団で授業を抜け出し運動場を徘徊したり喫煙をしたり、渡り廊下や校舎内にスプレーでの落書き等があったりと、目に余るような行動が起こっておりました。全国的にも構内暴力がメディアでも取り上げられ、連日報道があっていました。ただ、坂本議員の言われるとおり、これは一部の生徒であり、他の多数の生徒は真面目に授業や部活動に頑張っていたと聞いています。

現在の大津中ですが、目に余る問題行動、荒れ、これはほとんどありません。生徒も教師もいろいろな面でしっかり頑張っています。しかし、全然何も問題がないというわけではありません。友達同士のトラブルやいじめ、不登校問題など、解決しなければならない問題も起こっているのは事実です。学校としては、校長をリーダーとして全職員で解決に向けて現在取り組んでいますし、いい方向にも向かっていると思っているところです。

○議長（大田黒英生君） 坂本典光君。

○9番（坂本典光君） 昔から考えると非常に夢のような話でありまして、校長先生をリーダーとして頑張っていらっしゃるという誠に喜ばしいことでもあります。全くないといったら、またこれは荒れじゃないんだけど学校の中で問題がないといったら、これもまた問題かもしれません。というのが、また学校というのは社会人になっていくための自分たちの体験の場でもあるわけですから、そこで失敗を繰り返しながらやっていく、学んでいく。教えだけじゃなく自分たちで育てていくというふうなのが学校の役割でしょうから、それはそれとしていいのではないかと。ただ、生徒たちが暴力的になって自暴自棄になって暴れ出す、そういうふうなのがないということは非常に喜ばしいことでもあります。多分そういうふうに見えるだろうというふうに思っておりましたから、次の展開ができるわけでございます。

さて、1問目はその話を聞いて終わりました、2問目に入ります。それでは、その荒れていた大津中学校はどうして荒れがなくなったのか。つまり、この2番で言っているのはどういう策を講じて終息したのかという意味であります。ここをお話したいと思えます。

○議長（大田黒英生君） 教育長宮崎廣行君。

○教育長（宮崎廣行君） お答えいたします。どうして荒れがなくなったかという質問でございますが、先ほども申し上げましたとおり、現在は大きな問題行動もなく落ち着いて学校生活を生徒たちは送っています。特効薬として、1つのことをやったからすぐに解決したということではありません。さまざまな取り組みなどがあったからこそ、今の大津中学校があると言えます。

さまざまな取り組みの前に、現状打開に対して当時の校長先生、その先生の学校愛と申しますか生徒愛と申しますか、大津中学校はこのままでいいのか、どうにかして立て直そうとする強いリーダーシップを発揮されたからだと思っております。少しずつ荒れていく過程の中で、校長は担任または該当教師を指導したり、自ら生徒を指導なさったとは思えます。しかし、良い方向には向かわない。何とかして職員を一致団結させ全員で解決するために、いろいろな取り組みをなされたものだと思っております。

そのうちの1つが、地域保護者との連携の強化です。それまでは、保護者が学校を参観し生徒の様子を見てびっくりし、どうにかならないのかと話をしたりしていたのですが、校長先生がPTA執行部に働きかけ、父親委員会を立ち上げられました。学校と家庭が協力して参観のみならず生活面で学校への協力たちを惜しまず、生徒たちに頑張っていかれたと聞いております。やはり、家庭との協力態勢がきちんとでき上がってきたことが1つの要因だと考えております。

また、2つ目にはトイレのスリッパや靴箱の整理、自転車等を整然と並べるなど、小さなことをき

ちんとするように全職員、共通理解を求められたことです。先ほど、父親委員会もお話しましたがPTAも協力されておるし職員も頑張らないわけにはいきません。教職員、保護者が一体となった徹底指導、これを繰り返すことによって生活習慣の乱れが減ってきたことも1つの要因だと考えております。

また3つ目は、当時は全校生徒、確か900名近くいた大規模校でしたが、大津北中と分離し、400名近くの適正な学校規模になったことも要因の1つとして上げられます。適正規模になったことにより生徒数も減少し、生徒を今まで以上に見つめることができるようになったこと、職員の数も減少し全職員の共通理解が以前より図れ、徹底した指導ができるようになったこと。そういうことによって落ち着いた生活ができてきたといえます。

4つ目は、校内暴力など問題行動を起こしているリーダーとなる生徒たちの縦のつながりを切っていったことだと思います。卒業前から絶っていくように下学年の指導を強化したことも要因の1つであり、継続していく校内暴力、学校の荒れを防いだということです。

このほかにもまだ小さいことは幾つかあるとは思いますが、このようなさまざまな取り組みが重なって現在の落ち着いた学校生活が送れているのではないかと考えているところです。

○議長（大田黒英生君） 坂本典光君。

○9番（坂本典光君） 当時のことを思い出しますと、あそこの中学校の前に横断歩道がありますけども、その当時の校長先生があそこの横断歩道に立たれて朝から指導されていたと。そのことを教育長はおしゃっているのかと思うんですが、確かにその辺から段々となくなってきたのかなと、私はそのころ外部におりましたからよくわからなかったんですけども、そういう説明であったのかなと思っております。

やはり、私たちが見る学校の先生というのは、非常に私は大変な仕事だなと思っているわけです。ここに先ほど、私はある元教師の方のホームページに書いてあったことをちょっと読んでみますと、非常にこの方がそういったことでも苦労されているということ。それが私どもにはなかなか部外者には見えない問題がございまして、ここんところを私ちょっと読んでみたいと思います。この元先生の方が、二度ほどこういう学校に赴任したことがあるということなんです、「こういう状態の該当生徒たちへの対処方法は、経験上から言えば自分の子どもだったらどう接するか、これに尽きる。そういう状況なら、愛情ある普通の父親であれば体を張って指導するだろう。それしかないだろう。こういう状況で教師が心労のために倒れるという報道をよく聞くが、厳しいようだが自分の指導が功を奏しないわけをじっくり前向きに考えるしかないし、倒れている場合じゃないだろうとまで言いたい。」と、この方は元教師の方だからやっぱり同僚というか、その仕事に対して厳しい方ですね。「自分は、小・中の教師だったら、まずは中学校に進めることを勧めたい。心身ともに成長し、中3になれば生意気盛りの男子生徒である。そこを指導できる力量がなければ、それは教師失格だろうと思う。」と、こういうことを書いていらっしゃる。「体を張るといことの中身には、いろいろな意味がある。男だったら、殴られたら殴り返すぐらいの気力が必要である。自分は、相手と10分くらい睨み合ったこともある。相手が目をそらすまで、じっと瞳の奥を睨みつけたものだ。」と、こういったことで相手

とのそのうちにコミュニケーションが取られてくるというふうなことを元先生の方は書いてらっしゃるわけですが。やっぱり体を張って対処する、そういう反抗期の生徒に体を張って対処する、私は学校の先生というのは本当に大変なんだと思いました。それまで何やってんのかなというふうに感じてたんだけど、やはり聖職とは言ったもんだなということで、そういったことでこういう立派な先生方がいらしたから、今までずっとそういった問題は起きらなかったんだろうと。私たちが、自分が大津中学校に通っていたころを思い出しますと、ここにいらっしゃる職員の皆さん、そして議員の皆さんも大体同じ年代に通っていたことだと思います。その当時、生徒数というのはこんなもんじゃなくて、私たちは学年で550ぐらいおりましたから、もっと大変だったと思うんですけども。やはり、その中にピリッとしたり、ピリッとしたりというのは何かわからんけどもうささいというか、この人の前では甘えられないというか、ちょっと言葉を俗世間の言葉を使うわけいかんから考えてるんですけども、その先生に対して、ある意味では尊敬の念、ある意味では恐れをなすといいますか、そういう方々もやはり学校には必要ではないかなというふうな気がして私は仕方がないんですね。そういったことが、だんだん、これの裏には生徒への拳を振るうのはどうかとか、いろんな問題がその過程にはあったのかもしれませんが。しかしながら、体を張って我が子のように接するようにやるということになると、やはりそこで厳しい言葉、そして、さっき言った睨み合っても相手にわからせるというふうなことが大事だったんじゃないかなというふうに思います。

さて、それだけじゃなく一頃、少年の、未成年者といいますか若年者といいますか、暴力沙汰が非常に社会問題化したことがございます。で、新しい少年法の改正、これができたのが改正少年法、これができて、あるいは施行されたのが平成13年の4月からであります。これは未成年者が、あるいは若年者が大きな犯罪を犯しているというふうな、犯す人が増えてきたというようなことで改正されたものでございますけども、この中で刑事処分可能年齢を16歳から14歳に引き下げたということ。この辺の問題が、近年14歳、15歳の少年による凶悪重大事件が後を絶たず憂慮すべき状況にあったということ。改正前の少年法では、16歳未満の少年は刑法の刑事責任年齢の規定にかかわらず、いかに凶悪重大事件を起こそうとも刑事処分にすることができなくなっていたということ。それが、この年齢層の少年であっても罪を犯せば処罰されるということが明示された。規範意識を育てるとともに社会生活における責任を自覚させる必要があると。また、このことから少年の健全な育成を図ることである、こういうことはというふうなことが基で改正少年法というのが改善されたんですけども。こういったことが、やはり私が考えるに荒れの問題を沈静化させるためにこういうのも役立ったのかなというふうな気もします。先ほど申しました学校の先生の体を張って頑張るということ、それから今申しました改正少年法の関係、これについて教育長はどう思っているか質問いたします。

○議長（大田黒英生君） 教育長宮崎廣行君。

○教育長（宮崎廣行君） 2つのことについてお答えいたしますが、1つは少年法の改正ということでご質問ありましたが、私も御存じのように教員をしておりましたが、辞める前はかれこれ10年ぐらい大津の方にお世話になっておりましたので、そのころだったと思いますが、当時のことをこんなふ

うに校長先生からお聞きしたことがあります。大津中学校で大変荒れていたときに、今まではどちらかという、学校関係者というのは学校の中の出来事は学校の中で整理するといいますか表に出さないというような気持ちも強かったろうと思いますが、このときは非常に荒れた子どもを校長先生の判断で警察に通報なさったと、そういうことがあったということをお聞きしております。そのことは、1つには荒れた中心人物を「そんなことがいいのか」というたしなめる意味もあったろうし、また、それを取り巻いている友達といいますか、そういう生徒たちにとっても「ああ、ここまでやれば警察が入ってくるんだ。」という恐れといいますか、そういうことにもつながったろうと思います。また、逆に教職員にとっても、校長先生の判断によって「ああ、こんなふうにして自分たちも頑張れば、ちゃんと子どもたちを正しく導くことができるんだ。」というような自信にもつながったのではなからうかと思えます。そういう意味では、少年法の改正というのは大いに意義があったものだと思っております。

それからもう1点目のことにつきましては、これは私が教育長になってからですが、先ほども申しましたように各学校を学校訪問だとか教育の日だとかに回っておりますが、3年ぐらい前の学校訪問で大津中学校に行って、各教室を廊下からずっと見て回ったときのことなのですが、すべての学級ではないんですが、授業があっている中で完全に頭を机にうつぶせて寝ているといいますか、そういう生徒が教室の中に1名いたり2名いたり、そういう教室を何学級か見ました。そういう状況なのに授業をしている先生は多分わかるだろうとは思いますが、それを黙認ですね。改めて注意をするでもなく、淡々と授業をなさっていらっしやった。ひょっとしたらかかわりたくないだとか、へたに注意して自分が暴力沙汰になるならばというような思いがあったのかもしれませんが。ただ、そういう3年前の状態から現在はそれがなくなっていますが、去年だったでしょうか、一緒にやっぱり見て回ったときに校長先生、教頭先生が案内されたわけですが、そういううつ伏せになって眠っていたりする子どもがいると、黙って後ろの方に立って回って寝ている子どもをつくじってといいますか、「ちゃんと授業をきけよ」とか、そういうような指導をなさっていました。そして、それは眠っているだけではなくて例えば服装の乱れ、ズボンからシャツがはみ出している子どもあたりを目にすると、指でこう言葉に出さなくて「シャツば入れんか」というようなことをなさっていました。そういう小さなことが重なることによって、先ほども申しましたような基本的生活習慣が少しずつ確立していった非常に秩序ある学校生活ができている、そういうような状況が今の大津中学校ではなからうかと思っております。

しかし、先ほど言いましたようにすべてがいいということではなくて、まだ解決しなければならないのは幾つでもあるのは事実です。

○議長（大田黒英生君） 坂本典光君。

○9番（坂本典光君） わかりました。2問目終わりますして、次3問目に入ります。

それでは、今いろんな説明がされました。生活習慣の改善というふうなのは、非常に大きい理由じゃなかったのかなど。だから、学校に父親委員会というのをつくって家庭との連絡を図ったと。そのほかPTA、学校にはお母さん方が多く来られるということで、父親は仕事に熱中というか、そっちの方が中心になっていて子どもの状況まで見てやれなかったというふうなところを学校にPTAに来ら

せるようにして、そして、そこで現状を説明しながら、この根底にあるのは、多分いわゆる先ほど言いました「体を張って」という意味ではないかと思うんですけどですね。やはり、それぞれの父親、母親、男と女、いろんなことで決めつけることはできませんけども、一般的に父親は厳しいというか巢立ちさせる、突き放して巢立ちさせるような役割を担っているんだというふうなことを、以前、私はPTAの講演会である先生から聞いたことがございます。母親っていうのは、やっぱり一生懸命守ろうとする。そして、父親っていうのは巢立ちさせるために厳しくいくと。そういう資質を持っているとか、そういったことを話されたと思います。そういったことで、生活の改善によってだんだんと落ち着いてきたということなんでしょうけども。

さて、そういったことで一部のいろんなことをやっての原因というのがわかったと。だから、それを改善したというふうなことなんでしょうけども、ここに天理大学の原田先生ですか、この方がカリスマと呼ばれる先生だそうです。それで、この先生が20年間中学校教師として大阪市内の荒れた学校を建て直してこられたと。そのお立場から見て、今教育に一番必要なのはどのようなことをお考えですかということで聞いたとき3つのことを答えられている。

1つ目は、生徒の心の弱さですと。受験においてもプレッシャーに耐えられずに、試験当日、会場に来ることさえできない者が増えています。教師として学習ノウハウを教えることはもちろん大切ですが、これからは学習指導で高めた力のある時点で100%出し切らせるための強い心をつくることが必要になりますと、こういうことを言ってらっしゃる。

2つ目は、生徒たちの態度です。現在、小・中学校はもちろん大学においても、学生の指導に手を焼いています。授業中の私語や携帯電話、居眠り、遅刻、そういう生徒の態度に対しては、教師が大学で学んできた指導技術は全く役に立たないんですね。こうした状況を打開するために真面目、素直、一生懸命に頑張る意義や態度を高める態度教育が必要です。私は、これを心のコップを上向きにしているとっています。態度教育によって心のコップを上向きにすることで、学習方法や教育の知識を吸収することができるようになるのです。

3つ目は、今の生徒はすぐに飽きるという点です。最も大きな原因は、生徒が目的や目標に対して価値観を高められるような指導がなされていないということにあると思います。受験にしろスポーツにしろ、価値を認めるということができないために生徒の気持ちがフラフラしてしまう。自分の理想を体現、具現化する生き方モデルを見せる、もしくは例として話をして目的、目標に対する価値観を高める必要がありますと。

こういうようなことを、この先生は原因として挙げられております。

こういうことを話しましたが、これも含めまして教育委員会の方で、先ほど教育長がおっしゃった大津中学校がどうして荒れが改善できたかということのある程度文章に残して、今後こういうことがないように残して、後世に伝えようというふうな思いはございませんか。

○議長（大田黒英生君） 教育長宮崎廣行君。

○教育長（宮崎廣行君） 端的にお答えしたいと思いますが、文章に残してまではちょっと私も考えてはおりませんでした。ただ、こんなふうな対応をしたとか、そういうことは記録として残すならば

後々までも役に立つのではないかなというような思いはあります。今、議員おっしゃいました3つのことの中でちょっと思い当たることがありましたのでお話しさせていただきますと、態度というようなことで、さっきも居眠りをしているときにそれを指導できないような教師もいるというようなことを申しましたが、確かに学校、たくさんの先生がおりますので素晴らしい立派な先生もいれば、この辺のところをもう少しこうあってほしいなというような先生もままいるわけです。これは、大津町が3つの約束ということで、その中の1つに「時間を守る」ということを掲げておりますが、子どもたちにはそのことを一生懸命指導しながら、本当にじゃあ教師の方はどうなのかなというときに案外守れていないところが実はありました。

これは、ある会合のときですが、私も挨拶がありましたので15分前には着いて待機していただんですが、開始の時刻になっても先生方が揃わない。結局、開会の時間を5分間ぐらい延ばしてから開会したということがありました。私は、そのときの挨拶の中で、町で時間を守るということを掲げて子どもたちに指導している以上、教師も当然そういうことは守るべきではないか。実際、私が挨拶をしている途中でも、後ろから次々に先生方が入って来られるというような状況でしたので、その辺のところを強く話し、これから先、町が計画するいろいろなことでは必ず時間を守ってくれ、時間が守れないような事態があるようなときがあるときには前もって連絡をしてくれと。今日はこうこういう理由でちょっと何時まではちょっと無理だと、そういうことがあればこちらも納得するが、自分の都合だけで時間に遅れるということは間違いだというようなことを申しました。それが良かったのか効果があったのか、その辺のところはわかりませんが、夏休み中に教職員のミニバレーボール大会等を実施いたしますが、それから、さっきの件から1ヶ月以上ぐらい経ったときの大会でしたが、全部の先生方がぴしゃっと時間に間に合いました。やっぱり意識をさせる、そういうことがとても大切だなと思ったところです。

それともう1つは今、中学校でこんな取り組みをしているところがあります。それは、教職員の評価を生徒たちにさせるということです。そうすることによって、案外自分の一生懸命やっているつもりではあっても、子どもから見ればそうじゃないというところを自分自身が知らされる。それによって、自分の教育のやり方というものを変える。例えば、さっき言いました時間を守るにしても、子どもには言っていない先生が授業始まりのチャイムが鳴っても教室に来ていないというようなことになれば、すぐさまその辺のところは生徒は評価するわけですね。そういうような制度も、学校を変えていくということでは非常に効果があっているのではなからうかというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 坂本典光君。

○9番（坂本典光君） 4番目に入ります。町長は、大津町を熊本都市圏の東の窓口にしたいと述べておられます。町長自身は、将来の大津駅をどのようにイメージされているか。熊本都市圏での役割、大津町全体としての役割、位置づけを問うものであります。これは以前、西岡町長といらっしゃいましたが、この方は助役を経験され、そして、その後確か12年間町長をされましたですね。だから、非常に考える時間、実行する時間があったということですが、家入町長はこれで5年目ということでキャリア的にも時間的にもそこまでの余裕がないもんですから、なかなかイメージというのをすぐや



れと言うてもできないかもしれませんが、今現在でどのようにお考えかお聞きいたします。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 大津町の将来のまちづくりというようなことでご質問いただいております。

大津町のまちづくりにつきましては、熊本県あるいは国におきまして熊本の東部の都市という中心地としての位置づけを県の方も考えておられるようでございます。と、申すのも阿蘇熊本空港あるいは新幹線関連等に基づきまして、肥後大津駅の利活用をしっかりとやりたいというような県の思いもあるようでございます。もちろん空港における海外からのビジネスや観光客、あるいは新幹線に伴いますところの県が3時間戦略ということで西日本からの観光産業のお客を呼び込むということで、道州制も見込んだところの県の構想が、やはりそうなってくると天草あるいは阿蘇というものを中心に考えておられるようでございます。そのような中での検討委員会が本年度設置されるというようなことでございます。もちろん、それにつきましては大津町もそのビジョンの中の一員として参加していきたいというふうに思っておりますし、ちょうど大津町においては今まで大津駅あるいは町の開発関係の計画を進めておりました関係で、うまく計画そのビジョンと県のビジョンとが合うというようなことで、県の方もそれなりの大津町のまちづくりにご期待をしておられるところでもあります。

そういう意味におきまして、我々もその中に入っていく中に大津駅を中心としたやり方となると大変な長期的な事業でございます。そういう意味におきまして、このような長期的な事業について、私あと4年間しかないというような形になると先がどうなるかわからないということで計画倒れに終わりはしないかなというようなご心配でございますけれども、そういう意味におきましてはまちづくり基本条例の下で住民の皆さんの意見を十分取り入れながら将来のまちづくり、これは私が昔バルセロナの聖火等の事業を見学、視察してきたときに、長期的にあの観光をつくり上げていくというようなものを見させていただいて、都市づくりというものはこうなくちゃいけないなというような思いをして帰ったこともあります。

そういう意味において、大きな事業関係等についてはしっかりとしたビジョンの中で、計画、実行に予算の範囲内で逐次やっていくのが正しいんじゃないかなという思いをしております。往々にして急ぎがちな日本のその辺の考えもあるようでございますけれども、この前、質疑のときもご指摘を受けておりますけれども、駅前まちづくり交付金事業の中での計画というのは案外、住民の皆さんによく相談しないままに計画を進めております。もちろん反省をしておりますけれども、そのような事業の内容等についても十分な反省のない中でやっておるというのはまずいなということで、それぞれの計画あるいはそういうビジョンの中でのものを今検討させていただいておるというような状況でもあります。

そういう意味におきまして、それぞれのビジョンの関係についても、例えば大津駅周辺の今までの道路計画等についてもJRが移転しないというような断固たる態度でありましたけれども、県の阿蘇空港あるいは新幹線に伴います事業の内容等の話が出て、シャトルバスで空港までとかいう試験的なものやっただいております。その中で、JRも移転については賛同してもいいというか考慮してもいいというような話が出てまいりましたので、大津町が当初計画しております自由通路や駅南の広

場の関係も変更をしなくちゃならないというような状況になってきております。もちろんそのシャトルバスについては、県が望む新幹線、熊本から大津駅をうまく利用し、飛行場まで最短距離をいくというような計画もして、我々としても南鉄道株式会社にトロッコ列車を大津まで持ってくる考えはなかなかというような検討もお願いしております。というのは、まちづくりの中で大津町が通過点ではなく、ここで降りるお客をどう活かしていくか、あるいは日帰り客でもいいから、どのような形で大津町のPRあるいは観光産業関連をつくっていくかということが、大津町の町中あるいは南の方、北部の方の観光ルートをしっかりとつくっていかなくちゃならない総体的な大きな課題が残されておるというようなことでございます。

そういう意味におきまして、大津町の今後の事業計画というものはしっかりとしたものをつくって、長期的にやっていけるよう住民の皆さんと十分な意見交換をしながらつくっていかなくちゃならない。ただし一部変更もあるかもしれませんが、そのような基本的なものをしっかりと今後のビジョンづくりにお願いをしたい。と、ともに新エネルギー活用、ソルテック産業が20年後には10兆円産業といわれております。そういう10兆円産業をいかに大津町に残しながら、ビジネスマンをはじめとする多くのその辺の企業を誘致しながら、大津町のますますの元気さをつくり上げていくのが大きな目標ではないかなという思いで、今後のまちづくりにはそういう形の中でしっかりと意見交換をしながらビジョンをつくっていききたいというふうに考えております。

○議長（大田黒英生君） 坂本典光君。

○9番（坂本典光君） まちづくりというのは本当にその人の意見を聞きながら、そして遠い将来を見ながらやっていくわけですから大変なことだと思います。ただ、人がああしてくれ、こうしてくれと言うのも大事ではございますが、やはり人間個人個人となると自分の都合のいい方に、あるいは楽な方に楽な方に流れていくもんですから、そこは時としてリーダーである町長が抑えにやいかん部分もあると思います。それは、やはり説得力だと思います。やはり、それじゃだめだと。あなた方の意見は違っているんだったら違っていると説得する力、それが非常に大事だと思います。そういったことをまずやっていかれるべきではないのかなと思うんですが、何か暗い話になるといけませんから、ちょっといい話もしたいと思うんですが。今、私は大津菊陽水道企業団で議員をやっておりますけども、家入町長が企業長ということで2年やってこられました。しかし、この水道企業団においては、私は見ますに非常にいい企業長だと思っております。今度、水道料金の値下げにも尽力されましたし、それから企業団の中の改革にも非常に積極的だったし、また勇敢に進まれましたし、非常にそこは私は立派だと思っております。だから、ああいう手腕をこの大津町にも強く発揮していただけるならば、議会も、それから町民もいい雰囲気になっていくんじゃないかなということ透明性のある、そしてまた町政と申しますかビジョンというか、透明性という過程の透明性というのが今問われていますね。これには、まちづくり基本条例にもちゃんと載っておりますですね。そういったことを踏まえながらやっていただけるならと思っております。

この5問目というのは私ちょっともう時間がございませぬから、これは次の機会にやりたいと思います。これで、私の一般質問は終わります。

○議長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。2時15分から始めます。

午後2時04分 休憩

△

午後2時15分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に続き、会議を開きます。

5番議員、鈴木ムツヨさん。

○5番（鈴木ムツヨさん） 皆さん、こんにちは。通告順に従いまして、5番議員、鈴木ムツヨが町民の皆様を代表いたしまして一般質問を行います。4問行います。

1問目、大津町の離職者への対策を問う。

2問目、発達障害への取り組みについて。

3問目、子ども議会への取り組みを。

4問目、定額給付金、子育て応援特別手当支給について。

を、町長、教育長にお伺いいたします。

3月16日午前8時43分、若田光一さんら7人の宇宙飛行士を乗せたアメリカスペースシャトル、ディスカバリーがケネディー宇宙センターから打ち上げられました。若田さんは約3ヶ月にわたる日本人初の長期宇宙滞在で、今回で3回目となります。国際宇宙ステーションに滞在して日本独自の実験棟、「きぼう」で科学実験をこなしたり、宇宙での生活が人体に与える影響を調べたりされます。宇宙での生活とはどんなものか、科学実験の成果は、など子どもたちの夢が大きく膨らむのではと大変嬉しくニュースを聞かせていただきました。大津の子どもたちが次に続くようになればと、期待を持ったものです。

第1問目の質問、大津町の離職者への対策を問う。緊急雇用創出基金活用で臨時職員15人、ふるさと雇用再生特別基金活用で10人程度とありますが、そのほかの対策は。今回の一般質問は、同僚議員とかなり重なる分がありますが、一応視点を変えたもので一般質問をさせていただきます。

3月20日の読売新聞での与党の新雇用対策プロジェクトチームということでは先ほど述べられましたので、事業規模は約1兆6千億円ということで追加緊急雇用対策をまとめられたというふうに書いてありました。雇用問題は、新卒者の内定取消や派遣社員や契約社員の打ち切り、期間従業員の雇い止め等々、今後は正社員にも広がると言われています。失業率6%時代が到来すると言われており、過去にも就職難の時期はありましたが、1990年代の就職難が比較的新卒者や若者中心だったのに対して、今回の経済危機は全世界を巻き込む雇用問題になっています。帝国データバンクが1万社を対象とした雇用動向調査で45.9%の4千900社が2009年度中の正社員、新卒と中途採用を見送る方針であることが判明しました。職を失った人が数ヶ月経ってから生活に行き詰まることもあるとして、自殺が今後増加する可能性も示唆されています。自殺者は11年連続3万人を超えています。今年の麻生首相の施政方針で、「日本は勤勉を価値とする国です。この美徳が今日の繁栄を築きました。それを続けるためにも、高齢者、障害者や女性も働きやすい社会、努力が報われる社会をつくることが重要です。また、競争に取り残された人を支えること、再び挑戦できるようにすることが重要です。

また、誰もが生きやすい社会をつくらなければなりません。」と、あります。

家入町長の「住民の皆さんが力が十分発揮できますようにお手伝いをさせていただき、町民一人ひとりが本当の意味で住み良いと思えるまちづくりを目指します。また、障害のある人や高齢者、男女など個性や能力を認め合い、すべての人が等しくその能力を発揮できる機会を確保するとともに、一人ひとりの人権が尊重され、皆さんが心豊かに暮らせる人を大切にするまちづくりに努めてまいります。」と、述べられています。「大津町の雇用対策として緊急雇用対策本部を設置し、緊急雇用対策総合相談窓口を開設したところですよ。」とあります。具体的な成果と、その他の対策をお尋ねいたします。先ほど、住民の皆さんが力を十分発揮できるようなお手伝いをさせていただきたいということで述べられていますので、そういう成果があるように望んでいます。

1 回目の質問を終わります。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 鈴木議員の一般質問の雇用関係についてのご質問でございますけども、今までいろいろと検討をしてきておるといことを言っております。もちろん今後についても国の雇用の創出と、あるいは促進に対する対策について、それに合わせた対応をやっていかなきゃならないというふうに思っております。しかし、国のあるいは今言われておる非正規職員あるいは正職員というようなことで、主にそういう形で進められておりますけども31名の方がご相談に上がっておられます。その中で、やはり正職員でなく本当に日頃困っておられる方がご相談に上がって来ておられるようでございます。そういう方が、まだまだ大津町内にたくさんおられるということで、こういうときに本当に就職の相談に来られたんだなと。本当に日頃から大変な心苦しい面があったんじゃないかなというようなことで、そのような対策についても相談をしっかりとしながら、そして、その人たちが生活できるような形、そういう中での資格とか、いろんなものを取っていただけるような国の施策の中で、しっかりと我々は就職、雇用ができるようなことを考えていかなきゃならない。そのためには十分な情報、あるいはそういう紹介、相談に来られた人一人ひとりの心構えとか就職に対する、雇用に対する考え方というものを、やっぱりしっかりと把握しながら職業紹介なり何なりをやっていかなきゃ、紹介をするだけでは長く勤務ができないんじゃないかなというふうに思っております。そういう意味におきまして十分なるご相談と情報等をしっかりととらえながら、今後のハローワーク以外の仕事の無料紹介というものを先ほどから申しておりますように相談を十分にしながら、そして関係課連携取りながら住民の皆さんの雇用に対する責任をしっかりと果たすというようなことをやっていきたいし、また、雇用の働けるための支援、そういう子育て支援や共同参画の中での方々の支援をしっかりとやっていく方向の道しるべとかそういう紹介もしながら、雇用の条件整備をしっかりと本人にも自覚していただきながら就職できるような方向へ導いていきたいというふうに考えております。

○議 長（大田黒英生君） 鈴木ムツヨさん。

○5 番（鈴木ムツヨさん） 熊日の3月2日の大津町で緊急雇用ということでここに書いてあったものを、私が先ほど15人と10人ぐらいということで述べさせていただきました。町内企業70社を対

象にアンケートを実施したということになっていまして、その中で大津町の在住の方が1月から4月までの方が185人、902人のうちに185人、年末までが248人の中で町内が31人ということで、これは推計というふうに書いてありますが合計で216人、ここの中では大津町の方の離職された方が216人というふうに書いてあります。

町ですべてを雇用できるわけではありませんが、216人の方に対しての何かアプローチというものがあつたかどうかということと、企業にトヨタの方でしたか、解雇される人たちに対して企業で職業紹介斡旋をされているというようなことも新聞で見させていただいたというふうに思っていますが、そういうことも確か町長が何かおっしゃったような気がしたのですが大津町ではどうだったのかということと、アンケートによってどういうことがわかったのかということですね。どんなアンケートの内容だったかというのが示されていけませんのでわかりませんが、どういう人たち、年代が、今回は本当若い人から年寄りまであるわけですから、どんな人たちが大津町で216人の人たちがどういうふうな年代の人たちが路頭に迷われているのか。そしてまた、それが生活保護につながるようになっていくのかというようなこともありますし、先ほど言いましたように自殺も考えられるというようなことで言われています。そういう部分では、どういうふうなアンケートの中からわかったことがあるのかを教えてくださいたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 鈴木議員の3月2日の熊日掲載ということでございますが、大津独自で実際に何回も説明させてもらっていますけれども、大津の段階では約185名でございました。185名と216名、ちょっと差違はありますけれども、どういうふうな今後のことについて調査したかという内容でございますけれども、まず調査内容でございますが派遣切り関係を含めたところ、あるいは臨時職員、期間従業員の方等の人数、それから内容につきましては、福祉関係、税務関係あるいは子育て関係も含めたところで75件という形で出ております。そのアンケートはあくまでも緊急雇用の分ということで、正規社員雇用の受け入れ方の労働関係の職種的なことで、今後どうするかということにつきましては今からのことでございます。

それからもう1つ31名の件が、はっきり言って数字的に相談内容も詳しく出ております。だから、アンケートとはまた別の相談内容でございますが、年齢の方は一番多いのはやっぱり40代でございます。32名の方のうち40代が一番多いということです。当然30代の方もおられますけれども、50代、合計のところは32名です。職種関係でございますが、一番やりたいということでは、まず正規職員の方とか派遣職員の方がおられますけれども、内容的には製造業関係、それから福祉関係、それからパソコン関係、ソフト的なこともあっています。とりあえず、自分は職種は何でもいいから何しろ探してくれというのも結構ございました。そこら辺の相談内容については調書をうちの方で全部控えておりますし、ハローワークを通じたところのことばかりでなくて、今後につきましては町長が先ほどから言っておりますように無料相談関係も含めたところで、具体的にまた、させていただきたいなと思っております。今後、次の相談のアプローチ的なことをどういうふうにするのかと、具体的なことも含めて対応していかなければならないのかなと思っております。今の現

在の段階では、そういう状況でございます。

○議 長（大田黒英生君） 鈴木ムツヨさん。

○5番（鈴木ムツヨさん） 新聞等によりまして、福祉の方に「甘くはない、雇用の受け皿」というのが載っていました。なかなか男性の方も福祉の方に行かれて、人を相手にするというものの、なかなか難しさを書いてあると思えました。それと、私の子どもと同級生の24ぐらいの子どもさんなんです、やっぱり期間従業員で雇い止めになったという話を聞いています。皆さんが大津町の相談窓口に来られるわけではないと思いますが、そういう期間従業員の雇い止めになられた方には相談窓口がありますよというようなことの紹介というのは、言っているんですかね。それと、やっぱり家庭が若い子どもが就職がないということは朝から起きなくていいという感じになって、家の中がやっぱり、いつ起きてくるんだろうとか、そういうこともあって声の掛け方がとても難しくなるというふうなことも言われています。とても暗くなると、家庭がですね。本人だけではなくて家庭の問題にも波及していっていますので、それがすべてが本人のせいではありませんし、こういう政治のつくり上げたこういう雇用対策なものですから、やっぱり政治で何とか無くしていかなくちゃいかんのかなというふうに思っているところですが、町でできることというのはそんなにないとは思いますが、何かもうちょっと何か考えられないかなというふうに思ったのと、09年の3月の予算の中で緊急雇用の対策の中で、障害者の車で送り迎えの部分なんです、あれはシルバーさんのお仕事だったんだけど町でというようなことになったというようなことを言われていましたので、ただ単に高齢者の方の仕事をこっちに取っちゃたのかなという考え方もちょっとあるのかなというふうに思いましたので、シルバーの仕事も隙間の産業ですので緊急雇用もそういう形にならざるを得ないところがあると思うんですが、なるべくならかぶらない仕事をですね。よそがしとった仕事はなるべく取らないで、何とか大津町独自のものと考えていただけたらいいなというふうに思いますので、これから考えていかなくتهはいけないというようなことで言われていますので対策がきちんと立てられないとは思いますが、期間従業員だったり解雇、これから1月から4月までの解雇予定者というのが書いてありますので、そういう方たちに大津町の相談窓口がありますよというようなことが、ちゃんと知らせてあるかどうかということをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 雇用関係でございますけども、おっしゃるように国のシステムも一部問題あったかと思えます。しかし、本人が雇用に対する、あるいは就労に対する考え方というのにも原因があるんじゃないかなと。こちらも企業だけの責任だけでなく、本人の雇用についても企業の方からお話聞きますと、正社員でない方が2、3年勤めて自由に回られる、責任もそうでない、そしてまた辞めるときにはそれなりの慰労金がいただけるというような考え方が今まであったんじゃないかなというふうなお話を聞いております。そういう意味におきまして、やっぱりこういう状況になると正職員に就きたいというような長期的な安心を求めて来ておられるようでございますけども、そういう時期にはもう遅いというような感じで、あるいは長期的な非社員につきましては、それなりの企業についてはちゃんとした雇用保険がかかっておりますので、今の段階では雇用保険を活用しながら次の段階を模

索しておられるというふうに思っております。

そういう意味におきまして、この相談コーナーでしっかりとした本人の意識を、そして頑張る気持ちをつくりながら、その辺の本人に適した希望した就労を考えなくちゃならないんじゃないかなと思います。いろいろ町についても、それなりの雇用の引き起こしというのは今後やっていかななくちゃならないというふうに十分考えております。もちろん厳しい状況でございますので国の施策関係等に合わせながら、その雇用の推進を図っていかななくちゃならないというふうに思っております。それについては、地域みんなが知恵を出して国の方に申請していければ、その雇用対策というかその対策に合うような補助金が出るというようなことでございますので、それをうまく皆さんに活用していただきながらの雇用の確保を図っていくのが、私たち職員、そして行政の役割じゃないかなと思っておりますので、今後しっかり関係機関とも知恵を出し合いながら、新たな雇用の創出に頑張っていきたいというふうに思っております。

○議 長（大田黒英生君） 鈴木ムツヨさん。

○5番（鈴木ムツヨさん） しっかり頑張っていたきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

では、2問目に移りたいと思います。発達障害への取り組みについて。発達障害とは、脳機能の障害であって、その症状は通常低年齢において発現するもののうち言語障害、協調運動の障害、心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害のことで自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害といわれる病気のことです。母子保健法で定められた乳幼児健診は1歳半と3歳児に2回行われていますが、これは身体の発育チェックが中心で精神的な成長の差が見えにくい時期で見た目にもわかりにくく、診断も難しい乳幼児期の発達障害の発見は難しいとされています。文部科学省が2002年に実施した全国実態調査によると、小・中学校の通常学級に在籍する軽度発達障害の子どもは6.3%ですが、障害の疑いがあるグレーゾーンも含めれば10人に1人ぐらいはいるのではないかとされています。

県内では、2007年に初めて城南町が5歳児健診に取り組みされました。就学前の子どもに早めに養育の機会を与えるため、障害が見過ごされたまま入学すると、集団生活の中で不登校や睡眠障害などの二次障害を受ける子どももいるとされています。療育は、専門家の手助けを借りながら親子でまず障害の特性を理解し、社会性へ向けた準備をすることが大事です。スムーズな学校生活を送るようになるためにも発達障害がこの時期、早期発見につながる入学前5歳児健診を取り入れるべきと思いますが、いかがでしょうか。お尋ねします。

2007年4月改正教育法が施行され、幼稚園から高校まで、すべての学校で障害児一人ひとりのニーズに応じて学習や生活を手助けする特別支援学級の推進が義務づけられました。発達障害も支援の対象となっています。私立も含めた保育所、幼稚園で、障害児の支援に当たるコーディネーターは配置されているかどうか、支援対策は万全かどうかお尋ねいたします。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 障害児関係の取り組みとその対応について、ご説明を申し上げたいと思います。おっしゃるように、もう障害の発見は早い方がいいというのはわかっております。私の方も個人

的には障害児を持っておりまして、生まれたときからあまりわからなかったんですけども。やはり今、施設とかいろんな形の先生たちと相談する中で、やはり早い方がいいんだなというような思いで、そういう思いを持っているんな形で勉強させていただいておりますので、その点については各町村に負けないような取り組みをしておると自負をしておるところです。その辺につきましては、担当部長の方からご説明をさせていただきます。

○議長（大田黒英生君） 福祉部長松永高春君。

○福祉部長（松永高春君） 鈴木議員の質問にお答えいたします。発達障害児の早期発見のため5歳児健診を取り入れるべきではないかとの質問でございます。現在、大津町では乳幼児の健診については3～4ヶ月児健診、それから6～7ヶ月児健診、そして1歳6ヶ月児健診、3歳児健診を毎月行っております。当町では、この健診を医療機関に委託するのではなく、大切なところということで、これはぜひ直営でやろうということで小児科の医師、それから歯科医師、保健師、栄養士など、多くの専門職の目で子どもと保護者の状況を把握し判断できるように直営で行っているところでございます。これとあわせて、誕生月育児相談や予約制による育児相談、心理相談を毎月行い、乳幼児に対するきめ細かい事業を行っております。特に、乳幼児健診で気になった子どもさんがいらっしゃる場合には、心理相談で専門の臨床心理士が対応しております。これにつきましては保護者の同意が必要ということで、その辺が非常に難しい問題でございます。

さて、発達障害児の早期発見、早期支援等のため、5歳児健診を実施している市町村もありますが、当町では先に述べましたように直営による集団検診や戸別訪問、育児相談、心理相談、保健師等による訪問相談も実施しておりますし、また、町内の保育園、幼稚園、大津町には三気の里の中に熊本県発達障害者支援センターというのもございます。これは、県の委託でセンターでございます。それと、菊池圏域では菊池地域療育センター「きなっせ」という療育センターもございます。それから、大津養護学校等のそういった関係機関もございます。そういったところと連携を取りながら必要に応じたケース会議等も実施して、発達障害に対する早期発見に対応していきたいというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 教育部長兼ねて子育て支援課長大塚武年君。

○教育部長兼ねて子育て支援課長（大塚武年君） 鈴木議員のご質問の中で、保育園、幼稚園での発達障害の支援態勢についてお答えをしたいと思います。特別支援教育につきましては、先ほど議員申されましたように学校教育法の改正によりまして位置づけられております。特別支援教育というのは、障害のある子どもたちが自立し、社会参加をするために必要な力を養う、子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その可能性を最大限に伸ばし、生活や学習上の困難を改善する、または克服するため適切な指導及び必要な支援を行うものであります。この特別支援学級の設置につきましては、学校教育法で小学校、中学校、高等学校に置くことができるとあり、知的障害あるいは肢体不自由、身体虚弱、弱視、難聴などの子どもたちの支援学級についての定めによりまして、大津町でもそれぞれの特別支援学級を町内の小・中学校に14クラス設置をいたしております。

それから、保育園、幼稚園での発達障害児童への支援態勢についてでございますが、現在保育園に



発達障害の子どもさんが私立保育園に6名、それから大津保育園に4名、それから大津幼稚園と陣内幼稚園に7名が通園をされております。この子どもさんへの支援につきましては国の基準がございまして、障害児については4名に対して1名、それから軽度障害児につきましては8名に対しまして1名の職員の配置となっておりますけども、大津町ではより手厚い支援を行うということで、障害児につきましては2名に対しまして1名、それから軽度障害については4名に対して1名の職員を配置をいたしております。この基準に従いまして職員の配置を行っているところですが、それぞれの保育園、幼稚園とも基準を上回る職員を配置し、支援を行っております。

例えば、大津保育園におきましては、現在4名の児童に対しまして3名の保育士、それから公立幼稚園、大津陣内の幼稚園につきましては7名に対して7名の職員、それから私立保育園におきましては6名に対して3名の保育士が配置され、それぞれ私立保育園につきましては障害児に対する保育師加算の補助を行っております。現在まで、大津町におきましては発達障害児童の受入につきまして公立、私立を問わず、保護者の希望される保育園、幼稚園に受け入れ、保育を行っております。発達障害の児童の問題につきましては非常にデリケートな問題もありますので、行政としましても専門の先生あるいは特別支援の先生の指導を受け取り組んでおります。特に、保護者の方の悩みとか、それから相談につきましては健康福祉課と連携しまして保育士による健診、それから訪問活動を通して子どもの状況把握あるいは保護者の不安解消などに努めてきております。それから、各保育園、幼稚園、これはもう公・私立ともにですけども障害への理解、それから子ども一人ひとりの適切な対応のために障害児保育研修会、あるいは先ほど福祉部長が申し上げましたように菊池療育センターでの療育の研究とか、あるいは県発達障害者センター、それから大津養護学校の相談員の先生にアドバイスを受けるなどして、職員の資質の向上に努めております。

特に、町の支援態勢としまして、昨年度から大津町特別支援教育連絡協議会を設置しまして、町内のすべての保育園、幼稚園、それから小・中学校、高校、それから大津養護学校の園長、校長先生はもちろんですけども、それぞれの幼稚園、保育園の担当者、それから小・中学校に特別支援コーディネーターの先生を配置しておりますので、その先生方、それから先ほど申しました大津養護学校の巡回相談員の先生による児童生徒の支援態勢を整えております。特に、学校間の連携とか支援態勢、それから子どもたちの情報の共有化とか取り組みなどにつきましては、この協議会の中から専門の先生、先ほど申しましたコーディネーターの先生を中心に特別部会を設けております。特別な支援を必要とする幼児、児童生徒の支援態勢の推進を現在行っております。

それから、保育園、幼稚園の終了前に就学指導委員会という組織もございまして、それを開催いたしまして、それぞれの児童の小学校に就学する、あるいは中学校に就学するということについての検討を行いながら入学に際しての態勢づくりを行っております。特別支援を要する児童生徒の保護者の皆様のご心労というのは、先ほど申し上げましたように大変大きいものがございます。私たちとしましても、今後発達障害の児童の支援につきましては、関係課あるいは児童相談所、それから幼稚園、保育園はもちろんですけども、小・中、高校、特に大津町の場合は県立の大津養護学校もございまして、これらの先生方、機関と連携を取りながら、特別支援教育を尚一層推進してまいりたいという

ふうと考えております。

○議 長（大田黒英生君） 鈴木ムツヨさん。

○5番（鈴木ムツヨさん） 特別支援教育ということで義務づけられて一人ひとりのニーズに合ったカリキュラムというか、その子どもさんがずっと中学生、高校生までそういうものを持って歩かれるような形の支援が必要だというふうにかいてありますので、ぜひともまた、ずっと続けていただければというふうに思います。

それと5歳児の健診なんですけど、大津町でいろいろされているのはわかっているんですが、なかなか精神的なものは見つけるのは本当に難しいというふうに書かれています。5歳ぐらいが適当であるというふうに、今のところですね。それがいいかどうかということでは、今はそういうふうにかかれています。ですので、小学校でスムーズに生活を送るためには、ぜひとも取り組んでいただければというふうに思っているところです。二次的なものも先ほど言いましたように不登校になったりということもあるそうですし、発達障害児童という言葉が今、結構皆さんの中にありますので、個人で療育センターに連れて行くと結果が出るまでに4ヶ月かかったりするというふうにかかれています。なかなか自分で行くときにはスムーズには事が進まないということがありますので、町でしていただければ一日で済むということもありますので、何とか、ぜひとも取り組む方で考えていただけないかなというふうに思っていますので、再度よろしくをお願いします。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 5歳健診でございますけども、これにつきましては今、担当部長の方から話しましたようにゼロ歳児からいろいろやっておりますので、早期発見ということでそれぞれの対応をやっておるところでありますので、5歳になっての就学関係の課題で若干問題が出てくるんじゃないかなと、文部省か厚生省かというような形で。文部省という中でも、やっぱりうちにはそういう施設、養護学校もございますので養護学校にやった方がいいのか、一般の方でこれだけ我々も学校でそれなりの先生を支援しておりますので、どちらにやった方がいいのかとか、いろんな保護者の皆さんの考え方もあるかと思っておりますけども、我々としてはやっぱり専門的にしっかりとしたところで将来を見据えたところで頑張ってもらった方がいいんだなというような思いもしておりますけども、その辺のところの相談はしっかりと保護者とやりながら、子どものためにどちらがいいかというような形の中で、おっしゃるように4ヶ月とか何とかの調査での迷いがないようにしっかりと相談をする中で、早めからそういうような治療というとおかしいんですけども、やっぱりそれに対応していけるようなことは、そのときでなく保護者とは十分な相談をやっていくという方向じゃないかなと思います。もう大体1歳ちょっとで、状況は専門の保健婦なり何なりわかりますし、親も大体気づくんじゃないかなと思っております。そういう中での進路のしっかりとした定めをしっかりと持っておかないと、まずくなるんじゃないかなと。それは、あくまでも親の役目であるし、親の責任という中で子どもの将来を考えてほしいなと、そういうのが我々の職員のお手伝いであるというふうと考えております。

○議 長（大田黒英生君） 鈴木ムツヨさん。

○5番（鈴木ムツヨさん） それでは、しっかりと取り組んでいただきますようよろしくをお願いします。

じゃ、3問目に移ります。中学生による子ども議会を取り組む考えはないかお尋ねいたします。今年は、県内では任期満了に伴って16の市町村長選挙があります。12の市町村議会選挙が既に行われたところもありますが予定されています。4年前の05年が平成の大合併の当たり年だったために、今年は県内の47市町村の3分の1の首長が改選を迎えています。大津町でも、2月1日投票日で議会議員選挙が行われまして、私もこの場に2期目で立たせていただいておりますことに感謝申し上げます。

気になるのが投票率です。有権者数2万3千421人、投票者数は1万5千977人で、投票率は68.22%、過去最低だった前回の68.84%より下げました。棄権した人は7千444人です。今回は、1票の重みをしっかりと考えさせられるものでした。棄権された人も、結果を見て自分の1票の重みを感じられたのではないかと思います。早い段階からの政治への興味を持ってもらうためにも、中学生による子ども議会の開催は大変意義のあることだと考えています。既に近隣では、合志市、菊池市が開催されています。テーマや議題では、市内中学生の生徒が議会の仕組み等を実際に体験することにより学び、今後市政に対して関心を高め、社会や政治への参加意識の向上につながるとなっています。合志市では、子ども議会の一般質問では、ごみ問題や地球温暖化防止策など市政課題のほか、企業の大量解雇や全国で相次ぐ通り魔事件への対策など社会情勢を反映した質問があり、傍聴者数も31人と大変関心の多さが伺い知ることができるものです。大人顔負けの内容とのことで、まちづくり基本条例にもありますように皆さんの考え方を知るということも大切なことだと思います。子ども議会の取り組みを、一般質問は私はこれで2回目になります。前回は、「校長先生と相談をして検討したい」との答弁でしたが2年経っています。いかがなっていますでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（大田黒英生君） 教育長宮崎廣行君。

○教育長（宮崎廣行君） お答えいたします。中学生による子ども議会を取り組む考えはないかご質問ですけれども、今おっしゃいましたように、この質問は鈴木議員が平成19年の3月議会で質問されておりまして、そして検討するというような回答を行ったものであります。中学生による子ども議会の開催、これを準備するに当たって中学校と相談をした中で、学校行事、それから部活、総合的な学習の時間が年間で計画されていることによって、先生及び生徒の事前打ち合わせ、勉強会の時間、そういうものの確保が難しいというような協議結果となって、現在に至っているものです。

合志市では、中学生による子ども議会が開催されておりますが、大津町でも平成6年に町内の小・中学校の児童生徒26名参加の下、「まちづくり子ども夢議会」を開催いたしましたことがございます。小・中学校では、社会科の授業の1つとして、町の仕事、行政の役割、議会についてなどさまざまな授業があり、その1つとして役場、水道企業団、環境保全組合、消防署などの訪問をし、仕事の仕組みや内容、組織などについて学習をしております。その中で、実際の業務を聞いたり質問したりして勉強をしております。役場にも各小学校から訪問がありますので、各課の仕事の内容について説明を行い、機会があるときには町長自ら子どもたちと話をし、質問に答えたりしております。中学生や高校生も、それぞれの研究やテーマについて役場や関係機関を訪問し知識を深めるとともに、職場体験としての

インターンシップで勤労の大切さに加え、仕事の内容を勉強する機会を設けております。

大津町のことについて知ってもらうために、毎年「大津町の仕事」の冊子をつくり住民の皆さんにお知らせいたしておりますので、子どもたちや先生方へもこの冊子で勉強の機会ができないのか。また、子ども議会を開催するのかについてなど、先ほど申し上げましたような取り組みも含め、さまざまな方法が考えられると思います。なお、中学校における新学習指導要領の全面実施は平成24年度となっておりますが、平成21年度から先行実施を行う教科もあって授業時数の確保が難しい状況になりつつあります。そういう状況ですので、その方法については今後も中学校と十分協議し、再度また検討していきたいと思っていますところです。

○議長（大田黒英生君） 鈴木ムツヨさん。

○5番（鈴木ムツヨさん） また2年が経つといかんなというふうに思いますが、大津町は傍聴の方が少ないですね。結構、よそに行きましたら傍聴者は多いんです。それで、敷居が高いという感じというのと私たち議員に任せられたという感じがあるのかなというふうに思っているところなんです。質問によっては今日も多かったところがありますが、全般的に、みんなそれぞれが一生懸命、町政に対してよかれと思って一生懸命やっているところですので、もっと関心を持っていただくためにも中学校ぐらいから、この議会が遠い存在ではなくて身近な存在になっていただくという部分では、議会の中で、合志町もきちんとした議会、本当に議会のような形の一般質問をされていますので、ぜひとも取り組んでいただければなというふうに思っていますし、質問する子どもたちのほかにも一般傍聴の中にも子どもさんは来られますので、いろんなことをやっぱりそこで学んで帰られると思います。大住市長ですが、中学生の議員さんたちの質問にはとても核心を突いたものがあるということではあるみたいですので、町長も1回そういう経験をされてもいいのかなというふうに思っていますので、ぜひともしっかりと検討していただければというふうに思います。

では、次の質問に移ります。最後に、定額給付金、子育て応援特別手当支給について、地元商工会とプレミアム券で地域経済の活性化につなげる考えをお尋ねいたします。先ほどもありましたが、もう一度よろしくお願ひします。麻生内閣が打ち出した追加経済対策のうち、目玉にしている2兆円規模の定額給付金に国民的な批判や怒りが広がっていますが、やはりもらえるものなら早くもらいたいという気持ちもあるようです。大津町では、定額給付金が3万679人に4億5千674万8千円支給されます。子育て応援特別手当は、480人分で給付額1千728万円が支給され、総額4億7千402万8千円になります。施策の目的は、景気後退下での住民の不安を撤去するため、住民の生活支援を行うとともに、あわせて住民に広く給付することにより地域の経済対策に資することを目的とされています。定額給付金が、各地の経済をどれだけ刺激するかは、貯蓄などでなく地元での消費に回るかどうかにかかっています。

読売新聞の2月の調査では、278市町村がプレミアム割増金付商品券の発行を検討していたとあります。割増率は10から20%が中心で、役場などで購入できるとあります。福井県池田町では、地元商店で使える5千円分の地域応援券を3千円で販売、割増率は67%にもなります。同町の商工会も、家電製品が当たる抽選会を実施し相乗効果を狙うとあります。近隣では、菊池市が行われてい

ます。大津町での取り組みはどうなっているかお尋ねいたします。それと、この定額給付金が経済効果という部分で地元にもどのように関わってくるか、町長はどういうふうに感じていらっしゃるかお答えいただきますよう、よろしく申し上げます。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 定額給付金関連についてのご質問でございますけれども、大津町におきましても4月以降申請を受付できる準備を今進めております。プレミアム付商品券は、定額給付金支給にあわせて1割から2割増の商品券を景気活性化として各自治体で検討されております。

プレミアム付商品券の発行状況として、大津町では前栄会が昨年12月から今年の5月までの期間に前栄会の独自の財源で10店舗の会員により商品券の発行を行って景気活性化のために実施されておりまして、3千円の買い物で3千500円できるということで500セットを用意されております。それにつきまして、大津町としても若干の補助を出しておるわけでございますけれども、県内におきましても19市町村が検討され、今月末から発行される状況にあります。このプレミアム付商品券発行の財源としては、今回、国の2008年度第二次補正予算に伴う地域活性化生活対策臨時交付金を財源としてほとんどの市町村が活用するものであり、県内では交付税不交付団体の大津町を除く46市町村に総額116億9千万円が交付されるものです。そのような背景から商工会等で検討されているようですが、消費動向も不確定でもあるとともに、財源としても厳しい財政状況であります。大津町としては、現時点でプレミアム付商品券発行は考えておりません。

しかし、経済対策という面で、商工会をはじめ商店会や関係機関と協議しながら、これからの経済状況に留意し、景気活性化への取り組みも進めてまいりたいというふうに考えております。大津町における地元の商店についての効果がどうであるかというのも今のところちょっと見えてきておりませんので、今後についての検討事項ということで今のところ発行をしておりません。

○議長（大田黒英生君） 鈴木ムツヨさん。

○5番（鈴木ムツヨさん） 先ほども述べましたように、この定額給付金の目的という部分では地域の経済の活性化という部分が大きいのではないかとこのように思われます。目的に沿った使い方がなされるような導入というんですかね。ただ、お金やっただけでは使わないで残しとくという部分もかなりあるのではないかとこのように思います。若い人はすぐ使ってしまうということもあるかとは思いますが、何もしないで、大津町は不交付団体ですので先ほど言われました補助金が全く出ないので、独自でということになると本当に大変かなというふうに、いつも思われるんですが。何かやっぱり地元還元ということではないとは思いますが、地元へ何か喜ばれるという形を何か考えていただければというふうに思いますが、ただ、今のところは前栄会がやってらっしゃるだけですよという、それもどうなんですかね。紹介はなさるのでしょうか、なされないのでしょうか。大きいですよ、総額ですと4億7千400万円ですから、その部分が地元へ本当に還元された場合は潤うわけですから。先ほどもどなたか言われていましたが、シャッター通りではないんですがお店がなかなか続かないということもありますので、そういうところで何か考えられないか、もう一度お願いします。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 今、前栄会の方で一生懸命やっておられるということで、その内容について検討しながら補助金をやっておりますけども、やはりお任せ、役場任せとか、そういうような状況では成り立っていかないと思います。だから、その地域あるいはその商店関係等の人たちが「これをやるぞ」というようなやる気、そういうものが見えてこない、ただ金を配って、それで住民の皆さんの消費を仰ごうとしても無理であるというふうに私は考えておりますので、やる気のあるところについては、どういうものやると本当に地域の住民の皆さんにためになるかというようなことを考えながら、今後の商店街のやる気を起こしていただければ十分検討する余地があるというふうに考えております。

○議 長（大田黒英生君） 鈴木ムツヨさん。

○5 番（鈴木ムツヨさん） やる気は、多分お金がないと出てこないという部分もありますので、町、行政もやっぱり業者も、消費者は一緒にはなれませんが、二人三脚でやっていると、とてもできる事業ではないのではないかというふうに思います。前栄会だけがなされたという部分では、持ち金がなかったのかなというふうに思います。プレミアムの部分が、どうしても自分たちの負担になるということもあるのでしょうかと思いますので、やる気を起こさせる行政の指導という部分も、商工会と一緒に頑張って取り組んでいただければというふうに思いますので、ぜひ検討していただければと思います。

これで、私の質問を終わります。

○議 長（大田黒英生君） これで、一般質問は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

午後3時15分 散会

本 会 議

委 員 長 報 告

## 諸 般 の 報 告

- 平成20年第4回臨時会会議録
- 平成20年第5回定例会会議録





## 会 議 に 付 し た 事 件

発議第1号	大津町議会会議規則の一部を改正する規則について
議案第28号	町道本田技研325号線道路改良工事請負契約の締結について
同意第2号	大津町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議 事 日 程 (第 5 号) 平成 2 1 年 3 月 2 4 日 (火) 午後 2 時 開議

日程第 1	諸般の報告	
日程第 2	各常任委員会の審査報告について	質疑、討論、表決
日程第 3	委員会の閉会中の継続調査申出書について	議決
日程第 4	発議第 1 号 大津町議会会議規則の一部を改正する規則について	上程、趣旨説明、質疑、討論、表決
日程第 5	議案第 2 8 号 町道本田技研 3 2 5 号線道路改良工事請負契約の締結について	上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決
日程第 6	同意第 2 号 大津町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決
日程第 7	議会広報編集特別委員会の設置について	議決
追加日程第 8	委員会の閉会中の継続調査申出書について	議決

午後 2 時 00 分 開議

○議 長 (大田黒英生君) これから、本日の会議を開きます。

日程第 1 諸般の報告

○議 長 (大田黒英生君) 日程第 1 諸般の報告をします。本日の議事日程並びに報告内容及び平成 2 0 年第 4 回大津町議会臨時会、平成 2 0 年第 5 回大津町議会定例会の会議録は、議席に配付のとおりです。

日程第 2 各常任委員会の審査報告について

○議 長 (大田黒英生君) 日程第 2、各常任委員会の審査報告についてを議題とします。委員会審査報告書は、議席に配付のとおりです。これから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。経済建設常任委員長坂本典光君。

○経済建設常任委員長 (坂本典光君) こんにちは。ただいまから、経済建設常任委員会の委員長報告を行います。

当委員会に付託されました案件は、議案第 1 2 号、議案第 1 6 号、議案第 1 7 号、議案第 1 8 号、

議案第19号関連、議案第22号、議案第23号、議案第25号及び議案第27号の9件です。当委員会は、審議に先だって12日と16日に関係する42ヶ所の現地調査を行い、17日と18日に委員会B室で執行部に説明を求めながら審議を行いました。以下、その経過と結果を要約して報告いたします。

議案第12号は、大津町特別用途地区建築条例の制定についてであります。

これまで、このような条例制定はなかったのかとの質疑に対し、今回が初めてであるとの答弁がありました。

1万平方メートルを超える建物は大津町にあるのかとの質疑に対し、ジャスコが約1万4千平方メートルだとの答弁がありました。

採決の結果、議案第12号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第16号は、大津町廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例についてであります。質疑もなく、採決の結果、議案第16号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第17号は、大津町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例についてであります。

質疑はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第18号は、町道の路線認定についてであります。

町の所有する道路には、里道、開発道路がある。その道路を町道に認定したらどういうメリットがあるのかとの質疑に対して、維持管理は同じだが交付税の算定で違いが出るとの答弁がありました。

採決の結果、議案第18号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第19号関連は、平成21年度一般会計予算関連です。

農業委員会関係で、強い農業づくり交付金の使い道は何かとの質疑に対し、農業パトロールや農地相談の費用弁償やパンフレット購入だとの答弁がありました。

農政課関係で、委託料の中の雇用関係の内容は何かとの質疑に対して、緊急雇用は地元農産品の販売促進のために雇用するものであり、JAに委託する。ふるさと雇用は、水田湛水事業として事務職員を雇用する。大菊土地改良区事務局に委託するものだとの答弁がありました。

村づくり交付金事業の事業主体はどこかとの質疑に対し、大津町である。大菊土地改良区ではないとの答弁がありました。工事箇所は、誰がどこで決めるのかとの質疑に対し、平成13年度に地区の要望を取りまとめ、その後、年次計画を立てている。町と県で協議し、採択基準に基づいて事業費枠内で決定しているとの答弁がありました。

平成13年度に決定されているが、今の社会情勢から見ると無理のある事業ではないのか。県は財政状況がよくないはずだがとの質疑に対し、時代の流れとして、県ではハードからソフト事業へと重点が移ってきているとの答弁がありました。

矢護川の圃場整備について、いつ地元説明会をするのかとの質疑に対し、4月を予定しているとの答弁がありました。

今まで岩戸の里温泉は、大津振興公社が指定管理者として運営してきた。赤字が続いたとのことだ

が、赤字は誰が補填するのかとの質疑に対して、現在、内部資金で賄っている。最終的には、出資割合に応じて処理することになるだろうとの答弁がありました。

商業観光課関係で、大津町まちづくり推進協議会はどのような団体なのか、何を目的としているのか、条例に則った組織なのかとの質疑に対し、条例にない任意の団体である。まちづくりについて、町長に提言することなどを目的としているとの答弁がありました。

その協議会の活動について、町民の代表である議会には報告されていないとの質疑に対し、これまで2回提言をしている。ある程度まとまったら議会に報告するつもりであるとの答弁がありました。

委員より、任意の団体でいいのか、公的なものにすべきではないかとの質疑がありました。

別の委員より、任意の団体の助成金については使途を明確し透明性を高める、そしてオープンな団体にすべきではないのかとの質疑がありました。

委員より、ボランティアで有り難いと思うが、一部の人たちによって利益が絡むようなことになりかねない、オープンにしてたくさんの人を集めるよう指導すべきではないかとの質疑がありました。

執行部より、誰でも参加して協議できる会であり、これまで会員については公募しており、活動内容については広報等で知らせているとの答弁がありました。

町有林の下刈りは、森林組合に委託しているのか。シルバー人材センターを使うことを委託の条件にすることはできないかとの質疑に対し、委託の条件にすることはできないが、委託者に相談はしてみるとの答弁がありました。

環境保全課関係で、将来的には矢護川簡易水道と大津菊陽水道企業団は合併するのかとの質疑に対し、そうなると思うとの答弁がありました。

21年度も、ごみ収集運搬委託は随意契約なのかとの質疑に対して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に「一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託基準は、委託料が委託業務を遂行するに足りる額であること」と定めている。また、同廃棄物処理法施行令で「受託者が受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し、相当の経験を有する者であること」とされている。21年度は随意契約での契約を検討しているが、菊池環境保全組合の2市2町で引き続き勉強会等を実施し、今後の契約方法を検討していくとの答弁がありました。

道路整備課関係で、道路新設改良費の杉水水迫2号線の民間開発の際には水を流さないような仕様になっていたと思うが、水路の指導はできなかったのかとの質疑に対し、公の水路がなかったのでできなかった。今後は指導していく必要があるとの答弁がありました。

林道古城線を真木までつなぐ計画はないのかとの質疑に対し、ないとの答弁がありました。

新村古宮線は道幅が狭い、大津中の近くでもあり拡幅等の計画はないのかとの質疑に対し、今後検討するとの答弁がありました。

都市計画関係で、JR肥後大津駅周辺整備計画は過去何回も行ってきた。今回の整備計画も委託するのかとの質疑に対し、コンサルに委託予定である。町が長期的な計画を考える上で、コンサルから専門的な意見やアドバイスを受けるためであるとの答弁がありました。

駅前楽善線のからみで、大津駅から南に抜ける道路として2本が計画されていた。1本は大津駅か

ら東に進み社協の駐車場、役場南の駐車場を通り中学通りに出る道路。もう1本は、大津駅から西に進み桜町踏切より、さらに西の踏切を通過して大津バイパスに抜ける道路、これは20年度の予算で計画されていたと思うが、どうなっているのかとの質疑に対し、白紙になった。今回のJR肥後大津駅周辺整備計画で、もう一度全体的に検討するとの答弁がありました。

駅前楽善線の用地費はどのようにして積算したか、今後金額が上がるようなことはないかとの質疑に対し、不動産鑑定を行っている。固定資産、公示価格を基本に積算している。用地費は確定しているので金額が上がることはないとの答弁がありました。

補償費が計上されている、計算すると平均2千万円くらいになる。これも確定しているのかとの質疑に対し、建物調査を行っている。木造、鉄筋、古い建物等では金額は違う。鑑定に基づいて計上している。鑑定額を超えて相手と交渉することはないとの答弁がありました。

立石団地西側建設予定地について、公営住宅の建設はどうなっているのか。また、空き地の管理について、今の状況では利用できないのではないかとの質疑に対し、立石団地の建て替えとして上鶴団地を建設した。そのために空き家となったところを解体し、結果、現在の空き地がある。解体せずに残っている建物の入居者のために、屋根、外壁、下水道の整備を行う。これは、平屋建ての住宅の改修に補助金が付くようになったためである。その後は、あけぼの団地の改修を計画している。なお、立石団地西側の空き地の住宅建設は未定であるとの答弁がありました。

採決の結果、議案第19号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第22号は、平成21年度大津町外四ケ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計予算についてであります。

事務費として、職員の人件費は発生しないのかとの質疑に対して、事務は林務担当で行っている。人件費は発生しないとの答弁がありました。

採決の結果、議案第22号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第23号は、大津町公共下水道特別会計予算についてであります。

質疑はなく、採決の結果全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第25号は、平成21年度大津町農業集落排水特別会計予算についてであります。

処理場の維持管理業務委託は、入札か、それとも随意契約かとの質疑に対し、随意契約との答弁がありました。

採決の結果、議案第25号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第27号は、平成21年度大津町工業用水道事業会計予算についてであります。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上でございます。

これで、経済建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（大田黒英生君） 文教厚生常任委員長新開則明君。

○文教厚生常任委員長（新開則明君） こんにちは。ただいまから文教厚生常任委員会の委員長報告を行います。

当委員会に付託されました案件は、議案第15号、議案第19号関連、議案第20号から議案第21号、議案第24号、議案第26号の6件であります。

当委員会は、審議に先立ち3月12日午前10時より18ヶ所の現地調査を行い、16日、17日、18日午前10時より、委員会C室において執行部に説明を求めながら審議を行いました。以下、審議の主な経過と結果について報告します。

議案第15号、大津町介護保険条例の一部を改正する条例について報告します。

委員より、高齢化社会ということで65歳から高齢者が増えているようだが、町民の数も増えているし、保険料を負担する人も増えているので保険料を上げなくてもいいのではないですかとの質疑があり、執行部より、要介護認定者が増加しているし、介護度も進んできているので介護サービス給付費が伸びてきている。要介護・要支援者数は1千46人で、20年度で約18億円を使っている。総給付費の20%を65歳以上の第1号被保険者で負担しなければなりませんと答弁がありました。

委員より、国の基準的な考え方を発展させた町の裁量により設定した所得段階別保険料第7段階の人は保険料が上がる。負担が多すぎるのではないかと。また、近隣市町の状況はどうなっていますかと質疑があり、執行部より、合計所得金額400万円以上の方が対象になり、給与収入に直すと約600万円ぐらいになります。町内で172人の対象者がいます。7段階の設定により保険料基準額が38円安くなります。保険料額の上昇を抑えるため、また第1号被保険者の保険料負担を少なくするため、現役並みの所得を有する人にご協力をお願いするものであります。熊本市・合志市・菊陽町は、第7段階を設定しています。菊池市は、準備基金を多く持っているため第7段階を設定しない計画をしておりますと答弁がありました。

委員より、介護報酬が2.8%改定になるが、実質介護従事者に反映するのですかと質疑があり、執行部より、介護事業者次第である。町から指導はできないのでお願いになる。事業者の調査は行いたいと答弁がありました。

討論に入り、所得段階別保険料の第7段階の設置については明確な根拠がほしい。第7段階の設定については住民に説明の必要があると思う。400万円以上の所得がある人は1.5から1.75倍に保険料が上がるのはおかしい。月1万円ぐらいの支払は負担が重い。全体で負担した方がよいと思いますので反対を表明しますと反対討論がありました。

また、介護給付費は保険料で賄っていかなければならない。保険者の負担が少なくなった方がよい。年金等が少ない人から取らなければならないので、なるべく保険料は上がらないよう助け合いの精神から賛成しますとの賛成討論がありました。

採決の結果、議案第15号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第19号関連、平成21年度大津町一般会計予算について報告します。

福祉部健康福祉課関係。委員より、健康福祉課所管の予算で、交付税の交付団体になると財源に変わるところはありますかと質疑があり、執行部より、事業については国補助、県補助の負担が主であり、変わるところはないと思いますと答弁がありました。

委員より、社会福祉協議会補助金（地域福祉推進事業等）はどうなっていますかと質疑があり、執

行部より、現在モデル地区として森区・多々良区、楽善区、大津東区、南杉水区の5地区で、地域が主体的に地域福祉の活動を行っております。今後、平成26年度まで毎年3地区程度の増を目指していますと答弁がありました。

委員より、保健衛生総務費の妊婦健診及び乳幼児精密健診委託について変更された点は何ですかと質疑があり、執行部より妊婦健診助成を5回から14回へ増やしました。増えた9回分の財源としては、国の補助等が行われますと答弁がありました。

委員より、健康推進費の減額はなぜですかと質疑があり、執行部より総合検診や基本健診は従来40歳以上のすべての住民を対象としていましたが、昨年からは始まった特定健診制度により、これらの健診をそれぞれの医療保険者が行うことになりました。当町で行う対象者は、国民健康保険、後期高齢者医療保険の加入者と30歳、35歳の住民のみとなり、対象者の減に伴うものと答弁がありました。

福祉部保険医療課老人ホーム関係。委員より、老人ホームの入所基準は希望してもなかなか入所できないと聞いたがどうですかと質疑があり、執行部より、養護老人ホームは老人福祉法に基づく施設であり、入所基準は65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的な理由により居宅において養護を受けることが困難な人ですと答弁がありました。

委員より、入所者の減の問題も含めて老人ホームの老朽化に対してどのように考えているのですかと質疑があり、執行部より、2人部屋の問題など現在の養護老人ホームの設備・運営に関する設置基準が適しないところもあり、また行政改革集中プランの中で平成21年度までに民間委託の検討を行うこととなっていますので、今後、建て替え及び運営をどのようにしてするのか検討しますと答弁がありました。

福祉部保険医療課関係。委員より、生きがい対応型デイサービスとふれあい型ミニデイサービスの内容はどのように違うのですか、また利用料は幾らですかと質疑があり、執行部より、生きがい対応型デイサービスは社協で週1回実施、バスで送迎しており、利用料はサービス料200円、食事代300円です。ふれあい型ミニデイサービスは、地域の公民館で月1回午前中実施、サービス料280円、食事代が300円ですと答弁がありました。

子育て支援課関係。委員より、子育て支援の制度を利用する人と利用しない人の公平性を保つため線引きはないか、線引きの定義づけなどはどうなっていますかと質疑があり、執行部より、極力親の責任により保育していただくのが基本ですが、仕事と家庭の両立を支援して子育ての負担軽減を図り、子どもの健全育成化を図ることが目的なので線引きはできないが、状況把握は指導していきますと答弁がありました。

委員より、子育て支援センター事業の委託先の選考についてはどうされましたかと質疑があり、執行部より、町内の子育て支援の法人を募集し、2法人から計画書の提出とプレゼンテーションを行った。庁内の選考委員会を設置し、子育て支援センター職員の雇用継続も含め審査決定いたしましたと答弁がありました。

委員より、休日保育や延長保育時間の延長に関して、長時間になる子ども自身が疲れるのではない



ですか。親子のコミュニケーションがとれるのか。支援が過ぎると甘えの部分が出るのではないか。職員の勤務体制についても心配があると質疑がありました。執行部より、保護者のニーズにより始めるが、職員の勤務体制については休憩時間の延長を行い、保護者に関しては事前説明を十分に行いたいと答弁がありました。

教育部学校教育課関係。委員より、小学校費の大津東小学校耐震補強設計委託について、部分的な補強でいいのですか。国の制度に振り回されているのではありませんか。これについての補助はありますかと質疑があり、執行部より、耐震二次診断の結果、1階校長室の北側と南側の窓部分について基準の0.7を下回る0.47という数値となりましたので補強を行いたいと思います。今回の設計内容についても、県の審査機関の認定を受けることになります。設計費の国の補助はありませんが、耐震補強工事については2分の1補助を受けることができますと答弁がありました。

委員より、学力知能テストですが、年に何回実施していますか。また、その結果はどのように反映されていますかと質疑があり、執行部より、このテストは知能と学力の相関関係を図るために行っており、中学校では学年の始めに行いその年度の指導に、また小学校は学年末に行い次年度の指導に役立てていきますと答弁がありました。

委員より、大津南小学校に防犯カメラを設置するそうですが、昨年遊具の被害があっていることもあり、これだけで十分といえるのですか。また、大津南小学校では学校敷地内を南北に通る抜ける車がいるそうです。どのような対処を考えていただけますかと質疑があり、執行部より、防犯カメラだけで安心しているわけではありません。学校の遊具点検など引き続き行うとともに、車の通り抜けについても地域と連携して周知を図りたいと思いますと答弁がありました。

委員より、中学校売店の行政財産使用料が2校で6千円というのは安すぎるのではないのでしょうか。売上の報告などは受けているのでしょうか。採算に見合った額かどうか明確にすべきだと思いますと質疑があり、執行部より、各中学校の売店は、以前は中学校では一般の方がされていましたが、採算が合わないということで閉められました。しかし、それでは生徒が不便ということでPTAが行うことになりました。施設の使用については、生徒たちの利便性を図るということもありますので、電気代相当分だけをいただいておりますと答弁がありました。

委員より、給食センターでは電気設備機器の更新を予定されていますが、引き込み線の電柱が町道際にあり邪魔のような気がしますので敷地内に移すことはできないのですかと質疑があり、執行部より、既設マンホールを利用した改修予定であり、管の交換までは今回の工事には計上していません。電柱については、設置当初、町道の占用願を出しているものと思いますと答弁がありました。

委員より、経費と材料費の関係を1食当たりの額で見たいので1年間の食数を教えてください。また、4千500万円の減額となっていますがなぜですかと質疑があり、執行部より、19年度は65万6千378食です。予算減額の理由は、高額な備品購入がないことと、退職者による人件費の減額ですと答弁がありました。

教育部生涯学習課関係。委員より、国重要文化財の指定による改修費の江藤氏の負担には矛盾を感じる。何らかの支援策はないのですか。個人所有の文化財は売買は可能ですかと質疑があり、執行部

より、町も4分の3を補助しています。国重要文化財の売買については、国・県の承認が必要です。国は、公共団体による文化財の買上をという方向で進めていますと答弁がありました。

委員より、大津東小での放課後子ども教室の概要はどうなっていますかと質疑があり、執行部より、国の要項に沿って予算をお願いしております。具体的には習字教室を行うことで、その他については今後検討するようしております。補助率については国・県・町が、それぞれ3分の1です。学校からの申し出により実施することとなりましたと答弁がありました。

教育部図書館関係。委員より、予算が800万円減っていますがなぜでしょうかと質疑があり、執行部より、人件費については退職者がいるところは最初から新採で予算取りをしてあります。また、電算機の借上、備品購入等の減額に伴うものと答弁がありました。

委員より、図書マークデータについて説明をお願いしますと質疑があり、執行部より、図書館流通センターが出している新刊データ等が一挙に見られ、そこから本の書名や著作者名が調べられ、マークデータに登録してあるのをダウンロードできるものと答弁がありました。

採決の結果、議案第19号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第20号、平成21年度大津町国民健康保険特別会計予算について報告します。

委員より、出産費の資金貸付はどうなっているのですかと質疑があり、執行部より、出産一時金の貸付については出産一時金の8割を貸し付ける制度です。ただし、受取代理制度の導入により、19、20年度は一時金の貸付はありませんでした。遠隔地での里帰り出産などの場合を考えた場合2件分を計上しておりますと答弁がありました。

委員より、針灸補助について一般会計にはもっていけないのですかと質疑があり、執行部より、県内ほとんどの市町村で国保対象者に限り実施しています。菊池郡市では、全市町が国保で行っています。一般会計で実施した場合、社保の人も対象となり、町の負担が大きくなりますと答弁がありました。

委員より、人間ドックについて補助金が減額になっていますかと質疑があり、執行部より、人間ドックについて、平成19年度まで30歳以上の被保険者に7割を補助し、最高5万円弱を補助していました。平成20年度からは特定健診が始まり、人間ドックは1人2万5千円、日帰りドックの7割を補助で算出しています。菊池郡市では2万5千円で統一し、定額補助を行っていますと答弁がありました。

委員より、出産一時金についてはどうですかと質疑があり、執行部より、現在1件38万円を助成していますが、平成21年10月から2年間は4万円アップして42万円になる予定ですと答弁がありました。

採決の結果、議案第20号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第21号、平成21年度大津町老人保健特別会計予算について報告します。

委員より、レセプトはどう理解したらいいのですか。金額で言った方がわかりやすいのではないのでしょうかと質疑があり、執行部より、レセプトは診療報酬明細書といいまして、医療機関等が患者1人に対する1ヶ月分の診療請求書です。病院の診察に対する点数で、基本的に1点10円です。国保

連合会で審査し、町でも囑託職員の点検員が審査していますと答弁がありました。

委員より、平成20年3月以前の請求分も支払うのですか。一般会計では年度ごとに決算することになっていますがと質疑があり、執行部より特別会計においても年度決算ですが、過年度分の不服申立などで審査に時間がかかり、誤りがあった分の精算が5年間は発生します。よって、平成20年3月以前に請求があった分の精算に伴う予算でありますと答弁がありました。

委員より、レセプト点検により診療が間違っていた場合、個人負担分は返ってくるのですかと質疑があり、執行部より、1万円以上の差額があった場合は本人に通知するようになっています。その場合、医療機関と本人が交渉することになりますと答弁がありました。

採決の結果、議案第21号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第24号、平成21年度大津町介護保険特別会計予算について報告します。

委員より、介護保険料の年金からの天引きに関して問題はなかったか。窓口払いはうまくいっているのか。介護保険料を払えなかった人はどうなるのかと質疑があり、執行部より、年金をもらう前に天引きになるのが基本で、後期高齢者医療のような口座振替制度はない。窓口払いの人は、65歳になって半年の人、年金額が少ない人、年金証書で借金をしている人であるが、一度に払えない人についても少しずつでもお願いして払ってもらうようにしている。保険料を払えなくなった人は、介護サービス料の10割を払ってもらうことになり資格証等は発行していません。2年間で時効になりますが、誓約書等をもって時効を止めて救済措置をとっています。現在、全額自己負担の人はいないと答弁がありました。

委員より、2号被保険者の介護保険料は全額入っているのですかと質疑があり、執行部より、2号被保険者は40歳から64歳までの人で、介護保険料は国民健康保険税、社会保険料に含まれており、町には診療報酬支払基金から交付金が入ってきますと答弁がありました。

委員より、国保保険税は「税」、介護保険料は「料」であるが、何か根拠がありますかと質疑があり、執行部より、平成12年の介護保険制度当初より全国介護保険料となっていますと答弁がありました。

委員より、高齢者機能訓練委託は、体育館における筋力トレーニング機器を使った筋トレ事業の代わりですかと質疑があり、執行部より、虚弱な特定高齢者が対象ですので家庭でもできる筋力訓練を実施していく予定です。体育館の高齢者向けの機器は一般高齢者が利用していきますと答弁がありました。

採決の結果、議案第24号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第26号、平成21年度大津町後期高齢者医療特別会計予算について報告します。

委員より、一般寄附金について収入は見込めるのですかと質疑があり、執行部より、昨年度の実績はありませんでした。広域連合から示された予算項目にしたがって計上しています。国保特会にも計上していますが、こちらも実績はありませんと答弁がありました。

委員より、広域連合負担金の根拠はどうなっているのですかと質疑あり、執行部より、後期高齢者の保険料分賦課権限が広域連合にあるため、平成19年度の所得により広域連合で試算して通知された負担額であります。なお、6月に20年分の所得が確定後、21年度の保険料が正式に決定します

と答弁がありました。

採決の結果、議案第26号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上です。議員各位におかれましては、当委員会の決定どおり賛同を承りますようよろしくお願い申し上げまして、文教厚生委員長の報告を終わります。

○議長（大田黒英生君） 総務常任委員長手嶋靖隆君。

○総務常任委員長（手嶋靖隆君） こんにちは。ただいまから総務常任委員会委員長報告を行います。

総務常任委員会に付託されました案件について、委員会での審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。今定例会で本委員会に付託されました案件は、議案第11号、議案第13号、議案第14号及び議案第19号関連の4件であります。

本委員会は、審議に先立って3月12日に関係する6ヶ所の現地調査を行い、16日、17日にかけて、委員会A室で執行部より説明を求めながら審議を行いました。以下、その審議の経過の概要と結果を要約してご報告申し上げます。

議案第11号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、質疑ありませんでした。

採決の結果、議案第11号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第13号、大津町個人情報保護条例の一部を改正する条例について。

委員より、個人情報保護条例に関して、住民からの守秘義務に関してのクレームはないかとの質疑に対し、執行部より、住民からの守秘義務に関するクレームはあっていませんとの答弁でした。

採決の結果、議案第13号は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第14号、大津町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について。

委員より、災害時などの出勤の際に特殊勤務手当は支給されるのかとの質疑に対しまして、執行部より、災害時の出勤には支給していない。災害時などで時間外に出勤する場合は時間外勤務手当の支給に対応していますとの答弁がありました。

委員より、今回廃止される特殊勤務手当のほかに2種類の特殊勤務手当があるが、支給状況はどうなっているのかとの質疑に対しまして、執行部より、今年度、用地交渉手当は支給実績がなく、感染症防疫作業手当は1万7千500円を支給していますとの答弁がありました。

委員より、狂犬病予防の防疫作業への特殊勤務手当の支給は不自然に近く、また手当の支給実績がないものだと早急に見直すべきではないかとの質疑に対し、執行部より検討しますとの答弁でありました。

採決の結果、議案第14号は全員賛成で原案のとおり可決することに決しました。

議案第19号、平成21年度大津町一般会計予算について。

総務課関係。委員より、行政区嘱託員が昨年と比較して1名増加しているが、どの行政区かとの質疑があり、執行部より、室北地区、北出口区を1人の職員でされていたが、新たに北出口においても行政区嘱託員が配置されたことによるものですとの答弁がありました。

委員より、財産管理費の委託料のエレベーター保守点検委託の内容は安易なものか。また、どのよ

うな調達の方法によるものかとの質疑があり、執行部より、各点検項目により保守を行っています。非常時には、遠隔監視により委託業者が駆けつけて対応します。調達は特殊機器であるために設置メーカーとの随意契約となりますとの答弁がありました。

委員より、財産管理費の委託料の分煙機保守点検委託があるが、議員控室に煙が入り込む。機能を果たしているのかとの質疑があり、新年度は3台の保守契約を予定しています。機器としての機能を果たしていると思われませんが、喫煙室の構造等の見直しなど今後検討いたしますとの答弁がありました。

委員より、交通安全協会大津支部関係の補助金が廃止されているがどのようになっているのかとの質疑があり、執行部より、20年度まで協会大津支部及び女性部に補助金を交付し啓発用品購入に充当されていましたが、役員等で補助金の見直しなどを含めて協議し、交通安全用品は町が啓発用品等購入し、各地域の交通委員さんなどのボランティア活動で交通安全活動を推進していただくようにし、補助金を見直したところでの答弁がありました。

委員より、防犯交通関係賃金がありますが財源はどうなっていますか。また、業務内容や賃金はどのくらいになっていますかとの質疑があり、執行部より、国の緊急雇用対策基金が財源になっています。また、勤務は午前7時から午後7時まで内で6時間以内で5人、賃金は6千円以内、業務は駅前駐輪場の整備や、公園・学校などの防犯パトロールで活用する予定での答弁がありました。

委員より、乗合タクシーについての利用者の制限はあるのかとの質疑に対して、執行部より、集落から半径500メートル以内にバス停がない地域を公共交通空白地域と位置づけ、その該当する集落にタクシーを運行しています。乗合タクシーは、集落の町中心部を結ぶための交通手段として地域の方に利用していただいておりますとの答弁がありました。

委員より、生活路線維持補助額が前年より増加しているのかとの質疑があり、執行部より、産交バス桜丘線を3月末をもって廃止することとしており、その分に見合う赤字額は減少しますが、その他の路線における利用者也減少しており、原油の価格急騰などにより昨年より補助額が増加しておりますとの答弁がありました。

委員より、消防活動で災害や人捜しなどで頑張っておられます。出勤も厳しい中で報酬額も多くない中、町民のために頑張っていると思いますが、支援方法ではかにも何か良い方法はないか検討してほしいとの質疑があり、執行部より、団員も仕事を持ちながら報酬はあるもののボランティア精神で頑張っておられます。今後、地域貢献という点なども含めて支援方法なども検討していきたいと思えますとの答弁がありました。

委員より、電波利用料が昨年より増加しているのはなぜかとの質疑に対し、執行部より、昨年10月に電波使用料の改正があり12月にも増額補正をお願いしたところです。今回は、その影響で当初予算も増加させていただいておりますとの答弁がありました。

人権推進課関係です。委員より、人権対策費は補助金、団体活動助成金で減額の努力が跡が見られるが、その理由は何かとの質疑に対し、執行部より補助を予定している団体と3年前から補助金の要項の見直しについて協議してきました。その結果、旅費の実費支給や領収書添付などで適正な対応が

なされています。また、事業費補助のみとしているためですとの答弁がありました。

委員より、人権教育啓発費の補助金、町人権同和推進補助金についても同様の減額となっている。必要な事業については予算を付ける必要があると考えているが理由は何かとの質疑に対し、執行部より、協議会補助金については研修を効果の高いものに絞った結果、また経費の節減にも努めた結果の減額ですとの答弁がありました。

委員より、人権啓発福祉センターの使用料で徴収しているのはどんな団体かとの質疑があり、執行部より、センターで実施した講座、教室等の卒業生が自主団体として利用する場合や、今は少なくなりましたが冠婚葬祭等の個人利用の場合ですとの答弁がありました。

次に、税務課関係ですが、委員より、法人町民税の税計算で法人税割額の課税標準となる法人額算定での従業者の天津町に住所がある人なのかとの質疑があり、執行部より、その企業に勤めている従業者で町外の人も含まれていますとの答弁がありました。

委員より、税の滞納者に対するインターネットオークションはどのように考えているのかとの質疑に対して、執行部より、現在は預貯金差し押さえを重点的に行っていて、ある程度の成果を上げています。今後は動産の差し押さえを行い、インターネット公売も行いたいと考えていますとの答弁がありました。

委員より、国税は職権でできるが、町ではどの辺までできるのかとの質疑があり、執行部より、徴収は国税と一緒に法に基づいて行っています。各々の銀行を調査し、預金差し押さえを行っています。ジャパンネット銀行等も差し押さえしていますとの答弁がありました。

委員より、固定資産評価が3年に1回見直しがありますが、宅地等の評価替え等により利率等はどうなっているのかとの質疑に対し、地価公示価格等の7割が固定資産税の評価額となります。地価公示価格が下落すれば評価額も下がりますが、税を計算する課税標準額は一部に負担水準が低い宅地があり、それらの税額が上がる場合もありますとの答弁がありました。

次に住民課関係で、委員より、単身者の町営住宅申込はできますかとの質疑に対し、執行部より、天津町の町営住宅は単身用の建築ではありませんが、現在、単身の申込については、やむを得ず北出口団地、西嶽団地を単身で申し込める住宅としています。この団地は室住宅移転が絡んでいますので、近年では昨年、西嶽団地の募集を行いましたとの答弁がありました。

委員より、滞納世帯の保証人への連絡はしていますかとの質疑がありました。執行部より、3ヶ月以上滞納世帯については、すべて保証人に連絡して対応していますとの答弁がありました。

委員より、滞納者に対する訴訟関係はどうされていますか。また、近年ありましたかとの質疑に対し、執行部より、訴訟には予算がかかりますが最近はありません。数年前の訴訟の記録はありますとの答弁がありました。

次に、企画課関係では、委員より、電子計算費について町ホームページの更新作業は職員が行っているのかとの質疑があり、それぞれの担当課の職員が自ら更新作業を行っております。技術的に難しい作業の場合には、情報計画係がアドバイスを行うようにしておりますとの答弁がありました。

委員より、各種統計調査費の中で、調査協力世帯報償費金として17万1千円計上してあるが、調

査の対象世帯はどれくらいあるのかとの質疑があり、執行部より、26世帯を対象としており、これは全国消費実態調査に代わるものですとの答弁がありました。

次に、企業誘致課関係では、委員より、新規企業の2社の従業員は何人ぐらいかとの質疑に対し、執行部より、1社は10名程度、もう1社は最大50名ですとの答弁がありました。

委員より、企業誘致の具体的な問い合わせはどのようになっているのかとの質疑に対して、執行部より、電話により工業団地についての問い合わせがあっている。また、自動車関連の企業に土地を紹介しているとの答弁がありました。

次に、会計課関係では、委員より、所管は経済建設常任委員会と思うが、中小企業も苦しい時期なので、大口預金者である町から金融機関へ融資などするよう伝えてほしいとの質疑があり、執行部より、昨年9月より個別的には金融機関に伝えているが、引き続き金融機関に配慮してほしいと伝えたいとの答弁がありました。

採決の結果、議案第19号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上です。議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同いただきますようお願い申し上げまして、総務常任委員会の報告を終わります。

○議 長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。3時10分から始めます。

午後2時42分 休憩

△

午後3時10分 再開

○議 長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

各常任委員長の報告は終わりました。

これから、各常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） ただいま報告されました議案の中で、幾つかの議案について反対の立場から討論を行います。

第1点目は、議案第15号の天津町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。この条例改正によりまして、またもや介護保険料の値上げになっております。とりわけ、基準所得第4段階におきましてこれまで4千100円だったのが4千800円、1ヶ月700円の値上げということは年間に見ると8千400円の値上げになるわけです。この基準段階の方々の収入は、年金収入にして1ヶ月7万円を超えればこの介護保険料に該当するわけですが、まさにこの制度そのものからくる矛盾ではありますが、生活保護基準以下の収入しかない人たちに対してもこのような保険料を設定をする。そして、それを3年ごとに値上げをしていくということについて、とても認めがたい条例の改定であるという立場で反対をいたします。

次に、議案第19号の平成21年度天津町一般会計予算についてであります。とりわけ認め難い

予算は、例年申し述べておりますが人権対策費 3 千 7 3 8 万円、人権教育啓発費 7 3 0 万円、人権啓発福祉センター費 4 千 1 万円、教育予算で学校人権教育研究会 2 5 0 万円、合計いたしますと 8 千 7 1 9 万円もの歳出予算であります。部落解放同盟に対する補助金は一部減額となっておりますが、特別法が切れて公平、そして人権を守ると、そういう運動を標榜するのでありますならば、まず真っ先に襟を正して、このような特別扱いの補助金は返上をして当然のことだと思ふわけです。また、人権を大切にすることは、とりわけ大切なことでもあります。しかし、特定の人たち、あるいは特定の地域、一部の人たちに対するこうした予算措置は、まさに改めるべきである。公務員や、あるいは教育に携わる人たちが人権を守るとは当然の前提としなければなりません。この 8 千 7 1 9 万円がすべて無駄だと言っているわけではありませんが、その一部を回せば、まさに町民の命に関わる問題、例えば介護とか医療費の問題、こういった問題を大きく改善をすることができるわけでもあります。そういうことに目をつむっておくということにつながってしまうわけでもあります。そして、昨今の経済状況の中で職を失い収入の道を絶たれる、また子育て真っ最中なのに収入が激減をする、あるいは全く職が見つからない、こういう大変な状況の中です。命と暮らしに関わる予算に、そういう予算を計上をするべきだと考えます。法人税が大きく税収は確かに落ち込みましたが、それでも大津町の基金を合わせましたら、まだまだ町民の命と暮らしを守るための予算措置は十分にできると考え、21年度の一般会計予算に反対をするものであります。

次に、議案第 20 号の大津町国民健康保険特別会計予算についてであります。近隣の菊陽町では国保税を大幅に値下げを行いました。菊池市でも値下げの予定だそうであります。また、菊池市では一般会計からの財源の繰入も実施される予定だと聞いております。国保会計は、昨年度の単年度では赤字だと言われておりますが、昨年平成 20 年度の当初、前年度の繰越金見積は 9 千 9 0 0 万円です。当初予算が出されましたが、最終補正でこの繰越額は 2 億 1 千 5 0 0 万円、当初見込みの 2 倍以上になっているわけでもあります。ですから、この平成 21 年度の予算についても繰越額が大幅に増える可能性はあると思ふわけです。また、町民の命と暮らしを守る立場であれば、国保税の値下げを真剣に検討すべきであるという立場から議案に反対するものです。

次に、議案第 24 号の平成 21 年度大津町介護保険特別会計予算についてであります。この制度はそもそも利用者が増えるほど、またサービスの量が増えるほど、さらには介護労働者の労働条件を改善をすればするほど保険料が自動的に跳ね上がってくるという、大変な矛盾を抱えた欠陥の制度だと考えます。今回、介護従事者処遇改善の国による臨時特例基金も設けられました。これによって僅かな改善は確かに見込めますが、これまで国はこの介護保険会計に一般会計からの繰入を法律によって固く禁じてきたわけでありましたが、遂にそれも破綻をし、僅かではあります。一般財源からの繰入を認めざるを得ないという状況になったわけです。当初から、当然予想された事態であります。介護保険、高齢者に対する高齢者の老後の尊厳を守ることが、これからますます大切になります。

この介護の問題で、とりわけ老老介護、70代、80代の老夫婦が片方が介護状態、もう一人の連れ合いが必死になって介護すると、そういう私は実態も相談を受けております。そこそこの確かに収入のある人ではありますが、保険料は払っても今度は認知症の奥さんが入れる施設がないと。保険料だ



けは天引きをするけど、いざ必要なサービスが提供されなという状況ではありませんか。そもそもの原因は今の国の政治にあるわけですが、介護保険が導入前はこの予算、約5割は国が出しておりましたが、それが半分の25%に減らされ、小泉内閣以来の三位の一体の改革で、さらに国からの財源が22.8%まで減額がなされております。高齢化社会が本当に深刻になるという状況の中で、世界第2位の経済大国であります私たちのこの日本がこういう制度を、この根本的な矛盾を抱えた制度を認めしていくわけにはまいらないと思います。そういう立場から反対をするものです。

最後に、議案第26号、平成21年度大津町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。この制度は、ご承知のとおり現代の乳母捨て山制度と言われております。予算書を見ますと、後期高齢者保険料が1人平均4万6千800円、対象者3千258人、町全体の保険料が1億6千453万円、これを国全体で推計をしますと約6千800億円、日本中の75歳以上の後期高齢者の保険料。約7千億円ぐらいの財源が出せないはずがありません。わざわざ75歳以上の高齢者を別立ての保険料に強制的に加入をさせる、この目的はただ1つであります。高齢者に医療費を使わせない、必要な医療にも制限を設けると。誰もが、いつかは必ず歳をとれば後期高齢者になっていくわけでありまして。また、父親や母親が後期高齢者になっていくわけですから。私は、まさに人権の問題としても、こういう高齢者の医療を差別する制度は絶対に認め難いと思うわけですから。

東京の日の出町では、ちょうど大津町の半分程度の人口の町であります。こうした高齢者の医療費を完全無料化を実施をいたしました。後期高齢者反対ののろしの自治体からののろしだと言われ、全国から非常に注目をされておりますが、地方自治体はお年寄りを本当にもっと大切に、人権問題としても大切に。こういう声を上げていくときであると考え、26号に反対を表明をいたします。

以上で討論を終わります。

○議長（大田黒英生君） ほかに討論ありませんか。永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 私は、議案第15号及び24号、介護関係であります。これについて賛成の討論がないので再び反対の立場から討論いたします。

私も、今回委員会が変わりましていろいろ勉強しましたが、至らんとくも多々あるかと思っております。さまざまな質問を委員会で部長なり課長なりにぶつけてまいりました。その中で今回、議案の15号におきましては料金の値上げが提案されております。これも、さまざまな質問をいたしまして1号から6号まで所得に応じて保険料が変わっておりましたが、今回7号を新設するという乱暴なものであると私は感じました。

実際、今回の提案とするのは第4期の介護保険制度の3年に一度の見直しであります。3期までの介護保険料からするならば、1号から6号までに当たる方々というのは約11.7%の値上げという形になります。そしてまた、第7号というものを新設して、それに上げる方は136.5%の値上げということになります。年間にしまして2万7千円ほど値上げになります。

私も委員会で、審議会ではどういった意見が出たのかというのを聞きましたならば、実際、審議会でも非常に厳しい意見が出たということでした。先ほど反対討論の中でおっしゃられましたが、非常

にこの制度は限界、欠陥ではないかと思うのが、私も同意見であります。これは、特別会計で運営されておりますが、一般会計からの繰出金が今回が2億7千600万円ほど、この保険に繰り入れられていると。独立採算の原則は、既に消え去りました。

そしてまた、今回は議員皆様に第4期の大津町の老人保健福祉計画及び介護保険事業計画というものを渡されまして、この中でこれからの予測される推移をさまざまな形で、例えば被保険者の将来推計、1号被保険者の数、2号被保険者の数あたりを見込みを書いてありますが、こういったもののパーセンテージ、増えるパーセンテージを見てみますれば、平成20年度から23年度まで、そしてまた26年度までという形でさまざまなデータをこれを出されておりますけれども、23年度までの第1号被保険者65歳以上の方々は予想では298人増ということで、平成20年度よりも105.1%増、それから3年後の26年度に至りましては1千377人ということは、23年度から26年度にかけては122.5%も増えてしまう。しかしながら、40歳から64歳までの第2号被保険者はあまり変わらない、ほとんど変わらない。そして、この介護保険に関しましては全体の歩払いと申しますか、1号被保険者の負担は20%ですとか、2号被保険者の負担は30%、また残りの50%を公費で賄うというような比率が仕組みられておりますが、こういったものは地方分権を笠に着て中央の方からいろいろな形で今からも変えてくるでしょう。要するに、我々大津町単体でも、恐らく国がパーセンテージを変えることによって操り人形の如く動かなくてはならない。仕事の量も増えます。そして、料金は明らかに値上げになっていきます。

そういうことを総合的に考えますれば、もうこの保険制度というものは本来ならば国保も後期高齢者医療保険制度もですが、国家の問題として取り組むべきではないかなというのが私の答えでありまして、やはり何らかの目的税なり何なりをきちんとして国家が取り組んでいただき、将来もこの国で皆さんが心地よく住んでいかれるんですよというふうな制度に変えていかなければ、今から先もずっと国から振り回される制度であるというのが私の答えでありまして、先ほど言われましたように欠陥の制度と私も思います。ですから、ここはきちんと反対を表明して、この議会から意見書なり何なりを県に出して県を動かして、そして全国的な高まりをもって、この制度改革を迫るとというのが一番いいのではないかなというふうに私は思いました。

そしてまた、今回の一番私が引かかったのは、保険料率で7号という新設ですね。これはお金を持っている方から取れというような、一見聞くならば妬みにも似たような新設の仕方です。一般財源からもこの保険制度に繰り出しているということは、もう、所得が多い人はきちんと所得税なり何なりでかなりの額の税金を納めていらっしゃる。それにもって、なおさら町が権力を持ったような形でこういった形で新設する。こういったときに私は思うんです。福沢諭吉の真訓の第一番目に、世の中で一番醜いことは人の生活を羨むことです。金持ちから取れというような、そういった形にしか私には聞こえておりません。

ですから、こういう乱暴な値上げは絶対許すべきではないということで私はこの議案第15号、それとまた24号について反対の立場を表明いたします。議員各位のご賛同よろしくお願い申し上げます。

○議 長（大田黒英生君） 他に討論ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。まず、議案第11号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議 長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第11号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号、大津町特別用途地区建築条例の制定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議 長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第12号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号、大津町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議 長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第13号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号、大津町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議 長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第14号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号、大津町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご賛成の方はご起立をお願いします。

〔起立多数〕

○議 長（大田黒英生君） 起立多数です。したがって、議案第15号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号、大津町廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第18号、町道の路線認定についてまでの3件を一括して採決します。この採

決は簡易表決によって行います。

お諮りします。各議案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号から議案第18号までの3件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号、平成21年度大津町一般会計予算についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議 長（大田黒英生君） 起立多数です。したがって、議案第19号は、各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号、平成21年度大津町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議 長（大田黒英生君） 起立多数です。したがって、議案第20号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号、平成21年度大津町老人保健特別会計予算についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第21号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号、平成21年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計予算について及び議案第23号、平成21年度大津町公共下水道特別会計予算についての2件を採決します。この採決は簡易表決によって行います。

お諮りします。各議案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号及び議案第23号の2件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号、平成21年度大津町介護保険特別会計予算についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大田黒英生君） 起立多数です。したがって、議案第24号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号、平成21年度大津町農業集落排水特別会計予算についてを採決します。この採決は簡易表決によって行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号、平成21年度大津町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大田黒英生君） 起立多数です。したがって、議案第26号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号、平成21年度大津町工業用水道事業会計予算についてを採決します。この採決は簡易表決によって行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は、委員長の報告のとおり可決されました。

### 日程第3 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議長（大田黒英生君） 日程第3、委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。

各委員長から、議席に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定しました。

### 日程第4 発議第1号 大津町議会会議規則の一部を改正する規則について

○議長（大田黒英生君） 日程第4、発議第1号、大津町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とします。提出者の趣旨説明を求めます。発議第1号、提出者、鈴木ムツヨさん。

○5番（鈴木ムツヨさん） 発議第1号。案文の朗読をもって趣旨説明に代えさせていただきます。

大津町議会会議規則の一部を改正する規則について

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由。地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、法第100条第12項に「議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる」の規定が新たに設けられたため、議会活動としての全員協議会を会議規則に規定するものである。

大津町議会会議規則の一部を改正する規則

大津町議会会議規則（昭和63年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第15章 議員の派遣（第121条）」を

「第15章 全員協議会（第121条）」

第16章 議員の派遣（第122条）」

第17章 補足（第123条）」に改める

第16章中第122条を第123条とし、同章を第17章とする。

第15章中第121条を第122条とし、同章第122条中第1項中「法第100条第12項」を「法第100条第13項」に改め、同章を第16章とする。

第14章の次に次の章を加える。

第15章 全員協議会。

（全員協議会）

第121条 法第100条第12項の規定により、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場として全員協議会を設ける。

2 全員協議会は、議員の全員で構成し、議長が招集する。

3 全員協議会の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

附則。この規則は、公布の日から施行する。

議員各位のご賛同、よろしくお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 以上で、提出者の趣旨説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。発議第1号、大津町議会会議規則の一部を改正する規則についてを採決

します。この採決は起立によって行います。発議第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第28号 町道本田技研325号線道路改良工事請負契約の締結について

日程第6 同意第2号 大津町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議 長（大田黒英生君） 日程第5、議案第28号、町道本田技研325号線道路改良工事請負契約の締結について及び日程第6、同意第2号、大津町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

お諮りします。議案第28号及び同意第2号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号及び同意第2号は委員会付託を省略することに決定いたしました。提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 皆さん、こんにちは。本定例会に追加提案を申し上げます案件の説明の前に、一言お礼を申し上げます。

今回、定例会にご提案申し上げましたすべての案件につきまして、ご承認、ご議決をいただき、誠にありがとうございました。議員の皆さんのご指導、ご助言をよろしくお願い申し上げます。

では、早速提案いたしました案件の提案理由の説明を申し上げます。議案第28号、町道本田技研325号線道路改良工事請負契約の締結についてでございますが、この物件は1月28日に条件付一般競争入札の公告を行い、2月の27日に入札を実施いたしました。

入札の結果、長田建設（株）、村上建設（株）、（有）木村工業建設工事共同企業体、代表者 熊本県菊池郡大津町大字陣内1356番地、長田建設株式会社代表取締役 長田宏二様と9千671万5千500円で工事請負契約を締結したいと思うものでございます。

議案第28号につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に定める予定価格5千万円以上の工事請負契約でございますので、議会の議決を求めるものでございます。

次に、同意第2号、大津町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございますが、現審査委員会員の山田 伸様が平成21年4月13日に任期満了となられますので、再度、菊池郡大津町大字大津400番地56、山田 伸様を固定資産評価審査委員会委員として選任いたしたいと思うものでございます。

山田 伸様は、永年、税務行政の業務に従事され、固定資産の評価について学識経験を持たれ、1

期3年間審査委員会の委員として活躍され、固定資産評価審査委員会の委員として適任と存じます。

選任につきましては、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めます。

以上、案件につきまして提案理由の説明を申し上げましたが、ご審議の上、ご議決、ご同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、議案第28号につきまして所管部長より詳細説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 総務部長首藤誠治君。

○総務部長（首藤誠治君） 今回提案いたしました議案第28号につきましては条件付一般競争入札を行いましたので、その概要について、まずご説明いたします。昨年7月に大津町一般競争入札に係る事務手続き処理要領を定め、一般競争入札に取り組んできております。

その内容ですけれども、工事の調達につきましては、予定価格が5千万円を超える物件については条件付一般競争入札による調達を原則とするとしております。今回の案件につきまして予定価格5千万円を超える案件でありますので、この要領にしたがいまして条件付一般競争入札を行ったものです。また、この条件付とは地域要件、それから、工事の実績、技術者の配置などの条件を個々の工事ごとに付けて入札参加を求めるというものです。

今回、条件付一般競争入札を実施いたしましたので、まず議案の入札部分について私の方から説明申し上げ、その後、工事の内容、概要につきましては、土木部長の説明を行いたいと思います。

議案集の2ページと説明資料の2ページをお願いいたします。議案第28号、町道本田技研325号線道路改良工事請負契約の締結についてご説明します。この工事は、町道本田技研南通線と国道325号を4車線で接続するための道路改良工事であり、建設工事の種類としては土木一式工事となり、町内業者での施工が可能な物件であります。

今回の調達方法は、条件付一般競争入札により入札を行いました。今回の入札に参加できる者の資格を明記しております。町道本田技研325号線道路改良工事に係る競争入札参加資格の要旨として、建設工事の種類は土木一式工事です。次の共同企業体の構成員数は2者もしくは3者、構成員の1つに格付等級Bの者を含むこととしております。

次に、格付等級等ですが、その共同企業体の格付構成を代表構成員（構成員1）をA、構成員2をA又はB、構成員3をBといたしております。町の格付がAの者を代表構成員とする格付A及びBによる2者もしくは3者の共同企業体であることとし、格付Bの者の技術向上のため共同企業体の構成員のうち、1者は格付Bの者が含まれることといたしております。

次に、この土木一式工事は、町内業者での施工が可能なことから、営業所の所在地で大津町内に主たる営業所（本社）を有することといたしております。

次に、施工実績に関する事項では、入札参加者の施工実績として代表構成員（構成員1）は平成10年度以降、元請けとして町内において完成した土木一式工事で請負金額が3千万円以上の施工実績を有することを参加資格の要件といたしております。



また、一番右の配置予定技術者に関する事項としまして、配置予定技術者の資格を提示しております。以下の条件をすべて満たす技術者を選任で配置できることとし、①で、先の平成10年度以降、町内において完成した3千万円以上の土木一式工事で、管理技術者、主任技術者又は現場代理人としての施工経験を有すること（原則として全工程に従事していることを要する）。②で、土木一式工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者。③では、当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係（競争参加資格確認申請書の提出期限の日以前、連続して3ヶ月以上）に雇用関係にある者として、これらのことを参加資格の要件としております。

この上で、平成21年1月28日に条件付一般競争入札の公告を行いました。

前のページの1ページをお願いいたします。工事名は、町道本田技研325号線道路改良工事です。

工事内容は説明資料記載のとおりであります。詳細につきましては後ほど土木部長からご説明します。

本案件は、共同企業体への発注ということで2月10日に競争参加資格の確認を行っておりますが、申請を行った7者すべてに入札参加資格が確認をされました。その後、2月27日に入札参加者7者で入札を行いました。入札参加者及び入札金額は右に記載のとおりです。入札の結果、長田建設株式会社、村上建設株式会社、有限会社木村工業建設工事共同企業体様が9千671万5千500円で落札となりました。工期は、議会議決承認を経て事務手続き終了後、町長が契約を成立させる旨の意思表示を通知した日の翌日から平成21年10月20日までといたしております。予定価格につきましては、左下に記載のとおりです。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議 長（大田黒英生君） 土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。

○土木部長併任工業用水道課長（中山誠也君） 議案第28号、町道本田技研325号線道路改良工事について、工事の概要を説明申し上げます。説明資料集に基づき説明いたします。

3ページをお願いいたします。今回の分につきましては、赤く示している分が工事の範囲になります。工事の範囲を示す位置図になります。

4ページをお願いいたします。4ページが平面図になります。中央部に色を付けている部分が工事範囲になります。茶色の部分が車道です。緑色の部分が歩道になります。それから、赤色に示している部分が中央分離帯になります。今回の工事範囲につきましては、西側に国道325号の下をボックスが通っているため、国道から30メートル離れた部分から東に延長420メートルを施工するものです。あわせて、北側の方に工場がありますので工場への取付道路も今回の工事に含んでおります。この420メートル東の部分につきましては、一部用地がまだ取得できていない部分があります。この方につきましては、相続者がアメリカに住んでおられる方がおられまして、まだ取得できておりません。そのため、その手前までの工事を行うものです。今回の工事区間につきましては、盛土が2メートルから3.5メートル程度行う高盛土部分が含まれております。軟弱層の沈下を落ち着かせるために先行盛土が必要であるということで、今後の残り部分の工事に影響を与えないようにするため繰越をお願いしまして工期を10月20日としております。

5ページをお願いいたします。これが標準断面図になります。車道は4車線で路側帯を含めて合計が13.5メートル、それから中央の植樹帯についてが1.25メートル、歩道は両側にありますので合計5メートル、全体幅員が19.75メートルになります。なお、国道325号への出口部分については右折レーンがあるため合計は22.75メートルになります。また、一部切土部分につきましては、車道部分は下層路盤まで、それから歩道部分については上層路盤まで施工することにしております。今回の工事につきましては盛土区間については土を盛るまでと、それから東側の部分については表層を外しまして路盤までつくるという形で計画しております。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 議案第28号について質疑いたします。まずは、共同体ということで町内の共同体ということで、この不景気に非常にいいことではないかなと思っておりますが、しかし金額の妥当性というものはきちんと精査しなければならないと思いますので、所在地が大津町内という形で位置づけられるならば1つの井の中なんですね。ということは、一番こういった入札で恐ろしいのはやはり談合の疑いがありはしないかというふうな目で、やはり我々議員は見なければならぬと思いますので、この予定価格というのは示されておりますが、この額の妥当性を示すものってというのは何かほかにはありませんか。例えば、今回この長田建設、村上建設、木村工業建設という共同体で落札されたものですが、もしも、この工事を町外の業者に見積もったならばまだ安くなるかもしれないというふうなことが出ては困るんですね。だから、町外のそういったところにしても、決して勝るとも劣らない金額であるというような説得力のある理由、説明がほしいと思います。なぜならば、こういった時代は変化しますので工事単価、材料費の変動ですね。そういったものも、いろいろ時代とともに変わると思いますので質問したいと思います。

また、この入札参加者で、ここで7つの共同体が組まれておりますが、これはこの325号線道路改良の入札を行うときに分けて工事を行っている関係がありますけれども、すべて同じ形で組んでおられるのか。それとも、工事によって組み方をまた変えられるのか、その点についてもお伺いしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 総務部長首藤誠治君。

○総務部長（首藤誠治君） 永田議員の質疑にお答えします。2点あったと思います。町内の業者さんで今回、条件付一般競争入札はおこなっております。これに関しましては、先ほど申しましたけども、この道路改良工事は町内の業者で施工できる案件であると。これにつきましては、町内の業者さんで共同企業体を組んでいただくためのさまざまな条件を指定したということになります。特別な工事とかで町内で調達できないものについては、町外の方の評価点数とかそういうのも含めてやりますが、今回の工事につきましては町内の業者さんで施工できる案件ということで、町の方では町内の本社を有する者ということで条件設定をいたしました。

2点目の組み合わせ等についてですけども、これについてはそれぞれの会社の自主編成といいます

か、自主組み合わせということでありまして、今回の共同企業体につきましては、この町道本田技研325号線の道路改良工事に限る特定の企業体ということで、この工事のみの企業体ということになります。その都度、工事等についてはそれぞれの業者さんの方で、うちの条件に合うように組み合わせをされるということになります。

○議長（大田黒英生君） 永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 再度質疑いたします。質問の仕方が悪かったですかね。町内で施工できる工事、それはもう重々わかっております。私がお聞きしたいのは、町内で施工できる工事だから高くてもいいですよということですか、私はそこを聞きたいんです。だったならば、全国的にやって、それでもこの額は妥当なんです、安いんですよ。安くいい工事ですよというのがほしいと言ったんです。じゃないと、そこを示さないと私は議員としての責務が果たせないという形でお伺いしたんです。その後の第2点の組み替えというのは任意に行っておられるって言われましたよね。ということは、町内でできる工事だけれども、すべからく皆さんに工事を分かち合うことはできないということなりはしないかなと。町内でできる工事だからだったならば、そこで競争をしますよっていう話ですよ。しかしながら、それには町外の方もかてても安くできるんですよという根拠を私は知りたいということを1点問いました。

2点目は、この中でやっぱり実力があって、これが強者なんだよというところしか取れないということであるならば、全体からするならば20社ぐらい名前を連ねられていると思いますが、この325号線の全体の工事におきましても一部の業者にしか取れないということになるかなということも考えられます。ですから、町内の業者に工事を請け負ってもらうという大前提というのは、できる限り町内の業者の方々が妥当な金額で利益、言うならばそういった工事をさせていただいて全体的な町の発展につなげればという思いがあると思うんですよ。ですから、この組み替えというのも1つ問題になってきはしないかなと。実際、今までの工事がどこの業者だったかっていうのは私も覚えてはいませんが、はい。偏るのがちょっと怖いかなという質問です。再度、お答えお願い申し上げます。

○議長（大田黒英生君） 総務部長首藤誠治君。

○総務部長（首藤誠治君） 1点目の高くてもいいんじゃないかというご質問だったんですけども、入札価格につきましては私たちの方では企業体から提出をいただきます、この工事についての工事内訳明細書、例えば単価とか材料費、資材とかそういうものの単価等の積上表を、うちの技術者の方でチェックをいたします。金額については、それぞれ各企業体の方で精査された金額を提出をされて、それを町が確認をしてこの金額で工事できるということで価格の競争をさせていただいたところなんです。

それから、企業体の組み合わせにつきましては、先ほど言いました今回の組み合わせにつきましては325号の道路改良工事に伴って、うちで言いますAクラス、Bクラスの組み合わせを町内に主たる営業所のあることでやってくださいという公告ですので、これにしたがって取り組んでいただいたところなんです。

金額等の内訳については、土木部長の方から答弁します。

○議長（大田黒英生君） 土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。

○土木部長併任工業用水道課長（中山誠也君） 永田議員の質疑にお答えいたします。設計書のつくり方につきましては県の統一単価、特に、それは地域性も考慮した統一単価があります。それから、県の歩係等もあります。そして、見積等もわからない分については業者から3社以上取っています。ですから、設計書というのは町外の業者、町内の業者関係なく、設計金額は同じになると思います。あとは、入札金額どうなるかということになってくると思います。

○12番（永田和彦君） 検査するのは有識者ですね。その単価を検査するのは有識者ですね。

○土木部長併任工業用水道課長（中山誠也君） そうです、はい。

○議長（大田黒英生君） 他に質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第28号、町道本田技研325号線道路改良工事請負契約の締結についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第28号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第28号は原案どおり可決されました。

次に、同意第2号、大津町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。この採決は起立によって行います。同意第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、同意第2号は、原案のとおり可決されました。

## 日程第7 議会広報編集特別委員会の設置について

○議長（大田黒英生君） 日程第7、議会広報編集特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。議会広報の発行、調査のため、委員会条例第5条第1項の規定によって議会広報編集特別委員会を設置し、これに付託して平成25年2月まで調査することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、議会広報の発行、調査のため、議会広報編集特別委員会を設置し、これに付託して平成25年2月まで調査することに決定しました。

お諮りします。委員会条例第5条第2項の規定による議会広報編集特別委員会の委員の定数は5人にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、議会広報編集特別委員会の委員の定数は5人にすることに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました議会広報編集特別委員会の委員の選任については委員会条例第7条第1項の規定により、荒木俊彦君、源川貞夫君、吉永弘則君、府内隆博君、金田俊二君の5人を指命します。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指命しました5人の方を議会広報編集特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

ご連絡します。委員会条例第9条第1項の規定によって、正副委員長の互選をお願いします。委員会の会議室をご案内します。委員会室はA室です。

念のため申し上げます。委員会条例第9条第2項の規定によって、委員長の互選に関する職務は年長の委員が行うことになっていますので、よろしく願いいたします。

○議 長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。

午後4時17分 休憩

△

午後4時25分 再開

○議 長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

報告します。委員会条例第8条第2項の規定によって、議会広報編集特別委員会の委員長に荒木俊彦君、副委員長に金田俊二君が互選されました。これで報告を終わります。

しばらく休憩いたします。

○議 長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。

午後4時25分 休憩

△

午後4時28分 再開

○議 長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、議会広報編集特別委員長から委員会の閉会中の継続調査申出書が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第8号として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の閉会中の継続調査申出書についてを追加日程第8号として議題とすることに決定しました。

#### 追加日程第8 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議 長（大田黒英生君） 追加日程第8、委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。以上で、会議を閉じます。

平成21年第2回大津町議会定例会を閉会します。

午後4時28分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成21年3月24日

大津町議会議長 大田黒 英 生

大津町議会議員 吉 永 弘 則

大津町議会議員 源 川 貞 夫